

第百五十四回国会 衆議院 総務委員会 議 録 第二十六号 (その一)

平成十四年七月四日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君
理事 荒井 広幸君 理事 稲葉 大和君
理事 川崎 二郎君 理事 八代 英太君
理事 安住 淳君 理事 後藤 斎君
理事 榎屋 敬悟君 理事 黄川田 徹君
理事 赤城 徳彦君 理事 浅野 勝人君
伊藤信太郎君 大野 松茂君
河野 太郎君 左藤 章君
阪上 善秀君 新藤 義孝君
滝 実君 谷 洋一君
谷本 龍哉君 野中 広務君
吉川 貴盛君 吉田六左門君
吉野 正芳君 荒井 聰君
伊藤 忠治君 玄葉光一郎君
島 聡君 田並 胤明君
武正 公一君 中村 哲治君
前田 雄吉君 松崎 公昭君
松沢 成文君 遠藤 和良君
山名 靖英君 石原健太郎君
春名 真章君 矢島 恒夫君
重野 安正君 横光 克彦君
小池百合子君 三村 申吾君

総務大臣 片山虎之助君
総務副大臣 佐田玄一郎君
総務大臣政務官 河野 太郎君
総務大臣政務官 滝 実君
総務大臣政務官 山内 俊夫君
会計検査院事務総局第五局長 円谷 智彦君
政府参考人 北神 智君
(人事院事務総局公平審査局長)

宏明君

野村 卓君

上杉 秋則君

松井 浩君

大久保 暁君

委員の異動

七月三日

佐藤 勉君

同日

補欠選任

小池百合子君

同日

補欠選任

大野 松茂君

同日

補欠選任

吉川 貴盛君

同日

補欠選任

阪上 善秀君

同日

補欠選任

吉川 貴盛君

同日

補欠選任

大野 松茂君

同日

補欠選任

吉川 貴盛君

同日

補欠選任

大野 松茂君

同日

補欠選任

吉川 貴盛君

同日

補欠選任

大野 松茂君

は本委員会に付託された。

七月一日

国民のための郵政公社設立に関する意見書(北海道乙部町議会)(第五五一六号)

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働の延期に関する意見書(東京都東久留米市議会)(第五五一七号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県物部村議会)(第五五一八号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県大川村議会)(第五五一九号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県越知町議会)(第五五二〇号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県大野見村議会)(第五五二一号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県大月町議会)(第五五二二号)

地域住民のための郵政公社設立に関する意見書(北海道北檜山町議会)(第五五二三号)

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(山口県大島町議会)(第五五二四号)

地方交付税の拡充に関する意見書(北海道東神楽町議会)(第五五二五号)

地方財政制度の見直し特に地方交付税の財政調整・財源保障機能維持に関する意見書(東京都大島町議会)(第五五二六号)

地方交付税の財政調整機能及び財源保障機能の維持と地方交付税の大幅削減反対に関する意見

書(兵庫県生野町議会)(第五五二七号)

地方税財政の拡充に関する意見書(福岡市議会)(第五五二八号)

ふるさと農道・林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県中津川市議会)(第五五二九号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県美濃市議会)(第五五三〇号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県春日村議会)(第五五三一〇号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県坂内村議会)(第五五三二〇号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県高鷲村議会)(第五五三三〇号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県丹生川村議会)(第五五三四〇号)

郵政事業関連法案の撤回に関する意見書(北海道黒松内町議会)(第五五三五〇号)

郵政事業に関する意見書(愛知県清洲町議会)(第五五三六〇号)

同日

国から地方に税源を移譲し、地方自治の拡充に関する意見書(東京都西東京市議会)(第五五八九号)

国民のための郵政公社設立に関する意見書(北海道上ノ国町議会)(第五五九〇〇号)

住民基本台帳ネットワークシステムの施行の延期に関する意見書(福岡県古賀市議会)(第五五九〇一〇号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県東洋町議会)(第五五九〇二〇号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県馬路村議会)(第五五九〇三〇号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策

第一類第二号 総務委員会議録第二十六号(その一) 平成十四年七月四日

に関する意見書(高知県香我美町議会)(第五九〇四号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県本川村議会)(第五九〇五号)

小規模町村の公益的機能を重視し自立強化策に関する意見書(高知県安田町議会)(第五九〇六号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県吉川村議会)(第五九〇七号)

小規模町村の公益的機能を重視し自立強化策に関する意見書(高知県西土佐村議会)(第五九〇八号)

地方交付税の大幅削減等反対に関する意見書(徳島県牟岐町議会)(第五九〇九号)

地方交付税の充実にに関する意見書(埼玉県幸手市議会)(第五九一〇号)

地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(北海道穂別町議会)(第五九一一号)

地方分権の推進と自治体財政の確立に関する意見書(山形県鶴岡市議会)(第五九一二号)

地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(山形県大川町議会)(第五九一三号)

地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(鳥取県大栄町議会)(第五九一四号)

地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(鳥取県東伯町議会)(第五九一五号)

地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(鳥取県日吉津村議会)(第五九一七号)

地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(宮崎県延岡市議会)(第五九一八号)

地方交付税の財源調整機能と財源保証機能の維持に関する意見書(埼玉県本庄市議会)(第五九一九号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県池田町議会)(第五九二〇号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県加子母村議会)(第五九二二号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県明智町議会)(第五九二三号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県萩原町議会)(第五九二四号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県小坂町議会)(第五九二五号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県久々野町議会)(第五九二六号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県宮川村議会)(第五九二七号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県神岡町議会)(第五九二八号)

郵政事業に関する意見書(長野県長門町議会)(第五九二九号)

郵便局ネットワーク堅持に関する意見書(岐阜県川上村議会)(第五九三〇号)

郵便局ネットワーク堅持に関する意見書(岐阜県加子母村議会)(第五九三一号)

郵便局の全国ネットワーク堅持に関する意見書(岐阜県高山市議会)(第五九三二号)

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

日本郵政公社法案(内閣提出第九二五号)

日本郵政公社法施行法案(内閣提出第九二五号)

民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出第九三三号)

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九六六号)

派遣委員からの報告聴取

○平林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、各案審査のため、去る一日から二日までの二日間、北海道及び熊本県に委員を派遣いたしましたので、派遣委員からそれぞれ報告を聴取いたします。

まず、第一班の北海道に派遣された委員を代表いたしますとして、私からその概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、私、平林鴻三を団長として、理事八代英太郎、理事後藤斎君、委員大野松茂君、委員吉田六左衛門君、委員松沢成文君、委員山名靖英君、委員石原健太郎君、委員矢島恒夫君、委員重野安正君の十名であります。

会議は、ロイトン札幌において開催し、まず、私から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序等を含めてあいさつを行った後、全日本郵政労働組合北海道地方本部執行委員長秋田喜美男君、北海道大学大学院文学研究科教授金子勇君、社団法人札幌消費者協会会長山本順子君の三名から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、秋田君からは、これまで郵便局が地域の振興や福祉の向上のために果たしてきた役割は三事業一体の国営でこそ可能であること、公社の国庫納付については認められないこと、公社の自由度を高めるための法整備が必要なこと、信書の定義を明確化すべきであることなどの意見が述べられました。

金子君からは、郵便局をコミュニティづくりの核、高齢社会の情報センター、過疎地域の自立振興の核として位置づけ、郵便局の潜在的機能をさらに活用すること、また、今回の法案についてもその点を勘案するとともに、ただ単に効率性だけを考えるのではなく、国家目標等から判断する必要があることなどの意見が述べられました。

山本君からは、郵便局のネットワークは国民共有のインフラであり、これからも存続発展させるべきであること、その上で多種多様な地域のニーズにこたえられるよう郵便局の機能を拡充すべきであること、また、郵便局は地域のコミュニケーションの拠点として活用するとともに、民間の力を活用したサービスを展開すべきであることなどの意見が述べられました。

次いで、各委員から陳述者に対し、公社化のメリット、郵便事業への民間参入でユニバーサルサービスに悪影響が及ぶ懸念、公社の出資事項の必要、今まで郵便局ネットワークが地域に果たしてきた役割と公社化後、期待される役割、郵便局の顕在的機能と潜在的機能、ユニバーサルサービスの維持のための税金の投入の是非、郵政事業の公共性と企業性のバランスの確保策、第三種・第四種郵便物の料金減免制度の維持の必要性などについて質疑が行われ、滞りなくすべての議事が終了いたしました次第であります。

以上が会議の概要であります。議事の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれによつて御承知願いたいと存じます。議事録ができましたならば、本委員会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。

なお、今回の会議の開催につきましては、地元関係者を初め多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、第二班川崎二郎君。

○川崎委員 熊本県に派遣されました委員を代表いたしますとして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、私、川崎二郎を団長として、理事安住淳君、理事黄川田徹君、委員左藤章君、委員佐藤勉君、委員新藤義孝君、委員武正公一君、委員遠藤和良君、委員春名真章君、委員横光克彦君の十名であります。

会議は、熊本ホテルキャッスルにおいて開催し、大分県商工会議所女性会連合会会長今川敦子

君、熊本県点字図書館長西田洋一君、福岡県添田町長山本文男君の三名から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、今川君からは、郵政事業は、郵便が全国一律の安い価格で国民に提供されているなど、生活していく上で欠くべからざる存在であること、特に過疎地では貯金、保険の相談ができるのは郵便局だけであること、このような状況から現状の組織を変更して公社化する必要性は感じられないことなどの意見が述べられました。

西田君からは、録音物及び点字図書は視覚障害者にとって唯一の情報源であり、盲人用郵便物の無料取り扱いが有料化されることは、点字図書館の施設運営が困難になるばかりでなく、視覚障害者の生存権を脅かすものであるなどの意見が述べられました。

山本君からは、郵便局は、ワンストップサービスや災害時の道路状況報告など、特に中山間地において地域の中心的存在を担っていること、公社移行後についても国民からの信頼感の確保が引き続き必要であることなどの意見が述べられました。

次いで、各委員から陳述者に対し、地域生活のよりどころとしての郵便局の重要性及びその果たしている役割についての評価、郵政事業が民営化された場合に生じる影響、民間事業者が信書を取り扱うことについての信頼感の有無、盲人用郵便物が有料化された場合の点字図書館運営へ与える影響及び公社移行後も盲人用郵便物の無料取り扱いを継続する必要性、郵便のユニバーサルサービス確保の重要性、市町村合併推進の中でより求められる郵便局の役割などについて質疑が行われ、滞りなくすべての議事が終了いたしました次第であります。

なお、今回の会議の開催につきましては、地元関係者を初め多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。
○平林委員長 以上で派遣委員からの報告は終わりました。

お諮りいたします。
ただいま報告のありました第一班及び第二班の現地における会議の記録は、本日の会議録に参照掲載することに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕
○平林委員長 引き続き、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として総務省郵政企画管理局長園宏明君、総務省郵政公社統括官野村卓君及び郵政事業庁長官松井浩君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平林委員長 この際、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対し、八代英太君外二名から、自由民主党、公明党及び保守党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。
提出者より趣旨の説明を求めます。八代英太君。
日本郵政公社法案に対する修正案
日本郵政公社法施行法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○八代委員 私は、自由民主党、公明党及び保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対する修正案につきまして、その提案の趣旨及び

び内容を御説明申し上げます。
まず、日本郵政公社法案に対する修正案について申し上げます。

その一は、郵便局のあまねく全国における設置の明記についてであります。
政府原案におきましては、公社は総務省令の定めるところにより郵便局を設置しなければならないこととしておりますが、現在、約二万四千七百の郵便局が離島や山間地を含め全国各地にあまねく設置され、その郵便局のネットワークを通じ、郵便事業のユニバーサルサービスを確保することにも、住民生活に直結した各種の業務やひまわりサービス等の福祉施策等が実施されており、郵便局は地域社会の拠点として不可欠な存在となっております。こうした郵便局及び郵便局ネットワークの意義、機能は、公社化に際しても、引き続き確保、充実させていくことが重要であり、現行の郵便局ネットワークを維持する必要があると

す。
このため、修正案では、公社は総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならないこととしております。
その二は、出資に関する規定の追加についてであります。

今回の郵政事業の公社化の意義は、公社化により経営の効率化等を図り、公共性の高いサービスを全国あまねく提供することを可能とし、国民利用者の利益を増進することにあります。また、郵便事業への民間参入等を踏まえ、競争に対応しつつユニバーサルサービスの維持を図る観点から、公社の経営の自由度を高めることも必要でありま

す。
こうしたことから、公社の出資に関する規定を新たに設けることとしております。
すなわち、公社は、郵便の業務の運営に特に必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出资することができることとしております。
その三は、国庫納付金についてであります。

政府原案においては、公社は、公社の経営の健全性の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内で政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとするとしておりますが、修正案では、公社の経営の健全性を確保する見地から、公社は、その経営に支障が生じないよう、積立金増加額の一部を納付することとしております。

すなわち、公社は、中期経営計画の期間の最後の事業年度に係る利益または損失の積立金等としての整理を行った後、公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額を超える額の積立金がある場合において、一定の要件に該当するときは、一定の金額について政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとするとしております。

そのほか、これらの修正に伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。次に、日本郵政公社法施行法案に対する修正について申し上げます。

この修正案は、日本郵政公社法案を修正することに伴い、所要の規定の整備を行うものとしてあります。
以上が、両修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○平林委員長 これより各案及び両修正案を一括して質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川崎二郎君。
○川崎委員 先ほど、公聴会の御報告をさせていただきます。

大臣、最初に、質問通告してないんですけれども、実は、そこで意見を聞いていますと、国営で税金も使わないでうまくやってきたじゃないの、何でここで公社化するんですかという議論が一つ

あるんですね。

それから一方で、私も、地元で国会報告しますと、川崎さんがやっているのは民営化法案ですか、こういう議論が出るんですね。国民に今回公社化ということは何かということがうまく伝わっていない。これはマスコミの責任もあると思いますよ、マスコミの責任も。しかしながら、場外から声もありますように、やはり総務省として、きちっとこの公社化という問題をうまく国民に説明する必要がある。法案が成立しましたらやはりきちっとやってもらわなきゃならぬだろうと思うんです。

実は、国営の維持のままでいいんだという意見もあるんですね、地方へ行けば行くほど。ただ、私は、橋本行革のときに加藤幹事長や野中幹事長代理の下で、随分総務庁、また郵政省の間を行き来しながら公社化というものを取りまとめた一人であります。

その中の一つの我々の感覚として、郵政事業をめぐる環境は大きく変わるぞというのが第一なんです。変わらなくておられない人たちと、これからかなり変わるぞと考えている人たちの根本的な違いは私はあると思っています。

例えば、郵便事業につきましても、この間、郵便局も視察いたしましたけれども、請求書、領収書のたぐいがざあつと送られているんですよ。しかし、これを見たときに、さあ何年たつたら電子メールに変わるのかな。正直言つて、これは政府は一生懸命になって進んでいるんですよ、総務省が音頭取りしながら。最終的には、郵便の請求書というものは電子メールに変わっていくんだろかな、時代が変化していくんだろかなと考えざるを得ない。いや、新聞社は反対しているけれども、最後は、光ファイバーで新聞だつて送られる時代になるかもしれない。それだけ大きな変化をIT社会というものは含んでいますよということが第一にあるんですよ。

第二番目に、資金運用の問題というのはやはり大きな課題になってきますよ。

環境は変わってきます。その中で、大臣は割合長い間の任期であります。しかし、短ければ二カ月ですよ。長くて、私も一年二カ月やりましたけれども、それは長い方ですよ。そんなもので、郵政三事業をまとめておれが先頭に立つて全部新しい時代の変化に対応してやっていくというものは、正直言つて無理だ。郵政大臣が先頭になって全部やるのは無理だ。そこで、公社化をして、総裁は四年の任期ですね。この中で、経営者としてきちっとやってもらおうというのが、実はこの公社化の中の私は一番大きな議論だと思うんです。民間の知恵だからうまくいくとは思いません。大失敗した会社も多いんです。バブルの中で浮かれて、次から次へとゴルフ場をつくったり、過大の投資をし過ぎちゃって、今リストラ、リストラといって雇用者に大変迷惑をかけている経営者も多いんです。自分たちが過去にやったことの反省をしないでやっておる方々もいらつしやるんです。

しかしながら、我々の知恵として、優秀な経営者というものを選んで、そこへ託していく。そして、そこに対して、依存しながら、我々がどう目を光らせていくか、総務大臣がそこどう調整をしていくかというのは問われているところで、実は、民営化議論が出てきたり、片つ方で、今のままでいいじゃないですかという議論がまだにこころは今我々の選択肢としてベストですよということをお国民に知らせなきゃならない、それが総務大臣のお務めであると思いますので、ちよつとそのことを、先ほど申し上げたように何も通告していませんでしたけれども、お話しただけだと思ひます。

○片山国務大臣 川崎委員の言われるとおり、大変な議論を経て中央省庁改革基本法の中で、国がやっておつた郵政事業を国営公社でやる。これは、今お話しのように、公共性は維持しながら、やはり民間的な経営の観点まで持ち込んで、もつともつといいサービスを国民の皆さんに提供する

ようにする、こういうことでございまして、そういう意味では、予算の制約、国会や役所の制約から、基本的なものを除いてある程度自由にして、思い切つてやってもらう、こういうことだと思ひます。

そういう意味では、総裁に人を得て、その総裁が、任期の四年間、民間的経営で力いっぱいやる、これが必要でございまして、公社のメリットは、まさにそこにあるんですよ。

大変私どもの方の役所が力不足で、PRがまだ不十分でございまして、法律が成立いたしましたれば、私も先頭に立ちまして、省を挙げてこの国営公社、新しい日本郵政公社の今後の進むべき方向を含めて、大いにPRいたしたい、こういうふうにしてございまして、まさにIT時代で大きく変わってくるんですね、郵政事業を取り巻く環境も、そういうことの中で、やはり我々は、より新しい、より国民のためにいい郵政公社、郵政事業サービス、こういうことに努力してまいりたいと思つております。

○川崎委員 八代さん、御苦労さまです。

まず、一方で民営化なんという議論がある中で、やはり公社でやっていくという中の我々の思い、その思いというのが実は、この修正案の一番最初の「あまねく全国に」というところになり込められておると思うんです。

郵政大臣も経験されました八代さん、先ほど趣旨説明でもありましたけれども、もう一度、「あまねく全国に」という修正案をあえて出された理由についてお話しただきたいと思ひます。

○八代委員 公社化になつても、やはり私たちの向こう三軒両隣の拠点として、郵便局は二万四千七百ございまして、人の住んでいるところに郵便局がある。それは私は、公社化になつても国民共有の財産として守っていかなければならない。ここが実は荒井部会長、また稲葉専任部会長の党内の議論の最大の焦点でございまして、確かに、民営化という一つの流れはあるにしても、それであればこそ、守るべき地域の人たちの

拠点というものは守っていかなければならない。その使命は、公社化になればなるほど責任は大きくなる。それには、民間との競争は激化するかもしれないけれども、しかし、公社は人の住むところには必ずある。どんな山の中にも、どんな離島にも必ず存在するんだということで、政府原案では「地域住民の利便の確保について配慮」、こういう文言になつておりますので、やはり郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民の生活基礎サービスのネットワークというものを活用して、全国あまねく提供するという郵政事業の意義というのは公社化後もしっかりと、引き続き変わつてほしくない、また変わるものではない、こういう思いで、法律上明確にするために「あまねく全国に」郵便局を設置する、これはもう魂のような思いでこの文言を修正の中に実は挿入させていただいた次第でございまして。

○川崎委員 それでは、大臣、私、運輸大臣としてかなり自由化の方へカーブを切つたんですね。ただ、反省もあるんですよ。地元へ来て、バスの自由化の中で、路線から撤退、結局、走っているのは町営バスが走っているんですよ、町営バスが。自由化、規制緩和というのは小さな政府のはずだったのが、結局、まず補助金から始まりまして、補助金を出しただけではもう運行できないといつて町営のバスをやっているところがかなりあるんです。JRもいろいろな問題を解消して、経営的にはうまくいくなりました。しかし、現実問題として、自動車化、そして道路の整備が進んでいますから、やはりだんだん撤退せざるを得ない、こういう姿を地方の人たちは見ているんです。ちよつと、大都会にお住まいの方はわからない話なのかもしれないけれども。

民営化でうまくいっているんじゃないか。確かに問題点はかなり解消された、この手法によつて、JR東も完全な民営化になりました、うまくいった。しかし、一方で、問題点が出てきていることは事実なんです。総務省という立場からいつても、いつの間にか違う役所の予算がこちら

に振りかわつちやつて、交付税で何とか面倒見てやつてくれという話ばかり出てきておるのが実態ですよね。

さあ、公社化ということだからそこは大丈夫なんだろうと思ひながら、我が与党の中の議論で、自民党の中の議論で、まさか町営の郵便局なんという話にならぬでしょうな、補助金出さなきやもうこの郵便局あしたからなくなるよ、こんな話にならないでしょうな。

一方で、しかし国鉄時代のように余りぎりぎりやつたら、結局、最後は赤字体質になつちやつて、赤字体質になつたらそれこそ民営化得つたなしという話になつてしまふ。そこはまさに経営の妙でやらなきやならぬ。原則をきちつとやりながら、先ほど言った総裁のもとでやつていく、効率化もどう図っていくかということを検討していかなきやならぬ、そこが一番大事なところなんです。

そういう意味で、「あまねく」という表現で私も最終的な決着をさせていた。今ある数をきちつと守れという議論もあつたんですよ。そういう中での結論でありますから、総務大臣としてどうとらえていたで、今までは無修正で通してくれと言われましたけれども、きょうから変わつてくださ。与党の言うことは大賛成でございますというところで御議論いただいたらありがたいな。ちよつと御見解を。

○片山国務大臣 今言われたとおりでございます。郵政事業はユニバーサルサービス、こういうことを我々は何度も言つておるわけで、全国あまねく公平なサービスをすべての人に与える、こういうことでございまして、そういう意味では、今、二万四千七百の郵便局ネットワークは、これは維持していきたい。

ただ、三事業一体でやつておりますが、郵便事業だけが、少し、消費税なんかの扱いの問題もありまして、何年間か赤字でございましたが、十三年度から黒字に転換すると思ひますし、まもなく決算いたしますけれども、十四年度はもちろん黒

字になる。こういうことで、経営体質を強化しながらサービスは落としていかない、郵便局の数も維持していく、こういうことが私はユニバーサルサービスではないかと。

二万四千七百のネットワークが、そのもの自身が存立することが、安心、安全、安定、そういうお気持ちで国民に与える、こういうことでございまして、全国あまねく、こう入れていただきましたことは、我々も同じ思想で二項に書いておりましたけれども、一項にそれを入れていただいたことでより明らかにしたのかな、こういうふう

に思つております。

閣法で出しましたときはベストだと思ひましたけれども、ベストにもう少しベストが加わつたのかな、こう思つております。

○川崎委員 次に、具体的に伺います。

出資については、大臣が既に委員会の答弁で、実は検討しておつたんだからという趣旨の御発言をされております。それを受けながら与党として取りまとめをしたということでありまして。しかし、現実にはこの法案が出た以上は、出資というのは何をやるんですか、具体的に教えてください。○片山国務大臣 我々も検討いたしました。詰りめ切らずに持ち越したものでございます。今回こういう形で修正案を出していただけたわけであり

ますが、我々検討いたしました出資対象事業といたしましては、例えばダイレクトメール等に関する発送準備や発送業務を行う発送代行業務、また、郵便物の追跡、車両予約、車両運行管理等に関する情報システム管理業務、こういうものについて専門の子会社ということになるんではないかと、そういう会社が出て業務を一種のアウトソーシングでやる、そういうことがいいのかな、こういう検討をいたしておりましたが、この修正が正式に決まりますれば本格的な検討をいたしたい、こういうふうと思つております。

○川崎委員 通信委員会でも、かつて、NHKの出資について一覧表を出させて、随分批判を

浴びたことがあるんですよ。ぜひ、そういうことにならないように、経営の自由度というのは大事だと思ひますよ、しかし、そこは透明性を持ったものにされること、これだけ要望しておきます。

八代委員にお聞きしたいと思ひます。

この国庫納付金、これ法律を読むとよくわからぬ、正直申し上げて。法律の書き方でしようけれども、基本的には、一つは過少資本問題についてどう考えるか。第二番目の問題として、少なくとも、公社なりこれから新しい仕組みの中で独立行政法人がたぐさん生まれてくることになる、こういうものとはやはりきちつとした相関関係を持ちながらやるべきであろう。大臣の答えを聞いてみると、この納付金問題についてどうも将来像がわからぬということ議論があつてこういう書き方になつたんだらうと思ひます。独立行政法人といひますと、具体的にどこなところが同じような形をとつておるのか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○八代委員 独立採算型の独立行政法人というのは、いろいろありますけれども、例えば日本貿易保険みたいなところでですね。中期目標期間終了ごとに期間中の積立金の増加額の一定割合を国に納付すること、こういうふうになっているんで、これは貿易保険法の第十六条等に定めてあります。

今回の修正案については、独立採算型の独立行政法人の納付規定をベースとはしておりますけれども、独立採算の貯金、保険等の業務を営むという郵政事業の特質から、一定の水準の自己資本が必要となるだらうと思ひます。

先ほど来、自立をさせていくにもがんにがらめに両手両足を縛つたままでは、自由度という点では、これから民間参入の中の競争の中において、それは自立にならないだらうということをおもひますと、そういう考え方に立つて、国庫納付規定の修正ということで私たちは意見が一致したところでございます。

○川崎委員 そうしますと、ちよつと具体的に議

論を詰めますけれども、過少資本をまず解消しなきゃならぬ、特に金融の安定というものを考えますと、ここはやらなきやならぬだらうと思ひます。

それでは、来年の四月一日スタートができると思ひましたら、今持っている資本はどのぐらいになるんですか。それから、では、公社が安定した資本を持つてしっかり国民の信頼の中でやつていくにはどのぐらいの資本をお積みにならないと安定したと言えないとお考えなんですか。そのことを片山大臣にお尋ねします。

○片山国務大臣 私どもの方でつくりました郵政事業の公社化に関する研究会の中間報告におきまして試算、平成十二年度決算計数等をもとにした試算で、できるべき郵政公社の資本金は約一兆九千億円、こういうふうに表示されております。ただ、これは、今後、来年の四月までの金利、為替等の金融情勢その他によつて変動し得るものであつて、現在確定的にこうだということとは申し上げられませんけれども、まあこの一兆九千億円程度が今の資本の状況じゃなからうか。

そこで、どのくらいあれば過少性がなくなるか、過少資本でなくなるか。これは難しい議論で、例えば金融機関の場合には、国内業務なら四パーとか、国際業務までやるなら八パーだとか、いろいろなことが言われていますね、資本の一つのメルクマールとして。例えば四パーでやりますと、郵貯が二百四十兆、それから簡保が百三十兆ですから、三百七十兆ですね、それで四パーをやりますと、十四、五兆になる。八パーならもっと大きい数字になる。

この辺は、国営公社という性格を考えながら、どのくらいの資本が適正なのか検討したい、公社化研究会の御意見もさらに聞こう、こういうふうと思つております。

○川崎委員 正直言つて、民営化なんという議論がなければ、国が担保しますよと言言ええ終わ

る話なんですけれどもね。

きな金額になるのですけれども、提出者の認識として、どんなぐらいいとお考えですか。

○八代委員 地銀とか都銀とかというのは大体負債の四・七％ぐらいを資本にしているようですね。そういうことを考えていきますと、今大臣答弁の一兆八千九百億とかその辺の額は、これから激しい民間との競争それから金融のリスク、もろもろを考えたって、私は、四・七までいかなくても四パーぐらいはやはりそうした形の資本として存在すべきだ、こう思います。

アバウトに、二百五十兆、こう思えば十兆、区切りよく十兆ぐらいは資本としての価値観は認めておくことが必要じゃないかと思うし、こんな話をする財務省はびっくり仰天するかもしれないけれども、ここはやはり立法院として我々は声を大にして、最低でも十兆、四パー、これは私たちの意見として、今回はそういう思いでこの問題に修正案を出させていただいたところまででございます。

○川崎委員 そうしますと、資本が積みまでは当面の間国庫への納付はない。

国営でやっておりますときに、これも私の大臣のときですけれども申しわけないと思っておりますが、国鉄の債務を助けてもらうために一兆円、毎年二千億円特別にもらった、こういうことでありますけれども、普通で考えたら、国営でありますから、一方で、税金を使わないと同時に、きちっとした経営をやっていたと同時に、国には基本的には税金を納めていなかった。

では、公社がスタートして全く新たな負担はないんですかという、それも間違いだろうと思うんですね。新たな負担というか、ある意味では地方へお返しする問題が出てくるんだろうと思えますけれども、そのことについて、少し大臣からお話をいただきたいと思います。

○片山国務大臣 税金の関係は、これはいろいろ検討いたしました、旧三公社と同様の措置がいいのではなからうかと。

国税については、法人税、所得税等は非課税に

してもらおう。地方税についても、法人住民税、法人事業税、事業所税等は非課税にしてもらおう。それから、本来事業用資産については、不動産取得税、固定資産税等を非課税にもらおう。ただ、固定資産税にかわるものとして、旧三公社も払っておりました当該固定資産の価格の二分の一を算定基準とする市町村の納付金を、それぞれの市町村に出させていた。これ、現時点での試算によりますと、年間約二百二十五億円を負担することになると思います。

それから、公社は従来どおり独立採算制のもとで郵政事業を行うものでございますので、消費税は現在負担しております約七百七億円、それから郵政職員の年金費用の、基礎年金の国庫負担分は、国庫からもらっているのじゃなくて郵政事業そのものが負担しておりますが、これが年間約三百二十億円でございまして、この辺の負担は、今後公社化後も引き続き公社の負担としてまいりたいと考えております。

○川崎委員 現状と比べて新たな負担が生じるということだけは理解をいたしました。

これはお答えいただかなくて結構ですけれども、そうすると不明確なのは、基準額を決めていただいてある程度の資本が積まれる、そこできちっと国庫納付を行いますよ、これは明記してあるわけですね。さあ、何％払うんですかというところがない。

例えば、公益法人の収益事業、これは二・二％の税金である。私は、横並びと申し上げましたけれども、大体こんなところがいい感じだと思っております。大臣の時代にお詰めになるのか、もう少し先でお詰めになるのかわかりませんが、基本的な認識としてまあこんなところであるという意見があったということだけ記憶にとどめておいていただきたいと思います。

それでは、ちょっと次の法案について申し上げます。

ガイドラインを国会へ提出しろ、正直言ってよくわからぬですから、議論の中で、これは与野党

通じてガイドラインを出せという話がずっとある。しかし、大臣は、パブリックコメントを求めて最後は責任を持っておれがやるからこは信用してくれ、こういう答弁で終始されてきた。

そこで、ガイドラインまで出すのはなかなか難しいかなという中で、ガイドラインの概要を出していただいたんです。文書で我々の目に入っているわけですから、国会ですら、委員会の場で、概要を手短にちょっとお話しただけです。

○片山国務大臣 信書の定義、それに基づくガイドラインでございすけれども、定義の方は、何度も申し上げましたように、特定の受取人に対する差出人の意思を表示または事実を通知する文書だ、こういうことでございまして、基本的にはこの考え方、解釈は従前から今回まで同じでございまして、これを書くことによって物を変えるなんというところは全く考えておりません。

ただ、個別の当てはめについてはいろいろ議論がございすので、これは幅広い意見を聞きながらガイドラインではつきりしよう、こういうことでございすますが、一番問題になっているのは、御承知のようにダイレクトメールですね。多数に差し出されることをもって信書に当たらないというわけにはいかない、我々はこう考えておりますが、ダイレクトメールの中で、公然公知、例えばチラシのようなもの、街頭における配布や新聞折り込み等を前提としてつくられるチラシのようなもの、これは実態から見て信書の定義に該当しないのではないかと考えております。

また、クレジットカード、地域振興券については、これもいろいろな議論がございすけれども、少なくともこれは支払い手段でございまして、それに対する通信文が添えられているということ、貨物に添付する無封の添え状または送り状として考えることも可能ではなからうかと現在の時点では考えておりますが、こういうものについて、先ほども言いましたように、幅広い御意見を聞き、パブリックコメントにもかけてまして確定い

たしたい、こう考えている次第でございす。

○川崎委員 ダイレクトメールについては、基本的には現状認識をしっかりと踏まえながらやっていきたい。

それから、クレジットカードについては、今までいろいろな議論がありました。特に、中村さんがされた議論なんというのは、我々聞いていてうんと思わせる議論もされたと思っております。

その中で、添え状と決済機能を持ったカード、ここを分離してお考えになって一つの結論を出されたというところは、私は、郵政省にとつては痛手でしょう、役所にとつては痛手ですよ、公社にとつては痛手ですけれども、そこをきちっとされたということは評価をしておきたい、こう思っております。

そこで、ちょっと数値的にみんながとらえていないんじゃないか、ダイレクトメールと言われるものはどのぐらいあるんですか。事務的に結構です、どのぐらいあるんですか、数と金額で教えてください。

それからついでに、それじゃ、メール便と言われるのは、これは国土交通省に聞いてもらったと思っておりますので、どのぐらいあるのですか。それをちょっと教えてください。

○園政府参考人 御質問のダイレクトメールの数でございすますが、これは郵政事業庁がアンケート調査をやっております結果によりますと、手紙、はがき、普通郵便物と申しておりますけれども、その約四分の一、二四・三％という数字が十三年度のデータというふうに出ております。これを通数にしますと、約六十二億通というふうに推計しております。これは一日だけの調査でありまして、サンプル調査でございす。

それから、もう一つは、この調査方法が、受取人が自分でダイレクトメールと認識しているものを記載していただいているということでございますので、この中には、例えばカタログのようなものというところで、従来から信書として考えてい

いものも入っているというふうに思われるところ
でございます。

収入にしますと、これは平均単価もいろいろで
ございませうけれども、一定の前提を置いて計算し
ますと、約三千億円を超えるぐらいの金額かなと
いうふうに、これも推計をしているところでござ
います。

それから、チラシなんか、公然、公開というこ
との関係だと思いますが、メル便の数値でござ
いいますが、これは我々の把握しているデータに
よりまして、最大手の会社で取り扱っているメル
便の数というものは約六億通というふうなことで
ございます。

○川崎委員 今、いわゆるダイレクトメールが三
千億から三千五百億ぐらいの市場。その中で、
メル便として取り扱われているのが、クロネコ
さんで六億、他を合わせて七、八億になるん
でしょうか。そうすると、一割の三百五十億とい
うことなんだと思えます。

これで、十月、パブリックコメントを出され
て、きちつと法律に担保された中で信書というも
のは決まります。そうすると、やはり法治国家で
すから、決まった以上は、難しいグレーゾーンは
あるんだと思えます。しかし、そこはきちつと
していかなくやならぬですね。

例えば、先ほど、クレジットカード、今まで議
論してきたけれども、これはいいですよとお認め
になつて、約二百億の市場でしょうか、これはき
ちつとまとめた。そして、今のダイレクトメール
についても考え方をきちつとまとめた。

それでは、そこがきちつと担保されて、これか
ら四月一日以降は動いていかなきゃならない。そ
のときに、いや、まあまあということ、今度は
勝手に民間業者の方が広げたり、出す方、実は私
は、業者側よりも、大口の出す方がきちつと認識
をすることが大事だと思うんですよ、法律でこう
やって定まりましたよ。一円安いからといって
脱法行為をされるということではなくて、この法
律に従ってきちつとお互いにやりましょうという

ことが大事だと思うんです。

さあ、それをどうやって担保しますかというこ
ろです。これは、今までだったら監察局なんか
がおやりになったんでしょけれども、そういう
わけにはいかぬと思えますよ、そこは。きちつと
やはり司法というものでおやりになる必要がある
んじゃないかなんかと思えますので、その点の見
解、これからどうされていくのか。

まず、国民に理解してもらうことが大事です
よ。先ほど宣伝のことも申し上げましたけれど
も、国民に理解をしてもらう。そこをぜひお話を
聞かせていただきたいと思えます。

○團政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。この定義が入
りまして、さらに、ガイドラインでこの具体的
な当てはめについても明確にしていこうというこ
とでございます。その過程につきましても、透明性
を持ちましてきちつとしたものをつくっていくとい
うことでございますが、これは幅広く利用されて
いる郵便でございますので、差出人の方、それか
ら運送事業者の方には、これが固まった時点で一
層広く周知徹底しまして、理解をいただくとい
うことを行うことがまず一番重要だろうというふう
に考えております。

その上で、これは法治国家でもございますの
で、罰則の規定もございします。そこら辺の罰則の
適用につきましても、これはこれから、これまで
は事業と一体としてやっておりましたが、基本的
には公社から離れまして、行政ないし捜査当局に
おきましてよく連携をとりまして、法を守ってい
ただくということについても、これは公正に対処
していくことが必要だろうというふうに考えてお
ります。

○川崎委員 重ねて申し上げておきますけれど
も、国民によく理解してもらうことが大事です。
これは何よりも総務省の務めです。したがって、
業者の方々、差出人の方々、特に、ダイレクト
メールですから、大口の方々によく理解をして
もらうということが大事だろうと申し上げておきた

いと思えます。

それでは、参入条件のところ、ちょっと時間が
なくなりましたので、簡単に疑問点を聞きたいと
思います。

信書箱をきちつと設ける。それはこういう条件
できちつと管理されなきゃならぬよ。さあ、そう
なりますと、赤ポスト、青ポストが必ず規制され
るんですか。それとも、例えば、デパートの中と
か商店街の中に置かれて、きちつと箱が管理され
て、もちろん見られないように、そして、抜き出
しなんかできないように。しかしながら、そのお
店にきた人が簡易に入れて、そして、それを一
日、必ずとりに来て。こういうところもいいとお
認めるのでしようか。そここのところの見解を
聞かせてください。

○團政府参考人 お答えいたします。

信書便の差出箱につきましても、これはあくま
で個人または小口の利用者の簡易な利用を確保す
るというのが目的でございますので、満遍なく設
置され、また非常に利用しやすいということが必
要条件でもあり十分条件というふうに考えており
ます。

したがって、御指摘のありましたように、
今郵便局で使っておりますような、公道にありま
すような大きなポストということもありますけれ
ども、これは、郵便局におきましてもやや小ぶり
のポストを使っているところもあるわけござい
ます。

それからまた、設置の場所でございますけれど
も、これは、郵便局の場合は郵便局の前とか公道
とかいうことが多いと思いますが、なかなかその
場所を確保しにくいだろうというふうに考えてお
りますので、利用者のことを考えますと、公衆が
自由に出入りできるというふうな場所を使いやす
いという場所であれば、コンビニエンスストアと
か、あるいは代理店とか百貨店とか、そういうよ
うな中ないし外で設置されるということについて
も問題は無いというふうに考えております。

○川崎委員 省令案で総数については書いていな

いのですけれども、各地方ごとにこのぐらいだよ
という基準が出てきた。それをずっと足すと、基
本的に全国で何本設置しなきゃならぬのか。

この議論の中でクリームスキミングの問題が最
大問題でありまして、郵便事業の収益を見せてい
ただくと、全部で二兆円の売り上げ。四千八百億
が東京都内。二五％が東京都内に集中している
というのは、一〇％ぐらいの人口のところに二五
％ですから、極めて情報集中の東京都だな、こう思
うわけでありまして。そこで上げる利益が一千億以
上。大阪、名古屋がべたべた。北海道から東北、
北陸、中国、四国、九州、みんな約二割の赤字。
したがって、一定地域だけやらせてくれよ、そ
して、先ほど言いました、大きな需要をお持ちの
差出人のところだけ行つて、東京都内だけ、関東
だけ、大阪だけ配らせてもらおうという事業者が
出てくると、基本的には地方は五十円のものをも
七、八十円に上げるを得ない、どう考えても
上げるを得ないということになって、どうぞ全
国一体でやってくれたいよということが我々の強
い要求なわけでありまして。

それも、民間業者、クロネコさんは、やれるけ
れどもやらないと言われた。しかし、そのときの
答弁でも数社出てくるだろうと。さあ、数社出て
くるとして、それが、とりあえず三万本ぐらい関
東、大阪に設置しましたからこれでスタートしま
すよというの、認めるのですか、認めないの
ですか。

○團政府参考人 お答えいたします。
郵便事業は、今先生がおっしゃったような、地
域の経済力を反映した非常にアンバランスな収益
構造でございます。したがって、このクリ
ームスキミングを避けるために、全国において一通
からの引き受け、配達を行っていたかどうかとい
うことを条件にしておりますので、この一般信書事
業につきましても、一部地域においてサービス
をスタートするということは想定してないとい
うものでございます。

○川崎委員 時間がありませんので、公聴会で次

に出ました四種問題。

大臣は、もう既に踏み込んで、無料でやる、こう言われている。しかし、我々委員の中に多くあるのは、片山さん、いつまでやられるのかな、かわつちやたらこれは変わるんじゃないかなという思いがあるのですね。

そこで、国会の意思というのはどこで担保していただけますか、ずっといけますかという話と、もう一つは、さっきのように、総裁が最終的には運営されていくのですね。そして、総裁が料金の認可をもらって、そこは、ですから総務大臣のチェックも入るわけですよ、もらってこれをやっていくということになる。そうすると、無料化はしますよともう一度言明をしていただくと同時に、そこをどうきちと担保されていくか、中期計画等を通じて。また、設立委員になるんでしょう、とりあえず、その人たちに片山大臣の意思をどうお伝え願うか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○片山国務大臣 大臣というのは個人ではなくて機関ですからね、機関としての意思は続くんです、これは。継続、安定するわけでございまして、私が言っておりますのは、この国会でのいろいろな議論を踏まえて、やはり三種、四種の重要性というのは十分認識しておりますので、減免の規定は置いていきますよね。ただ、具体的には認可になるわけです。そこで、機関である総務大臣としては、特段の事情の変更がない限り無料を基本としなければならぬ、無料でなければ認可しない、こういう感覚で対応したい、こういうふうに思っております。いずれにせよ、法律が成立しますれば、早い時期に設立委員さんを決めまして、これですぐ公社移行の準備に入るわけでありますけれども、設立委員の皆様にもその意思を国会の御議論を踏まえてしっかりとお伝えいたしたい。

我々の方はチェック権があるわけですから、何度とも言いますように認可でそこは担保したい、こういうふうにご考えております。

○川崎委員 これから同僚議員からも少し詰めが出来ると思う。

私から最後に委員長にお願いしたいと思えます。

普通の独立行政法人ですと、決算をして担当大臣に出す、担当大臣はそれを内閣に送って会計検査院の意見をつけて戻す、一年か一年半後に、国会でいよいよ決算行政委員会での審議がされるということになるわけでありましても、今回の立法は、基本的には三カ月で総裁は決算をまとめて総務大臣に報告を行う、そして、総務大臣はそれを国会に提出する、こういう規定が特別に書かれております。

そうしますと、受けた方の委員はどうしますかということですが、これは法律で書くのか、我々がどうするかということを決めなきゃならぬと思うんです。

理事会で御協議いただいて、法律で決めるということでありませぬから、委員長の見解というものを最後にお示しただければありがたいと思えますので、理事会での協議をお願い申し上げておきたいと思えます。

○平林委員長 ただいまの川崎委員の御発言は、新しい公社の決算の国会における取り扱いの問題でございします。

理事会において協議をいたしまして、決算が提出されましたらその決算について当委員会が調査審議をするということにつきまして、理事会協議をいたしたいと存じますので、理事の方々はどうかその点を御了承願いたいと存じます。

○川崎委員 では、終わります。

○平林委員長 次に、吉田六左エ門君。

○吉田(六)委員 おはようございます。日本全国が注視しているというこの公社化に対して、一言質問させていただきたいと思えます。

筆頭理事の川崎先生から大臣に向けて冒頭御質問がありました。大臣の公社化に向けての強い指導力も含めた御発言がありまして、意を強くしております。ぜひひとつその方向でお願いを申し上げます。

げたい。

まず、かかって、ポストに限って御質問させていただきますたいと思えます。一般信書便事業の参入条件ということでございしますが、信書便差出箱、これに関する総務省令の具体的な内容を、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○團政府参考人 お答えいたします。

信書便差出箱についてでございますけれども、これは省令で、まず形状等の基準を定めるということにしております。これにつきましては、差出箱の機能として、簡単に壊れにくく施錠可能なこと、それから差し入れ口から信書便物を抜き取ることができないこと、見やすいところに取扱事業者の名称を表示しまして、他の事業者の差出箱と紛らわしい外観を有しないこと、それから利用の可能な時間及び取集の時刻を表示する、こういうふうにご利用者から見てわかりやすい、使いやすいい基準を設けたいというふうに考えているものでございします。

それから、次に設置の基準ということになりますけれども、設置の基準につきましては、この法律の趣旨でございします全国の利用者が民間参入の効果を受けたいというための制度でございします。具体的には、全市町村につきまして一定の人口当たり設置すべき最低限の本数という基準を策定しまして、この基準によつて設置していただく。それから、その基準の中におきまして、当該市町村の中でも一部に偏ることなく満遍なく設置していただく。それから、場所としましては、一般公衆が利用しやすい場所に設置していただく。こういう基本的なものを定めて、この基準に合わせていただくことを予定しているものでございします。

設置数につきましては、資料でお配りしてございますが、市町村を政令指定都市、過疎地などにより五つに区分しまして、人口当たりの設置本数が人口集中度の低い地域に相対的に厚くなるというふうなことを基準とすることを予定しているものでございします。

この基準の算出につきましては、現在、郵政事業庁が設置しております差出箱がございしますけれども、この差出箱も市町村によつてかなり疎密がございします。その最も密度が低い水準の市町村と同程度になるということに調整いたしまして、お示ししている基準によりまして、現在の郵政事業庁の設置本数の約六割と約十萬本、そういう基準を設けたいというふうに考えているものでございします。

○吉田(六)委員 ありがとうございます。細かく、現状の郵政事業庁と同水準というレベルで御精査いただいた結果であると思えます。ですから、ぜひこれをひとつお守りいただくべく明快に省令に定めていただきたいと思います。

そして、信書便差出箱以外の引き受け方法に関するこの省令の内容も、コンビニでありますとか、いや、今度はとりに行くんだとかいろいろなことが話題になっていますが、このところをひとつ明快にお聞かせいただきたいと思います。

【委員長退席、荒井(広)委員長代理着席】

○團政府参考人 お答えいたします。

百三十年前から、新しくポストをつくつてだけれども利用できるようになったというのが新式郵便の始まりでございします。伝統的にポストの設置というのがやや郵便の常識のようなところがございますが、民間が今度参入をされるということになりますと、そういう方法でもっといい方法があるんじゃないかというふうなこともあれば、別にポスト以外にそれを認めてもよろしいんじゃないかというふうなことでもございまして、そういう趣旨から、ポスト以外の引き受け方法に関する規定を設けさせていただいてるわけでございします。

その場合に、その基準を設けるわけでございしますけれども、この基準につきましては、新しい提案でございします。これはパブリックコメントを通じて関係事業者等から幅広く提案、意見を求めまして、これを公正、透明に策定していく

という手続を考えているわけでございます。

その場合も、この信書便差出箱と同様に、その基準に当たるかどうかにつきましては、やはり、全国すべての地域において一通からでも利用者が随時かつ簡易に差し出す、そういうシステムになつていくということ、それから、信書の秘密保護が確実である、これは当然の前提ということでありまして、これに合致するものを募集しまして、この基準としていきたいというふうに考えているものでございます。

○吉田(六)委員 全国の業務開始時期、このことについて、一般信書便事業の許可に際して業務開始当初から全国における引き受け、配達を行うというこの条件、屋上屋かもしれないけれども、機会をあたわつたものですから、いま一度このことをひとつ念を押させていただきますかと思ひます、お願いを申し上げます。

○國政府参考人 お答えいたします。

今回の法案におきましては、全国全面参入というところでございまして、すべての信書の取り扱いが可能となる一般信書便事業者というものを予定しているわけでございますが、この事業者につきましては、基本的に、クリームスキミング的な参入は認めないという仕組みで御提案しているわけでございます。ということは、すなわち、全国における引き受け、配達などを条件とするというところで法案に明記させていただいてるところでございます。

したがいまして、この一般信書便事業の許可に際しましては、業務開始当初から全国において引き受け、配達を行うという事業計画を出していただきまして審査する、その上で許可するというふうになつておりますし、また、この事業計画に従つて、当然のことながら、一般信書便事業者が事業を行つていただくことになつていくわけでございます。

したがいまして、この制度、仕組みからいいますと、一部地域において業務を行うというふうな事態は想定していないというものでございます。

○吉田(六)委員 段階的な参入はない、こう明確に御返事いただいたものと理解させていただきます。

三種、四種郵便物についてありますが、先人の、本当に我が日本民族のハートを感じるようなこの制度、これを私は強く主張したいと思ふんです。農林関係の種まで送り届けることには特別な配慮をしたという、これらも大事なよい制度だつたと私は思つております。

特に、きょうはここで、盲人用郵便物が今無料で配達していただいているということでありまして、公社というに移行していくわけですが、公社といたしましては、公社にはユニバーサルサービスを義務づけるんだ、こうされておりますけれども、こうした義務感を持つてやるという中に、第四種郵便、盲人用郵便物に対して引き続き無料で配達をしてさしあげる、このことを必ず実行し続けたいと思ひます。これについて一言、御返事をちょうだいしたいと思います。

○荒井(広)委員長代理退席、委員長着席

○片山國務大臣 先ほど川崎議員にもお答えいたしました、我々は、公社になるわけでありまして、盲人用郵便物の役割の重要性にかんがみまして、特段の事情変更がない限り無料を基本とした、こういうことで公社には認可を行つてまいりたい、こう思つておりますが、それでは、なぜ無料にしないんだと。

今回の公社制度の考え方は、できるだけ自由度を与えて、自律的、彈力的な運営をしてもらう、ががちの制度にしない、こういうことでございまして、減免の規定は置いておりまして、当面スタートは、我々は無料、こういうふうな考えておりますが、ずっと未来永劫無料を押しつけていくのはいいかどうか。当委員会でも御議論がありましたように、公的助成というふうなことも選択であるわけでありまして、こういう特に政策的な、福祉的なことには、そういうことを踏まえて、今回は法律はこの程度にさせていこう、こういうことで閣法を出した次第でございます。

す。御理解を賜りたいと思ひます。

○吉田(六)委員 大臣、ありがとうございます。この質問を用意しているときにはまだ思ひそこまで至らなかつたんですけれども、きょうここでいろいろとお話を聞きながら感じたことがありまして、一言申し上げます。もし御答弁がございましたら、一言申し上げます。もし御答弁がございましたら、一言申し上げます。もし御答弁がございましたら、一言申し上げます。

民間参入業者が法を犯したとき、郵政監察という、枠の中は監察を取り締まりができるわけでありまして、ですけれども、民間業者の場合にはどうした対応をするものかな、お考えになつておられるのかな。僕が難解に感じるには、総務省はこれを告発するようなことになるのかなと思つたりもしますが、この辺、もし何か御返事がいただければと思ひます。

○國政府参考人 お答えいたします。

参入した民間信書便事業者につきましては、いろいろな条件とか法律に従つていただくというところが前提でございます。そこにはいろいろ問題がありまして、当然のことながら、法律に基づきまして業務改善命令というふうなもの、その前の注意指導もあると思ひますが、業務改善命令、こういうものを行ひまして、最終的には許可の取り消しかいいうこともあるわけでございます。そういうことで是正していくということになります。そういうことも、注意指導ということ、許可の条件等を守つていただくということを最大の眼目にすべきではないかというふうに考えております。

○吉田(六)委員 公平な中で競争をする、ひとつこの根本的なことだけは整えていってやりたい、そんな思いからであります。

最後になります、私どもは、幼いときから一番最初に使ひにやられたのは、たしか背が届くか届かない郵便ポストへ手紙を入れてこい、このことでなかつたかなと思ひます。それから長じ

て、ラブレターを出したりもつたりという、そのときの、いや、私じゃないですよ、一般的な日本人ということになります。そして、生意気になつて車などに乗るときになりますと、親から手紙を、六ちゃん、ついでにこれをポストへ入れてらっしゃいと。急ぐものですか、どこのポストだつたら、左側を走つていって、そして乗つたまま車からほうり込むポストはあそこあそこならという、そんなふうな、そのジェネレーション、ジェネレーションでなじんできたポストであります。

民間が参入し、いろいろな場面が想像されますけれども、こうした我が国、我が民族のよき慣習、これがいついまでも御啓蒙がいただけるような形で、津々浦々バランスよくポストの配置を監視いただければ、こう思ひます。

○平林委員長 次に、左藤章君。

○左藤委員 では、質問をさせていただきます。

一昨日、熊本に私も公聴会で行つて、いろいろ川崎委員から御説明がありましてけれども、三人ともはつきりしていることは、ユニバーサルサービスは担保してくれ、民間も同じであります。民間が参入していただいてもこれをしてくれと。そして、三種、四種は守つてほしい、そして信書の秘密はどうなるか、こういうことも含めて質問させていただいたんですが、先ほど大臣、ちよつと気になる答弁をなさつたので、ひとつお願いを申し上げたいと思ひます。

先ほど吉田委員のお話で、四種の問題、要するに点字物無料化の問題ですが、当面は無料のまま、しかし、公社になると自由度があるわけですから、これについては考えるかもしれない、こう言われているわけですが、そうすると、公聴会でもお話があつたように、今のままでいいじゃないか、何のために公社化するんだ、こういう議論に戻つてしまう可能性はあるわけですね。

が来ないから三種で送ってもらっている、こういう方々がたくさんおられるわけですから、こういう課題に関して、今おっしゃった、将来どうなるかわからぬと言われると我々は非常に納得しがたいということになってしまうので、これはやはりしっかりと立法府として、法律に書くなり、もつと改めた答弁をひとつお願い申し上げたいと思います。

○片山国務大臣 現在の郵便局で政策料金をやっておりますけれども、これは変えない、公社になっても我々は認可ということで関与させていただくわけでありまして、この政策料金の重要性にかんがみて変えない、こういうことを言いましたが、未来永劫、永久に固定した制度にするかどうか。

先ほども言いましたように、そういう政策料金は、将来、私はかなり遠い将来を言っておるわけでありまして、公社の経営の大変な負担になるというようになれば、政策料金を維持する場合には公的助成その他という方途も考えられるのではないかと。

そういうことを含めて、現在、がちがちの制度にするよりは、減免はする、こういう規定を置いて、ある程度公社の判断を含めて事を処理した方がいいんじゃないかという感じで閣法を出させていたでいたわけでありまして、それを状況によっては直ちに変わるなどということは、全く考えておりません。

○左藤委員 はい、わかりました。

公的補助をするということになったら、郵便局というのは、ありがたいことに税金も何も、補助もなしでやっているわけですから、やはりその辺はしっかりと頑張つて、逆に公社を合理化するなりして、そういう方面の担保をしていただきたい、このように思います。

それと、先ほどの話で申しわけないんですが、團局長にちよつと再確認をさせていただきたいんですが、差出箱及びその他の方法についてどう考えるのか。ざつとアバウトの考え方で結構です。

が、公社と同水準でちゃんとしてくれるのか。それが一つ。

それを担保していただきたいのと、もう一つ、コンビニの話が出ましたけれども、コンビニの内側だったら、入りたくないのに入らなかんわけですね、言い方は悪いですが、ポストはみんな道路側にあつて、ぼつとだれにも遠慮せずに差し出すわけですね。コンビニに入ったら、何か買わなあかんのと違うかな、こういう話になるわけですから、その辺の考え方をちよつと返事していただきたいと思います。

○團政府参考人 お答えいたします。

ポストを設置する場合の水準でございしますが、先ほど申しましたとおり、現在の郵政事業所の配置状況を参考に、その水準を配慮して決めていきたいというふうなことを考えているわけですが、その水準の設定に当たりましては、疎密がありますので、密度が一番低いところに合わせていきたいというふうなことで考えているわけですが、そこが、お示ししております人口比の本数の考え方でございます。

それから、先ほど設置場所のことがございました。一般に、民間事業者になりますと公道等の設置は難しかろうというふうなこともありまして、一般の方が使いやすい場所ということ、先ほど申しました、例えばコンビニの前とかコンビニの中とか、いろいろなやり方があるかと思ひます。ビル内の郵便差出箱などにつきましては、現在の郵政事業所も二十四時間利用できないところもございします。確かに、公道等、建物外であれば二十四時間使えるというメリットがありますし、建物の中であれば、閉店時間は使えないというふうなマイナスもございします。しかし、店内でありますとも、あるいは時間的な制限がございしますと、それを一切認めないということになりますと、かえつて設置の普及が進まないということも考えられますので、完全に店内を認めないということもいかなものかというふうな考えている次第でございます。

○左藤委員 團局長のお答えを聞くと、何か参入者のことばかり考えて、我々ユーザーのことをちよつと考えてないのと違うかなというような感じがします。それはちよつと、我々は国民の権利としてそれを使う、民間が入つてきても同じように使う権利があるわけですから、それをきちつと、いかにけんな話になつてしまつと、どないしたらいいんだということになつてしまつわけですね。

差出箱の話はありました。その他の手法についてというのはどういうことなのか。これも十分、同水準でいけるのか。もう一回、再度ちよつと確認をお願いします。

○團政府参考人 お答えいたします。

差出箱の設置、それから差出箱以外の引き受け方法ということがございます。いずれも、今案を示しておりますけれども、これにつきましては、パブリックコメント等を求めてさらに固めてまいりたいというふうなことでございまして、現時点の案でございます。

後段の、差出箱以外の方法ということにつきましては、先ほども申しましたけれども、これは新しいアイデアを募るといふ考え方でございします。したがって、どういうアイデアが出るのかというところについて現時点で我々は確たるものを持つておりませんので、これはパブリックコメントによりまして、どういうアイデアがあるのかなというところをお聞きしまして、それが差出箱と同様の機能を果たすということであればそれがよろしいんじゃないかというふうなことでございします。

いずれにしても、この省令につきましては、そういう透明性を持った手続の中で基準を保ちまして決めていきたいというふうな考えているものでございします。

○左藤委員 はい、わかりました。

それでは、ちよつと質問を変えさせていただきます。川崎委員ともちよつとダブるんですが、もう簡単で結構です、大臣からひとつ御答弁をお願いします。

いします。

信書の定義、そしてガイドラインについてお願いを申し上げたいと思ひます。そして、ガイドラインは大体いつまでに示されるのか。この件をひとつお願いを申し上げます。

○片山国務大臣 ガイドラインは、ぎりぎりと言えは施行前です。しかし、それよりある程度我々はゆとりを持ちたい、こう考えております。成立後、移行のための全体のスケジュールを考えないといかぬのじゃなからうか、こう思っておりますし、また、参入を検討される民間事業者の立場もありますので、一定のゆとりを持って示したい。ただ、いつまでというところは現時点で申し上げられる状況にはない、こういうふうな思っております。(左藤委員「なるべく早く」と呼ぶ)なるべく早くということであります。

○左藤委員 定義は、信書の定義。改めて。

○片山国務大臣 定義につきましては、川崎委員にお答えしましたとおり、法律の中に定義を書かせていただいて、あと個別具体の適用はガイドラインで示させていただきます、こういうことでございしますが、一番問題になつてくるダイレクトメールにつきましては、申し上げました。基本的には今の考え方と同じでございますけれども、例えば公然公知の折り込みや街頭配布みたいなチラシは信書性が薄いんじゃないか、こう考えておりますし、同じように、クレジットカードや地域振興券も、むしろ支払い手段としての側面の方が強いので、それに添えるものでございしますから、これも信書性がやや薄いんじゃないかと現時点では考えております。

いずれにせよ、ガイドラインの概要、基づいた案をつくりまして、パブリックコメントその他幅広い御意見をいただきたい、こういうふうな思っております。

○左藤委員 今、チラシ等についてはダイレクトメールであらう、こういうことになつておりますけれども、昭和三十三年の判例とか、それから郵政省が出した「信書のしおり」というのは、ダイ

レクトメールとクレジットカードは信書になって
おった。

確かに、公然公知のものはチラシと見ていいん
だろうと思いますが、クレジットカードなんです
ね。例えば、私の家の隣が片山大臣のおうちだ、
間違ってクレジットカードが来た、これに片山虎
之助と書いて僕がばんばん使う、こういう問題
だってあり得るわけですね。だから、送る人はそ
れでいいけれども、もらう人はたまったものじゃ
ないわけですね。逆に、公務員というのは確実
に、万が一のことがあったときは、公社ですら
何か担保もしなきゃならない。そういう問題もあ
るし、秘密性もあるわけですね。あそこはVISA
Aを使っている。あれのところには、おれ、JCB
を頼んだのにVISAを使いやがった、という
う話は信書の秘密ですとわからないわけですね。
ところが、民間は果たしてこの信書の秘密とい
うのをどこまで担保されるのか。そういう誤配と
か、いろいろあります。これについて、クレジット
トカードを信書便としてどう考えるかという問題
が一点。

そしてもう一つ、こういうことに対する郵政監
察ですね。郵政省は、全部監察しています。監察
局がそれぞれあって、やっているんです。これに
ついてチェックをどこでするのか。今度の法律の
中で、郵政監察について、郵便物、もう民間参入
していただくのは大いに結構ですけれども、それ
についての監察、チェック機能というのはどこに
あるんだらう、この辺のお答えをお願い申し上げ
たいと思います。

○片山国務大臣 クレジットカードについては、
前から議論がございましたね。それで、今までは、
なるほど郵政省当時のしおりにはこれは信書
だと書いておったと思いますが、いろいろな
議論、検討の中で、やや信書性が薄いんではな
からうかというのが現在の立場でございまして、
これはきのうの総務委員会の理事会ですか、理事
想ですか、そこにもう概要としては出させていた
だいたわけでありましたが、最終的に確定するの

は、パブリックコメント等幅広い御意見を聞いた
上での判断にさせていただきたい、こういうふう
に思っております。

また、他人のクレジットカードを使って……
（左藤委員「いや、間違つて、誤配するんです」
と呼ぶ）誤配だけれども、自分で誤配をそのまま
受け入れて使つたら、これは刑法犯になります
ね。（左藤委員「いや、それはわからないでしょ
う、来た……」と呼ぶ）

○平林委員長 発言を求めてください。

○片山国務大臣 別のそれは担保、チェックの方
法があるんではないかと思いますが、いずれにせ
よ、少し研究させていただきま。

それから、監察につきましては、今度公社に変
わりますので、我々は内部監察であり、総裁直属
であり、独立して業務をやる、こういうふうにか
えておりますが、内部監察ですから、あくまでも
郵政事業、今度の国営公社郵便事業の中のこと
か、こう考えておりますけれども、外部との際ど
いところもございまして、その辺については一
応整理をして、公社発足までに新しい郵政監察の
あり方について結論を得たい、こういうふう
に思っております。

○左藤委員 それは公社の問題で、郵政事業に参
入する民間のそういう郵政監察といいますが、そ
れについての考え方を聞きたいんです、私
は。

○國政府参考人 今大臣御答弁されましたよう
に、内部監察というのが基本でござい。新しい
信書便事業者、あるいは信書便法、それから郵
便法の所管は、これは引き続き総務省ということ
で分かれてまいりますので、従来は司法警察職員
として郵便法違反の摘発等もやっていたわけで
ございますが、大臣申されたように、多少の整理が
必要でござい。今度は事業を行う公社の監察
でござい。それから、そこが直ちに競合相手の摘発
までやっちゃうのはいかかなものかということ
がござい。その所掌はむしろ総務省なり
一般の司法を中心として行う。ただ、情報提供等

はこの監察が行うこともあり得べしというふう
に考えているところでござい。

○左藤委員 もう時間なのでやめさせていただきます
けれども、改めてユニバーサルサービス、そ
して民間が参入しても三種、四種についてはひと
つ、公聴会、本場にすこい意見でござい。したの
で、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思いま
す。

以上です。

○平林委員長 次に、松沢成文君。

○松沢委員 この関連法案について四度目の質問
になりますので、もう総務大臣もかなり私の質問
に飽きてくれたと思いますが、あと一時間、よ
ろしくお願いたします。

まず、信書の定義のあり方については、この委
員会でも最も大きな議論を呼んだ一つのテーマで
あったと思います。それで、これについては、で
きるだけ民間にもやつてもらおうという考えの人
も、あるいは公社の経営をこは大事に考えよう
という人も、両サイドから、大臣にとつては、信
書の定義というのはしっかりと決まないとだめだ
というふうに言われてきたわけですね。ですから、
本来であれば、ここは非常にあいまいな形だと民
間業者も判断できないわけだから、きちっと法案
に、今ある文書としての定義じゃなくて、具体的
に何が信書で何が信書でないかということもき
ちんと法案に入れるべきだというのが両サイドか
ら意見としてあつたわけであり。

それに対して、非常に信書の定義を細かく法案
に書くというのは難しいんだ、逆に基本的なところ
を書いておいて、何が信書で何が信書でない
か、そういう列挙についてはしっかりとガイドラ
インを設けてそこに書くから、そういう方法でや
らせてほしいというのが大臣の答弁だったわけ
ですね。

そこで、「信書の定義に関する政府の考え方」
というペーパーが出てきました。私、これを読ん
でみて全く理解できないなと思ったのは、まず、
一のところは、信書の定義はこういうふう

はしましたよ。

二のところに、「この信書の定義規定に基づき、
信書の概念への個別具体的なあてはめについてで
きるだけ分かりやすく示すために、関係者から
様々な事例についての照会や意見を求めた上で、
法案成立後施行までの間にガイドラインを作成す
ることとしている。」と。要するに、いろいろ信
書の定義ではもてきたので、関係者からよく意
見を聞きます、また、専門家にも意見を聞いて、
その上で決めて提示しますよと二で言っているわ
けですね。

ところが、今度、三になると、いよいよ問題に
なっていたダイレクトメールについては、「その
内容が公然或いは公開たりうる事実のみであり、
もっぱら街頭における配布や新聞折込を前提とし
て作成されるチラシのような場合には、それが差
し出される場合にも」云々ということ、かなり
断定的に、ダイレクトメールでチラシやビラのた
ぐいはこれは信書じゃないというふうに決めてい
るんですね。方向性を決めちゃっています。それ
でまた四番では、これまた民間事業者との間で今
まで信書論争があつたクレジットカードや地域振
興券、これについては、これは信書じゃありません
というふうにはば明言されちゃっている。大
臣、こういうのをダブルスタンダードと言っ
ていいんじゃないか。

信書の定義についてはさまざま意見があるか
ら、これから関係者の意見を聞いて慎重に決めて
いきますよと云っておきながら、それだけだと法
案が通らない、双方から文句も言われる。だか
ら、問題になっているところは、一番これは問題
になっているところですよ、むしろこの問題で
意見を聞いて、どうするか決めなきゃいけないと
ころに関して、もうこれは、クレジットカード、
地域振興券は信書じゃありません、あるいはDM
についても、この部分は、ここまでは信書でこ
こまでは信書じゃありません、ほとんど断定的に答
えちゃっている。
これじゃ、これから意見を聞いて、では、この

方向変わらないですね。こういうのをダブルスタンダードと言うと思うんですが、大臣いかがですか。

○佐田副大臣 質問通告も受けておりますので話をさせていただきますけれども、先般の理事会でこの文書を出させていただいたわけでありますけれども、先ほど大臣の答弁にもありましたように、あくまでもガイドラインにつきましては施行までの間に確定をしてやっていきたい。ただ、なかなかそういう基盤になるものがないということで、考え方の基本を出させていただいた、こういうことであります。先ほど申し上げました、要するに、今まで非常にいろいろな議論がありまして、信書の定義、それは昭和三十三年の判例、もう言うまでもありませんけれども、特定の方に対する事実であるとか意思を伝えるということでありますけれども、そういうものに対して基本的な議論があったわけでありまして、いろいろな議論があったわけでありまして、

そういう中において、今お話がありました、例えばダイレクトメール、これにつきましては、広く、そしてまたその外形を見て基本的には信書として判断をしてきたわけであります。そしてまた、今、四のお話が出ましたけれども、例えばクレジットカードであるとか地域振興券、この辺につきましても、これも先ほどの答弁にありましたけれども、要するに決済性が非常にあるものから、その中におきまして附帯しているいろいろな文書がありますので、添え状というふうな形で判断もできるのではないかとここでここに書かせていただきましたけれども、これからいろいろな、パブリックコメントであるとか事業者の皆さん方の御意見も聞いていきたい、こういうことであります。

○松沢委員 佐田副大臣は、信書の問題、今回専門家になったと思うんですが、うちにも中村君という専門家がいますので、この中身の、具体案については中村君に譲りたいんですが、私が言いたいのは、結局、こうやって、要するに大臣なり副

大臣の、省庁あるいは官僚の裁量で信書の定義というのはどうでも動かせるということを証明しちゃったわけですよ、今までののをがんと変えちゃうわけだから。これこそ官僚の裁量権が暴走しちゃう可能性があるということをまざまざと今回のこのペーパーで見せちゃったんですね。

簡単に言えば、この信書便法案を通すには小泉総理の意向が大事故、余り反対し過ぎると、ぶち切れちゃって解散が何かされたらたまりないということ、小泉さんが言っているクレジットカード、地域振興券あたりはきちつと外すと言っておかないと、これはもう小泉さん怒っちゃうなど。しかしながら、抵抗する人たちもいます。その人たちにしてみれば、ダイレクトメールも一緒に外せとなつちゃうと、これはまた大変だ、この法案はまたぶつつぶれちゃう。だから、ダイレクトメールについては、両方がどうにか満足してもらえような妥協案を図って、チラシ類は信書じゃありません、でもそれ以外はやはり信書だ、基本的には信書だと書く。こうやって政治的な決断をして、この結論を導き出しているわけですね。

ですから、簡単に言えば、政府の側がこの法案を通すために、推進勢力と抵抗勢力、両方をはかって、通させていただくためにこうやって信書の定義をどんどんつくっていく、これを証明しちゃったわけですよ。もしそうなるとしたら、こういうことがあるから、民間事業者にしてみれば、こんなのは危なくて入れないとなるわけですよ。

例えば、総務大臣が、今度内閣改造があつて、かわる予定かわかりませんが、かわられて、その次の総務大臣に、例えば荒井代議士がなつたとする。荒井代議士の持論からしてみると、DMは絶対信書だ、もう一回クレジットカードも信書にしちゃえ、これは変えられるということを示しちゃっているわけですね。

では、その次に、総選挙があつて政権交代がある。政権交代があつて民主党が政権をとつて、万が一私が総務大臣になつたとしたら、私は、民間

参入大賛成ですから、民間で運べるものではない、ただ民間にやらせてあげるといふ考えですから、DMは信書じゃない、クレジットカード、地域振興券、当然信書じゃない、そんなものガイドラインを変えれば済むことじゃないか、こうやってガイドラインの定義がころころ、官僚、政府の裁量によって変わるということを示しちゃったんですね。

一事が万事こういうことだから、結局、民間事業者としてみれば、こんな官僚の裁量を残した法案じゃとても入る気がしない、入つたつてまたいじめられるだけだ。ですから、こういうことになつちゃうんじゃないですか。

総務大臣、この考え方というのは、官僚の裁量で幾らでも信書の定義が変えられるということを示しているんだと思いますけれども、これはいかがですか。

○片山国務大臣 行政というのは、役所という行政機関の恣意的な裁量で左右されるものじゃないんですよ。あくまでも、法治国家でございまして、法律や政令や、その法律や政令の具体的な執行に当たつてのいろいろなもので進められるわけでごいまして、例えばこの信書の定義も、どういう仕分けをするかは、それなりの客観性、合理性、公正さがなければ、これは受け入れられませんが、今の民主主義の世の中で、勝手なことを総務省が決めてこれで押しつけたつて、それは国民が納得しない、国会も納得しない。我々は、そういう意味で、何が公正で何が客観的で合理的かという判断を求めている。

ただ、信書性も、信書も時代によって変わってくるのです。昔の今のような信書と、私は、こういうIT時代にどんどん変わつてきて、大量にいろいろなものが出てくる、広告が優先するようになる時代になつてくると、信書そのものの性格も変わってくると思うのです。そういう中で、一番いい、国民の納得するような判断をいたしたい。

そこで法律に書けと言われるんですが、書き切

れません、あらゆるものを。しかも、これから新しいものがどんどん出てくる、いろいろな知恵があつて。そういうことを全部固定的な法律で書いてフォローするということはできない。そこで、法律は基本的なことを書いて、あとは、具体の判断はガイドラインという形で示させていただこう。しかし、最終的な判断は、松沢委員には釈迦に説法ですが、最終的には司法ですよ。信書かどうかの判断は、最終的には司法の判断、裁判所の判断になるわけでありまして、一次的には我々が、幅広く国民の皆さんの意見を聞いて、現在の時点における信書というのはどういうものか、こういうことの集約をして、集約的な意見をまとめて、これが信書ですということをお示ししたい。

今書いているのは、これはパブリックコメントにかける、あるいは広く御意見を聞くための原案ですからね。例えばチラシは、今までは信書ということを言つたかもしれないけれども、今の時代では信書でないという方が国民の理解が得られやすいんじゃないか。クレジットカードや地域振興券も、その時点では信書だった、しかし、今の時点でもう一遍きつちり考え直してみると、信書性が薄くなつていっているんじゃないか。

最終的には国民の皆さんの意見を聞いて判断をしていきたい、こういうことでございまして、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○松沢委員 いつも大臣の雄弁に感服されちゃつていますが、もし、客観的に、合理的に、公正にというのであれば、それこそパブリックコメント、あるいは専門家の意見を聞いて、その上で最終的に決めるべきなんですよ。それなのに、今回、こんなままじゃ、はつきりさせないと通らないぞという、恐らく、大臣が副大臣かわかりませんが、これを通すためにはどうしたらいいだろうと、鉛筆なめなめ、両方に納得してもらつたうえで、こうやって極めて裁量権を駆使して文書が出てくるということ自体、私は大変おかしいと思つていまして、これは押し問答になりますのでこの辺にいたします。

それで、次に、信書の定義ではなくて、ユニバーサルサービスの中で料金の問題がありまして。基本料金を八十円以下にするという規定が法律の中に入っていたと思うんですが、この基本料金八十円ですが、今、郵便料金の中でさまざまな割引制度というのをやっていますね。

例えば、郵便局に大量の差し出す封筒を持っていてやると、何通以上かわかりませんが、十円ぐらいたしか割引があって、またその割引を、例えば各あて地域に割り振って持つていくと、また十円ぐらいたしか割引になるんですね。それは恐らく、郵便局での手間が省けるからということだと思います。そしてまた、大量のメールをそうやって出していたら、非常にありがたいということだと思います。

では、この割引制度というのは、民間業者が参入する場合も自由にやらせるんでしょうか。あるいは、今後公社になって、民間業者が参入した場合は、料金もある意味では競争になりますから、公正な料金体系が必要だと思いますが、公社の割引制度というのも、今のところ続いているんでしょうか。

○團政府参考人 料金についてのお尋ねでございます。

確かに現在、ちょっと今正確なデータを持っておりませんが、郵便におきましては、御指摘のとおりいろいろな割引をやっております。例えば、市内特別郵便というのは、一つの配達局で、ほかの局に行きませんから、御指摘のとおりその分安くするとか、あと、区分を済ませてくれば、手間がかかりませんから、コストに応じた割引をしているという考え方でございます。

この考え方は、先ほどの八十円の規制の関係で御発言がございましたけれども、八十円というのは上限でございますので、郵便局と同様とは申しませんが、そういうコストとかサービスに見合った割引、これは八十円が上限でございますので、幾ら安くてもいいということでございます。合理的な割引につきましては、料金は事前届

け出制で済みますので、これは認められるというふうに考えております。

○松沢委員 では、割引制度は認められるということですね、民間事業者も含めて。わかりました。

それで、その中で、先日私がこの委員会の場で切手制度についての御指摘をさせていただいて、切手類によつて物品購入が行われているのではないかと、そのことを調査してほしいということを申し出しました。それで、郵政事業庁の方で、緊急に調査をしていただきました。その調査結果が届いております。

これに関して、ちょっと確認の意味で二、三質問させていただきたいんですが、今回は、時間がなかったのですが、百二十三局に調査をかけた。いわゆるK価格、切手で物品を購入するためのカタログに示されたK価格での切手支払いというのは、調査の百二十三局ではなかった。しかし、このパンフレットをつくらなかった業者を確認すると、東北郵政局管内の二局から三、四万程度の切手購入の事実があったと業者は言っている、こういうのが出ていました。それで、これを調べている中で、切手での購入はないけれども、いわゆる官製はがき、要するにはがきに切手が印刷してある官製はがき、この官製はがきで物品を購入したという例が六局見つかった。

これは、業者の言も含めると、切手で購入していたのが百二十三分の二、はがきを使って購入していたというのが百二十三分の六。恐らく、当局側は、二局しかありませんでした、はがきの方も、ちょっとあつたけれども、六局でした、ほとんどやっていませんという思いを込めてこの報告書をつくったと思うんですね。

ただ、何せ分母が百二十三でありますから、もし百二十三局のうち二局で切手購入があつた、これを、二万五千はちょっと多いかもしれないが、その二万五千全体にしてみると、やはり四十局前後と、数字的には、比例配分すればなるわけですね。六局がはがきを買っていたとすれば、百

二十局程度になるわけです。ですから、全体からしてみても、四十局、百二十局、微々たるものじゃないかと判断するか、やはりこういうことが……（発言する者あり）四百か、失礼しました、ちょっと算数を間違えました。四百だつて、これは大変なことになる。これだけの四百近い数で行われている可能性もあるわけですね、確率の問題でありますけれども。そうであれば、これは大変なことでもあります。

この局については、これからきちつと今後の正措置をするということですが、まずお願いしたいのですが、この百二十三局ですが、今後、全郵便局で、切手並びに官製はがきで物品を購入したことがないのか、それを全部調べていただくと、確率の計算をしなくても今の郵便事業で、その実態がわかるということになるわけですが、郵政事業庁、いかがでしょうか、今後の調査、全局でやっていただけるんでしょうか。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

今後の調査の予定についてのお尋ねでございますが、その前に、ちょっと一点だけ申し上げたいと思います。事前に御説明させていただいたんですが、私の方で、きちつとお話をしづらかったタミングだったからかも知れませんが、ちょっと誤解がありましたので正させていただきます。

業者から話がありまして、二局、例の割高のK価格で売ったことがあるという話がありましたのは、調査対象の百二十三局の中にはございませんでした。それは、業者が、ほかにそういう記憶がある、ただし、どの局かという話は、今残っていないしわかりませんという話だったんです。それは、松沢先生御指摘の、その他の局の今後の調査の中で、私もそういう意識を持って点検したいと思っております、それにつきましては。

それから、六局というのは、先般の委員会で先生が御提起されましたカタログの業者ではなくて、調査の過程で偶然ほかの業者と取引のあることを聞き及んだものですから、そういうことで、別の業者なんです、それが六局。それは、はがき

でございます。はがきが中心でございます。

それで、お尋ねのことでございます。今後の業務審査それから会計監査できちつと把握はしていきたいというふうに思っておりますが、ただ、事前に業者名とか何かありませんと、実際の手続を申しますと、現金で支払われた、それから、はがきや切手の売り出しがあるという形で残っておりますので、帳簿だけからではすぐにはわかりませんので、業者と取引があつて、その出入りの関係をよく見せんと、監察官等がそういう目で見て、端緒で聞き出していくという対応をしておりますので、いずれにしろ、きちつとやっていきますけれども、また、そういう中でK価格という不適正な割高で取引する例がありましたら、きちつとした厳しい処置はしていきたいと思っております。

○松沢委員 では、その調査結果をぜひとも総務委員会に出していただきたいというふうに思います。

そこで、先般、この切手の議論のときに、郵政企画管理局長の方から、一般事業者がもし参入する場合に、この切手制度に似たような制度を導入していいのか、それは一般事業者の裁量で自由にできると思いますが、このような答弁をいただいたんですね。

それで、その場合は、これは切手の場合は、ある意味でプリペイドカードと似たような、金銭を扱う、政府が発行する証書でありますから、民間業者もそういう同じシステムを使うわけですから、何らかの規制が必要である。そうすると、この民間業者が発行する切手に似たようなシステムは、いわゆるプリペイドカードとかあるいは国鉄のイオカードとか、こういうたぐいのものを規制した法律である前払式証票法で対応するということになるという判断でよろしいでしょうか。

○團政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおりだと考えております。

つまり、信書便法案におきましては、決済方法につきましては特に規制をしていないということでございます。郵便事業の場合は、切手の発行が義務づけられております。そういう義務づけはしていない。しかし、発行してはいけないということもございませんので、これはどういう決済方法をとるかということは決めていただく。ただ、信書便約款におきましてその利用関係を明確にしたいだく、それだけの義務づけにございまして。

一方、御指摘のとおり、証票類の発行に当たるといふふうには考えられます。したがって、仮に信書便事業者が切手あるいはこれに類するものを発行する場合には、これは前払式証票法の適用を受けることになるといふふうに考えております。

○松沢委員 私もこういう法律を初めて調べてみたんですが、この法律の第十三条の「発行保証金の供託等」という項目があるんですね。そこに、「当該基準日未使用残高の二分の一以上の額に相当する額の発行保証金を当該基準日の翌日から二月以内に主たる営業所又は事業所の最寄りの供託所に供託しなければならぬ。」という規定があるんですね。つまり、切手みたいなものを民間業者がつくったとして、その未使用の残高の二分の一の額を供託しなければいけない。

ですから、民間事業者は新たな負担がこで生まれるんですね、供託をしなければいけないという負担が。ですから、これは今まで議論されてきた、公社と民間業者とのイコールフットリングの問題で、また新たな負担が民間参入業者に課せられることになるわけだといふふうに私は判断します。

そうしますと、公社は国から独立して企業会計でこれから事業を行っていくわけですね。これはまた法改正が必要だと思いますが、公社の切手制度というのやはり前払式証票の中に入れて、公社も、民間事業者と同じようなシステムでやるわけですから、その負担を行うべきと私は考えま

すけれども、局長はいかがでしょう。

○國政府参考人 お答えいたします。前払式証票法の趣旨でございますけれども、これは金融庁の所管でございますが、我々の理解するところでは、プリペイドカードなどの発行を行った場合には、この発行者が破産するというようなことがありましてカード購入者が不測の損害をこうむるといふようなことから、こういうカードの購入者を保護する観点から、一定の金額の供託義務を課しているといふふうに理解しているところでございます。

一方、郵政公社でございますけれども、これにつきましては、他のこういう法人と同様に日本郵政公社法によつて監督されて、郵便法の切手の規制もございまして。それで、国営で行われる事業といふことでございまして、民間事業のように破産、倒産といふものを前提とした制度とすることにはなじみにくいんじゃないか。従来とも、また今後の公社におきましても、そういう制度、仕組みから、この前払式証票法の適用にはならないといふふうに考えているところでございます。

イコールフットリングというお話がございましてけれども、郵政公社の義務づけ、これはユニバーサルサービスの義務づけの程度も相当に違いますし、郵便切手の発行義務もございまして。そういう条件の違いから、こういう前払式証票法の適用の違いといふものはやむを得ないのではないかとはいふふうに考える次第でございます。

○松沢委員 国の全額出資の法人というのは、前払式証票法の対象外のようなんですね。今の法体系では仕方がないと思います。

もう一点切手についてお聞きしたいんですが、先般も私指摘させていただいたように、いわゆる記念切手、特殊切手、これの乱造といふか乱発が目に見えます。これは、記念切手は売ったが勝ちですから、シートにして売って、それで、ほとんど使われないだろうという発想のもとに、売れば売れば郵便事業の収益が上がるということでこれまで乱発してきたんですね。これはもう途上国並み

であります。日本は、特殊切手、常に上位五本の指に入っているんですね。途上国の目的は外貨を稼ぐことであるけれども、日本の場合は郵便事業の収益を上げるためにとにかく乱造して売りまくる。その結果どういふことが起きたかといふと、額面割れであります。コレクターからは、今、日本の切手制度は何なんだといふことで文句が出ていっているわけですね。

そこで、これまで国営の郵便事業であったならば、さまざまな国の記念とか、あるいはさまざまなイベントで切手をつくって発行するというのは一つの国の役目でもあったといふふうに思うんです。ところが、今度、独立採算で独立して企業会計でやる。それで公社という新しい、ある意味で国営企業になったわけでありまして、この国営企業が切手を、特に特殊切手を乱造する、乱発していくといふことを続けていいものかどうか。

今後この特殊切手の発行のあり方について、公社になった時にきちつと対応されるということがなければ、コレクターは本当に怒り心頭で、日本の切手制度も私は崩壊していくんじゃないかと思っておりますが、その辺は何か方針があるんでしょうか。

○國政府参考人 お答えいたします。

そういう特殊切手の発行方針、これはやはり新しい公社において決められることになるだろうと思っておりますが、記念切手といふものは、いろいろな行事の周知とか寄附金を集めるとか、そういうこともございまして、やはり大きな意義はあるんじゃないかといふふうに考えております。

ただ、御指摘のとおり、収集家の間ではちよつと最近乱発さみじやないかといふ声もありまして、切手についてはいろいろな意見がございまして。専門家の方からも一般の方からもございまして。

現実の数字でございますけれども、十二年度では七百億程度発行いたしておりますけれども、これは、二十世紀記念切手というようなシリーズを出したということもありますが、多少増発行さみ

になっておりまして、最近においては少し抑制に発行しているという実態はございます。いろいろまた幅広く御意見を伺いながら切手といふものは発行していくべきものだといふふうに考えております。

○松沢委員 ぜひとも公社になった際には、きちつとした国民に理解される特殊切手の発行の形態を目指していただきたいと思ひます。

次に、ユニバーサルサービスの規定について、これまた政府の方からも基本的な考え方の提示がございました。そこで、先ほど来お話がございまして、ポストの設置義務について御意見を聞かせたいと思います。

郵政公社と同水準にする、市町村ごとに最低設置数をしっかりと決めていきますということですね。この計算によると、新規参入業者は最低十本ぐらいのポストを設置するということになるかと思ひます。現状では、こういう厳しい参入条件のもとでは参入するといふ一般信書便事業者はないわけでありまして、仮に将来あらわれたとして、例えば単純に、今公社は約十八万本のポストがある、それにもし二社参入したら、では、あと二十万本のポストができるわけですね。町の中あるいは室内かもしれません。

この日本に現状十八万本のポストで、そんなに私は不便は感じていないといふふうに思ひます。今は手紙を出す人自体が少なくなつてきているから。ポストがなくて困つた、とにかくポストをたくさんつくつてくれといふ要望がそんなにあるのか。将来二社入つたとしたら三十八万個のポストが町の中にあふれる。それもほかの社とは区別できるようにするということですから、郵便がオレンジといふか赤をとつていますから、では例えば、A業者が入るとしたらうちは青だとか、B業者が入るとしたらうちは黄色だとか。それは町が赤黄色の信号みたいになれないかな。これも赤黄色の信号みたいなきれいな色になるかもしれない。これは私は、過重投資といふか二重投資、三重投資、やはり社会資本のある意味でむだな設置とも考えられるんです。この基準に従つて

いきますとこういうことが起こり得ると思うんですが、いかがでしょうか。

○團政府参考人 お答えを申し上げます。

算出して十萬本というふうなことで今考えているということ、これもまたパブリックコメントに出す案でございますけれども、そういうふうにご意見を申し上げます。多いか少ないか、いろいろ議論はございますが、今の郵便事業におきましても、ポストの設置を要望する声が続々出ています。また、人口が減りましてなかなか撤去は難しいという状況もございます。この十萬本につきましても、先ほど申しましたように、公社並みといつても公社の一番薄いとところということになりますから、結果的に六割程度というふうにご意見を申し上げます。

多いか少ないかという議論はございますが、我々が考えた一つの数字としましては、現在、宅配便の事業者がいらっしゃるけれども、取次店というのがそれぞれ第一位の事業者が三十一万とか第二位の事業者が二十二万とかいうふうにありますので、例えばそういうところ、三十万であれば、そのうちの三軒に一軒ポストを置かせていただくということについてはそう無理がないんじゃないのかなというふうな気もいたしております。

十萬本という多いようでもございますけれども、さていろいろな実感はあるかと思いますが、そういう現在の宅配便というシステムができた中での数としてはそう過重でもないんじゃないかというふうにご意見を申し上げます。

○松沢委員 これは信書の秘密がしっかり守られるかということでこのポストの問題も関連しているかと思うんですが、信書の秘密という、例えば封書の中を見られないという意味で信書の秘密が守られるかということ、あと投函のときに秘密性が保たれているか、だれかに監視されていないかという、この投函の秘密というのもあるわけですね。

そこで、先ほど来質問が出ていますが、例えば

コンビニだとか、あるいはお米屋さんでもいいです、いわゆる民間業者が取扱所として、多いところは三十一万カ所、業者で持っていると思えます。だから、そういうコンビニのカウンターの横に簡易ポストを設置する。コンビニにしてみても、ポストに入れたら来る人がまたコンビニで何か買っているからいいから、これはお互い業者同士の取引が成り立って、うちに置いていいですよということになると思うんですが、そういうカウンターの横に簡易ポストを置くということ、投函の秘密が守れないという判断も成り立ちますけれども、コンビニ内に簡易ポストを置くということはそういう観点からしてよろしいんですか。

○佐田副大臣 先生の言われるとおりでありまして、基本的に差出箱につきましては、随時、簡便

ということ、今言われましたように信書の秘密が確実に守られる、このためにはやはりそれなりポストが堅牢でなくちゃいけないわけですね。そういうことを含めて、取次店に設置するということ、今言われたような形になつてくるんじゃないか、こういうふうにご意見を申し上げます。

○松沢委員 では、コンビニの中でカウンターの横に簡易ポストがあつてもそれはオーケーなんです。佐田副大臣、それで結構です。

○松沢委員 さて、ちよつと発想を変えて、ポストを各参入事業者すべてにつくらせるというのは、先ほど言ったように、ある意味で過重投資になる可能性もあると思うんですね。そこで、今ある郵便局のポスト、これは郵政公社のものというよりも、これまで国営の郵便事業で、ある意味で公金によつて投資をされてつくってきたものでありますから、そういう意味では国民のものというふうにも判断できると思うんですね。そこであれば、この今ある十八萬本の既存のポストを有効利用しようとする考え方があつても私は当然だというふうにご意見を申し上げます。

ヤマト運輸の元会長の小倉さんが論文を、対談を書いておられて、その中で非常におもしろい

アイデアを言っていたんですね。

例えば、ヤマト運輸は黄色い封筒をヤマト定形封筒とします、その中に自由に信書なりを入れてくださいと。それを既存のポストを利用させていただく。それで、郵便局の信書を利用したい人も、あとヤマト運輸の黄色い封筒で信書を利用したい人も既存のポストに入れる。集めるのは郵便局の局員さんです。集配局に行つて、そこで、ヤマトの封書は色もわかりやすいし大きさも決まっていますから、すぐ仕分けられます、すぐ勘定ができます。そこでヤマトはその黄色いヤマト用の封筒に入つた信書をいただいて、ヤマトのシステムに乗せて、今度輸送して配る方はヤマトでやらせていただきます。しかし、集める方は郵便局のポストと郵便局員さん、収集員さんにお世話になるわけですから、そこで委託料金みたいなものを払う。例えば六十円をヤマトの基本料金にしたならば、そのうちの十円は郵政公社に払うようなシステムも考えられるんじゃないか。

結局、ポストの過剰投資も避けられますし、ヤマトの方は、一軒一軒、一通集めるだけの、それだけの手間というか、力はないわけでありまして、既存のポストを、逆にお金を払つて利用させていただく。これは郵政公社にとつても決して悪いことじゃない、その料金設定が難しいと思ひますけれどもね。

私は、それこそ民間と、あるいは公営の郵政公社が、ある意味で共存できるというか、協力し合つて、より広い選択肢を利用者に提供するという方向もかなえられるんじゃないかと思ひます。こういうアイデア、私は望ましいと思ひます。いかがでしょうか。

○團政府参考人 お答えいたします。そういうお話はいろいろなところでございまして、確かに郵便局というものは郵便局員のためじゃなくて国民共有の財産でございますから、有効活用できればそれはいいということが一般的な原則だろうと思ひます。ところで、電気通信なんかの場合にも、接続ポ

イントを設けまして、市内回線を使わせるということ、接続料をとつていく、そういう類似のことでお考えかというふうに思ひますが、郵便がちよつと違ひますのは、私も昭和四十九年に郵便課長をやりましたけれども、郵便で一番大変なのは波動性でございます。それからスピードでございます。つまり、ある時間で集めて持つてまいりますが、その後なるべく早い時間に、輸送の車が来ますから、それに積まなくちゃいけない。物すごく限定された時間で集中処理しなくちゃいけない。そういう中で日々大きな変動もございまして、一番労働力が不足する時間もございます。したがしまして、そのスピードの管理をやるために、部数の予測、そういうものをどうやっていくかが非常に難しいということが一つございまして、それからもう一つは、カウンティングといひますか、何通来たかということの把握もございまして、けれども、通信の場合はアクセスポイントをつくりまして、そこでソフトを入ればこれは通話数が自動的に出ますので、ソフトの改修だけでカウンティングができます。ところが、郵便につきましては、いろいろな種類がございまして、そのカウンティングが非常に難しいということがございまして、なかなか、概念としてはなるほどというところはございまして、けれども、郵便のシステムと特性からいってかなり難しいのではないかと、いうふうにご意見を申し上げます。

この件につきましても、民間参入の研究会の中でも多少議論になつたようでございますけれども、一つは、参入で想定されている事業者さんの方から、こういうふうにやりたいという具体的な提案もなかつたようございまして、突っ込んだ検討には至つていないというのが現状だろうと思ひます。

したがしまして、当面、今の仕組みでは難しいのかなという感じを持っていますところでございます。○松沢委員 現状ではその程度しか答えられないと思ひますが、これは、あくまでも民間業者に条

件をつけて、全部独立で参入するというのではなかなか難しいと思いますので、既存のそういう資本を共有して、民間と逆に協力しながら選択肢を広げていくという方向も今後模索していったきたいと思います。

さて、最後にこの問題で大臣に伺いたいんですが、今のところ、一般信書便の方では、民間業者、この厳しい条件ではとても入れないということとで、参入意思を示しているところはあります。特殊信書便の方では二、三検討しているところがあるようですが、この法案のメーンは、やはり全国でやる一般信書便業者だと思ふんですね。

さて、例えば一年間たつても全く参入業者はないということであれば、この法律自体が無意味になつてしまふんですね。ユニバーサルサービスの義務を負つて、民間事業者の参入を求めて、それでサービスの向上、安い料金、そして国民に選択肢を広げるというのがこの法案の目的ですから、一年たつても二年たつても全く業者の参入が見込めず、その目的が果たせないという場合には、当然この法律を見直すべきだと思ふんですね。

大臣、この法律は、一年後なり、あるいは最長二年でもいいですが、どこも一般信書便業者の参入がなければ、もう少し入りやすいように見直していく、私は、こういう方向が必要じゃないかと思ひますが、その辺は大臣はいかがお考えでしょうか。

○片山国務大臣 我々は、世界でも例のないような、最初から全面参入、ただしユニバーサルサービス確保、こういう条件をつけての今度の制度を、公社化研究会の御提案もいただきましたが、まとめたわけでありまして、そういう意味では、意欲的な民間事業者にぜひ入って来ていただきたい。そういう意味での有効な競争をやつていただいて、国民へのサービス向上を図つていただきたい、こう思つております。

現在のところ、それではやろうというようなお申し出はないように我々も承知いたしておりますが、ただ、特定信書便事業の方は、これはもう何

社か、既にいろいろな御研究を始めているようでございます。いろいろな意味でこっちの方が入りやすいんですね、もう松沢委員御承知のとおり。最初から全国で全面参入するというのは、これだけの大きな国で、それは普通の民間事業者ならちゅうちよしますよ。はいはい、入りますという方が、やはりそれは大変なんですよ。小さな国で、ニュージーランドやデンマークや、そういう国なら、私は、あるいはそういうことのあれもかなり実現性が高いと思ひますけれども。

そういう意味で、今度大体制度の全容が固まつていきますし、ぐあいがわかるわけですから、関係の民間事業者の方には引き続きの前向きな御検討をお願いしたい、こう思つておりますけれども、それだから、この条件をどんどん緩めていく、バナナのたたき売りみたいなことは、なかなかそれは難しいと思ひます。

いづれにせよ、この法律の附則に、委員御承知のように、五年たつたら見直せ、こういうこともありまして、別に五年でなくても見直すことにはやぶさかではございませんから、状況に応じてさらに見直し、検討をしていきたいと思つております。

○松沢委員 これは、公社化法案の方の修正の条項について伺ひたいと思ひます。

その第一点目に、全国あまねく郵便局をつくるんだということをきつと法案に盛り込んだわけですから、この「あまねく」という言葉が非常に抽象的でわかりにくいんですが、全国あまねくとはどういう定義なのか。あまねくじゃなくなるのは、どういう状況があまねくじゃなくなるのか。それについてはいかがでしょうか。

○八代委員 平仮名で「あまねく」でございますので、非常にわかりやすい言葉だろう、このように思ひます。

とにかく、日本は、国土形成全般を見ましても、遠い山の中に住んでいる集落もあれば、あるいは離島というところもあれば、しかしそこが、公社化になつて、あるいは民間参入によつて、ユ

ニバーサルサービスという基本原則が衰退していくようなことになつては、百三十年の文化、歴史と言われるこの郵便というものが非常に形骸化されていつてしまふという思いで、やはりどんなところにもどんな人が住んでいても、そこには必ず町の声か、村の声が届いていく、こういうことの原則論は、やはりこの郵便事業の中では、ほかの公社化とかあるいは民間とかというのは違つた、心と心を結ぶ、そういうものでございますから、ここは原則論としてやはりあまねくということをやつていきたい。

かつて、テレビとか、あるいは例の放送法のとくにそういうことが、電波があまねく津々浦々に放送されるようにというような言葉がございまして、それから、非常にこれも法律語としてはひとり歩きをしてしまつてしまつていて感じがいたします。したがつて、あまねくでございます。

○松沢委員 本当に抽象的でわかりにくいんですが、例えばポストのように人口基準があれば、何人以上いたら一つ郵便局がなきゃいけないというのは非常にわかりやすくなりますね。あるいは地域基準みたいなものがあればいいんですが、そういうものを全くなしに、とにかくあまねくだ、あまねくだと。そこらじゅうにつくれと言つてい

んでしょうか。そこらじゅうの郵便局が大事だと言つていいのかわかりませんが、この言葉というのは非常に理解が難しいと思ふんですね。

さて、八代代議士も以前郵政大臣をやつていたので実情は知つていと思ひますが、あまねく置かなければいけない郵便局が、この十年間をトータルしますと徐々に減つていっているんですね。一九九一年から二〇〇〇年の十年間に、特定局では百七十九局が廃局になつてい。そして、簡易局では二百五十局が廃局になつてい。ただ、特定局がなくなつた近くに簡易局ができてい、あるいは簡易局がなくなつた近くに新たに特定局ができていというのがありますから、だから増減両方あるわけですね。ただ、トータルではやはり二百五十局ぐらいの郵便局がこの十年間でなくなつ

ているんですね。

これは、八代委員、あまねく郵便局を配置しようというふうになつていっているのに減つていっているわけですね。これを続けていくと、だんだん減つていっちゃう可能性がありますね。さあ、どうするんでしょうか、あまねくじゃなくなつちやいいます。

○八代委員 そういう形になつて、スクラップとビルドの関係で、簡易郵便局になつたり、あるいはまた人口の密集地には郵便局をつくつたりという、バランスを考えながら、効率性も考えながら、しかし、その地域に住む人たちにとつて、おおむね一・一キロには一つの郵便関係の局舎が

ありますよということ、言つてみれば国民の安心、安全だ、このように思ふんですね。小中学校も大体一・一キロに一カ所ということだし、あるいは消防署とか警察署、こういう配置を考えましても、これからだんだん地方分権時代になつていきますと、郵便局というものが、また地方自治体の一つのお手伝い役としても、ひまわりサービスとかあるいは地回りサービスとかいろいろなこととで、やはり地域の中に変便利になつていくだろうと。

まあ、地回りという言葉は、つまり、どこどこが陥没したとかあるいは橋が流されようだ、これは私がちやうど大臣のときにこの新語をつくつたんです。いろいろなところを回つていただけたので、別に誤解しないでください。

そういうふうなことを踏まえて、それは確かに少しは減るところがあるかもしれません。しかし、そこがまた人口が移動していく、そして、それにまた新たなそういうものがつくられていくということ、自由裁量の中で公社が、やはりユニバーサルサービスを原則としながら、地域の皆さんの利便性を確保しながら、そういう考え方を

持つていくことは必要だろう、こんなふうな思ふんです。ですから、ゼロになることはあり得ない、少しは。しかし、大体二万六千から七千、そのあたり

が推移している状況ではないでしょうか。これは私はずっと変わらないだろう、このように思っております。

○松井政府参考人 手を挙げさせていただきましたが、数字に関する話でございまして、ちよつと私の方から申し上げたいと思います。

考え方は、今八代先生がお答えされたこととずればございせんが、数字でございまして、郵便局は、普通局、特定局、それから簡易局、簡易局も含めて郵便局でございまして、総数で申しますと、平成元年以来、平成十三年まではほとんど毎年微増はしております、総数で。そして、平成十二年度から十三年にかけて、トータルでは五局マイナスになりました。それが私の手元の数字でございまして。

○松沢委員 私の手持っている数字がちよつと違うかもしれません。

皆さんは公社をつくるときに、やはり公社の経営の健全性、これは大変重要だということで、できるだけ効率的に運用していきたいと。さて、そうであれば、今、特定局と簡易局、町には、普通局もありまして、身近なところにある郵便局は二種類あるわけですね。この特定局、簡易局、効率がいいのはどちらかとなると、これは私は簡易局の方が非常にコストレスで経営ができるというふうに思っているんです。それは政府の機関も証明しているんですね。

これは、一九九九年八月に、当時の総務庁の行政監察局が郵政事業に関する行政監察結果というのを公表いたしました。そこでどんなことを言っているかというと、無集配の特定局と簡易局はほとんど同じ仕事をしていて、簡易局の取扱業務の範囲は近年どんどん拡大されて同様のサービスになってきた、そこで簡易局は無集配の特定局と比べ郵便局経営で経済的だ。つまり、無集配の特定局と簡易局の業務範囲の差は小さいにもかかわらず、特定局のコストが高いことを指摘している。この監察結果の中で、特定局の高コストを示す具体的事例が相当挙げられています。最終的に

は、郵政事業の経営効率化を図るために、新設に当たっては、簡易局で対応できる場合は簡易局で対応することを勧告しているんですね。

これまで特定郵便局のさまざまな問題についてはこの委員会でも指摘があったところですが、やはりどんな小さな局にも一人特定郵便局長さんがいるわけですね。普通、民間の発想であれば、特定局長一人が幾つかの局を監視して、支局みたいな形で、それでやっていけばこれは経営の効率化にもつながるわけなんです。簡易局の場合は民間に委託していますから、簡易局の場合は民間でありますね。こうやって特定局では、お給料の面でも、あるいは、渡切費はなくなりまして、たかだか、局舎の借り上げ料の面でも非常にお金がかかると。システムで、むしろ簡易局でやった方が経営効率化につながる、これが政府の行政監察局の答申で公表されているわけなんです。

さて、それを受けて、今後公社は、新しい局を設置する場合はできるだけ簡易局で行っていくべきだと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○松井政府参考人 平成十一年度の行政監察の勧告の受けとめについてのお尋ねというふうに受けとめまして、お答え申し上げます。

平成十一年の八月の行政監察では、「郵便局の新設に当たっては、想定される利用形態、取扱業務量等、地域特性を十分勘案しつつ、簡易局の設置で需要にこたえられる場合は、簡易局で対応すること。」というふうな勧告がございました。実際に勧告の中で指摘された事例というのは、地域の開発計画の遅延などによりまして特定局の利用人口が当初の見込みを下回っている例だとか、あるいは、逆に地域の予想以上の発展によりまして簡易局の利用人口が当初の見込みを上回っている例を踏まえて行われたものでございまして、郵便局の設置に当たって、設置の判断基準に従って適切に対応しろという指摘だったというふうに受けとめております。

ただ、特定局と簡易局の特性の違いでございま

すが、特定局は、専門の訓練を受けた職員、これは国家公務員になるわけですが、これを配置しまして、月曜から金曜まで毎日一日八時間、三つの事業のすべての窓口サービスを提供しているわけでございます。

簡易局は、先生御指摘のように、民間等に委託しているものでございまして、公務員ではないんですが、実際の窓口開設時間も局によってまちまちでございまして、提供するサービスも受託者の取り扱いが容易な一部なものに限られておりますし、受託者の都合で一時間閉鎖とか廃局する場合もございまして。実際にはほとんどのケースは兼業なんです。お店と兼業だとか、それから主婦兼業だとか、そういうふうな方、個人でやられる場合もそうです。そうでなければ役場だとか農協さんをお願いしている、そういうふうな形です。

そういうことで、私もいたしましては、郵政窓口サービスをきちつと全国均一条件で安定的に提供することが基本だと思っておりますので、そういう意味では、特定郵便局を設置することが原則だというふうに考えております。簡易局につきましては、極端に利用人口が少ない、つまり、一人分の仕事もないような、兼業でやる程度の、それでなければ完全に窓口がもう置けない、そういうところにやむを得ず簡易局、そういう兼業でお願いするということを想定してやっておりますわけでございます。補完的な位置づけで考えております。

あと、事務量もそうなんです、例えば郵便等の受け払い高も、けたが一けた違うんですね。ですから、郵便貯金のお金の出入りだとか簡易保険のお金の出入りがありますが、こういった金銭の仕事もやっておりますので、やはり直轄の職員による郵便局が基本だというふうには考えているところでございまして。

○松沢委員 郵政公社の経営が大事だということであれば、私は、この特定郵便局制度、恐らく三分の二の特定局は今赤字だと言われておりますが、ここにやはりきちつとメスを入れていかない限り

健全な経営というのはいけません。これは大臣、最後に大臣の御決意をお伺いしたいんですが、公社化法案、私たちはさまざま異議がありますが、これも、これは採決に持ち込まれて通るんでしょう。それで公社化が実現するわけでありまして、小泉総理は、とりあえず、まず公社なんだ、公社化以降は、またその経営のあり方は自由に議論していいんだ、自分も民営化の持論を持っている、その方向で行くんだ、こういうことで一応、一里塚発言もしのいだわけですよ。

さて、小泉総理は、御自身の私的諮問機関で、ちよつと正式名は忘れましたが、この夏にも懇談会を持っております。田中直毅座長が、この夏にも懇談会の最終報告を出す、その最終報告は郵政事業民営化に向けてのものです。というのは、民営化に向けてのプランをつくれというふうな総理の諮問があったわけでありまして、そういうものが出るわけですね。

そうすると、今度は、もう公社ができましたから、それ以降の経営形態についてはまた議論が始まるわけですね。当然、小泉総理は、郵政事業の民営化に向けてのプランづくりの議論を始めると思っています。それは恐らく、政府の中でもスタートしろ、内閣の長である小泉総理はこういう方針を出してくると思うんですね。そうしたら、今までは今までのとして、総務大臣、内閣改造もうわさされていきますから、もうこれ以上はやらないよ、そうは言わないで、これは大臣は機関でありますから、これからは総務大臣をやると仮定して、総理が民営化に向けての議論をスタートしようということになったら、きちつと協力をなされるんですか、政府として。

○片山国務大臣 総理直属の今の田中座長の懇談会、政府の方から総理と私と官房長官が入っております、私も一員ですから。このところちよつとこちらの方が忙しいもので、今有識者の方々が

けの懇談会での御議論をやっておりますが、いずれにせよ、しかるべき時期には意見の集約の結果をお出しになる、こういうことでございまして、その中身がどうなるか、まだ私は、これからどういふふうになるのかな、こう思っておりますが、出ましたら、その扱いにつきましては総理ともよく相談しまして、この所管の総務省という役所がどういふ対応をするか、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

○松沢委員 以上です。ありがとうございます。

○平林委員長 次に、中村哲治君。

○中村(哲)委員 民主党・無所属クラブの中村哲治でございます。

昨年六月十二日、そしてことしの六月六日、六月二十七日に引き続きまして、四回目の信書の定義についての議論をさせていただきました。

先ほど川崎二郎委員からも言及していただきましたし、松沢成文議員からも、また突っ込んだ議論をすると言っていたいただきましたので、「信書の定義に関する政府の考え方」という文書について質問をさせていただきます。

昨日の総務委員会理事会で、この「信書の定義に関する政府の考え方」という文書が出されました。そこについては、先ほど川崎委員も申されましたが、時間の都合がありますので簡単に評価を申しますと、五項目あります。一は定義を書いてあり、二の部分というのはガイドラインを定めやすよということが書いてありますね。そして、第五項目のところは、「いずれにせよ、あくまで法律に規定された定義規定に基づき、それに正確に沿う形でガイドラインを作成することとしている」と結んだだけであって、実質的な内容は第三項目と第四項目であります。

第三項目というのは特定性の要件、また、第四項目というのは文書性の要件について書かれています。まず、そういうふう整理させていただきまされども、それでよろしいですね。

○佐田副大臣 いろいろな主観的な問題はあろう

かと思いますが、基本的なこれをたたき台みたいな形で、まだこれが決まったわけじゃなくて、ぜひ御理解いただきたいのは、これから、これを基礎としていろいろな御意見を聞いて決めていくということでありまして、そういう内容であらうと思っております。

〔委員長退席、稲葉委員長代理着席〕

○中村(哲)委員 そういふ内容ということですので、細かく議論に入らせていただきたいと思っております。

まず、特定性の要件に触れている第三項目についてです。議事録にきちんと残すために朗読させていただきます。

3 なお、信書性についてこれまで議論のあったもののうち、商品などの広告を内容として同一内容の文書を多数の受取人に差し出す形態をとるいわゆるダイレクトメールについては、多数の者に差し出されることをもって信書に当たらないものとは考えられないが、例えばその内容が公然或いは公開たりの事実のみであり、もっぱら街頭における配布や新聞折込を前提として作成されるチラシのような場合には、それが差し出される場合にも「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する」という実態を伴わず、信書に該当しないものである。

これが内容です。

さて、ここで議論をさせていただかなくてはならないのが、この中にあります、内容が公然あるいは公開たり得る事実のみであり、何々のような場合にはという部分でございます。この内容については、前回、私が副大臣と議論させていただきまして、前回は、信書の秘密、また、副大臣がおっしゃった秘密性の要件が深く関係していると思っております。

この「公然或いは公開たり得る事実」の解釈として、また、その背後にある理念として、いかに通信の秘密、また秘密性というものが関係しているのか、それについて副大臣にお聞きいたします。

す。

○佐田副大臣 秘密性ということでもありますけれども、これは憲法上の要請で、先生ももうよく御存じのとおり、通信の秘密の保護の必要性、こういうことが非常に重要になってくるわけでありまして、

ただ、一番重要なことというのは、今度、今も委員が言われました、これは判例になっております「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する」、これが法文にも入っております。これが一番の原点になっておるわけでありまして、これから類推しても、特定の方に対する通信でもありますから、これは当然秘密性も出てくる、こういうふう判断しております。

○中村(哲)委員 私が議論させていただきたいのは、まさに副大臣がおっしゃったことはそのとおりだと思ふんですよ。私が申し上げたかったのは、その特定性の要件の判断のときに、通信の秘密や秘密性の要件というものがどういふふうに影響するのか、そこについても一度確認させていただきたかったわけですね。

つまり、一般人を基準として外形的に通信の秘密を守らないといけないものかどうか、それが特定性の要件について大きな判断基準になるんじゃないか。そこをまず確認させていただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○佐田副大臣 非常に難しい言われ方なんですけれども、基本的に通信は、公開していいものも悪いものもあるわけですね。

ただ、この間も申し上げましたように、常識的に考えたときに、それを差し出した人、それを受け取った方が、どれほどの秘密性を持っているかどうかということをお本人たちがどのぐらい意識しておるか、これがわからないものでありますから、それはやはり基本的にはすべて外形で判断をさせていただきましてその秘密性を勘案している、こういうふう判断しております。

○中村(哲)委員 おっしゃるとおりだと思います

ね。特定性の要件に関しては、通信の秘密というものを外形的に判断していくことが大切である。つまり、例えば私が佐田副大臣に何か信書を送ったとする。しかし、これはみんなに見られてもいいよという意味で、自分は通信の秘密を放棄しますよ。では、それが秘密性がなくなるのか、ここであれば特定性がなくなるのかといったら、やはりそうではない。そういうふうな主観的な事情よりも、この通信の形態が、客観的、外形的に見て通信の秘密を保護しないといけないと客観的に、先ほど常識的にとおっしゃいましたけれども、客観的、外形的、法的に言えば常識的に評価されるものでなければいけない、そこが明確な基準としてあらわれてくる。

ガイドラインを策定する基準として常識が必要だということとは、客観的、外形的だという意味は、立憲主義の要請から考えるとそこにあるのではないかなと思っておりますので、まず、またガイドラインをつくるときにも、そういうふうな観点で策定をしていただきたいと思っております。

しかし、そういう抽象的な議論だけでは話が進みませんので、限界事例について少し考えていきたいと思ひます。

と申しますのは、これは信書に当たるかどうかということとは、罪刑法定主義の要請から明確性の原則が必要になってくることですね。もし信書であるものが明確でなければ、なかなか、メール便などで、ある人は信書で考えるようなものを送った人が非常に営業がしづらくなるということもありまして、信書というものがどこぐらいの限界性があるのか、具体例を交えて議論させていただくことが必要だと思ひます。

まず、前回も申しましたが、契約書の議論をさせていただきます。

前回も申し上げましたが、契約の申し込みの意思表示の部分に関しては信書性が認められるというの、論をまたないことだと思ひます、争いがないことだと思ひます。例えば、私の名前が書いてある、住所が書いてある、このサービスを申し

込みますというところが書いてある場合、特定人に対する、つまり、営業の主体に対する私の意思表示になるわけですから、それが信書に当たるといふこと、特定性の要件を満たすということ、争いがないと思います。つまり、契約の申し込みの意思表示に關しては、これは信書の要件を満たすというの、争いがない、ここは確認させていただきます。

問題となるのは、契約の勧誘の部分でございす。ここが恐らく、ダイレクトメールをいかに考えるかというところで分かれてくることだと思ひます。

ここで、この「政府の考え方」の部分には、「例えばその内容が公然或いは公開たりうる事実のみであり、もっぱら街頭における配布や新聞折込を前提として作成されるチラシのような場合には、」とありますので、ここはどこまでが特定性の要件があるのか、その公開の部分とそうでない部分とを考へておく必要があると思ひますね。

私が考へるには、例えば生命保険とか損害保険などでダイレクトメールが送られてきます。そのときに、自分の名前や住所などが契約の勧誘、申し込みの勧誘のところで直接書き込まれている場合、これはやはり信書だろう、特定性の要件を満たすだろうと思ひます。しかし、こういったもののが入っていない場合、個人の属性がその申し込みの勧誘の中からは読み取れないような場合、これはやはり信書性を帯びない、特定性を帯びない、ここで書かれていふような「公然或いは公開たりうる事実のみ」といふふうに言えるのではないかと考へますが、その点についていかがでしようか。

〔稲葉委員長代理退席、委員長着席〕

○佐田副大臣 先生の言われることはよくわかるんです。私も非常に難しいところだと思ひます。

客観的に、外形という話がありました。それが基本になるかと思ひますけれども、例えば、送られてくるものが物すごく広く、全く、先生言われたように契約じゃなくて、書き込むものも何も

なくて、配つても、どこにあつてもいいというものならば、それは薄れてくると思ひますけれども、そのところに名前を書く欄と住所とか契約の内容で書いてあつた場合は、差し出す方は契約をしてほしいわけですね、その個人の方に。だから、そのときには、これもある程度の信書性があり、秘密性が出てくるんじゃないかな。

そういう方々が、例えば御婦人の方が何か、まさか男性の方にやるわけじゃないけれども、女性の方だつたら、女性の服を買つてくれませんかということになれば、その方に対して、やはりある程度送る方は契約してほしいという意思が働いておるわけでありますから、ある程度その辺のそういうニュアンスが出てくるんじゃないか、こういうふうにして思ひます。

○中村(哲)委員 ただ、佐田副大臣のそのような御答弁では、違つた例を考へると、なかなか同じように考へられないんです。例えば、通販のカタログなんかで送られる場合、これは信書でないと思ひます。そういうことを考へると、必ずしも、申し込みの勧誘の意思表示が含まれていて、それが特定性の要件に該当するかどうかというところは言えないと思ひますね。

今、社会通念上、勧誘をしているんだけれども、それは特定性がないと思ひられているようなカタログとか、そういうものと並びで考へると、やはり、特定性の要件を満たすというときには、その個人の属性がその書面から判断できる、そういった要件が必要なんじゃないか、そういうふう

に思ひます。いかがでしようか。

○佐田副大臣 広くカタログだけ送つて、見てくだされ、カタログにはいろいろなものがあると思ひますけれども、ただ見てくだされ、こういうものについては信書性が非常に薄くなる、先生言われるとおりで思ひますね。

ただ、その中に、最初に言われた契約なんかがあります。それが前面に出て、契約というものの意思があるとしたら、これはまた非常に微妙なところでありますけれども、ある程度の秘密性が

出てくるんじゃないかと思ひます。

○中村(哲)委員 佐田副大臣、取引の現実問題として、カタログには、後ろに申し込みのなきなり申し込みをするためのファックスのひな形みたいなものが入つていふんです。佐田副大臣の御答弁をそのまゝ現行の取引に当てはめると、今こういうカタログをメール便で送つていふのは違法になるわけですよ。それはそうではないでしよう。

だから、私は先ほどからこだわつておりますが、特定性の要件を満たすためには、送り先に対する特定性とその文書、書面から読み取られる、そういう可視性が必要なのではないかということ

を申してゐるわけでございます。いかがでしようか。

○佐田副大臣 それは先生の言われるとおりでありますけれども、カタログにしろ、いろいろなものにつつまして、いろいろなものがあると思ひます。確かに先生の言われるように、特定性に對していろいろ内容が書かれていふもの、これについては、私は、確かに秘密性がありますから、信書性が出てくるんじゃないか、こういうふう

に思ひます。

○中村(哲)委員 副大臣と私が言つてゐることは、実はそれは違つていないんじゃないかなと思ひます。違つていふなら違つていふとおつしやつていただきたいんですけれども、違つていないと思ひます……(佐田副大臣「同じです」と呼ぶ)同じですね。

だから、やはり申し込みの勧誘のレベルでは、個人を特定するようものが中に書かれていて、そこから見て特定性があると判断できるような場合は信書である。しかし、その申し込みの勧誘の書類に對して、それはほかの人に渡しても、ほかの人が申込用紙を書いて送つたような場合で成立するような場合もあります。こういった場合にはやはり信書性がない、特定性がない、そういうふう

に言へると思ひます。いかがでしようか。

○佐田副大臣 それもまた難しい話ですけれども

も、要するに、送られたものをまた違つた方に何か添えたいものをつけて送るわけでしょう。(中村(哲)委員「いや、違います」と呼ぶ)ちよつと済みません、もう一度。

○中村(哲)委員 例えば、私にある業者からDMが送られてくる、しかし、その中に入つていふ契約書が、契約の勧誘の申込書が、私は要らないから、例えば第三者にお渡しさせていたでいて、例えば田並さんにお渡しさせていたでいて、田並さんが、御自分の名前と住所と、また申し込み事項にチェックを入られて、記入されて送られたような場合、これは田並さんと業者との契約が成立します。だから、そういうものの場合にはやはり特定性がないと言わざるを得ないんじゃないかというのが私の考へなんです。それは外形的に見て、客観的に見て、そういうものだと判断できるからです。そういうものを例として意見させて

いただいていふんですけれども、いかがでしようか。

○佐田副大臣 先生が言われるとおり、送られてきたもの、それを田並先生にお渡しするということについては信書性はないということになります。ただ、田並先生が送られる場合は、またこれは信書として成るわけですね、送つていけば。

○中村(哲)委員 確認させていただくんですが、田並さんから業者に申込書を送るときは、一番先に申しましたように、これが信書であることは争いがないわけですよ。だけれども、業者から私に來たときに、ここが信書性があるかどうかということに關しては、私がこつちに渡して、こつち側から送つたら成立するような場合は、こつちというの、第三者に渡して第三者から申込書を送られたような場合、送られてそれが契約として成立するような場合、それについては特定性はないと。特定性というのは、業者から私に對する通信に關しては特定性がないと考へざるを得ないと思ひますけれども、いかがでしようかということ

○佐田副大臣 そのとおりです。

○中村(哲)委員 非常にクリアな御答弁をいただいたと考えております。

もう一つは、前回議論させていただいた、大学入学者に対するパンフレット。合格通知はもう既に行っていて、その対象となっている人、入学対象者に対して、学校はこういうふうな形で授業をしていきますよと書かれたパンフレット。こういういった、一定のカテゴリーの人に送られるけれども、例えば冊子になっていたり、冊子でなくてもペーパーになっているだろうけれども、これは、私、特定性があるとは言えないんじゃないかと。こういうのは、社会的実態として恐らくメール便で送られていると思うんですね。こういうふうなものに対してはどういうふうにかえるのか、副大臣のお考えをお聞かせください。

○佐田副大臣 その辺もまた、どの辺のレベルかという問題があると思うんですね。

この間も議論させていただきましたが、何でも、広くどこでもいいというんじゃないで、やはり例えば大学であるとか会社であるとか、もちろんそれはもう通知は行った後ですね、簡単なその会社内容とか学校内容とか、そういうことでしょう。ですから、それにつきましては、一つの事実として、非常に議論のあるところでありまけれども、特定な方に対してやはりそれは事実を通知しておるわけでありまして、全体に幅広く、全部にというわけじゃありませんから、そういう意味におきましては信書性はあると思います。

○中村(哲)委員 ただ、副大臣、これが信書であるのか、特定性があるのかということの判断において、先ほど副大臣とのやりとりで申しましたけれども、通信の秘密が外形的、客観的に認められるかどうか、そこがやはり基準になるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、シラパスのたぐいかそういう学校のパンフレットのたぐいは、どういう授業をどの先生がこういうふうなことでやりますよというのの半ば公開された状態で、恐らくほとんどインターネットとかでも公開

されているような情報なんじゃないかなと思うんですね。

しかし、副大臣の想定されているような内容というのは、例えばこれが学外の人に知られちゃいけないような機密情報であつたら、やはりこれはどれだけ大部のものであつても特定性の要件は満たすと思うんですね。だから、客観的、外形的に見たときの通信の秘密の保障の度合い、そこがやはり基準になるんじゃないかなと思うんですね。

だから、先ほど佐田副大臣がおっしゃったのは、やはり機密文書にかかわる部分、そういうものは、であればなのであつて、一般的な合格予定者に対するガイドブックなんじゃないかなと思うんですが、特定の要件を満たさないうものではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐田副大臣 その辺が非常に難しいところだと思うんですね。ですから、私は、先生も、外形的、客観的に見て、通信というふうな中では、秘密であるかないかというものは、その差出人と受け取った人のやはり考え方だと思うんですね。そういう中において、では、それは随時随時判断できないから外形的にその判断をしようというところでありまして、そういうことを考えたときに、どここの会社、どここの大学だとか学校、高校、そういうところから個人にあてたものは、やはり外形から見て信書性は出てくるんじゃないかと思つてゐるんです。

○中村(哲)委員 これは恐らく、副大臣がおっしゃりたいのは、結社の自由との関係が非常に強いんじゃないかという話だと思うんですね。

個人と個人が通信をさせていたかというものが近代国家の原則なんです、個人と個人のはそれだけでは社会的に大きなインパクトを持ってないから、自分の自己実現、自己統治のために結社をつくらないといけない。だから、結社のメンバー相互間の通信というふうなものは必ず守らなといけません。そういう感覚でおっしゃっているんだと思うんですね。外形的なものというのは、確かに、結社を考える、結社の自由というこ

とで考えると、お答えのような答弁になると思いますし、それが正しいと思います。

しかし、結社の自由なんだけれども、その結社の自由が認められている趣旨からして、立憲主義の要請から、そこまで通信の秘密を守ることが必要ないと思われものに関しては、やはり、結社間、結社と個人との通信であつたとしても、そこは必ずしも信書性があるとは言えないんじゃないかなと思うんですね。

先ほど申しましたけれども、ガイドブック、パンフレットがすべて信書に当たるのであれば、今メール便でそういうふうなことを送っているのは違法だということになりますよね。違法だという評価でいいのかどうか。私は、違法なものもあるし、違法でないものもあると思うんですね。そこは、客観的、外形的に通信の秘密を守るべきかどうか、それが基準になると思うんですね。改めて聞かせていただきたいと思います。

○佐田副大臣 先生の言われるとおり、非常にそこは難しいところなんですけれども、結社対結社ということよりも、むしろ私が申し上げたいのは、最初の一番の原則の、特定の人に対して、特定な者に対して意思もしくは事実を送達する、そういうことを考えたときに、やはり、常識的に言うともた怒られますけれども、基本的に、例えば入学通知とか、こういうことはもう言うまでもなく当然信書になるわけですから、例えば内容的に、こういう本を読んでもいいかどうか、その本を入れられて持ってきたとか、そういうものについては、これはもう全然秘密性もないです、メール便で送られてもこれは問題ない、こういうふうな思つております。

○中村(哲)委員 改めて確認させていただきたいと思うんですけれども、合格内定者に送られるようなパンフレット、シラパスのようなものであつても、やはりこれは外形的、客観的に見て、通信の秘密を守らないといけないかどうか、それを判断する、それで信書と判断すると考えていいということですね。うなずいていただいていますので、それで次の質問に移らせていただきたいと思います。

「信書の定義に関する政府の考え方」第四項をまた読ませていただきます。

4 また、「文書」とは、文字、記号等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物であり、物の素材は問わないものであるが、物に記載された通信文が物の送付と密接に関連し、その物に従つて添えられている場合にあっては、その記載された通信文を、郵便法第五条第三項ただし書において信書の送達の独占の例外とされている「貨物に添付する無封の添状又は送状」として扱うことができるものである。

具体的には、一般にクレジットカード、地域振興券などの金銭の支払手段としての機能を有する物に記載された通信文がこれに該当するものと考えている。

とされております。

私は、これを読んで、率直に、かなり踏み込んだ書き方をしたんだな、そういう意味で、評価をさせていただいております。過去の二回の佐田副大臣との議論がこういう形で結実したのかなというところを理解しておるわけです。

そこで、今回、改めて確認させていただきたいのは、郵便法五条三項ただし書にありますが「貨物に添付する無封の添状又は送状」の部分であります。その「添付」、その文言の解釈であります。

この「政府の考え方」によりまして、クレジットカードや地域振興券というものが五条三項ただし書に当たるものに当たると、そういうふうな主張なわけですね。つまり、クレジットカードに書かれてある特定の相手に対する意思表示、事実の通知というものの部分は信書である、しかし、金銭の支払い手段としての機能を有する物の部分はまた別にある。つまり、信書部分と物としての機能する部分とは、物理的には一体だけれども、法的には別物と観念して、物と信書が添えられてい

ものが、それが保障すべきであると思えませんが、それは皆さん一緒だと思ふんですね。ただ、総務省の考え方では、これは信書に当たるんですよ。これはやはり非合理じゃないかな。うなずいていただいていますか、どうですか。

○佐田副大臣 今回、これからパブリックコメントをもらったり、事業者の方々のいろいろな意見を聞くわけでありまして。先生の言われていることもよくわかるんですけど、やはり原則としてきちっと、例えば冷蔵庫に相手方に対する手紙が、いろいろな、その物に密着していない、例えばラブレターだったら、それは話が冷蔵庫には密着していないわけですね。それはやはり原則として信書と判断せざるを得ないんじゃないか、こう思っております。

○中村(哲)委員 信書というのは非常に深遠な世界がありますよ。立憲主義の要請ですから、ここはきちんと、しっかりと議論していかないとけない。

最後に、この項の最後に、サイン入り本というのは、そう考えてくると、物理的には一体だけれども、やはりサインの部分なり手紙の部分というのは添え状、送り状に当たる、だから、五条三項ただし書きの物であると考えてよろしいですね。

○佐田副大臣 先生の言われているとおり、そのように解釈しております。

○中村(哲)委員 この「信書の定義に関する政府の考え方」の議論というのは、きょうさせていただいた議論で、かなりの部分が明らかになったと思います。また、非常に突っ込んで書いていただいたなと私は評価させていただきます。

次に、ユニバーサルサービスの内容について、昨日出されました「信書便差出箱に関する省令案及び信書便差出箱その他の引き受け方法に関する省令案について」という文書についての質問をさせていただきます。

問では、コンビニに置いて構わないという話がありました。それと同時に、今のポストのように、公道に置くということと事業者が希望する場合もあると思うんです。

そういつたときに、道路使用の許可の根拠条文は何で、そしてどういう決め方になるのか、また料金は幾らぐらいになりそうなのか。今まで使っている電柱とかの例も踏まえながら、どのように考えていくべきなのか、お答えください。

○佐田副大臣 これは、料金についてはちょっと細かく承知していないんですけども、民間の信書便事業者に対しては、道路法第三十九条の規定によりまして、道路占用料を徴収されることになりまして、その具体的な額は、今後、要するにこれは全部規定してあるんですけども、これから所管の国土交通省で決定していきたい、こういうふうな思っております。

郵政公社に対する料金につきましては、国土交通省で決定すると今言いましたけれども、現行の郵便事業を継承し、引き続きユニバーサルサービスを提供する事業者でありまして、旧三公社も公共性がありまして、これは免除されておった、こういうことがあるわけでありまして。ただ、先生、これは原則は有料であります。

○中村(哲)委員 料金の基準については、これは、今後、なるべく明確に、明らかにしていく必要があると思うんですね。そうでないと、なかなか民間の事業者が入りづらいということになってくると思うので、総務省だけではできないことですから、今、明確な御答弁は難しいと思うので、そこについては、まず要請だけさせていただきます。

さて、この間、前回の質問で、どれぐらいの基準で置いていくんですか、十万本という話がありましたけれどもという話をさせていただいたときに、副大臣が五つの分類をしておっしゃいました。それがこのところに出てきている基準ですね。過疎地には千人当たり一・二本、二万五千人未満には千人当たり一・二本、以下、十万人未満

の場合は○・八本、十万人以上の場合には○・六本、政令指定都市には○・五本だということを定めております。

この間の議論でも聞かせていただいたんですが、私は、やはり立憲民主主義の要請であるのなら、人口何%の人が徒歩何分以内に届く、ポストに行ける、そういうことを基準にすべきだと考えているわけですね。

そういうことを考えると、この基準というものは、そういうふうなユニバーサルサービスとしてのアクセスの問題と考えると、人口の何%ぐらいの人が、徒歩でいうと何分ぐらいで行けるのか。そういう想定がされていなかったら仕方ないですけれども、そういうふうなアクセス的な観点から見て、この基準というのはどういうふうな理解しているのか、お答えください。

○佐田副大臣 この基準は一応案ということでありまして。先生の言われるとおり、例えば、これは人口の、要するに過疎地に対してはできるだけ手厚くやる。それはなぜかといったら、先生も言われたとおり、過疎地で手厚くしてやらなければ、千人が、物すごく広いところに千人いる場合もあるわけですから、そういうことも加味して考えて、だからできるだけそれは多くしてあるわけですね、ポストを。

それで、こういうふうな基準のつとつて多分考えていくと、これから事業者の方々や利用者の方々に意見を聞いていくと、では、先生の言われたとおり、これは確かにこれに該当しているけれどもこんなに遠くなるよ、こういうことも出てきますので、そういうこともしっかりと議論をして、問題のないようにしていきたい、こういうふうな思っています。

○中村(哲)委員 この基準でいくと、大体全国で何万本になるんでしょうか。昨日の、事前のお話では九万八千本から九千本という話もあったのですが、具体的な数についてできるだけ細かく教えてください。

○佐田副大臣 そちらに資料はないかもしれませんが

んけれども、これは五つに分けておりまして、では細かく言わせていただきます。

政令指定都市が、この計算によって、千人当たり○・五本で一万三千八百八十九本でありまして、人口十万人以上の市の場合には、人口千人当たり○・六本で二万九千七百五十五本、そして人口二万五千以上の市町村、この場合には人口千人当たり○・八本、そして人口二万五千人未満の市町村につきましては、千人当たり一・二本で一万七千三百五十八本、そしてそれ以下のところ、いわゆる非常に人口の少ないところでありまして、千人当たり一・九本ということ一万六千三百十八本、これを全部合計いたしますと、九万九千四百五十六本、こういうことであります。

○中村(哲)委員 非常に明確な答弁をいただいたと思っております。

ちょっと、質問通告になかったのですけれども、先ほど松沢委員の話で、ポストの民間開放の議論というのを一言しておかないといけないと思っております。

先ほど團局長の方から、なるべく早くやらないといけない、それからカウンティングの問題がある、そういうようなお話がありました。ポストの民間開放というのは、私はこれは非常に難しい話だなと考えています。例えば、三日以内に送らないといけないという条件がある中で、それなら三日以内のどの部分を公社が責任を持って、何時間以内に渡さないといけないのか、それは契約違反になるのか、そういうことも詰めていかないとけないなと思うのです。

私は、将来民間開放という議論があってもいいと思うのですけれども、ここをNTTのような、長期増分費用方式の導入のときのようなことにしてはならないと思うのです。やはり、例えば公社が、着いてすぐ渡すのであれば一通当たり六十円取るよ、そういうことも交渉決めていく、それが嫌だったら、信書便事業者の皆さんで共同出資してもいいからポストを置いてくださいよ、そういう議論にもなると思うのです。そこは一律

ていただきますが、最後に、その官公庁への提出の場合も、ちよつと裏なので聞かせていただきますが、今は、郵便の場合は官公庁に提出する場合にはある程度の特例がありますね。発信主義なのか到達主義なのかという問題なんですが、そのときの発信主義、到達主義の問題については郵便と同じように信書も扱われるように法律はなっていると考えてよろしいですね。

○佐田副大臣 そのとおりです。

○中村(哲)委員 丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。これで終わらせていただきます。

○平林委員長 午後一時二十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時二十一分開議

○平林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。
各案審査のため、政府参考人として人事院事務総局公平審査局長北神智君及び公正取引委員会事務総局経済取引局長上杉秋則君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、会計検査院事務総局第五局長円谷智彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○平林委員長 質疑を続行いたします。武正公一君。

○武正委員 民主党・無所属クラブ、武正公一でございます。郵政関連四法案並びに修正案に対する質疑を行わせていただきます。

まず、修正案提出者に伺いますが、郵便局のあまねく全国における設置の明記ということで修正案を出されておりますが、この郵便局には簡易郵便局も含まれるというふうに考えてよろしいかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○八代委員 簡易郵便局法の第七條第二項は、公社法第二十條第一項の規定の適用については、簡易局を公社法の郵便局とみなす、こういうぐあいに規定してあります。したがって、含まれる、こういうことでございます。

○武正委員 簡易局も含めてあまねく郵便局を配置するというところで修正案でございますが、これまでのユニバーサルサービスということで来ましたが、全国津々浦々あるいはあまねくということでございます。したがって、郵便局をあまねく設置というのは、何か非常に違和感のある法案になつていゝるなというふうに私は感じます。

ユニバーサルサービスということであれば、やはりサービスについてあまねくということであればいいんですが、郵便局というハードをこのユニバーサルサービスということととらえるというのは無理があるのではないかと一点と、こうした形で公社に郵便局のあまねく設置を義務づけるのは、公社の自由な経営を縛ることにならないか。

以上二点、修正案提出者にお伺ひします。

○八代委員 人の住んでるところには、国民共有の財産として、ほかの公共機関というのはだんだん山里から消えていくというような状況下でございますけれども、最後のとりで的に、私はこの郵便局というものは国民共有の財産だと思つてゐるんですね。

そういう意味では、全国津々浦々、あまねく郵便局というのが地域の利便性のために存在する、その拠点として位置する、しかも三事業というものは、身近な人たちの便に供するために、二

万四千七百という数からしてみても、私は大変利便性のあるものだというふうに思っております。あまねく設置すると同時に、あまねくサービスというものは、言つてみれば表裏一体的なものだというふうに思つておりました。そういう意味でも、御指摘のようなサービス面からもユニバーサルサービスの確保が規定されていゝるのであり、ユニバーサルサービス、そのサービスという言葉をとつてしまつても、このサービスというものはこれからは普通なものではないかならないというふうに思つております。

しかし一方、民間参入ということもございまして、今までのような何でもかんでも縛り切つていゝるという形ではなくて、自由な、いろいろ経営ということにも期待を寄せなければならぬいゝのではないかと一々思ひを持つております。したがって、御指摘のように、郵便局の、全国に、自由な経営を阻害するということではなくて、自由な競争の中においてユニバーサルサービスが担保されるような方向が望ましいのではないかと、こんなふうに思つていゝところでございます。

○武正委員 大臣にも修正案について御意見を伺いたしたいんですが。

私は、午前中松沢委員も指摘したように、全国で郵便局が置かれていゝないのが十町村ですか、簡易郵便局がカバーをしていゝのが五百町村。私は、農協さん、JAさんなど含めてさまざまな形でこのユニバーサルサービスを補完できるとすれば、何もここであまねく全国に設置という書き込みが必要あるんだらうかというところで、この公社の自由な経営を縛るのではないかと一々思つていゝることを危惧するんです。

ぜひ大臣の御所見を伺つと同時に、もともとこのユニバーサルサービスといゝのは、セオドア・ベールAT&T社長が一九〇七年に、ワンシステム、ワンポリシー、ユニバーサルサービスといゝことで発言したことがもととされておりました、

その発言は、当時司法省からAT&Tの独占に対する批判にこたへる形でこのユニバーサルサービスといゝものを持ち出したといゝうふうに言われていゝるわけでありまして。このユニバーサルサービスが、そうした司法省からの独占批判への抗弁といゝったことがもととどの発端であるといゝことも含めて、これについて、大臣どのようにお考えになるか。

以上二点、お伺ひしたいと思ひます。

○片山国務大臣 我々は、今の国の郵便局ネットワークサービスを、今度は国営公社に変えますけれども、それは全国あまねくユニバーサルサービスを、生活へもたす基礎的なサービスをそのまゝ保障していく、こういう考え方でございまして。

政府の案、閣法では、地域住民の利便の確保について配慮して郵便局を設置、こういう条文を置いたわけでありまして、今回与党の方であまねく全国に郵便局設置といゝことを追加する、こういうこととございまして、それは、そういうことではユニバーサルサービス確保がより担保される、明確になる、こういうふうに思つていゝるわけでございます。

サービスと郵便局ネットワーク、ハードな方は、今もお話ございましたが表裏一体でございまして、今の二万四千七百の郵便局がネットワークを組んでいゝことでユニバーサルサービスが確保されていゝると我々は考えておりますから、そういう意味で、今のネットワークの仕組みや数を後退させていくといゝことは考えていゝないわけでございます。

それから、二点目の、ユニバーサルサービスといゝ言葉は、なるほど一九〇三年に、私も委員の御指摘で勉強させていただいたわけでありまして、AT&Tのセオドア・ベールといゝ社長が言われた、ワンシステム、ワンポリシー、ユニバーサルサービス、こういうこととございまして。

これは、当時AT&Tが反トラスト法上の問題を指摘されていゝましたので、競争を回避するため

た向きがございますけれども、その後の歴史を見ますれば、金米どこでもだれもが電話サービスの利用が可能になってきた、現在のFCCも、アメリカの競争政策の柱の一つがユニバーサルサービスの確保だ、こういうことを言っておりますので、私は、セオドア・ベール社長がどういうお考えで言ったかは定かでないかもしれませんが、結果としては、ユニバーサルサービスが言葉としては独立して現在根づいているのではないかと、こういうふうな考えております。

○武正委員 そのAT&Tも分割ということ、やはり百年たちますと世の変遷があるということ、でございますし、この明治四年に始まりました日本の郵便制度も、約百三十年を経て、さまざまな技術の進歩によって通信手段が確保されているという中で、このユニバーサルサービスも変容を遂げていくべきものというふうな考えるところであります。

特に、大臣には、当総務委員会で、国土の均衡ある発展から個性ある発展に日本の国づくり、地域づくりは変えなきやいかぬというようなことも言っておられますので、この全国あまねく津々浦々、NTTの法律のときにも議論がありました、これについてもやはり変容を遂げていくべきか、これについて考えるわけでございます。

続いて、修正案提出者にお伺いします。

今度、この第二項というんでしょうか、二番目の修正として、子会社への、あるいは公社からの出資を認めようということを修正案として提出されております。今、この公社ができる曉には、総資産四百三十八兆、資本金は一・九兆。その資本金の比率が〇・四％ということで、過少資本ということが指摘をされている中で、この公社が出資をする余裕があるんでしょうか。これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○八代委員 公社が出資を行えるようにするということは、郵便事業に民間が参入をする、そういうことですから、おのずと競争原理が働いていきましようし、公社に経営の自由度を付与しようとするもの、だというふうな思っております。

公社は、出資を活用することによって参入企業との競争に適切に対応しつつ、さらに一層のサービス向上を図ってもらい同時に効率化も含めてやっていただく。そのためには、自由裁量の出資があつてもいいのではないかという思いから、こういう修正を求めたような次第でございます。

○武正委員 私が聞いているのは、余裕がないんじゃないか、お金がないんじゃないかと、公社が、資本金が一・九兆しかない。ですから、その資本金をふやさなきゃいけない。まず自分の資本金をふやさなきゃいけないのという指摘があるのに、出資をする余裕があるんですかというふうな伺ったんです。

○八代委員 今のは出資の部分ですけども、その資本金の問題も、やはり一兆九千億というふうなものでは非常に過少資本だというふうな私たちも午前の答弁でさせていただいたんです。

ほかの都銀、地銀等々は、大体四・七ぐらいの資本を有するような状況になっておりますので、二百五十兆からの郵便貯金があるとしたならば、三事業一体なものですから、四％ぐらいはやはり自己資本として確保すべきだ、基本額として確保すべきだ、留保すべきだということも御答弁させていただきました。そうすると、十兆円ぐらい。そして、その十兆円をしっかりといろいろな意味で担保しつつサービスをし、そしてまた経営の健全化を図る。こういうことですから、一兆九千億をどのように使っていくかは別として、私はそういうことでたえ得るのではないかとというふうな思っております。

○武正委員 ちよつとお答えいただけなかったもので、私は、自己の資本を十兆にしたいという今のお話でしたが、そうするとあと八・一兆ふやさなきゃいけない。その一方、子会社に出資する余裕がないんじゃないですかというところをお聞きしたんですが、ちよつと御答弁いただけないので次に移らせていただきます。

きょう、お手元に、理事会の御承認をいただきます。

まして、また先般と同じ資料を配らせていただきました。

副大臣、この間もこれ、やりとりしたので、また同じ表なんです、今回の修正案では、郵便の業務に関連する事業には出資できましようという与党からの修正案が出ております。

この企業のリストは郵便の業務に関連する事業になるのかどうか。この社名ですね。これがまず第一点。

これをざつと分類しますと、投資顧問会社、ビルメンテナンス会社、建設会社、設計会社、資材会社、損害保険代理店、機械メンテナンス会社、運送会社、商社、データ入力会社というような形で分類ができるんですが、このような分類された事業、これはやはり郵便の業務に関連する事業になるのか否か。

以上二点、お伺いしたいと思います。

○佐田副大臣 先般も先生の方から御質問があつたところでありまうけれども、この間、ファミリー企業というふうなお話があつた。ファミリーというよりも契約があるということでありまして、今回の法案につきましては、修正案にもありますように「業務の運営に特に必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができ」と、こういうことでありまして、要するに、一番密接に関連する業務をやっておるところをこれから政令で定めて出資していくということとであります。

それと、先生が言われたように、過少資本じゃないかという話でありますけれども、あくまでも、そういう意味においては、何でも出資するということではなくて、出資することによって効率がよくなり、そして収益が上がる、こういうふうなことも踏まえてこれは政令で定めていきたい、こういうふうな思っております。

○武正委員 では具体的に、このリストなりこういった業界、業務についてはいかがですか。

○佐田副大臣 まだ検討中であります、これが

やれるとか、これはやれないとか、そういうことは現時点ではちよつと申し上げられないということとです。

○武正委員 午前中も、裁量行政にかいというところで、総務大臣ともやりとりがありました。こういう国権の最高機関の国会での立法の論議であつても、詳しいことは政令で、これは今言えませんが、後で決めます。こういうことは各委員会ですべて見られることでありまして、私は、政令、省令で定めたからといって、やはり裁量行政に変わりはないうふうな思ふわけでございします。

続きまして、修正案提出者にお伺いします。

出資企業と公社との関係というのが契約だというお話でしたが、それでは、公社と出資企業との契約関係に、公取やあるいは会計検査院からもこれまで、郵政事業庁、旧郵政省のさまざまな事業、委託など含めまして、あるいは発注、これまでも言われていたように、一般競争入札をできるだけ取り入れなさい、こういったことも言われているんですが、出資企業と公社の契約関係に何か変化が生まれるのかどうか、これまでどおりなのか、あるいはこれまで以上に一般競争入札をしなければならぬ、こういったところで御所見を伺います。

○榎屋委員 私の方からもお答えを申し上げます。今委員の方から、公社と、それから出資を可能とするわけでありまうからその出資された企業といひますか子会社、その両者の契約の関係、お尋ねがございました。

最初に委員に申し上げたいんですが、やはり我々も、出資は何でもかんでもやればよいということではない。今佐田副大臣からお答えがあつたとおり、特に必要と認める場合、それはもう端的に合理化といひますかコストダウンが期待できる、こうしたものであろうというふうな私たちは思っております、そこは相当限定的に考えているわけでありまう。

その上で、公社とその公社が出資する企業の契約関係であります。一般競争入札があるいは隨意契約かということですが、これはまさに調達するサービスの性質によって決まるものでありまして、今回出資するということに決めたことによってその関係が変わるとは考えておりません。

委員から御指摘があったように、私どもも、与党三党もいろいろ議論の中で、やはり隨意契約ではなくて一般競争入札、これをふやしていかなきゃいかぬというふうには思っているわけでありまして、そういう意味では、確かに委員の御指摘のような、この出資ということについては私は、おのずと限界がある、制限があるのではないかと、こう思っておるわけがあります。私たちも今委員の御指摘の方向を大事に、これから総務省令等の内容もあるわけありますから、しっかりと見守っていききたい、このように思っているところでございます。

○武正委員 出資企業こそ契約関係はガラス張りになければならないし、今の榊屋委員のお話では、より以上、出資企業だからこそ、一般競争入札の適用を当然受けるべきであろうというふうには私は理解をいたしました。

さて、先ほど来、出資企業は限定される、公社の効率的な経営、特に必要がある場合ということでお話がございます。ただ、今NHKの肥大化でも既に指摘されておりますのは、出資企業が出資をした、いわゆる孫企業、あるいはそれからまた出資をされたひ孫企業、こういったところが実は問題を生じているということなんです。

まず、会計検査院さんお見えてございますが、発注者、ここでは公社でございますが、公社が公社の利益を損なうような契約を出資企業と結んだ場合、これは公社をチェックする立場の会計検査院さんから見るとどうにお考えになるか。また、出資企業が出資をした企業が公社と公社の利益を損なうような契約を結んだ場合はいかに。お答えをいただきたいと思っております。

○円谷会計検査院当局者 契約の相手方が、公社の出資企業、あるいはそのさらに出資企業、国から見れば孫出資企業ということになりますけれども、それだからといまして、直ちに公社の利益を損なうということにはならないかと思ひますけれども、契約の相手方を選定するに当たりましては、その契約の性質が許す限り、やはり競争原理というのは導入すべきであらうと思ひます。で、検査院といたしましては、公平な、公正な競争が確保されているかどうかという観点から、契約事務が適切に行われているかどうか、あるいは経済性、効率性に配慮した契約になっているかどうかということも今後とも検査してまいりたいと考えておりますので、公社の利益を損なうような契約かどうかというのは、個々の契約ごとに判断させていただきたいというふうに考えております。(武正委員「もう一つありました、出資企業が出資した」と呼ぶ)

出資企業が出資した、孫出資企業ということになりますけれども、これにつきましても、基本的には同じ考えでございます。ただ、検査権限ということに関して言いますと、公社の出資企業は国から見れば孫出資企業ということになりますので、会計検査院法二十三条の一項第五号によりまして検査対象になり得るということで、必要があれば検査をするということになりますけれども、孫出資企業まではその権限がありませんので、そういう点では若干の制約がございます。

○武正委員 孫出資企業まではなかなか検査ができないということと理解をさせていただきたいと思ひますが、こうした孫企業あるいはひ孫企業、これがやはり今回の出資のときに忘れてはならない点だということに思ひます。

それで、公取さんもお見えてございますが、公取さんは、平成十二年十一月三十日、「郵便事業への競争導入と競争政策上の課題」ということで、次のように述べておられます。「郵便事業が国営の公社として維持されることも踏まえて、郵便事業体が自己の施設及び設備を利用して、他の事業分野に進出することによる当該事業分野の公正な競争に与える影響を考慮して、検討する必要がある」ということでございまして、さまざまな分野に進出することについてはやはりクエスチョンがあるということ、公社がいろいろな事業をどんどんふやして進出することは問題あり、こんなことも公取さんは指摘をされているんです。先ほど榊屋委員とのやりとりでもありましたが、出資企業を含めて一般競争入札の割合をふやしていくべきというふうには私は考えるんですが、この点について御所見を伺います。

○上杉政府参考人 お答えいたします。公正取引委員会の所管いたします競争政策の観点から申し上げますと、競争が確保されるということが非常に大事でございまして、そのような意味でも、これから民間事業者との競争が始まるというところでございまして、そのような場合、独占禁止法に違反するような行為が行われることのないように、厳正に対応したいと考えております。

特に、発注について伺ひがございましたけれども、私どもは、やはり競争を導入するという意味では、競争入札というものが基本になるという考え方が一番大事ではないかと思ひますので、隨意契約ということでありまして、これは競争が予定されていないということで独占禁止法の適用を受けないあるいは独占禁止法の適用ができない、こういう関係になりますので、できるだけ競争を生かすような、そういうふうになつていただきたいと思います。

○武正委員 公取さんからも強い希望があつたんですが、修正案提出者におかれましては、出資企業も含めてやはり一般競争入札の割合をふやしていくべきと考えますが、この点の御所見を伺ひます。

○榊屋委員 先ほどから委員が議論されていることは、私ども提出者としても全く同じ思ひであり

ます。ただ、一つは、出資は、先ほどから何度も申し上げておりますが、何でもかんでも出資するということではないわけでありまして、本当に、公社化後の経営の状況、特に郵便事業の効率化という観点で出資をするわけでありまして、中には契約、発注が全く関係のない、例えば午前中話がありました発送代行業務のようなものは、私は、これは契約の問題がわからなくて出資かな、こういう気もするわけがあります。あとは出資と契約の関係については、委員の御指摘も、やはり我々も十分認識をして、これからの政令の策定等についてしっかりと見守っていききたい、こういうふうには思っているところでございます。

○武正委員 こうして与党の方に提案をいただいたのやりとりというのは初めてなもので、なかなかないところがありますが、多分これからこういったケースがふえるんじゃないかという報道もありますので、練習のつもりできょうはやらせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。(発言する者あり) はい。こういうような力強い御発言もございまして。

国公法百三条、公社は国の機関と考えるわけでありまして、こうした密接な関係にある営利企業、これまではファミリー企業という形容もございましたが、そしてまた今回は、公社が出資した企業について国公法百三条は適用されるのかどうか。並びに出資した企業が出資した企業、孫企業あるいはひ孫企業、これについてはいかに。お答えをいただきたいと思ひます。

○北神政府参考人 お答えいたします。国家公務員法上の再就職規制との関係でございまして、今回の公社法施行法案におきまして国公法百三条第二項の改正が盛り込まれておりまして、郵政公社の職員が密接な関係にある営利企業に再就職する場合には、国の機関の職員の場合と同様、同項が適用されるということになってございます。

それから、今先生の御質問の、公社が出資した企業について密接な関係になるかどうかということでございますけれども、これまで国が出資している企業につきましては、あわせて行政上の権限関係もございまして、そういう中で密接な関係を判断してきたところでございます。

出資の関係だけで密接な関係を判断するとなると初めてのケースとなるものでございますので、人事院としましても慎重に方針を検討していかなければならぬというふうに考えておりますが、その際には、出資の状況とか出資に伴う郵政公社と出資先企業とのもろもろの関係の状況等を踏まえまして検討する必要があるというふうに思っております。

それから、出資先企業とその出資先企業がさらに出資した企業ということでございますけれども、今現在におきまして、例えば国の機関と営利企業が密接な関係にある場合におきまして、その営利企業と商法上の親会社、子会社の関係にある企業につきましては、直接国の機関と関係がなくとも、親会社と子の機関が密接な関係にあります場合には密接な関係にあるものとして取り扱っております。今回の場合も同様に取り扱われるものになるというふうに考えております。

○武正委員 人事院さんと呼ば、孫企業、ひ孫企業も同様に扱うという御答弁があったわけでございます。

さて、先ほどちょっとお話ししましたが、子会社の子会社ということでございます。NHKさんは子会社の売り上げが二千七百七十億、九八年度ですね。日テレ、日本テレビさんと同じということ、当時の朝日さんが社説で肥大化がとまらなということを書いております。

また、当時、八代委員におかれましては郵政大臣でございまして、そのときの御答弁で、これは二〇〇一年五月十七日、読売新聞、同じく社説ですが、昨年の通常国会で八代郵政大臣は、NHKが普及途上のインターネットで事業を行うことに強い難色を示す答弁をしていたということでございます。

います。NHKについては、同じところに書いてあるんですが、子会社が出資した孫会社の情報は公開していない、ですから、未公表の関連企業は七十社に及ぶと指摘されているということでございます。子会社がまた出資をして孫会社をつくっていくというところにはなかなかガイドラインが及ばないんだといったところでございまして。

大臣にお聞きします。

NHKの場合も子会社が出資することには禁止規定が及ばないといった指摘があるんですが、同様のことがこの公社でも危惧をされるわけでございます。先ほどからのお話をまいりました。こうした場合、子会社が子会社にどんな出資をしていく、孫会社、この点をどういうふうにして規制するのか、お答えをいただきたいと思います。

○佐田副大臣 先生も大変お詳しいですからあれですけれども、NHKなんかの場合も、ガイドラインをつくって、時代に即応して関連企業がふえてきていて、またインターネットも始めておるわけでありまして。昔でしたら、例えば地上デジタルなんかありませんでしたから、これは地上デジタルがこう進んでくると、やはり地上デジタルにおける資金を相当NHKも出してありますから、もちろんこれは関連企業としてインターネットなんかもやっていかなくちゃいけない、そういう時代の必要性に合わせてやってきているんじゃないかと思っております。

また、今の、本題に入りますけれども、いろいろな契約におきましては、公社は総務大臣の任命するところによります監事が検査をしたり、今お話がありました会計検査院が検査していくわけですね。そして、出資会社についてもそれを検査していく。

それでは、出資会社のまた孫の会社はどうなるのかという話でありますけれども、私は、出資をしているということは、それだけの、公社の方には、元請というかもとの会社の出資する方について

では、相当な権限ができてくるわけでありましてから、一つ一つの契約であるとか事業経営についていろいろな指導ができるわけですから、その中で孫請というか出資会社の下請をやっている方々に対するいろいろな指導もできてくるんじゃないか、こういうふうに思っております。

○武正委員 それがやはり焼け太りという批判のもとだというふうに思うんですね。NHKについても、第三者の機関とする審査委員会の委員の大半がNHK幹部である上、事業活動と直接的な利害関係を保持するからしか苦情を受け付けないなどというふうな、こんな記事もあるといった、ある面の先例があるんですね。

ですから、私は、今は、公社が判断するというような形の御答弁でありましたが、こうした子会社が子会社に、孫会社にといった野方図な出資がこれから起こらないために、やはりこれは第三者のチェックが必要だというふうに何度も申し上げているわけでありまして、政府提案の公社化法も、独法よりも国会のチェックはできないという根本的な問題点が解決されていないということ引き続き指摘をさせていただきます。

さて、提出者に伺います。

この三項の修正であります。国庫納付金についての修正をした目的、もう趣旨説明に書かれていますので、これと重複しないところでもしお答えいただければというところ。

あと、私がこれを読みますと、要は、簡単に解釈しますと、中期経営計画の中で利益が出れば納付しますよと、そうすると四年ごとの納付というように形にもなるんですが、果たしてそれがいかんといったことと、特に二号を加えております。一号、二号のうちの二号、これはどういった理由で二号を加えたのか。

以上、お答えいただけますでしょうか。

○棚屋委員 四年ごとに納付するというこの修正の趣旨、提案理由以外のところをもしあればということでございますが、私も後から参加した一人でありまして、八代先生からまた後から私の知

らない話があるかもしれませんが。

これは、国庫納付については、私どもも当初は、私は自民党と違っていて公明党でありますから、今の政府原案を見ていて、まあまあ基本的なことは政令にあるわけでありまして、これから議論かなと思っておりますけれども、郵政公社が独立行政法人と同様に複数年事業年度に係る経営目標、経営計画を策定する、こういう形になっているわけでありまして、これに沿って国庫納付のあり方について入念に規定をしたいという御説明をいただいたので、まあそれは私たちの党としても理解をしよう、と、了としたところであります。

それで、二号。一号、二号、実はこれも独法と同じ法文の形になっておりまして、極めてわかりにくい表現であります。いざにしろ、公社の経営の健全性を確保するという観点で、中期経営計画期間中に積立金が増加した場合に、期間中の損益を通算したときに黒字であった場合であつて、かつ、中期計画期間終了時点において基準額を超える積立金の額がある場合に限り国庫納付を行う。それで一号と二号分けてあるわけでありまして、一号は先生も御理解されて、二号、これはどういふことかということですが、前期間の終了時の積立金の額が基準額を超える場合には当該期間中の積立金の増加額を納付額の算定基礎とするということでございます。

これも、私どももぎりぎりのところで自民党さんからお聞きしたわけでありまして、これはやはり、一つは基準額というものを設けたということがあるんだろうと思うんですね。さつきから申し上げておりますように、まさに経営の健全性をより確保するという観点で、中期計画四年ごと、しかも基準額を設けて、そしてそれ以上出た場合ということでありまして、しかもそれが、二号の方は前期と比べて、比べた部分でふえた部分について一定割合を納付する、こういうことであります。より入念に規定をされているわけであり

これは、午前中も議論がありましたけれども、四%、十兆円、こういうざっくり言つての話が八代提案者からありました。これをどのように考えるかということでありますが、私どももいたしましては、経営の健全性をより確保するというところでこの表現でいいのではないかと、こう考えた次第であります。

いささか長くなりましたが、そんなことでございます。

○武正委員 与党三党での御協議が大変最後までもつれて、御説明が榊屋委員の方にはなかなかざりざりだったというよりはよくわかりました。

さて、今の御説明であります、大臣、企業会計原則を取り入れようという公社ですね。大臣は、自由な経営でやらせたい、だから国会の関与もできるだけさせない、事前チェックじゃなくて事後チェックだということは何度も言われるわけなんです、今回、国庫納付金が四年で利益が出れば納めてもらうという修正案、並びに二号に至っては前期四年間の利益よりも上回った利益が出た場合その上回った部分で納めなさいというところは、前期の四年間で上げた利益よりも今回の四年間で少なかったら納めなくていいよというふうには私は理解するんですが、これでは、企業会計原則を入れて自由な経営をさせて、そして官から民へという流れの中でせつかく公社をやるというのに、何かもう、もうからなくともいいよ、別にどうからなくても、利益上げなくても、国に対して納めなくていいからというように形にとらえられて仕方ないんです。

やはりこれは四年に一回じゃなくて年度ごとに、財務諸表も総務大臣のもとに毎年提出するんですから、毎年毎年、一年一年で企業会計原則に基づいてやつてもらう、こういうのが当たり前だというふうに思うのですが、これについて、大臣、御所見いかがでしょうか。

○片山国務大臣 郵政事業、郵便だけじゃなくて郵便貯金、簡易生命保険、これは基礎的な国民に対するサービス、いわば生活のインフラだ、こう

いうわけでございまして、しかし、そういうことからいうと、やはり経営が大変健全でなきゃいかぬ。

これが公社に変わってこれからスタートする。しかも、それが大変な過少資本だ。今十兆円と言いましたが、郵貯だけでも四パーなら十兆円ですが、簡保まで入れますと十五兆円ですよ。一兆九千億と十五兆円というのは全然違うので、だから私は、今までも答弁しましたように、最初の中期経営計画が終わる四年間は恐らく納める見通しにならないでしようということ私の見通しとして申し上げたのです。

そういう意味では、四年ごとに区切っていくというのはいくつかの考え方です。それは、やはりこの公社そのものの経営の健全性が大変おもんばかっていただいたんじゃなかろうか、こういうふうにして思っております。

そんなにこれからこんな生活のインフラのような事業がどんどんあるんというところは余り想定できませんよ、またそんなことをもうかるようにやるべきでもない。経営の効率化はやらなければいけませんよ、サービスの向上はせなければいけませんよ、しかし、そういうことで、国庫納付金について、我々が出した案よりはかなり丁寧な、詳細に書いていただいたというところは、それはそれで一つの考え方であると思っております。それは、トとして、国民のための事業をしつかりやるということが一番肝要ではないかと考えております。

○八代委員 その修正につきましては、公社の経営の健全性をより確実に担保する観点、特に、いろいろな公聴会に行きまして、いろいろな意見の中でも、公社化はやはりあまねくサービスを含めて健全でなければならぬ、こういう意見が多数であった、このように私は思っております。

そういう意味では、政府原案を修正して、納付金算定の考え方をより具体的かつ丁寧に規定しまして明確化を図ることとしたものでございまして、公社に国庫納付金を免除するという趣旨じや

ないんです。

ですから、大いにもうけてもらって、そして上回ったものは国に納めてもらうなんというのは、これは至極当然のことだと思いますが、やはり健全経営ということとをまずスタート時には私たちが担保しておく必要があるのではないかと、こういう思いでございます。

○武正委員 健全な経営ということをお二人とも力説されるわけであります、大臣に至りましては、もうからないというような明言がありまして、もうからないところに民間が参入するかのいうことが、結局名乗りが上がつてこない。いや、もうからないことはない。そのかわりハードルを下げてさまざまな規制をなくしていけば、十分経営とすればもうかるんです。だから、やはりそれは考え方の違いといったところを認識したわけです。

公取さんに、今八代委員から免除じゃないというお話もあつたんですが、納税免除は九九年度でいうと千二百八十五億、預金保険料でいうと、〇・〇八四六%です。約二十億。これに加えて、今回の国庫納付金についても、私はやはり免除になるというふうにとらえるんですが、公正競争の点からどうのように考えられますでしょうか。

○上杉政府参考人 お答えいたします。公正取引委員会の所管いたします競争政策の観点から申し上げますと、事業者の間ではできるだけイコールフッティングが確保されていることが重要であるというふうには考えておりますけれども、個々の事業者はいろいろな条件のもとで活動しているものでございまして、ただいまのように国庫納付金を免除になるのかどうか、私もよく存じ上げませんけれども、御指摘のようなことがあつたからといって、公正な競争が阻害されたり、あるいは独占禁止法上問題となるというふうなものではないかと考えております。

○武正委員 公取さんにはぜひ、先ほど来さまざまな形で御提案あるいは決意をお聞かせいただいておりますので、やはり健全な競争にさらに御尽

力をお願いしたいと思います。

さて、副大臣にお伺いをいたします。郵貯、簡保三百五十兆円の運用、これが国債を幾らもお買いになつていらっしゃるのか。十三年度末の数字が出るというんですけども。また、財投債は幾らか。並びに、国債、財投債それぞれ十四年度はどの程度の購入予定があるのか。さらに、財投債は七年間の激変緩和で幾ら購入を予定しているのか。

以上、お聞かせをいただきたいと思っております。

○佐田副大臣 平成十三年度末における郵貯、簡保本体の国債保有額は、現在決算の取りまとめ中でありますけれども、郵貯が約五十三兆円でありまして、簡保が約三十七兆円となる見込みであります。なお、財投債は、市場においてこれまでの国債と何ら変わりがなく、保有国債をこれまでの国債と財投債とに区別はなかなか難しいものですから、一緒に今言わせていただきます。

また、平成十四年度における国債、財投債の運用予定額は、昨年末の郵政審議会に諮問の上策定、公表した郵貯、簡保の資金運用計画におきまして、郵貯が、国債市場購入が約八兆円、そしてまた、経過措置による、経過措置というのは例の七年の話でありますけれども、経過措置による財投債引き受けが十三・六兆円。簡保の方が、国債市場購入が約六兆円、そして経過措置による財投債引き受けが三・一兆円となっております。

なお、平成十九年度までの激変緩和措置としての財投債引き受けにつきましては、今後の経済情勢等により、財政投融資の規模や財投債側の資金需要及び調達動向等に応じ財務省が決定する各年度の財投債発行額そのものが未定であることから、これからの検討である、こういうふうには理解しております。

○武正委員 大臣に、前回もお聞きをしたんですがお答えいただけなかったたので、今回質問として項目立てをさせていただいたんです。平成十四年度も十六・七兆円の国債、財投債も一緒なんです

ね、分けられないということなんですが、これを購入される担当大臣として、国債のランクが今二ランク、ムーディーズとスタンダード・アンド・プアーズで下がりました。こうした国債のランクが下がっていることについて、どのようにお考えになりますか。

○片山国務大臣 今言いましたように、私どもの方の郵貯、簡保の運用では、国債が一番大きいですね、額が。だから、国債については大変関心を持っておりまして、格付をどうやってやるのか、この仕組み。それから、それがどれだけの権威、信用があるのか。

いろいろなことをいろいろな人が言っていますね、意図的にやったとかやらなかったとか。わかりませんよ。しかし、私は、日本のファンダメンタルズや将来のいろいろな要素を勘案して、ここで二段階も下げることが必ずしも適当でないと考えております。

しかし、それは向こうは向こうの都合でやるのですから。おまえらが文句を言ってもやるという。おやりになれば結構なんです、それはやむを得ませんけれども、この格下げによって国債の価格が大きく下落しているような状況じゃございませんので、私どもは、今それをもって郵貯、簡保の運用を考え直すとか検討するとかということは全く考えておりません。

○武正委員 M-I-Tのドーンブッシュという教授が、日本の長期債務は七百兆じゃない、千二百兆だと。それは、何がプラス五百兆かという、年金の返却というか、今の日本の年金では年金制度が破綻して返せないだろうということで、プラス五百兆見ている、そんなことで千二百兆円、二四〇%。そんな指摘もございませう。

今、これはランク会社がランクしたことでというところで、塩川財務大臣と同じような御答弁だなどというふうに向うのですが、ただ、国債を買う立場の大臣としては、一方的な見方というのは、やはり郵貯、簡保の利用者に対する説明責任、責任としてはやはり問題があるというふうに思うの

ですね。

ぜひ、この点については、さらにそうした説明責任ができるように、国債のランクが、じゃ、どうしたら上がるのか、やはりそれはちゃんとした評価として前向きに受けとめていただきたいとお願いを申し上げます。

さて、副大臣には、簡保事業団、これは今度なくなるわけですね。簡保事業団がこれまで運用していたわけなんです、この理由と、廃止する理由。また、簡保事業団が有していた施設、これは公社が有するかどうか、また統廃合の計画があるのかどうか。

あわせて、郵貯振興会もどんな組織に変わるのかというところ、郵貯振興会の施設、これはまた公社が保有するかどうか、統廃合の計画があるのかどうか。

以上、お答えをいただきますでしょうか。

○佐田副大臣 多岐にわたった御質問なんですけれども、前の郵貯、簡保の運用に当たりましては、これは国でありましたから、直接株を保有するということが民間企業の支配につながるということもありましたので、これはまずいということ、簡保事業団を通じて指定単運用を行っていたというのが現実であります。

ただ、今度は、公社化に当たりましては、特殊法人等整理合理化計画、これは平成十三年に閣議決定されておるわけでありまして、簡保事業団の資金運用事業は「郵政公社化に合わせ、郵政公社へ承継する。」とされておりまして、これを踏まえまして、簡保事業団の資産及び負債を郵政公社へ承継する、こういうことになっております。したがって、それを承継することによって、その中において指定単運用をこれからも行っていく、こういうことになっております。

また、今御指摘がありました、簡保事業団を廃止する理由ということでありますけれども、公社化になりまして、これは特殊法人になるわけでありまして、自律的な運営をやっていくわけでありまして、これを存続させるということとは

全く、簡易保険事業団自体もこれは特殊法人でありますから、そういう意味におきましては、その存在価値がなくなってきたので、公社に一元的に統合していく、こういうことであります。それだけですね。（武正委員「施設のこと、あと、郵貯振興会もあわせて。簡保の施設」と呼ぶ）失礼しました。

郵貯振興会の方でありますけれども、郵便貯金振興会は郵便貯金の普及に寄与することを目的としておりまして、郵便貯金に関する調査研究や、また郵便貯金会館、いわゆるメルパルク等の施設の運営に携わってきたわけでありまして。郵便貯金振興会は、もともと郵便貯金の普及に寄与することを目的に設立された財団法人でありましたけれども、運営を受託している郵便貯金会館等が、これはさっき言ったメルパルクでありますけれども、国が財産であるために、これを明確化するために、昭和五十二年に認可法人としたわけであり

ます。また、今般の公社化に伴いまして国から公社に承継することとなったものでありまして、したがって、郵便貯金振興会については、運営を受託する施設が国有財産から公社財産になるために、認可法人である必要がなくなってきたものでありますから、今度はまた逆に財団法人に組織変更していく、こういうことになっております。

○武正委員 施設がどこに所属するのかと、統廃合の計画はいかがですか。

○佐田副大臣 加入者福祉施設につきましては、昨年十二月十九日に閣議決定した特殊法人等整理合理化計画におきまして、不採算施設の統廃合や、競争条件を付した外部委託の拡充など、効率化に向けた改善を実施しまして、宿泊施設またレクリエーション施設に係る運営費交付金を縮減いたしました。平成十九年までは、これはいわゆる運転資金みたいなものでありますけれども、運営費交付金を廃止する方向で今進めております。したがって、公社化後は、日本郵政公社において、この閣議決定に伴いまして、不採算施設

の統廃合等について具体的に検討しまして必要な措置を講じていきたい、こういうふうにして思っております。

○武正委員 これまでは、国による直接の支配がいかに、株を持つのは。そういったことで、簡保事業団を通して運用してきたということでありまして、今度は公社が直接やるということでありまして、余計、運用の影響がさまざまな形で、ある面の企業支配だったり、そしてその企業との不透明な関係につながるように、やはりさまざまな形でチェック体制が必要だということに考えるわけでありまして。

そこで、この間も質問したのですが、会計監査人の任期を一年強としているのですが、先ほど、中期経営計画、四年というのを非常にこだわられます。四年で利益が上がればという修正案も出す、そういったところでありまして、では逆に、そのチェック体制ということであれば、会計監査人の任期は、この中期経営計画と同じであってしかるべき、四年あつていいんじゃないかというふうに考えるのですが、大臣、御所見を伺います。

○片山国務大臣 これは、株式会社の会計監査人の任期が一年なんです。それから、独立行政法人、これも公社と同じように、中期的目標管理の仕組みというのがあります。中期経営計画のなものを目標と計画に入れているのですけれども、これも約一年なんです。そこで、そういうものを見ましてこの法律の中では一年にいたしましたのが、言われる点はよくわかります。

これは再任が可能ですから、スタートして、再任を含めて、状況を見て万般考えていきたい、こういうふうにして思っております。

○武正委員 続いて、公社の資産の評価について、これも大臣にお伺いをしたいのです。

施行法ですが、公社が承継した財産、資産、負債の価額は評価委員が評価した価額とし、その額を決定しようとするときは、公社の設立のときにおける時価とすることとしている。ただし、当該

財産の種類、用途などを勘案して時価によることが適当でないとき、承継財産の時価にやらないことができるというところなんですが、この評価委員の構成、そしてまた、やはり私は第三者機関に評価させるべきではないかというところ、それから、時価の例外を設けるといふのはいかがなものかな。

今、企業会計原則が既に時価会計ということで一部導入をされております。二〇〇六年には全企業で導入ということも、当初は二〇〇二年でありましたが、考えられておりますので、公社は、企業会計原則、しかも時価会計でやるべしというふうに考えますが、大臣の御所見を伺います。

○片山国務大臣 今言われたように、郵政公社に引き継ぐということについては、時価を基準にして総務大臣が任命する評価委員が評価した価額とする、こう書いていまして、評価委員の構成については、具体的には政令になりますけれども、一般的にはこれは独立行政法人や特殊法人にいつぱい例がありますから、その例を見て考えたいと思いますけれども、学識経験者はもちろん入っていただく。公認会計士の方や不動産鑑定士の方、それから、所管省庁といえますか総務省の代表として総務省の職員に入ってもらふ。それから、財政当局、国庫当局の代表として財務省の職員に入ってもらふ。それから、新しい法人、公社の代表にも入ってもらふ。こういうことを今念頭に置きながら検討いたしております、これは今までいろいろな例がありますから、それを見てやりたい。第三者機関と言われますから、できるだけそういう第三者機関的な、そういう方を選んで全体をまとめていく、こういうことを考えております。

そこで、評価について、なるほど法律には、財産の種類、用途、その他の事項を勘案して時価によることが適当でない場合には、時価でなくともいい、こうしておりますが、今考えられておるのは満期保有目的の債券だけですね。場合によっては、これは償却原価でやる。会計基準がそういう基準になっているものですから。残りは時価でや

る。こういうふうなことを今考えておられて、そう委員が御心配のようなことにはならないし、しない、こういうことであります。

○武正委員 ちよつと時間がかかり押し過ぎましたので、二問ほど飛ばしましていきいたいと思ひます。

大臣の方に、この一般信書便事業者に対する立入検査、三十六条であります、私はこれはかなり厳しいなというふうに考えるんですが、この点。

それから、これは最後の質問になりますが、信書便法では、総務大臣の許可、六条から九条、二十九条から三十一条、十五条、そして認可は十二条、十三条、十四条、十七条、二十二条、二十三条、二十四条、二十五条、届け出が十条、十六条、三十二条というところで、総務大臣が次から次に出てくるわけなんです、こうした総務大臣の許認可、これがやはり信書便法、余りにも多過ぎるんじゃないかというこの指摘。二点、お伺いします。

○片山国務大臣 立入検査ですね。この信書の送達の仕事というのは、立憲民主主義に基づきます表現の自由に関係がありますので、信書の秘密の保護を十分に確保しなければならぬ、こういうことでございます。やはり必要最小限度の立入調査等はやらせていただくかきかぬ、それは、ほかの似たような法制も全部そういう仕組みになつておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

それから、なるほど、認可、許可、届け出が多い、そうなんです、これもほかのこういう種類の公益事業法制に比べて多い方じゃないんです。多い方じゃないんです。極めて少ないとは言いませんが、そういう意味では運用上いろいろ透明性その他考えることもあると思ひますが、これも御理解いただきたいのは、やはりユニバーサルサービスの確保ということが大命題でございますので、あるいは信書の秘密の保護ということが大命題でございますので、その担保のためには

我々としては必要最小限度のチェックはさせていたきたい、こういうふうに通っている次第でございます。

○武正委員 やはりユニバーサルサービスの概念も変わってきましたし、信書の秘密の概念も変わっているんですね、百三十年で。ですから、それでぎりぎりやってしまつても参入したくないということになつたんじゃないかというふうには私は考えます。

最後に、たくさん、多いですよということなんです、特に、その中で、総務大臣の許可。許可というのは、行政法上、法令による特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれをすることができるようになる行政行為をいう、釈に説法でございますが、一般的禁止を解いてやることを許可というんだということなんです。特に十五条、一般信書便事業者の休止、廃止、解散、これは許可を受けなきゃいけないんですね、総務大臣の。特定信書便事業者は届け出でいいんです。何でこれは違うのかなと思つたことも含めて、こは、大臣が言う事後チェックということであれば、やはり許可から認可へ、認可から届け出へというふうな垣根を下げてやらないと民間事業者は入つてこないと思うんですが、最後、この十五条の点、いかがですか。

○片山国務大臣 休廃止をされる場合に突然やられるとみんな迷惑するんですよ。あらかじめちゃんと予告期間をとつて、その間受け付けないことにしてもらわないと、受け付けて途中でやめたということになりますと、それこそユニバーサルサービスも信書の秘密も全部吹っ飛びますので、そこで、その一つの手段をとらせていただいている、こういうことでございますので、ぜひこれも御理解賜りたいと思ひます。

○武正委員 もう時間となりましたので終わりますが、最後の点は、やはり、十五条は許可だけれどもいわゆる特定信書便事業者は届け出でいいというの、今の御答弁は納得できません。以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

ございました。

○平林委員長 次に、遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 公明党の遠藤和良です。

いよいよこの法案も大変大詰め状況、審議になりました。きょうは、与党から修正案も出されまして一括して審議しているわけです。

おとといは地方公聴会もありまして、私は熊本に行つてきたんです。ちよつと残念でありましたことは、国民を代表する三人の方から御意見を伺つたんですけれども、大変素朴な意見として、郵便局は今本に国民の中に定着をして、空気のようにその存在が、日常的に、わからないけれども安心のできる存在である、かつ、国民から見ると何の不便も来していない、何で改革をしなきゃならないのか、その意味がわかりません。この大改革は国民に対してどういう利便性をもたらすものでしょうか、そうしたはつきりしたメッセージをぜひ届けてもらいたい、こういうふうなお話でございます。これは、政府の責任でもあるし、国会で審議をしている私どもの責任でもあるなと思つて帰つてきたんですけれども。

明治五年ですか、この国に全国展開の官製の郵便局制度ができて百三十年ぶりに、この経営形態を国直営ではなくて別個の国営の公社でつくり直す、それから、国家独占であった信書便の送付の事業についても、条件つきですけれども、全面参入して民間の方にも入ってもらつて、お互いに切磋琢磨、競争して国民のためのサービスを展開する、その大法案だ、こういう位置づけで国会では審議しているんですけれども、国民の皆さんのもとにはそのメッセージが届いていない、こういうふうな印象を受けました。

そこで、大臣の声で直接国民の皆さんに、今回の改革は国民の皆さんにとつてこういう意味で行うものでございますということを少し丁寧にお話ししていただきたいと思います。

○片山国務大臣 言われるとおりなんです。国民の皆さんに対するそういう意味でのメッセージを有効に出しているかどうか、それが大変心もと

ないような気がいたしております。

今、国がやる郵便局、郵政事業、これを国営公社にしようということは大変な議論で、国会で基本法をおつくりになって、基本法の中でフレームを決めていただいたわけですね。そういう議論の中で、私は十分その際に国から公社にすることの利害得失の御検討はあったんだろうと思いますけれども、それが国民の皆さんに十分な御理解をいただいている、こういうことだと思えます。

基本的な考え方は、郵政事業の特異性というんでしょうか、特性を踏まえながら、いわゆるユニバーサルサービスを確保していく、これは守っていく、その上でできるだけ民間との競争を踏まえてよりよいサービスを導入していく。こんなに便利になったじゃないか、料金も下がったじゃないか、こんないろいろなことを郵便局がやってくれているじゃないか、あるいは、民間も競争して頑張っているじゃないか、こういうことを恐らくイメージしてこの制度の改革はできた、こう思いますけれども、そのことを強烈にアピールできないというのは我々の責任だ、こう思っております。

この法律が国会の御了承でできて、来年の四月の発足を考えておりますから、その間さらにいろいろな形で国民の皆さんに御理解いただくようなPRをしてまいりたい、こういうふうに思っております。

○遠藤(和)委員 私は公社法と信書便法は一体のものだと思っております。これは一体となつて、国民に対してどういうサービスが具体的に展開できるのか。

ですから、国民から見ても今回の改革によって具体的に身近な問題としてどんなことが出来ますか、そういう具体的なサービスの写真真といいますが、身近な問題としてどういうふうなことを私たちは期待しているんでしょうか、その期待の方の答えを欲しいと言ふんですね。そうじゃなくて、いたずらに不安の方が多いと言ふんだ、逆に。これをするとならば郵便局はなくなっちゃうんじゃないのかとか、料金が高くなるんじゃない

とか、田舎の料金がなくて都会の料金は安くなっちゃうんじゃないとか、そういう不安の方が先に行っちゃって、安心のできるようなメッセージは伝わってこないんです、こういうふうな不安をおっしゃる方がいらつしたんですね。ですから、写真真を積極的に示していただきたいということを願ひします。何か具体的に今考えている写真真はございますか。

○片山国務大臣 なかなかそれが難しいんですけども、今まで、例えばATMですね、あれは今郵便局に入っております、大変重宝に使っていただいております。今だと国の予算で決まるものでなかなか自由に置くことができないわけですが、これから公社になれば、そこはかなり弾力的、自由な対応が可能になるということもありまして、今郵便局等を合衆するんという話があるんですけども、国有財産ですから、なかなか簡単にいかなんてです。これは公社になればもつとそれがスムーズにいくんじゃないか、こういうことも考えております。

それから、全体の郵政事業なり郵便局の経営の中身や財政の状況をもつと国民の皆さんにわかりやすい形でPRできるんじゃないか。そういうことが出来ると思ひますし、それから、当委員会でも御議論いただいておりますように、弾力的な人事配置や能力、成績を反映した給与や、いろいろな、今までの役所流のやり方とは違うことも考へておりますから、そういうことで職員の皆さんに元氣を出していただけるようなこともあるのではなからうか。

いずれにせよ、遠藤委員からの御指摘でございますので、公社に変わる、ではどういうメリットが国民の皆さんに直接あるか、その具体的な写真真をぜひ検討してまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員 同じような視点から、きょうの公社法の修正案を出された提案者にも聞きたいんです。

第一類第二号 総務委員会議録第二十六号(その二) 平成十四年七月四日

るのかというものを国民の皆さんに伝えてほしい、こう思ふんですね。そうでないと、何か、コップの中のあらしでそんな話をしてるんじゃないの、国民のわからないところで何か勢力争いみたいでやっていると人じゃないかというふうな話になつちゃうんですね。そうではなくて、与党が出された修正点というものが、国民の皆さんにとってこういう意味があるんですよという説明をぜひしてほしいと思います。いかがでしょう。

○梶屋委員 我が党委員の質問に答えるのはいいささか抵抗がありますが、最初に、実は我が党は、さつきも申し上げましたけれども、この国会が始まりまして、この郵政公社法案、この国会最大の法案であつたと思ひますが、実は、総理と自民党の皆さんが大変に激しい、熱い議論をされておつたものでありますから、私どもは、与党ではありましたが、余りにも熱いものですから、足を踏み入れることなく、冷静に、どこまでも国民の立場で、サービスを利用される国民の立場で冷静に議論したい。こういふことで今日まで議論をしてまいりました。

そういう意味では、先日、修正案をお示しいただいたわけでありまして、基本的には、今、遠藤委員もおっしゃつたように、郵便事業について国家独占を排して全面参入を図るという法律の大枠、基本的な枠組みが守られておりますので、私どもはその流れでいいと思っておりますから、そういう意味では修正案に賛成をした、了として一緒に提案をさせていただいた次第であります。ただ、全国あまねく公平に、なるべく安くというユニバーサルサービスとしての郵便事業の意義、機能、これをしっかりとこれからも拡充していかなきゃいかぬ、守つていかなきゃいかぬという意味では実は修正案にも臨ませていただいたわけでありまして。

三点は、もう午前中からずっと議論が出ておりますが、あまねく全国に郵便局を設置する、この

修正案はまさに入念規定でありますけれども、今の郵便局のネットワークをぜひとも維持、拡充したい、こういう思いであります。

それから国庫納付金、これも先ほど厳しい御指摘もありました。ともすると公社を守ろうというふうにとられるかもしれないんですが、コップの水のあちこちではありません、やはり公社の経営の健全性をより確保する、そして結果的に、三事業あわせて一層質の高いサービスが受けられるということをお願いしたわけでありまして。

あるいは、出資条項の追加につきましても、これはもう前から公社化研究会の中間報告でもそういう方向が出されてきたわけでありまして、まさに経営の自由度を付与するという観点ではこれは大事な点だと思っております。これによりまして、一層の経営効率化あるいはサービス向上が図られるというところで、これも結果的にユニバーサルサービスの維持が確保できる、このように考えたわけでありまして。

いずれにしても、利用者利便の維持向上が期待できるといふことで、この修正案に我が党としても賛同し、提案をさせていただいた次第であります。

○八代委員 今、遠藤委員からお話がありましたし、梶屋委員の方から修正の三つの点についてお話をいただきました。

大変熱い議論を、荒井総務部会長、また稲葉専門部会長のもとで連日のようにやってまいりました、それはまさに遠藤委員がおっしゃつたように、地方公聴会で声にあるように、ひよつとしたら郵便局はなくなっちゃうんじゃないの、今までの利便性が欠落していくんじゃないの、こういう不安の部分が大変声として多かつたと思うんです。そういう意味では、あまねくサービスという点が修正されたことによつて、どうぞ国民の皆さん安心してくだされ、今まで以上に、公社になつてサービスは津々浦々まで届きますよという一つの気持ちをはたせる思いが集約的に出てまいりました。

それからまた、出資の件につきましては、これから民間参入という新たな問題が提起されており、民間参入していくのに、また公社を、一方では半官半民的是なもので縛りをつけるようなことはいけないんじゃないか。しかし、もつとそれには経営の合理化あるいはサービスの向上を図るためにも、その自由裁量が必要ではないかという思いで、二点目の修正ということにございました。

それから、納付金の問題は、やはり過去のJIRにしても、あるいはたばこにしてもNTTにしても、移行期においては、いろいろ中期的に経営形態というものの健全性を確保する上で大変だろ、それならば、ある一定期間そこには資本的なもの、留保金のようなものがあつて、そこから積み上げて経営が黒字になっていったら、そういう部分を国に納めるというのは一つの流れではないのかということ、いろいろもつとたくさんありましたが、三つに絞り込んで、与党三党で最終的には修正をさせていただいた、こういうことでございます。

○遠藤(和)委員 あまねく設置するというのは、国民の方から見ると、公社になると民間的手法を取り入れてくるから、田舎の郵便局はなくなっちゃうんじゃないかなというのを未然に、そんなことはないですよという国民へのメッセージを出した。それから、あとの二つはそれぞれ、発足を公社が健全な経営ができて、そして国民に安心していただける公社がスタートできるような配慮をした。簡単に言えば、このような理解でいいんじゃないでしょうか。

○八代委員 そのとおりでございます。
○遠藤(和)委員 それからもう一点、公聴会で特に強調されたのは、第三種・第四種郵便を現状のまま維持してほしいという願望ですね。特に、中でも点字郵便物の無料制度、これを今後もぜひ維持してほしい、これは強く要望されました。
特に、点字郵便物の問題については、万国郵便条約で、要するに国際郵便は無料になっているわけ

けです。国内郵便がもし有料ということになれば、国際郵便と国内郵便の間にそこが生まれる、これは大変な問題だ。それから、全国に三千万一千人視覚に障害のある方がいらっしゃるわけですから、その方々にとっては生存権に匹敵する話である、そういうものを奪うというのはいかなるものか。

それから三点目は、いわゆる脆弱な経済基盤にあつて、多くのボランティアの人を支えられながらやっている視覚障害者のための図書館、こういうものがもう経営が不能になってしまう、そういうことが憂慮されますから、これはぜひ、点字郵便物の無料は公社化後も継続をしてもいい、こういう強い要請でございますけれども、これは何度か大臣も御答弁されておりますけれども、今後もずっとこれは維持される、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○片山国務大臣 現在の三種、四種の政策料金は現行のまま維持する、こういうことで公社の方にお願いしたい。また、そのお願いを担保する意味で、私どもの方の認可その他がございまして、そこで担保したい、こういうふうな思っております。

特に四種の点字、これにつきましては、遠藤委員言われるとおりなんです。国際間は無料になっているんですね、万国郵便条約で。国内も、先進国はほとんど無料です。ただ、これを法律でやっている国はほとんどありません。みんな法律じゃなくて事実上やっているわけでございます。今回も、法律上規定しろという議論もあつたんですけども、法律上は今のような書き方をして、実際は無料にしたい、こういうのが我々の考え方でございます。今後ともそれは維持するように我々としては考えております。

○遠藤(和)委員 法律の枠組みからいうと、公社の総裁の方がお決めになるんだけれども、それに對して総務大臣が認可しますから、点字郵便物は無料ということでは認可しませんよ、こういうふうなことを代々の総務大臣に継承してい

く、こういう理解でよろしいですか。
○片山国務大臣 先ほども答弁で言いましたが、機関としての総務大臣にしっかりとこの点は守らせていくようにいたします。

○遠藤(和)委員 それから、信書に対する定義の問題ですけれども、これは本来は、全面参入する信書事業者を認めているわけですから、そこに入つてきていただければ何も信書に対する定義の議論は必要ないんですね。全面参入していただいた信書事業者が扱うものはすべて、信書であらうと信書でなからうと全部扱えるわけですから、これが信書です、これが信書じゃありませんということを明確にする必要はございません。

しかし、法律の立場上、やはり信書とは何かというところは明確にしておく。そして、明確にしておくことによって、これは要するにメール便で扱えるものなのか、信書事業者にならないと扱えないものなのかということがより明確になる、こういう意味の効果はあると思うんですね。

それで、お尋ねしたいんですけれども、ダイレクトメール、これは基本的には信書だ、このように理解してよろしいでしょうか。

○佐田副大臣 先ほど来からいろいろ信書の議論がなされてきたわけでありまして、信書であるかどうかというのは、基本的に昭和三十三年の判例がありまして、その判例が今回は法文化された、これは非常に大きなことだ、こういうふうな思っております。

先生が今言われましたダイレクトメールにつきましては、基本的にはこれは信書であります。しかしながら、ダイレクトメールそれ自体の定義といたうものがあいまいなわけでありまして、そういうことを考えたときに、先ほどの法文化されたものを基準にして、ちよつとあいまいなところがあるものにつきましては、法律の施行に当たりましての要するにダイレクトメールも含めたガイドラインをつくつていきたいと思いますので、そのガイドラインの基礎となるような文書を先般理事会にも出させていただいたわけでありまして、これは当

然、先ほども議論をさせていただきましたが、これからの施行に向けて、事業者の方々または利用者の方々のいろいろな御議論を賜つて決定をしていきたい。

繰り返しになりますけれども、ダイレクトメールは基本的には信書であります。

○遠藤(和)委員 それから、よく出てくるのは、地域振興券あるいはクレジットカードにつける添え状をどう読むかという問題があるわけですが、これは従来は信書で扱ってきたんですが、今回は信書じゃない、このように理解していいのでしょうか。

○佐田副大臣 先般出させていただきました、今お話がありましたけれども、委員会に提出をさせていただきました。今度のガイドラインを検討する前段の基礎的書類でありますけれども、その中に、今先生言われましたクレジットカードであるとか地域振興券、この辺の解釈の話が出ておりました。

先ほども議論をさせていただいたんでありますけれども、要するにクレジットカードは支払い手段である、その非常に大きな役割がありまして、それでまた地域振興券も支払い手段という大きな役割がありまして、そこにいろいろな使用方法、そして名前であるとか、それにつきましては、その支払い方法の必要性の大きさから考えてみて添え状というふうな形になりますから、それ自体は信書なんです。それ自体は信書でありますけれども、五条の、要するに例外規定の中に入つてもいいのではないかと書くことを書かせていただきました。

これは、今まで信書でありましたが、これから信書でなくなるということではなくて、繰り返しになりますけれども、先般出させていたいただいた書類をしっかりと事業者、利用者の方々に御議論を賜つて決めていきたい、こういうふうな思っております。

○遠藤(和)委員 基本的な物の考え方を少し変更した、したがって、そういう考え方で持つてガイ

ドラインをつくること、そして国民の皆さんの意見も聞いて、それから実際にそういう理解でスタートするのは来年の四月一日、こういうふうな理解でよろしいんでしょうか。

○佐田副大臣 先生の言われるとおりであります。そのとおりです。

○遠藤(和)委員 それから、今度は信書便の条件つき全面参入ということについて伺いたいんですが、これは国家独占の排除というふうな理解で基本的によろしいですね。

○片山国務大臣 そうです。今の郵便法は国以外ではできない、こういうことでございますが、今回は、郵政公社はもろんやれるわけでありまして、参入業者もやれる、こういうことでございます。

五条のことをよく言われるんですけども、これは参入とは関係ないんで、今遠藤委員言われたように、参入していただいたら全部やれるんですよ。ただ、あれをいじれということとは、だれでもが信書の配達ができるようにするということなんで、これはなかなか、結構でございますと言わねばいけません。

○遠藤(和)委員 参入条件について若干議論をさせてもらいたんですが、二つの種類の信書便事業者があるんです。私は日本全国で展開する方の一般信書便事業者の方についてお聞きしたいんですが、ユニバーサルサービスを担保するという観点から、三点の角度から参入条件をお決めになっていると思います。

一番目の点は、利用しやすい全国統一料金。日本全国どこにいても同じ料金で配達します。東京都内から都内も、東京から北海道も、北海道から沖縄も、全部一緒の料金というふうな、現在もそうですけども、そういうものを今後も料金体系として行っていく。かつ、八十円を超えない最低料金ですか、こういうことを決める、これは一つの条件である、こういうふうな決めております。このことについてちよつと具体的に、どういふふうな政令になるのかも含めて教えてください。

○佐田副大臣 これは先生が今言われたとおりでありまして、基本的にこの条件をつけたというのは、クリームスキミングを防ぐということでありまして、クリームスキミングを防ぐということは、ひいてはユニバーサルサービスを確保していく、こういうことでありまして、おっしゃるとおり、利用しやすい全国均一料金であるとか、原則毎日一通からの引き受け、配達、そして随時、簡便、かつ信書の秘密が保護される。

これはポストの件がいろいろ議論をされましたけれども、要するに省令につきましては五段階に分ける話、これにつきましても先ほど御説明をさせていただきましたとおりであります。これも要するに案でありますから、もしも将来、例えば北海道みたいに物すごく広いところで、やってみただけでも非常に距離があつたとか、そういうことは利用者の方々、または事業者の方々にこれからいろいろと御議論をしていただきたい、かように思っております。

また、先生が今おっしゃられました八十円の問題、これはやはり料金はきちんと設定しておかないと、これもクリームスキミングに関係することでありまして、例えば都市部では物すごく低くして、そして過疎地においては高くして、全然利用ができなくなる、まさにクリームスキミングになる非常な危惧があるわけでありまして、この八十円、こういう最低価格、また、二十五グラム以下の信書便物についての現行郵便料金八十円を超えないというのは、そういうふうな例でつけさせていただいているわけでありまして。

○遠藤(和)委員 私は、この八十円というのは、本当は、はがきは五十円、郵便物、封書は八十円というふうにした方がよかつたんじゃないかなと思うんですけども、例えば、八十円ということになると、最低料金が八十円です、ただし、たくさん例えば年賀状のような形でがきを出してもらうのは四十円でいいですよ、こういうふうな業者があらわれて商売すると、四十円のところだけいっぱいお客さんがついでちよつと、八十円の方

は、郵便局の五十円の切手でいいやと全部郵便局に行つちやう。こういうふうな形で、結果的にはクリームスキミングになるんじゃないかなという心配があるんですが、そういう懸念はないんですか。

○佐田副大臣 重量が二十五グラム以下で信書便にかかわる料金の制限規定につきましては、省令で八十円とするところでありまして、五十円とはしないんでありますけれども、はがきの件、この料金は、国民の非常に簡易な通信手段であることを考慮いたしまして封書よりも割安に設定させて、このために二種郵便の収支は近年は収支均衡が、年度によつて赤字のときもあります、よつて、このはがきの料金である五十円を上限とするのは民間事業者に対してちよつと過重になるんじゃないかというふうな判断をしておるわけでありまして。

○遠藤(和)委員 今、例えば宅急便の場合なんかでも、田舎の方は、切手を張つて宅急便事業者が出しちゃつて、自分たちでは配達しないということがあるんですね。ですから、そういう心配を私は言っているんですが。

例えば、もうかるところは自分で配達するんだけれども、もうからないところは切手張つて出しちゃう、そういうことをやつた信書便事業者がいた場合は、全国あまねく配達するという趣旨に照らすと、これはおかしいことになるわけですよ。それはきちつと行政指導していくということの理解でいいんでしょうか。

○片山国務大臣 それは、参入のときに事業計画を出していただきまして、それについて認可いたしますから、そういうことは今の法律上認めておられませんので、今言つたようなことは、だからそこでチェックいたしますし、それを聞かなければ法的ないろいろな手段がとれるようになっておりますので。

それから、先ほど言われた、本当は八十円取らなければいかぬものを四十円にして、ただ、ユニバーサルサービスの確保はしてもらいますから、

ポストは十万件と決まれば十万件つくつてもらうわけで、そういうことを仮にやつたら、私は採算が合わなくなると思っています。だから、恐らくそういうことはしないと思ひますけれども、それは自由でございますので、届け出ですから、八十円以下なら。どういう戦略なのか、営業上の戦略を考へるのかわかりませんが、クリームスキミング的にはならないんではないかと思つております。

○遠藤(和)委員 それから、信書便事業者が設置するポストですけれども、これを総務省は十万本とおっしゃつていたんですが、今、現行の郵政事業庁が持っているポストは十七万五千本です。ですから、今の郵政事業庁水準というところでは十七万五千本になるんですね。ところが、実際は十万本ぐらいいいですよ、こういうふうにして、基盤はどういうふうにしていくんでしょうか。

○佐田副大臣 それは先生、先ほどちよつと私も御説明させていただいたんですけども、例えば政令指定都市であるとか、または十万以上の都市であるとか、五段階に分けておりました。最終的には過疎地ということになるわけでありまして、要するに、過疎地になるに従つて、より本数を多く設定しております。そしてまた、それを全部数えていきますと十万本という形になる。ほぼ十万本です。九万九千何百本という形になるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、これはあくまでも千人に何本という話になっておりますから、これをこれからパブリックコメントにかけて、いや、ちよつと遠過ぎるよとか、そういう話が出てきたときにはまたそれは議論をしないかなと思ひます。

○遠藤(和)委員 今郵政事業庁が持っているポストは十七万七千本ある、日本全国。でも、それは疎密がある。最も疎なところを基準にしていくと十万で足りる、こういうふうなことでいいですね。

○佐田副大臣 先生の言われるとおりであります。

す。基準はそういうふうな形でつくっていいことと思つています。

○遠藤(和)委員 ですから、この差し出し方法については、通信の秘密を守るということが前提になるわけですが、ポスト以外の方法もあればこれを妨げない、こういうことで、いろいろなアイデアを出してもらうということを想定していらつしやるようですけれども、そういうアイデアが出なかった場合は、結局ポストということですね。

○佐田副大臣 先生の言われるとおりで、私もいろいろ考えてみるんですけども、なかなか、例えばコンビニでやつたらいいんじゃないか。確かにそれは随意で簡便であつて、これは憲法にもかかわることですから、信書の秘密をしっかりと守れる、そういうことになつてくると、やはりそれなりの方々に送達をしていただくかなくちゃいけないです、差し出しをしていただくかなくちゃいけないから、そういうことを考えますと、やはりコンビニであつても、そこに例えば差出箱、いわゆるポストをつけないといけないんじゃないか、こういうふうな考えざるを得ない、こういうふうな思つております。

○遠藤(和)委員 それから、日本全国で展開するんですけども、一社が全部やるんじゃない、九州はこの会社がします、四国はこの会社がします、中国地方はこの会社がしますという形でゾーンディフェンスにして、その会社が全部で一体になつて持ち株会社をつくる、あるいは協業組合ですか、同業者組合、そういう組合のようなものをつくつてお互いに連携をとつてやります、したがって御許可ください、こういうふうな申請があつた場合は、これは認めるんですか。

○佐田副大臣 繰り返して恐縮なんですけれども、やはり信書の送達ということ是非常に重要なことで、公的なことでもあるわけでありまして、そういうことを考えてみますと、例えば差出人が不明であるとかそういうことも起こつてきまして、還付の問題やいろいろな出てくるわけであ

ります。そのときに責任関係というものが出てまいりまして、例えば、九州はここ、関西はここという、やはり責任関係が明らかになりませんか、そういう場合はやはり一社でまとめてやつていただいて、資本をきちつと一社に集中して、メーンはどこであるとかそういうふうによつていかなければ、なかなかそれは認可できない、こういうふうな思つております。

○遠藤(和)委員 窓口は一つ、一社が受ける、それは実態的にはその一社がどこかと契約をしてお願いする、こういうことはあり得るわけですね。

○國政府参考人 いろいろな形態が想定されると思ひます。一番大事だと思ひますのは、今先生の御指摘の中で、九州とか四国とかあります。では、九州から東京に出した場合に、例えば三日以内の送達をしますけれども、おくれた場合、だれが責任をとるのか、その追跡はどうするのか。例えばそういうことについて一元的に責任をとれる体制がないとまずいだろうということで、九州プラス東京とかというのはまずいのではないかと、いうことで、そういう同格な者の連合は認めないということにしているわけでございます。ただし、どれが一元的に全国に責任を持つ、部分だけ業務委託するというふうなことは、責任主体がはっきりしていますから業務委託という制度は認めるということでございます。

先生もう一つ今おっしゃつた、持ち株会社とか組合というのをつくつてどうかということ、その実態はちよつとわかりませんが、それも私が申したような趣旨で、全国のサービスについて一元的に責任を主体が持つていけるという実態があれば、それは許可の余地があるのではないかと、いうふうな考えます。

○遠藤(和)委員 法律をつくつても実際に参入する事業者がいないと、それは余り意味がなくなつて、せつかく表玄関をあけたのに、木戸口で何か議論をしているという話になつちゃうものですから、それは悲しいことですよね。

ですから、条件つきですけども、せつかく全面参入ができませんよというのをつくつたわけですから、民間事業者が参入していただいて、公社と民間事業者、これは複数になればもつといいんですけれども、そういう方々が国民のために切磋琢磨し、そしてお互いに競争し合う、これがそもその法律案のねらいでございますから、それが確保できるように対処をお願いしたいということをお願いいたします。

総務大臣、どうですか。感触として、全国展開できる、参入できる事業者は、ここ二、三年のうちにできてきそうでしょうか。

○片山国務大臣 午前中も申し上げましたが、一遍に全国展開というのは企業にとっては大変な冒險になりますね。十分な検討、準備が私には要るんじゃないかならうか、そういうふうに思つておりました、特定サービスの方、特定信書便の方は、これは入りやすいですからね、こっちの方から入つていくと。よその国の例を見ましても、部分参入、段階参入なんですね。それが入つてこられる方も入る方も現実的なんですね。

ただ、今回我々は思い切つた、条件つきではあります、全面参入の方途をとりましたので、参入の決意をされる、あるいは準備をされるにはなお少し時間がかかるんじゃないか、こう思つておりますけれども、我々は状況をしっかりと見守つていきたい、こう思つております。

○遠藤(和)委員 それから、参入される時、仕事を始めるときは条件を全部満たしていただくけれども、結果的に、だんだん会社が採算性の悪いところを切り捨てちやつて、最初の許可基準を満たさなくなつてしまつた。いろいろな指導をして、それでも聞かない、改善命令をかけても聞かない、そういう場合はその許可を取り消す、こういうことになるわけですね。

それから、今度は、会社の勝手にやめたいといったときも、やはり退出規制をかける。これは国民に対してユニバーサルサービスを提供している会社ですから、会社は勝手にやめられない、国民に周知徹底する期間を設ける。そして、退出する

るときにも許可が必要である、このようにするというのが大事だと思ふんですね。この点はそうなつていふと思ひますので結構ですけれども、最後に、現在の郵政企画管理局ですけれども、内局ですが、これは公社が発足した後どうするか。これは公社を見ると、それから信書便事業者を見るところと必要なんですけれども、一つの課で見ると、別のところで見ると。内局の構成をどのように考えていらつしやいますか。

これを聞いて終わりにしたいと思います。

○片山国務大臣 今、この郵政企画管理局は所帯ですね。これが移行しますと何が残るかといひますと、郵政事業全般の制度の企画立案、それから日本郵政公社の監督ですね、広い意味での監督。それからもう一つは、信書便事業の方の監督ですね。

そこで、日本郵政公社と信書便事業の監督、これは分けなければいけません。課はしっかりと分けて、ファイアウォールということもないんです、そこはきつちり分けていく。それから、局は企画管理局でやる、こういうことになると思ひますし、私は、その方が、前に答弁したことがありますが、両方がわかつて、きつちりしたことができれば、合理的な監督ができる、こう考えております。

今、ほかもそうなんです、ほかの役所も。それから、私どもの方でいひましても、テレコミュニケーションはまさにそうなんです。NTTを監督しながら、その他を監督している。放送といえば、NHKを監督しながら、その他の民放も監督している。こういうことで十分な取れんを受けておりますし、基本的に法治国家で、法律に基づく支配ですから、それに従つて監督をやつていきたい、こういうふうな思つております。

○遠藤(和)委員 それでは、この改革が、本当に国民の皆さんから歓迎され、国民の皆さんがよかった、こういうふうな実感をしていただけるような成果を上げられることを祈りまして、質問を

終わります。ありがとうございます。

○平林委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。

一月にわたります質疑を踏まえまして、順次質問していきたいと思ひます。

まずもって、この郵政公社法の基本課題であります。この日本郵政公社法案につきましては、そもそも、中央省庁等の改革基本法におきまして既に規定されていることでもありまして、公社を設立すること、そしてまた、その制度設計の大枠については議論の余地は余り多くはないと思ひております。

これまでの代表質問及び当委員会での審議において大きな議論となつたのは、出資そして国庫納付、さらには過少資本、この三点ではなかったかと思ひております。

そこで、これらの重要な論点につきまして、いまだ一度、問題の本質を明らかにするために、修正案の内容も含めまして、確認的に聞いていきたいと思ひております。

それでは、まず第一に出資の問題について、公社による出資を認めるべきか否か。

政府原案には出資を可能とする条項がないわけでありまして、公社は出資を行うことは、このままではできません。今回、修正案が提出されております。これにつきましては、特に、出資によってファミリー企業と言われるような子会社をつくり、不透明な契約を結ぶ等の問題が発生するのではないかといった指摘も、この委員会ではたびたび指摘されました。

そこで、最初に、こうした質疑を踏まえまして、この公社による出資に關しまして、改めて、その必要性、出資の分野、また修正案によつてどのような効果を期待しておるか、提案者の見解を求めておきたいと思ひます。

○八代委員 黄川田委員も御案内のように、この議論を四十数時間やつてまいりまして、民間参入という一つの新たな時代を迎えたことによつて、公社が健全な経営を保つていくためには、やはり

公社の出資というのは郵便の業務に密接に關連する事業を行う者に限つて行えるようにして、公社化と同時に郵便事業への民間参入が可能となることから、特に郵便事業に關連する分野だけにおいて公社に經營の自由度を与えて、そして公社がユニバーサルサービスの維持を図れる、さらにまた、經營の効率化も図つていく、こういう流れも当然必要だというような御議論があつたように思ひております。

公社の出資は、公社が競争に対応しつつユニバーサルサービスの維持が図られるように、公社に經營の自由度を付与するのが目的でございますけれども、今おっしゃつたようなファミリー企業、契約企業ですね、契約企業や天下り先の確保を目的として出資を行うんというようなことは、あつてはならない、許されないことだ、このように思ひます。

そのために、出資に当たつては、総務大臣の許可を受けることとしたところでございまして、また、それによつて關連会社の概況等の事業報告等も義務づけしておるわけでございまして、目的を逸脱した出資というものは防ごうとできるのではないかと、このように思ひております。

この修正させていただいた効果としては、公社は、出資を活用することによつて、参入企業との競争に適切に対応しつつ、一層の經營効率化やサービス向上を進めることができて、さらに、ユニバーサルサービスの維持を図ることができるようではないか、このように考えて修正をさせていただいたところでございまして。

○黄川田委員 いずれ、出資によつて足腰が強くなるということだと思ひておりますが、それでは第二に、国庫納付の問題について伺いたいと思ひます。

この問題については、国庫納付の内容及び納付開始時期について、政令に委任されていることに關しまして、その具体的な内容を求める質疑が多かつたのではないかと思ひております。中でも、この国庫納付の時期に關して、片山大臣は、公社

の經營の健全性を確保する観点から、四年サイクルの最初の中期經營目標期間が終わるまでは公社が国庫納付するような状況にはならないのではなにかとの見解をこれまで示されてまいりました。

そこで、今回、この国庫納付の必要性について修正案が提出されている次第であります。民間金融機関とのイコールフットイングを確保する上で必要が高いつつ私は思ひておるわけでありますけれども、今回の修正案の国庫納付の概要はどのようなものであるのか。特に、公社の經營の健全性を確保するために必要な基準額はどう設定することになるのか、これまた提案者の見解を求めておきたいと思ひます。

○八代委員 この委員会でも、まさしくその点はよく議論されました。郵政公社の国庫納付金につきましては、公社の經營の健全性をより確実に担保する観点から、政府原案というのはいさよとそ

の辺があいまいだつたと思ひます。そういう意味でもこれは修正をして、納付金算定の考え方をより具体的にかつ丁寧に規定しまして、そして明確化を図ることとしたところでございまして。

具体的には、中期經營計画の期間を四年、これが終了するごとに、この期間中の通算損益が黒字となつて、利益が積み立てられた積立金の額が、公社の經營の健全性を確保するために必要な額として、政令でこれは定めるんですが、そして計算をした額を超える場合に限つて、黒字になつた場合に限つて、政令で定める基準に沿つて計算した額を国に納付する。非常に言葉ではわかりにくいかもしれませんが、中身はわかりやすい形になつております。

この基準額というものを設けるということですが、その具体的水準について、これはこれから検討することが必要だといふふうに思ひております。しかし、その計算方法といふと、類例の業務を営む民間企業と同等の水準になるようにした方がいんじゃないかといふような気がするんですね。

大ざっぱな話ですが、民間金融機関における預

金等の負債に対する資本金等の自己資本の比率というのは近年四割、四・七とかそういう形になつておりますが、郵貯の預かり負債が約二百五十兆円であればその四割で十兆円、それに簡保を入れたら十六兆とか何とか、こうなつてまいります。そこまでいかなくとも、この三事業一体という考え方に沿つてすれば、アバウトで四割で十兆円程度の資本は我々は必要であらう、こういう思ひでございますから、これから総務省が財政当局としっかりやつてもらつて、これは担保していただくことを私たちは願つておるような次第でございます。

○黄川田委員 大臣は、公社は余りもうけなくてもいいということをお話されましたけれども、これは公社化に当たつての職員士氣にかかわることでもありますので、しっかりと經營効率化を図りまして、市町村の固定資産税の二分の一相当額や、あるいはまた国庫納付金をしっかりと納めていくんだ、やはりこういうふうな決意が必要だと思ひておりますけれども、大臣から所感をお尋ねしたいと思ひます。

〔委員長退席、稲葉委員長代理着席〕
○片山国務大臣 国営公社ですからね。営利事業じゃございませんので。

それから、事業の性格が、大いにもうけた方がいいんじゃないかと思ひます。出てくれば国民へのサービスは上げていく。例えば、料金が下げられるなら下げていくとか、もつとサービスの質を高めるとか、そういうことを含めて物考えるべきではなからうかと思ひますが、とにかく、国営公社でも一つの事業体として必要最小限の自己資本を持つていなきやいかぬ、それをまず充足するのが先で、それが私にはかなり時間がかかると。

今、提案者の八代先生は十兆円と言われましたが、我々は簡保もカウントしてもらわにやいかぬと思ひておりますから十兆円じゃ少ない。そうしますと、それだけの積立金をつくるというのは、私は今の状況ならなかなかそれは簡単ではない

な、こう思っております。中期経営計画の当初の四年間、四年間に国庫納付できるような状況には私はないのではなからうか、こういうふう

に思っております。
○黄川田委員 自己資本の関係も改めてお聞きしようと思つたんですが、答弁の中で触れられまし

た。
私が先ほど言いたかったのは、公社化になる、自主、自律の精神が大事だ、そこでやはり職員も一生懸命働いて、市町村に迷惑をかけないように固定資産税の二分の一相当額はきちり払おうとか、そういう気概を見せてほしい、そういうこと

であります。
それから、八代委員から、自己資本比率四〇程度、どうだ、それで持っていけば郵貯は十兆円です、それから簡保を含めれば十六兆円という話でありました。でも、資本金の額、それから自己資本比率について、役所の総務省の方はどんな形で考えているでしょうか。大臣、それから八代さんがいって変な話なんですけれども、総務省としての答弁をいただきます。

○野村政府参考人 お答えいたします。
具体的な額は今後の検討課題という形で考えておりますけれども、今、大臣の御指示、それから立法者の八代先生の御意見等を踏まえながら今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○黄川田委員 まさか、総務省が大臣を越えた形で答弁はできないと思つたけれども、機関としての大臣は一生懸命やれということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで視点を変えまして、在籍専従問題について一点伺いたいと思つております。

労働組合の役員が公務員の地位を保持したまま組合業務に従事する、この現業国家公務員の在籍専従の期間は、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の附則で、現在、七年以内で労働協約で定める期間とされておるようであります。

そこで、まず、公務員のこの在籍専従制度の七年以内と定めた経緯、経過あるいは根拠をお尋ねいたしたいと思つた。

○片山国務大臣 国家公務員法には職務専念の義務ということが定められておまして、本来は職務だけをやる、こういうことでございまして、これがまた別の法律がありまして、組合の役員として組合の業務に従事することとして、例外的にそういうことを認める、いわゆる在籍専従ですね、籍を持つて、こういうことが法律上認められたわけでありまして。

最初は三年だったんですね、昭和四十年が始まりでありましたけれども、それがその後いろいろな観点から四十六年に五年になり、昭和六十三年に、当分の間、七年以下、こうなつたわけであり

ます。
したがって、現在は七年でございまして、郵政関係につきましても、現在ある法律の規定に基づいて、関係労働組合との間で通算七年とする労働協約を締結いたしております。

公社化後どうなるかにつきましては、職員は引き続き続いて国家公務員法の適用がある国家公務員でありますし、また、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律がこれまで同様適用されますので、そういうことで現行と同じ、こういうことであります。

○黄川田委員 分けて聞こうと思つて、とりあえず過去の経緯を聞いてからと思つたけれども、公社化後にあつても原則これまでどおりだということお話をいたします。

さらにそれを踏み込んで議論するという部分はあるんでしょうか、これまでの七年をということの今答弁でありますけれども。

○片山国務大臣 これは前からいろいろな議論もありますし、ILOも絡みますし、そこは関係の省庁で十分相談してまいりたいと思つた。

○黄川田委員 それでは次に、信書便法の基本課題であります。
この法案の審議を振り返りますと、信書便法に

おける郵便のユニバーサルサービスの確保と、それからまた民間参入による競争促進とのバランスですか、これをいかに図るかの問題が最大のテーマであつたかと私は思つております。

そこで、この郵便のユニバーサルサービスの確保は最重要な課題でありまして、特に中山間地あるいは過疎地におけるサービスの低下を招くことがあつてはならないと思つております。

政府からは、民間参入に条件を付することによりましてユニバーサルサービスが損なわれることはないとの答弁がなされておりますけれども、当委員会では、このユニバーサルサービス確保への不安の声が各党からあつたやに思つております。そしてまた、先般の参考人質疑でありますか、離島から来られた方も、これまでの郵便局の果たした役割等を切々と話されておりましたし、それからおとといの地方公聴会、私は熊本に行つたわけでありましたけれども、そこでもこのユニバーサルサービスへの心配の声が少なかつたわけであり

ます。
そこで、まず大臣は、信書の定義など基本課題を、会期を延長する段階で小泉首相及び自民党の郵政族との調整に手間取るなど、国会審議の軽視も甚だしいと言われてもしようがないような状況なのでありますけれども、郵便のユニバーサルサービスの確保について、大臣の所見、いま一度確認したいと思つた。

○片山国務大臣 ユニバーサルサービスの確保は常々当委員会でも御答弁させていただいておりまして、我々は最重要の課題だ、法律の中にもユニバーサルサービス確保のための条件を書かせていただいている、こういうことでございますし、今回は、与党の方の修正で、郵便局の設置について全国あまねく、こういう言葉も入るようになります。そういう意味では、今後とも、サービス面でも郵便局のネットワーク維持の面でもユニバーサルサービスを確保してまいりたい、こういうふうに思つております。

○黄川田委員 そしてまた、午前の質疑でもあり

ましたけれども、近年、ITの進展によりまして、ブロードバンド化の普及は目覚ましいものがありまして、最近では電子メールで年賀状を送る人もふえておるわけでありまして。すなわち、郵便の需要がITに代替されていくのがこれからの趨勢ではないかと思つております。そして、郵便市場はいわば縮小していく傾向にあるものと私は思つたわけでありまして。

そこで、IT化が進展する中で、郵便事業の将来像について、これまた大臣に再確認しておきたいと思つた。

○片山国務大臣 平成十三年度の郵便物の引き受けは約二百六十七億通でございまして、前年度よりも〇・七％の増加であります。このうち第一種郵便物、封書などでございますが、これが約百三十二億通で、前年度よりも〇・三％増加。年賀状、年賀郵便物が約三十五億通で、前年度よりも二・九％の減少。年賀を除くはがきなどは約七十七億通で、前年度よりも三・一％の増加。微増なんです。IT時代でございましてけれども、全体的に郵便物は微増になっております。

それから、小包の方は、これもいろいろな議論がありますけれども、電子商取引の拡大によって市場が拡大するという見方もございまして、また、ダイレクトメールなどの利用は今後ともふえていくのではなからうか、こういうことでござい

ます。
またまつたようなことを今申し上げるあれではございませんが、いずれにせよ、公社になれば直ちに中期経営目標と経営計画をつくらなければなりませんから、郵便物の将来像について、あるいは郵便事業の将来像について、十分な検討の上につきりしたものを樹立していきたい、こういうふうに思つております。

○黄川田委員 総務省として、電子政府あるいはまた電子自治体というふうな形の中で、官公庁の通信手段もいわゆる郵便等からIT化の媒体に変わりつつあると思つたわけなんです。個人の郵便もさることながら、公の郵便もどんどん減つていく

のではないかと思っております。大臣は、ＩＴ化を推進する大臣、そしてまた公社の主務大臣として、それぞれの事業が両立しなきゃいけないということでしょうけれども、特段の配慮なり御指導をいただきたいと思います。

それから次に、この法案の目的はユニバーサルサービスを確保しつつ民間参入を進めることとされております。なかなか難しい話であります。

郵便への民間参入につきましては、公社化研究会におきまして、たしか昨年八月から十二月まで検討されてきたと思っております。この研究会では、条件付きの全面参入、部分自由化あるいはまた段階的自由化の選択肢の中から、結果として全面参入を選択することが提言されておりました。

そして、また一方、諸外国の事例では、ニュージーランドあるいはスウェーデン等において全面参入を実施しておりますけれども、これらの国における民間参入は必ずしも成功しているとは言えないと思っております。

そこで、それにもかかわらず、我が国では全面参入方式を選択することといたしましたけれども、その理由は一体何であるのか、これまた原点に立ち返りまして大臣にお尋ねしたいと思っております。

○片山国務大臣 公社化研究会で去年の八月から十二月まで御検討賜りまして、三つの案が考えられる、条件付き全面参入、段階的参入、部分参入、こういう三つの案の併記がございました。この中では、ユニバーサルサービスを確保した上で、競争を促進して、サービスの質の向上のためには条件付き全面参入がベターであろう、こういう御答申をいただきました。我々も内部で検討しまして、この際、世界では数少ない例しかありませんけれども、条件付きの全面参入に踏み切ろう、ここでユニバーサルサービスと競争促進、サービス向上との両立をぜひ考えていこう、こういうことになったわけでありまして。

○稲葉委員長代理退席、委員長着席
○黄川田委員 それでは、この法案をめぐって

は、信書の秘密の保護に関しては、憲法に定められた重要な権利であるにもかかわらず、十分な議論がなされなかったのではないかと印象がちょっとありますので、私もまだ聞いておりませんので、改めてお聞きしたいと思っております。

民間にも秘密は守られるとは思いますが、悪質な事業者も当然あり得るわけでありまして、で、信書便事業者やその従業員に秘密を保護させるため、しっかりと制度が必要と考えております。そこで、この法案では、信書便事業者や従業員にどのような秘密を保護させることになっているのか、これは事務方、総務省に改めてお尋ねしたいと思っております。

○園政府参考人 お答えいたします。

信書便を扱う以上、通信の秘密の保護というのが最も重要な事項は、そのとおりだと考えております。

そこで、御提案しております信書便法におきましては、まず、第四条におきまして「検閲の禁止」ということで、「取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。」それから、五条におきまして「秘密の保護」といたしまして、「取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。」というふうなことを明示しておりますとともに、「秘密の保護」の二項におきまして、「信書便の業務に従事する者は、在職中、信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」というふうな規制をしているわけでございます。これらに違反した場合には刑罰規定がかかるというふうな罰則の担保がございまして。

もう一つは、刑罰に至る前の手続でございますが、杜内的な担保ということといたしましては、信書便管理規程というのを設けることを義務づけてございます。これは二十二条でございます。ここにおきましては、一般信書便事業者は、その取り扱い中に係る信書便の秘密を保護するために、信書便管理規程を定めて認可を受けなければならぬというふうなことにしております。

信書便管理規程の中におきましては、具体的な項目は省令で定めさせていただくことを考えてございますけれども、適正な作業方法、教育訓練、責任体制、こういうものを管理規程で明示しまして、これを守っていくことによって現実に取り扱っている中の信書の秘密を確保していただく、こういう措置を提案しているところでございます。

○黄川田委員 それからまた、私、この法案の審議の初日に、許可基準を省令で規定することは行政の裁量が拡大するばかりで、国民や民間事業者を軽視するやり方だと指摘いたしました。その後の審議で、総務省が省令で許可基準の何を定めようとしているのかについて、次第に明らかになってきているところであります。

そこで、今、法案の第九条の許可基準では、具体的内容を省令で規定しようとしておりますけれども、その基本的な考え方を、これまた総務省に再度確認しておきたいと思っております。

○園政府参考人 お答えいたします。

第九条の許可基準の内容ということでございまして、

九条におきましては事業許可の条件を定めておりまして、その二号におきまして、全国の区域において信書便物を引き受け、配達する計画を含む、その中で事業計画に含むべき事項ということでイとロというのがございます。イの方に、信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時かつ簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準というのがございます。

したがって、ここにおきましては、まず信書便差出箱の基準に関する省令としましては、一般的な基準としまして、信書便差出箱が簡単に壊れにくく、施錠可能なこと、差し入れ口から信書便物を抜き取ることができないこと、見やすいところに取扱事業者の名称を表示し、他の事業者の差出箱と紛らわしい外観を有しないこと、利用可能な時間及び取集の時刻を表示するというようなことで、利用者にとりましてこの差出箱の構造、外観等がわかりやすく使いやすいということを規定する

ることを予定しているわけでございます。

もう一つ、随時かつ簡易な差し出しが可能な引き受け方法ということの省令につきましては、信書便差出箱を設置する場合の全国の市町村におきまして、人口当たり一定数を満遍なく、また一般公衆にとって利用しやすい場所に設置すること、二番目に、信書便差出箱以外の引き受け方法による場合には、今後バリエーションコメント等で決まてまいります。随時かつ簡易に差し出すことを可能とする引き受け方法があればそれを採用するというふうなことを明定すること。

それから、一週間につき六日以上の配達の方法に関する省令におきましては、配達日には一日一回以上の配達を行うこと、年末年始等を除きまして原則六日以上配達を行うこと、特に交通困難な地域を除いて戸別配達を行うこと、言ってみれば当然のことでございますけれども、こういうのを具体的に明定させていただきたいというふうに考えているものでございます。

○黄川田委員 それでは、これまで後回しにしておりました会計監査と業務監査の仕組みについてお尋ねしたいと思っております。

今、法案においては、郵政公社は、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けることになっていて、一方、郵政監察官も置くこととされております。そしてまた、これらのほかに、総務大臣が郵政公社を監督することにもなっております。

民間企業や地方自治体における監査ですが、いろいろ動きがありまして、先進的なものとなりつつあるのに比べまして、どうも国の行政機関の方がむしろこの監査に関してはおくれであるような気がしてならないわけでありまして。それからまた、公社における会計監査、業務監査の仕組みは非常に重層的でありまして、なかなかわかりにくいところでもあります。

そこで、現在の郵政事業庁におきます会計監査と業務監査の仕組みについてまずお尋ねし、あわせて、こうした現状と比較しまして、公社化後における会計監査と業務監査の仕組みがどう変わる

のか、これまた総務省の見解を求めておきたいと思ひます。

○野村政府参考人 監査と考査の関係でございすけれども、現在、郵政事業庁におきまして内部監査といひまして、二つございす。

一つは、会計監査というものでございまして、これについては財務部門が担当いたしまして、会計及び財務に関する事務が合法的かつ経済的かつ効率的に処理されているかを監査する。

それからもう一つは、業務考査ということで、監察部門が担当してございまして、業務運行の実施状況を調査いたしまして、違則または不当な取り扱いがないかどうかを考査してございす。

そのほか、外部からの検査といひまして、会計検査院による会計検査、これは現在の検査、監査体制でございす。これについては公社化後もそのまゝ引き続いて実施するという形になりますけれども、それに加えて、先ほど先生おっしゃいましたように、公社におきましては、総務大臣が任命する監事が、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から、郵政公社の業務全体を監査いたします。

それからもう一つは、これも総務大臣が選任するんでございすけれども、会計監査人が、郵政公社の財務諸表等が郵政公社の財政状況及び経営成績を適正に表示するものであるかどうか、こういった点を担保する観点から、財務諸表や事業報告書等を監査するという形になろうかと考えてございす。

○黄川田委員 そしてまた、この法案では、現在郵政事業庁に置かれていた郵政監察官は公社化後も引き続き存続されるということになるようでありす。

この郵政監察官は、総務大臣が任命する刑事訴訟法に規定する司法警察職員として行つた監察業務と、そしてまた、公社の総裁が任命する業務監査の職務を行う監察業務との二つの任務を同一監察官が担うということになると思ひます。

現在の郵政監察官は、とかく身内に甘く、そしてまた民間に厳しいとの批判もあるわけでありす。

すが、この法案ではどこまで司法権限が及ぶのかの範囲に関する規定が明確ではないと思つております。民間事業者からは、民間への捜査権を乱用して民間参入を阻害するのではないかとこの心配もされるわけでありす。

そこで、公社においては、郵政監察官の職務範囲はどのように変わるようになるのか、また、郵政事業にかかわる犯罪を未然に防止する観点から、公社化に際し、どのような体制、ルールが新たに工夫されるのか、重ねて総務省にお尋ねいたしたいと思ひます。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。公社の郵政監察官も引き続き内部監査の仕事もありすが、司法警察員としての職務について特にお尋ねでございす。

これにつきまして、その職務範囲は、郵政事業に対する犯罪の捜査とされてございまして、このこと自体は現在の郵政監察官の捜査範囲と変わりがないものというふうにご覧いただいております。

また、公社におきまして犯罪の未然防止につきましては、郵政監察が持つ内部監査機能のより一層の充実が必要と思われす、この面につきまして郵政監察官の機能を最大限に発揮し得るような組織体制の効率化、能率化を図りながら、郵政監察官の能力向上にもまた努めてまいらねばならないというふうに思ひます。

それから、特に民間事業者との関連で、民間への捜査権を乱用して民間参入を阻害するのではないかと、こういった心配の声についての御指摘でございす。

この点についてでございますけれども、郵政監察官の司法警察員としての職務は、総務大臣の特別の監督に服するものでございまして、刑事訴訟法の規定に従ひまして厳正中立に行われるものでなければなりません。その職務執行に公社の経営上の判断が入ることがあつてはいいけませんし、またそのような懸念はないというふうにご覧いただいておりますけれども、御指摘のように、そういった懸念をお持ちだということについても十分留意して当

たつていく必要があるというふうに思ひます。さらに、特に信書便法違反ということで新たな秩序ができるわけではございす。そういう中で、郵政監察官は、従来は郵便法だけでしたから、郵便だけが独占でございまして、監察官が直接当たつておりましたけれども、先ほど来郵政企画管理局長の答弁にもございまして、これから、これは郵政監察官の捜査の対象とならないで、一般警察の捜査にゆだねられるものというふうにご覧いただいております。

○黄川田委員 信書便の関係で、民間の方は一般警察といふことでございすけれども、それでは、公社の職員と警察との人事交流みたいなことは考えておるのでございすか。

○松井政府参考人 お答えを申し上げます。今具体的にはそういったケースはございせんが、過去には、警察から来ていたというたり、あるいは警察にかつての郵政省から出向していたり、そういうこともございしました。

いずれにしても、捜査能力の向上そのものは非常に重要でございすので、今でも研修で警察の方にお世話になつていたりしてございまして、実際に、御指摘の交流そのものについてどう考えるかについて、まだ全然考えが煮詰まつておりませんけれども、新たな総裁候補など、新体制の整備を待つて煮詰めていくことになるのかなと思つてございす。

○黄川田委員 わかりました。それでは、時間も残り少ないわけでありまして、また、公社の総裁が任命いたします郵政監察官が会計監査、業務監査を行うとすれば、まさに公社の中に、今まで言われておりますが、プレーヤーと審判とが同居しているのと同様でありまして、監査業務に厳格に対処できないと思われるところがありますが、これもさまたち大臣も答弁されておりますけれども、改めて見解を求めておきたいと思ひます。

そしてまた、公社化後も七百人もの多くの郵政監察官は引き続き配置しなくても済むような、監察制度自体をこの際見直すべきではないかと私は思つておりますけれども、重ねて大臣の答弁をお願いいたします。副大臣、お願いいたします。

○佐田副大臣 先生おっしゃる通りに、郵政監察官の行う会計監査、業務監査は一般企業で言うところのいわゆる内部監査業務でありまして、業務の性格上、経営者に直属した内部組織で行うべきものと考えてございす。

郵政監察の組織につきましては、本社においても地方においても、ほかの業務執行部門から独立した総裁直属の組織とすることを考えてございまして、御指摘のようなことが、懸念がないように、直属でありますからしっかりとやっていきたい。

また、新たな公社におきましては、公社の自律的かつ弾力的な経営を支えるために内部監査機能の充実が必要と考えるところでございまして、この観点からも、郵政監察についても、その監査能力向上を図つてしっかりとやっていきたい、こういうふうにご覧いただいております。

公社化後の郵政監察の要員、組織につきましては、効率性と能率性も十分配慮しつつ、郵政監察がその機能を十分、七百がいい悪いということとは別にいたしまして、発揮し得るようには配慮していきたい、こういうふうにご覧いただいております。

○黄川田委員 残りわずかでありまして、最後に、簡保事業団等の関連事業の競争力の強化についてお尋ねいたしたいと思ひます。

今回の法案で、簡易保険の加入者福祉施設を設置、運営しております簡易保険福祉事業団が廃止されまして、これを公社が、施設は公社が引き継ぐ、こういうことになっておるわけでありすが、今回の公社化によりまして、この簡易保険事業自体、より一層の効率的な経営が求められることになると思ひます。

そこで、この加入者福祉施設についてでありますけれども、バリアフリー化などいろいろ力を注いでおると聞いておりますけれども、今後、加入者のニーズに適切に対応するために、この経営の健全性の確保に努めていくことがこれまで以上に

重要でありますけれども、具体的にどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○山内大臣政務官 お答えさせていただきます。

簡易保険加入者福祉施設、つまりかんぽの宿というのがほとんどでございますが、あと、二、三、テニスコートとか、そういった健康施設がありますけれども、加入者の健康を維持し、福祉を増進するのみならず、加入者とのつながりを確保することによりまして、死亡率の安定とか契約の維持を通して、健全な事業経営基盤を確保するという観点から、簡易保険創始以来、事業の一部として実施をしてきておる事業でございます。先生お尋ねの、加入者のニーズに適切に対応しているかという御質問でございます。これまでも、施設のバリエーション化等、加入者ニーズに対応するよう努めてきたところであります。御指摘のとおり、公社化に伴い、これまで以上に自律的、弾力的な経営によりまして経営の健全性を確保していくことが求められるものと思われま

す。

このために、宿舍・レク施設の運営費交付金を平成十九年度までに廃止するといったこと、加入者福祉施設の健全な運営に努めていきたい、このように考えております。

具体的には、昨年十二月十九日に閣議決定いたしました特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえまして、まず不採算施設の統廃合、二つ目には組織・定員の削減、これは合理化が中心でございます。三番目には利用料金の適切な見直しなど、徹底した効率化と採算性の向上を図ることが必要である、このように認識いたしております。

○黄川田委員 いずれ公社化後に当たって、補助金が削減されても自立できるような、そういうかんぽの宿にしたいということ望ましまして、終わります。ありがとうございます。

○平林委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。

私は、きょうの朝からの質問の中で九番目でございます。政府が出しました省令案についての問題も、それからさらに信書の定義に関する政府の考え方についても、それから与党三党が提出されました修正案の中身にいたしました。相当この間論議が詰められてまいりました。しかし、私自身といたしまして、私自身が確認しておきたいという部分もございますので、重複するところがあるのかと思ひますけれども、お答えいただきましたと思ひます。

やはり「信書の定義に関する政府の考え方」、この部分についてまずお聞きしたいと思ひます。大体、佐田副大臣が、同じことをまた私が聞くかもしれません、ぜひ懲りずに、同じことでもいいですから答弁していただきたい。できるだけ違う観点から私はお聞きしますので、その趣旨を踏まえていただければと思ひます。

私、この「信書の定義に関する政府の考え方」、非常に文章が難しいという、このことに関心を持っている一般の国民の皆さんから、ここはどいう意味だということで、わかりにくさを指摘されたところがございます。それは、例えば三の方でいえば、否定の否定の文章になっているんですね。ですから、これは肯定になるわけですが、初めから肯定してしまえばいいんじゃないかなと思ひますけれども、そういう意見もあったというこの上に立つて、まず最初にお尋ねしたいことは、この「定義に関する政府の考え方」によりまして、先ほど来出ておりますように、一つはクレジットカード、それから地域振興券、これらを一つの例といたしまして、信書の例外。ですから、クレジットカードあるいは地域振興券は信書ではない、こういう解釈であることは、これまでの御答弁の中ではつきりしております。

そこで、このクレジットカード及び地域振興券が信書でないとする理由を、できるだけ一般の人でもわかるように御説明いただきたい。

○佐田副大臣 先生、別に反論するわけじゃないんですけれども、この出ささせていただきましたの

は、要するにガイドラインをつくるに当たつての基礎的な考え方ということでありまして、あくまでも、これがもうすべてコンクリートされているということじゃなくて、これから、繰り返しますけれども、事業者の方々、それからパブリックコメント、いろいろな御指導をいただきましたら確立していきたい。

この文書の中ということで発言をさせていただきますけれども、今言われましたように、クレジットカードであるとか地域振興券、今までは信書として扱われておりましたけれども、よく考えていきますと、これは非常に微妙なところがありまして、いわゆる支払いの手段であるということになりますと、例えば、クレジットカードそのものの自体の効用という、商取引に関する重要性であるとか、こういうことをかんがえた場合に、これに例えば使用の仕方やら名前が書いてあつても、これは添付しているんだらう、添付してあるんだらうということ、要するにあくまでも信書なんです。クレジットカードも地域振興券もあくまでも信書ではありますけれども、五条の例外規定としての添え状としての考え方でお考えいただきたい、こういうことでございます。

○矢島委員 大体、この「定義に関する政府の考え方」を読めば、そう書いてあるわけですね。同時に、佐田副大臣が言われたように、これから意見をいろいろ聞いて決めようとしているんだ、それはそのとおりだと私も受け取っております。

ただ、やはりここで政府の考え方として出している以上は、それなりの説明というものをやつて、それに対して国民や、広々いろいろな意見が出てくるというのは、これは大いに参考にしたいんだから、最終的には確定していくということになると思ひますが、ぜひそういう方向で、私も十分その点は理解しながら質問しているつもりです。

さてそこで、つまり、佐田副大臣も言われたように、前は信書だった。これをずっと読んでいくと、例外規定に入ってきている。クレジットカー

ドとか地域振興券というの、今までこれは、旧郵政省の時代からこういうものを一つの信書とするというのがございました。これは「信書のしおり」というのを旧郵政省が出しておりますけれども、その中で、信書の具体例は次のとおりというので、いろいろ並べてあります。その中に、もちろん、ダイレクトメールあるいはクレジットカードあるいは地域振興券というようなものもずっと入っているわけですね。その時点で信書、こう言ってきたわけですね。

当時、信書だと解釈してきた理由、どんなことなんでしょうか。

○佐田副大臣 これは、過去からのいろいろな裁判事例の中で、監察局がいろいろ調べてまいりまして、昭和三十三年に、先ほどもちょっと読ませていただいたように、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する」、この文章にのっとつて判断をしていった、こういうふうな理解をしております。

○矢島委員 そこで、私、先ほどもありましたけれども、百八十九度変わったということについては、大体みんなそういうふうには思っていると思ひます。

つまり、今までは信書だったけれども、信書じゃなくなつたんだと、その時点を見れば。今副大臣が説明したような状況を全部踏まえた上で考えていけば、必ずしもそうではないという部分もありますけれども、表面づらを見ますと、これは政府の考え方、百八十九度転換したんだと。余りにも極端な転換ということが、これは新聞でもそういうふうな書き方をしている新聞もあるくらいですから、ましてや一般の人たちが、変わったのかな、前に片山総務大臣が答弁していたのと違つてきたぞ、こう思うのは当然だと思ひます。

そこで、これがこうくるくる変わりますと、意見を聞きたいといつてもなかなか、では何を基準にして私は意見を言おうかな、きのうまではこうだったけれども、きょうからはこうなつちやつた

というような戸惑いがあるわけなんです。ですから、そういう点をきちんとする必要があるという点では、やはり確定、これが確定じゃないけれども、後でいろいろ意見を広く聞いた上で定義というものをつくっていくんだけれども、これが政府の今の考え方なんだと。これはよろしいんですね。

○佐田副大臣 一般的に、これは表面的に見ると、くるくるとは言いませんけれども、必然性がなく変えた、こういうことでは決してなくて、先生ぜひ御理解いただきたいのは、先ほど申し上げましたように、ちゃんときちっとした理屈を持って、例えばクレジットカード、地域振興券は商取引に使うものから、その部分が非常に大きいと。木のへらに書いてあるというか、そういうことではなくて、これは非常に重要なものから、その重要性をかんがみたときに、昔から、何かプレゼントを贈るときにはいわゆる添え状というものが実際問題としてありましたから、そういうふうな一つの解釈として、その重要性をかんがみて、これは添え状、送り状というふうな形で理解をしていただく。

もちろん、先生、そんなのはおかしいじゃないかと言う方もいるかもしれませんが。いるかもしれないけれども、そういうふうな解釈で今進めておる。これは御意見をこれから聞いていきますので、これを御理解いただきたいと思っています。

○矢島委員 なかなか微妙な答弁でございまして、御理解と言われましたので、簡単に、そうですとねとはなりません。

ところが、一つだけ確認したいことがあるんです。「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」、この定義は一貫しているんでしょうね。

○佐田副大臣 これは、今度は新たに法文にも入っておりますから、確定しております。

○矢島委員 そうすると、例えばクレジットカードとか地域振興券そのものがくると変わっちゃったわけでもない。それから、定義もきちんと

と前に決めて、それは今もこうなっている。では、変わった、こう思わせるのは何かというと、政府の解釈だけなんです。ほかは変わったわけじゃないんですから、周りの条件は。ですから、この辺やはり、これは理由を言えますか。どうしてこう変わったのか。

○佐田副大臣 先生、これは確定したわけじゃないですけれども、前にも大臣の答弁の中にありましたように、ダイレクトメールを一つの例で挙げさせていただきますと、ダイレクトメール自体が、これは定義もしつかりしていないわけでありまして、そういう中におきまして、例えば今回の非常に、不明確と言つては悪いですが、信書の中には、もうこれは完全に信書とかそうでないとかわかるものと、中間的なものがあつたわけでありまして。

例えば、先ほど申し上げましたように、何かの贈答品がありますね。贈り物の中で、贈り物自体はいいですけれども、例えば本なんかがありますね。本を贈るときに、それに対して簡単なものを、簡単な文書というものは、これはもう信書なんです。信書ではあるけれども、その本を読んでいたきたい、これがメールでありますから、それは信書であるけれども五条の例外規定に入らせていただく、こういうことであります。何でもかんでもというわけじゃなくて、この辺が非常に難しいんです。

だから、要するに、有用性がどのぐらいの程度なのかということとこれを皆さんの意見を聞いて判断をしていく、こういうことでございます。

○矢島委員 わかつたようなわからないような、いろいろな話を一遍にされちゃいました。

そこで、では次の方へ行きます。ダイレクトメールです。

「商品などの広告を内容として同一内容の文書を多数の受取人に差し出す形態をとる」、この上に立つて、多数に差し出されることをもって信書に当たらないとは考えない。否定の否定ということで、わかりにくい文章ですが、ここで、その内

容が公然あるいは公開たり得る事実のみであり、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのような場合は信書に該当しないものとすると。つまり、ダイレクトメールというのは原則信書だということがまず基本にあつて、チラシなどというふうなものは信書ではないんだ、こういう例外規定を置いたわけですね。

ただ、実際の問題として、こうなりますと、原則的には非信書、つまり圧倒的な部分は信書でなくなつちゃうんじゃないかと思うんです。この解釈でいけば。

つまり、第一種と第二種の郵便物の二割以上を占めていると言われるような広告郵便、このほとんどが信書でなくなる可能性があるんじゃないだろうかと思ふんですが、この辺についてはどうお考えですか。

○佐田副大臣 先生、先ほど申し上げたんですけれども、ダイレクトメール自体が基本的にはこれは信書であるということです、今までの経験学的に。そしてまた、先生にも先ほど申し上げましたように、これは昭和三十三年の判例に基づいて今ですと判断してきておるわけですね。そういうことを考えますと、その中において、ダイレクトメールは基本的には通信として、信書として考えておるわけでありまして。

また、差出人と受取人が、例えばそれが秘密性があるかどうかということは、その人たちが判断することであつて、一つ一つそれを確認するということとは非常に難しい問題でありますから、そういう中において、基本的にダイレクトメールは信書ということで、今進めさせていただいておるわけですね。

したがって、同じ印刷物で、ここに書いてあるように、同じことありますけれども、たくさんの方々にやるということは、これが必ずしも信書でないということはないというふうな書いてあるわけでありまして。

○矢島委員 否定の否定ですから、肯定になつていくということになると思いますがね。

そこで、副大臣に聞くんですが、広告というのは大体公然、公開するものであるというのは、当たり前前のことであります。そうであるならば、商品などの広告を内容として、そういう文書を多数の受取人に差し出す、これは信書ではないですね。

○佐田副大臣 これも基本的に、物すごく広い範囲でやるとか、中に申込書があつてそれをそういう関係の人にやるということになれば、これは信書性が出てくる。だから、これは配つてもいい、要するに公然の、公開の場で配つてもいい、こういうものにつきましては信書ではありません。

○矢島委員 そこで、それでは副大臣、信書であるダイレクトメール、例えばどんなものがあるんですか。

○團政府参考人 ダイレクトメールは、定義がございませんで、いろいろなものがございますが、最近ポスティング事業者というのがありまして、チラシを封緘も何もしないで受け箱に入れていくということがございまして、結構ふえているようでございます。そういうものをたまたま封に入れて名前を書いたようなものは、これは信書とは言えないでしょうということだろうと思ひます。

それから、これは業界のことでよくわかりませんが、最近、ダイレクトマーケティングといいますが、ダイレクトメールを使っているいろいろなことをやっていく、例えば会員で、会員の中の情報とか非常に特定のな者の間の通信、そういう中には、やはり会員情報が入つたりしていることも結構多いと思ひます。

それから、特定の属性に基づいてターゲットを絞つてマーケティングをやつていく、そういうようなこともあろうと思ひますので、その広告を出す内容の中で、特定性といひますかメッセージ性といひますか、そういうものがやはりいろいろなものがあるんじゃないかというふうなことではございまして、一概に、こういうことをいつたらすべて、例外のものが多くかどうかというのは、もう

少しいろいろな実態を聞いたりしないといけない。少しいものではないかというふうに考えております。
○矢島委員 その説明を受けると、またわからなくなるんですが、特定の会員にあてた広告というのが公然とか公開性がないとは言えないと思うんです。これは、ですから、特定の会員にあてた広告を街頭あるいは新聞折り込みしてまづいことは何もありません。

だから、その辺になりますと、例えばこういうことだと思ふんですよ。公然、公開性を持つとする街頭、町の中、あるいは新聞折り込み、こういうチラシにしても、やはりすべての街頭やすべての新聞に折り込むわけではないんですね。ある一定の地域とかある一定の新聞ですね。ですから、広告がどれだけの範囲に配布されるか、いわゆるマーケティングの問題にすぎないわけで、特定会員にも発送したが、別に街頭でまいても構わないとする場合は、差出人が言えば、それは信書ではなくなる、こう考えていいですね。
○園政府参考人 お答えいたします。

確かに、あて先、だれに出すかということがありまして、あて先が限定されておいても内容は折り込みと同じものが配られるということであれば、その場合は、チラシのようなものという分類に入るのではないかとこのことだと思ふます。

しかし、さらに、会員と限定された場合には、会員に関する情報が入っているということがやはり多いのではないかと。そうしますと、内容についての特定性が入るということでございますので、そういう場合にもやはりいろいろなケースがあるのではないかとこのことではないかと思ふます。

○矢島委員 これからいろいろと広く意見を聞いて確定していくわけですから、ぜひひとつきちんと確定していただく、いろいろと解釈上の違いが出てくるというのはいずれも避けられません。そういう意味では、ついでだから、私、立ったついでに言いますけれども、先ほど来第三種、第

四種の問題が出てきました。これも法律にきちんと決められないのか。もう答弁いいです、それはもう大臣が言う言葉はわかっていますから。ただ、私としては、やはりこういうものもきちんと法律にしておくということが重要ではないかな、こういう意見を申し上げておきたいと思ふます。それでは次に、いわゆる公社の出資に関する与党側の提案の方へ行きたいと思ふます。

初めに、総務省の方にお聞きしたいんですが、平成八年の九月二十日に閣議決定したところの公益法人の株の保有等の、その中の六項目のところ、公益法人は、幾つかの場合以外、株式の保有を行ってはならない、いわゆる出資を停止したということがありました。そのときの、その理由は何かあったんでしょうか。

○園政府参考人 御指摘のとおり、平成八年九月二十日の閣議決定、公益法人の設立許可及び指導監督基準の中におきまして、営利企業の株式保有を公益法人は行ってはならないということがございまして、一部の例外がございしますけれども、平成十一年の九月末までに処分することとされました。

この理由でございしますけれども、これは、公益法人が積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人であることから、営利企業への設立に関与したり、出資を行ったりすることが不適当であるという考えに基づくものでございします。

なお、出資に関しまして、その必要性から法律上の出資の根拠を有しているというふうなもの、そういう特殊法人については、この考え方は該当しないというものでございします。

○矢島委員 当時の状況、時代背景といいますが、要するに、今局長に答弁いただいたようなそういう理由でなつていきましたが、同時に、当時、天下り問題というのが相当世間的な批判的になつていたんですね。そういう意味もあつて、天下り先をこんな持っていますのかと、見ていた私、資料をお配りしておりますので、見ていた

だければと思ひますが、一番最初のページ、第一ページ、「公益法人が出資していた民間会社」覧というので、当時の郵政省関係のそれぞれの公益法人が、それぞれ子会社、あるいは孫会社はこれを書いてありませんが、子会社に対する出資という状況を一覧にしたものであります。

それで、これらのところは大変たくさんさんの天下りの人たちがいるということ、例えば、人の資料を使つて申しわけありませんが、先ほど武正委員が、「松原委員からリストアップのあつた企業との契約の状況等」の中の一覧後ろに、やはりここにも、それだけの天下りがあるかというのがあります。

その中の総合資材サービスとあるんですが、このことについて郵政省に聞いたんですが、どうも、うも天下りの人数を見ますと、非役員で、十年が九名、十一年が十二名、十二年が九名、こういうのが、松原委員からリストアップのあつた企業への再就職状況。私が、同じ総合資材サービスに聞いたんですが、十三年度ゼロと言ふんですが、そういうことなんですか、これは。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。十三年度のものとして、国家公務員は、その在職中に関係のあつた営利企業には再就職できないことになつておりますから、例のそういったプロセスを経て、審査を経て承認した件数がないという意味でございします。

○矢島委員 そこで、その総合資材サービスという子会社について、平成十一年の八月の総務庁の行政監察局が監査した結果報告を載せております。それが実は、その次のページにある「ガソリン一括購入事務の部外委託契約」というものであります。この会社は、いわゆる郵便車両のガソリンというものを一手に引き受けてきた子会社であつて、そのことについて、この行政監察の結果が出た当時の新聞にはいろいろ書かれていふんですね。

例えば、こういう報道もあるんです。郵便車両のガソリン購入をめぐる郵政省のファミリー企業の

優遇の実態が十一日明らかになった、これは九九年の五月十二日の読売新聞の朝刊です。この中で、大体百四十三億円の売り上げがある、約百人の社員がある、大多数が郵便局のOBだということ。そして特に、契約単価に最大で一リットル十円程度の一般のスタンドとの差がある。安いんじゃないですよ、これは高いんですよ。ですから、こういうような一手引き受けをやつて大もうけをする、そしてしかも、そこは天下りの職員あるいは役員などによつて進められる、こういうことがある。

そこで提案者に、こういう懸念、つまり、子会社をいろいろつくつて天下り先をつくる、そういうような事態というのは、先ほど八代議員の方から答弁ありましたけれども、もう一度、こんなことは絶対ないという約束をひとつしてもらいたい。

○松井政府参考人 恐縮ですが、事実関係について一つだけ御指摘申し上げたいと思ふんですが、一リットル当たり十円高いということで、かつて平成十一年に、当時の衆議院通信委員会がそういったやりとりがございましたが、当時の郵政大臣から、事実と違ふということを御答弁申し上げております。

○榎屋委員 お答えを申し上げます。今、出資に関して、ファミリー企業あるいは天下りというものをふやすだけではないか、こういう御指摘がありました。先ほど八代さんから御答えをいただいたところでありましたが、私どもも、提案議員としてこは一番気にしたところでありました。

今回のこの出資については、先ほどから申し上げていきますように、やはりあくまでも公社に経営の自由度を付与するというのが目的でありまして、この点については、その必要性というのは委員もある程度御認識をされているんじゃないかと思ふんです。しかし、今申し上げましたように、それがファミリー企業あるいは天下り先の確保ということになつたのではとんでもないことであり

私はいんですよ。

時間が来てしまいました。

というわけで、もう一つ、例の近畿郵政監警局管内で都島大東郵便局の、特定郵便局長が渡切費横領で逮捕されて、実は、これは免職になっているんです。これはわずかに一万円です、結果を言っちゃいます。ところが、私がずつと取り上げてきた飲み食いというのは莫大な金だったんです、これに比べたら、ところが、そういう人たちは何ら、今も免職になっている人はいませんが、何か注意ぐらひは受けているかと思いますが、そういう片手落ちのないようにしてもらいたいということ、もう一つ、最後に言います。

監察は必要なのかどうかという問題なんです。昨年度の部外者犯罪が四千四百十二件、部内者の犯罪は百四十四件、圧倒的に部外者が多いんです。部外者のやるのは、郵便のいろいろなものを壊したりなんたりするわけです。ですから、こういうのは警察に任せればいい。ところが、この渡切費の問題やそのほか部内の犯罪について、とりわけ監察はこの特定局長会に対して大分甘い、弱腰だ、タブーがあるのか、こういうことを言いたいんです。ぜひ、監察のあり方についてもう一回やっていきたいと思います。

終わります。

○平林委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。よろしくお願いをいたします。

この郵政公社法案、そしてまた信書便法案、いよいよ大詰めを迎えまして、今国会で成立するという方向になりました。そして、いよいよ来年の四月一日からスタートするわけでございます。

これから四月一日に向けて、この法案が成立すると同時に設立委員会等を設置して、いわゆる中期経営計画、四年間の計画づくりに郵政事業庁は全力を挙げて取り組んでいかれると思うわけです。その一番の責任者が片山総務大臣でございます。四月一日にいわゆるユニバーサルサービスをお大前提とした郵政公社、いわば郵政公社丸が出て

航する。民間参入もできるわけで、民間も一緒に出航するはずだったが、民間参入はない、特定郵便事業で一、二あるかもしれないけれども、いわゆる郵政公社が中心に出航して、真に国民のための郵政公社であるためにスタートするわけでございます。

その船長がいよいよ片山総務大臣、四月一日にスタートするときは船長がどうかかわりませんが、今、その準備をしているときの船の船長であることは間違いない。そういつたときに、そういった大きな立場であると同時に、一方で、いわゆる小泉総理の民間参入は民営化の一里塚というあの叫びはトーンダウンして、一政治家としての思いであるということになりましたが、しかしまた、その火は完全に消えたわけではない、くすぶっている、今燃え広がろうとしている。

とりわけ、総理直属の私的諮問懇談会、ここが八月には意見をまとめようという方向になっております。これは、ある意味では総理の私的諮問機関ですから、総理はあくまでも民営化論者です。結論としてはそういった民営化の方向の結論が出される可能性が非常に高い。その政府側の一員として片山総務大臣もいらつしやるわけですね。片や郵政公社、ユニバーサルサービス大前提でいかなければならない大責任者、片やそれを真つ向ぶつ壊そうとする民営化論者の一員である、私は非常に難しいお立場にあるだろうと。実際あるんですよ。

そうした場合、この私的懇談会の位置づけ、一政治家としての意見は自由です、論議するのは。ただ、総理の私的懇談会としての位置づけというのはどれほどの力があるのか、あるいは影響を及ぼすのか、ここが非常に心配なんです。というのは、全職員がこれから郵政公社丸として出航して一致団結してやろうとするときに、そういった民営化の声が、真つ向違う声が吹き荒れる。いわゆる船は進むが後ろから民営化のあらしが追いかけてくるようなものでしょう。それは落ちついて

四月一日に向かつていくわけにはいかぬですよ。そういったことを考えますと、この私的懇談会の位置づけというもの、結論が民営化という形で出た場合の位置づけというのは、この今回の公社法案のスタートに向けてどれほどの影響を及ぼすのか、あるいは影響は一切ないのか、そのところをお聞かせいたしたいと思います。

○片山国務大臣 現在、総理直属の郵政三事業に関する懇談会というのが、去年の、あれは何月だったでしょうか、小泉内閣発足が四月二十六日です。それから、五月から発足して、ことしの夏を目途に意見集約、こういうことでやっております。民間の有識者の方を中心に、政府からは先ほど言いましたが、総理と官房長官と私がメンバーになっている、こういうことでござい

ます。それで、なぜこの懇談会ができましたかということ、小泉内閣発足のときの与党三党の党首の合意で、郵政事業についてはまず公社化をやる、公社化後のあり方については、民営化問題を含め、直属と書いてあるかどうか忘れましたが、総理の懇談会で検討して結論を得る、こういうことになっておりまして、それは与党三党の合意の上に今の懇談会がスタートしているわけであります。

そして、今鋭意検討をいたしておりますけれども、特に最近是有識者だけの、政府側が入らない有識者だけの議論を重ねておりますが、いずれにせよ、夏といえますと八月になるんでしょうか、八月のいつになるのか知りませんが、あるいはもうちょっと遅くなるかもしれませんが、意見集約をやる、こういうことでござい

ます。この取り扱いについては、私は、何度もここで言っておりますように、それが出たら、それを国民的な議論の中で、国民の合意で方向を決めていくべきだ、こういうことをいつもここでも言っておりますし、総理にも言っておりますので、出ましたら、国会になるのか、与党になるのか、与野党になるのか、また別の形になるのかわかりませんが、それは大いにその結論を一つの案として議

論をして、国民的な合意を収れんさせていく、こういうことになるんじゃないかと思っております。

それで、この公社化の方は、もうこれは国会でこの法律を通していただければ、正式な国民の代表の先生方による意思ですから、爾々と来年四月一日を目指して進んでいく。その後どうなるか、まだ一つも決まっていなくてありますから、総理のお考えはお考えでございますけれども、その総理懇談会の結論を案にして、下敷きにして、私は国会あるいは国民に広く御議論いただくことが適当ではないかと考えております。

○横光委員 今回も、国民の声を聞くために地方公聴会も先般行われたんですね。そういった中で、私は熊本の方に行つたんですが、出席者の方は三者とも、公社化になることにさへ非常に危惧を抱いている。とりわけ、私が民営化のことについて三者にお尋ねいたしましたら、ある方はとてもないと言うぐらひ、要するに今の形がいいんだ、何でも今のままを要する必要があるのかというような、非常に素朴な、素朴というより、あの声が私は地方の人たちのほとんどの声の代表者じゃないかなと思うぐらひ、すつと心に入ってくるほど郵便局そのものがもう生活に溶け込んでいくわけですね。

そういった国民の声が、今これを論議すると言っておりますが、その私的懇談会の結果が出て、そして、それがどういう形になるかわからないにしても、秋の臨時国会でこういうことがまた問題になる。片や、もう郵政公社に向かってスタートをする形を全員でつくり上げていくとして、片一方で違った方向の動きが出てきたときに、国民は議論をまとめるどころか迷ってしまうだろう、さらに混乱するんじゃないかという気がしてならないですね。

例えば、大臣が言われておる公社化の大前提であるユニバーサルサービス、これと、総理の言われている完全民営化、これは全く相反するものです、民営化になったらユニバーサルサービス

なんかあり得ないんですから。それほど違うことが、これからの時期に論議がまたふり返されそうになっているということに私は危惧を覚えているので、その懇談会の位置づけというものはどれぐらいの力があるのかということをお聞きしたんですが、ちょっと心配な状況になってまいりました。

いずれにしても、先ほど、最初に言いましたように、総理はこの公社丸の船長なんでございますので、あくまでも、郵政懇談会の方の意見は意見として、こちらの方に全力投球をしていただきたいということをお聞きしたいとお聞きしたいと思います。

次に、私は、先般質問をしたときに、いわゆる誤配された民間のメール便ですね、これが非常に最近多いんだということを聞きましてちょっと質問したんですが、そのときの答弁でちょっと解せない部分がありますので、もう一度お尋ねをいたします。

まず、誤配の通数、推移、どれぐらいあるのか、そしてまた今増加傾向にあるのかどうか、そのことをまずお聞きして、あるとしたら、その処理方法について改めてお尋ねをいたします。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

六月六日の総務委員会でお尋ねがございました件でございます。

郵便ポストに投函されました民間メール便がどういった通数になるかということにつきまして、全国の約一千の普通局で調査した結果について御報告申し上げたいと思います。平成十二年度は九万四千通でございました。それから、平成十三年度は十一万二千通でございます。パーセントで申しますと、一年間で二〇%ふえております。大変ふえております。そういう状況でございます。

それで、処理方法でございます。一部非現行な答弁をさせていただきまして、失礼いたしました。この機会に補正もさせていただきたいと思いますが、平成十一年の七月以降の処理体制でございますが、基本的には、郵便業務へ差しさわりが

ありますよということを説明した文書をつけまして、荷送り人の方に無料で配達をしております。郵便局の方で、メール便の荷送り人の方に、郵便業務へ支障がありますという通知文書をつけてお送りしております。

この気持ちですが、こうしたポスト投函される民間メール便がそういったことによりましてこれから自発的に減少していくように、荷送り人とメール便を取り扱う運送事業者との間で必要な措置が講じられることを期待してとっているものでございます。そういう願いを込めてやっているということでございます。

ところが、いろいろ経費の問題もございまして、これからちよつと見直しが必要かなと思っております。ところでございます。

○横光委員 とりて来なければ警察に届けるというふうなことを聞いたんでびっくりしたんですが、それはないと。実態としては、いわゆる差出人、配達業者に郵便局から返しているということですね。そのために大変なコストがかかる。これは、本来やるべき業務じゃないわけですよ。こういうったむだをまず直していただきたいたい。これはこつちは、ある意味じゃ皆さん方は犠牲者ですよ、処理に困ってポストに投げ込まれてくるわけですから。ある意味で犠牲者ですが、それにしても、要らないコストがかさむわけですから、こういうったことは順次改善していかねばならない。

これは、信書便では当然ですが、こういった民間メール便も、今お話しのように二〇%の増加傾向にあるような状況ですから、やはり一刻も早く国交省と、誤配の通達義務を課するべきだとか、いろいろな改善に向けて協議していただきたい、このように思います。

次に、これも先ほどから随分質問されておるんですが、いわゆる簡保事業団、これがこれから郵政公社に吸収されるということになるわけでございます。交付金と出資金がこれまで出されていたわけ

ですが、今年度、平成十四年度からは出資金はゼロになった。そして、交付金が約二百億円交付されている。十九年度までにはこの交付金も廃止するという方向になっておると聞いております。十三年度も間もなく決算が出ようかと思いますが、それまでは交付金と出資金を合わせると五百億近い金がどどんと交付された中で運営されていたんですね。

特殊法人等整理合理化計画で、先ほど言いましたように、郵政公社に吸収、移管するわけですが、先ほど、不採算施設の統廃合や徹底的な合理化の上で移管をするという答弁がございました。そうなりますと、そこで働いている職員の方、これはいわゆる特殊法人からいわば国家公務員になるわけですね。こういった特殊法人から国の行政機関、今度郵政公社は行政機関ではありませんが、そういったところに逆のような形で吸収、移管されるというようなことは例があったんでしょ

うか。

○園政府参考人 簡保事業団の今後のあり方と職員の雇用の継続の関係ということだと思います。御指摘のとおりでございます。簡保事業団は郵政公社に吸収されるというふうなことで、一部事務の整理合理化も行っていくということになるわけでございます。

そこで、お尋ねの職員の取り扱いでございますけれども、この場合、ちよつと前例はよく存じ上げませんが、事業団の扱いについてはいろいろ検討しております。それにつきましては、公社の職員は国家公務員でございますので、特殊法人から今度国家公務員になるということになるわけでございます。その場合に、事業団と職員との間の雇用関係、これは、公社が当然に承継することは困難というふうなことでございます。

しかし、これまでの経緯もございまして、そういう特殊法人の整理合理化計画によって行う計画でございますので、十二月十九日の閣議決定におきましても、雇用の安定にも配慮するということが求められているわけでございます。したがいま

して、現在の簡保事業団の職員につきましては、国家公務員の選考採用手続によって公社の職員にするという道がございます。これには人事院との調整が必要でございますが、この調整を図った上で選考採用の手続によってこの職員を移行するというふうなことを本筋としまして、移行が円滑に進むように調整してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○横光委員 つまり、今までと逆のような形で特殊法人から国家公務員という形になるわけですが、当然のように、人事院の国家公務員の採用試験を受けなければならないというのはよくわかりませんが、これは恐らくそんな難しい試験ではないでしょうし、望む人はほとんど移管できるというような状況をやはりつくっていかねばならない。

これから郵政公社をスタートすると同時に一万五千人の削減、合理化に取り組むという方針も出ていますが、簡保事業団の皆さん方はこの一万五千人の枠とは別なんですね。

○園政府参考人 これは簡保事業団の吸収といいますが、そういう別の要因でございまして、その一万五千人合理化計画とは別の問題というふうなことでございまして。

そこで、採用の関係は、一般の採用試験とは状況が違いますので、選考採用手続によるのが適当じゃないかということで人事院と協議しているというものでございます。

○横光委員 私のところにもかんぽの宿がございまして、近くにも二、三あって、物すごく地域住民から利用されているところ、あるいはかなり古くなつて営業が厳しいところ、いろいろあるんです。そういったところでも、今度の移管のことでは、全員が行けるというのではなくて契約制度になるんじゃないかというような声も広がっているとか、非常に不安の声が広がっていたものですが、それでは、今度の修正案についてちよつとお尋ねをいたします。

まず、郵便局の設置でございますが、先ほどから随分質問が出ております。「あまねく」という意味、非常にわかりやすくいいじゃないかという言葉でございます。あまねく、どういうことですかね、すべてというか満遍なくというのか、これは、ここにも書かれておりますように、ネットワークを通じて郵便事業のユニバーサルサービスを確保するために、地域住民に直結した各種の業務、ひまわりサービス等の福祉施策、そういった意味から、必要不可欠な局としてあまねく設置しなければなりません。

前よりは私は前進したと思っております。先ほど言いましたように、地域の住民の声がなぜあそこまであいた声になるかという、本当にあまねくネットワークというものがむだになつていない、そのまま地域で生かされているということが大きな形になっているんだと思ひますし、それが壊れていくというのを非常に心配しているんですね。そういった声があったものから。私は前進だと思ひていんです。

ただ、これから市町村合併というものが大きく動きますよ。そうした場合は、行政機関とかあるいは学校とか、こういったことまで統廃合の動きが始まるんです。そういったこと、いわゆる市町村合併とはあくまでも別の問題として、郵便局の配置はこれまでどおり維持していくということであるよりいでしょうか。

○八代委員 横光委員におかれましては、いろいろ御指摘をいただき、ありがとうございます。まさに郵政公社丸の大きな船出でございますので、またいろいろサポートしていただければと思ひております。

そういう意味では、あまねく、津々浦々、いろいろな表現の仕方があつたにいたしても、あえて私たちは修正の中にこの言葉を挿入させていただきます。

いろいろな公共機関が山間地域、離島から撤退をしていくという状況の中で、最後の国民共有の財産は私は郵便局だろうと思ひし、またそこに

暮らしの一番拠点としての安心、安全なものとして、わからないことがあつたら郵便局へ行く、何でも相談事があつたら郵便局へ行く、また地方自治体のバックアップも郵便局がやっているという方向性にも今なつてきておるだけに、人の住むところには何はなくとも郵便局はあるということは大切だろう、このように思ひております。

そして、だんだん効率化、効率化ということになつていってまいりますと、奥山の人は町へ出てこい、離島の人も離島から離れない、こういうことを私たちが呼びかけていくような、そんなことは、農耕民族たる日本にとってはまさに文化だ、このように郵便局の存在を思ひているところでありますから、あまねく、津々浦々、隅から隅まで、こういう気持ちをしつかりと修正の中に明記させていただきます。

○横光委員 市町村合併等には余り影響を受けな

いというところでよろしいんですね。では次に、質問が重複いたしますが、ちょっと確認の意味でもう一回質問させていただきます。国庫納付の件ですが、まず、積立金と資本金の関係、これはどのようにとらえているんでしょうか。

○野村政府参考人 御案内のように、郵政公社が独立採算制のもとで健全な経営を確保していくためには一定の資本が必要ということでござい

ます。そういった意味で、資本の充実が必要でございますけれども、具体的に資本の中身といたしましては、公社のバランスシートの資本の部に計上されるものということでございまして、具体的には、資本金、これは今郵政事業をやっているものを政府出資金として公社が引き継ぐものという

ことで、これが一・九兆円ぐらい、十二年度の決算でいくとそのぐらいの金額になる。それで、非常に過少だということで、それ以外に自己資本、資本の部に入るものとしたしましては、利益の集積である積立金というものがございまして、こ

ういったものについて今後充実していくべきではな

いかなというふうに考えているところでござい

ます。○横光委員 積立金というのは、いわゆる内部留保であり、利益を積み立てておいて、もし赤字になつた場合、それを取り崩してでも補つていく、そういう意味のお金だと思ひてよろしいですね。

今回の修正で、ちょっと私なかなか理解できないんですが、この積立金の基準額を政令で定めるというところになつたのは、これは具体的にどのよう

な考え方方で計算するんでしょうか。○八代委員 「公社の経営の健全性を確保するために必要な額として政令で定めるところにより計算した額」、こういうことになつておりますね。これが基準額なんですけれども、これは公社の経営の健全性を確保するために必要な積立金の額、こ

れもまた基準額でございまして、今後具体的な水準について検討することが必要である。い

かんせん、一兆八千九百億ですか、これでは余りにも過少過ぎるのではないかと、これで、類似の業務を営む民間企業と同等の水準になるようにその計算方法を定めることが必要ではないか、こ

ういう思ひでございまして。大ざっぱな話ではございまして、民間金融機関における預金等の負債に対する資本金等の自己資本の比率というのは、近年、四〇、このよ

うに言われております。郵貯の預かつているお金も、簡保は別にしてですが、二百五十兆円とい

うことであるならば、四〇という計算が成り立つとすれば、十兆円程度の資本は必要ということにな

る、こういう計算でございまして。そんなことで、今回の修正案に際しましては、その辺もやはり明確に規定した方がいいのではない

か。政府の原案にはちょっとあいまいな部分があつて、納付金はどうなつていくんだらうとい

うのは、いわゆる国内金融のBIS規制の四〇、これが、今言われたように、郵貯だけで約十兆、簡保を入れると十五兆になる、これが積立金の基準額になるということではよろしいんですか。例え

ば十兆にならうが、あるいは十五兆になるか、それはわからないにしても、これを基準にして決めるというところで

○八代委員 これは、具体的内容につきましては今後の事業の経営状況や金融情勢等を踏まえて検討していただくことになりまして、新しくこれからスタートするに際しまして、この問題は財務省当局と総務省、総務大臣がしっかりと議論を

していただかなきゃならない問題であります。私たちは、やはりこの四バーという類似金融機関等の現状を踏まえて、このあたりが妥当な線ではない

だらうか。十兆でなくて、十六兆でも二十兆でもそれは構わないと思ひますが、その辺はなかなか難しいところがあるかと思ひます。こんな数字を出しますと財務省は目をむいてるだらうと思ひますが、しかし、それが、新しく船出する公

社丸にとっては大切な資本金である、基準額である、こういう思ひを私たちは込めて、こういう修正をした次第でございまして。

○横光委員 つまり、国内金融の自己資本比率の一応の規制、上限であります四〇、ここに必要なのが、郵貯の約二百五十兆からすると十兆だと

この十兆の積み立てができるまで、これができ

まで、要するに資本金です。資本金と同等、そこに到達するまでは国庫納付は免除するとい

うことではよろしいんですか。○八代委員 そうです。○横光委員 それではよくわかりました。それでは次に、もう一つ、出資の件をお聞きしたいと思ひます。この出資、修正の中では今度出資が追加になつたわけではございますが、これは、先ほどから質問

でございますように、いろいろな問題を含んでおります。プラスもあればマイナスもある。ただ、この中で、私は、いわゆる国際的な事業

展開、国際宅配事業者等にも、外資系の企業にも出資できるのかと。これはもう外国では当たり前になっておるんですが、これから国際企業競争の時代も始まると思いますし、そういった意味で、外資系企業にも出資できるのかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○野村政府参考人 お答えいたします。

今回の修正案のとおり法律を通していただけという前提でございますけれども、修正案によりますと、出資対象事業が、郵便事業に密接に関連する事業として政令で定められるというのが一つの要件でございます。それから、もう一ついたしまして、出資について、郵便の業務の運営に特に必要があるということで総務大臣の認可を受けたもの、こういった条件に当てはまる事業であれば出資できるという形になってございます。で、制度上は、今先生おっしゃるような国際的な企業についても出資も可能ということでございます。

○横光委員 経営の自由度とか、あるいは、先ほど言いましたように、国際間の競争の時代になったときには、やはり、出資条項の追加というのは、私は大きなプラスになると思うんですね。

と同時に、先ほどからしつこく各委員が質問しておりまして、やはり、ファミリー企業の増大とか天下りとか、どうしても出てくるんですね。これは国民がまた一番嫌がる問題なんです。こういったところは、極力批判を招かないような努力をしていかなければならない、いわゆる規律確保の仕組みを考へていく必要があると思うんですね。そこそこはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○野村政府参考人 お答えいたします。

今の修正案、政令で非常にきちっと条件が書いてございまして、ただいま申し上げましたように、政令で具体的に出資対象事業を決めます。もう一つは、今申し上げましたように、総務大臣が認可をするという条件がございますので、その二つの関門をきちんと通るといのが一つでございます。

ます。それから、もう一ついたしましては、出資子会社になりますので、企業会計原則上も連結決算の対象になりますので、その情報もきちっと出ます。それから、先ほどの行革プログラムの関係でも情報開示になりますので、そういった、御懸念のような事態にはならないというふうに考えているところでございます。

○横光委員 ぜひ、そういったことを努力してください。これは、私が先ほど言いましたように、確かにプラスの面もある。しかし、本当に、焼け太りという印象を国民は持つことだつてあるわけですから、非常にこのところは努力していただかなきゃならない。

それから、これは公社にとって、合理化あるいはコストダウン、こういったもののプラスになる出資、そういった出資があると思うんですね、当然のごとく。いま一つ、今度、利用者のためのプラスになる出資ということもこれから考へていかなきゃならない。ただ公社のいろいろな合理化とかコストダウンとか利益とかいうだけの出資ではなくて、利用者のための出資ということもこれは考へていく必要があるんじゃないかと私は思ふんですね。

例えば、これは私だけのちよつとした私案でございますが、非常にこれから高齢化、過疎化が地方では急激に進んでいく。そういった中で、私、非常に感じますのは、お年寄りの方たちの病院通いですね。これは非常に交通費もかかる。それから、行つて薬をもらうまで待ち時間がかかる。今でも田舎はそうなんです。ある意味では非常に大変な、いろいろな意味での苦痛が伴うわけですね。

こういったことを考へた場合、例えば、病院と地域のキーの郵便局とをネットワークで結んで、いわゆる院外処方、あそこ、一番問題になるのは薬なんです。病院が院外で薬を処方するという手法が今広がっている、いわゆる院外薬局です。こういったところに出資、あるいはつくつて、郵便局がネットワークで、処方せんだけを

送つてもらえば、その処方せんでその薬局で、院外薬局に出資したところで薬を処方して、それを配達する。しかも、決済は総合口座あるいは郵貯カードでできる。

そういったことでやれば、お年寄りは薬をもらいに行くときだけでも助かる。いろいろな意味で信頼性はプラスになる。言へば、郵便、簡保の加入促進にもつながる。公社の経営にもこの院外処方というものはプラスになる。公共サービスにもつながる。まさに一石二鳥、三鳥、四鳥もあるような、いわゆる出資の一つの案でございますが、こういったこともこれから考へる必要もあるんじゃないか。

いわゆるひまわりサービスアルファ、アルファです。ひまわり薬局とかそういったことでも言えますし、これから出資する場合、ただ公社の利益とか合理化とかコストダウンとかだけではなく、利用者のためにいかにプラスになるかという出資もいろいろな意味で考へていく必要があるんじゃないか。今のは地方の声でございます。ただの案でございますが。

最後に、いま一度お聞きしたいんですが、今回の法案の審議が始まる前に一番多かったのが、三種、四種の問題でした。物すごい陳情、物すごい懸念を皆さん持っておられる。

先ほどから各者の質問で大臣も、これはもう盲人用の郵便物については無料化を維持するんだという言葉をはつきり述べられております。ただ、いつまでかということ、確かにそこまで言えるわけではないと思ひます。しかし、現行これは維持するんだという言葉をございまして、陳情された方々もはつとしたと思ひますね。

そういった中で、盲人用の郵便物の無料化だけでなく、四種、三種のいわゆる政策料金の減免というの、これも現状維持が望ましいと思ひます。ちよつとお聞きしたいのですが、政策的な料金制度、これは国の施策ですよ、政策料金のいうのは。国の施策ですよ。今回、この郵政公社というのは、これは経営形態は国営、つまり、

資本金は国が出資するとみなすという形で、経営形態は国営なんです。しかし、組織的には国の行政機関ではないわけでしょう。だから、このところは非常にわかりにくい。

そうすると、経営形態は国営だけれども、組織的には国の行政機関ではない。その国の行政機関ではない公社が国の施策である政策料金をやる。もちろん維持してほしいわけですが、行方。となると、これはある意味では、国の施策を公社が肩がわりするというふうにも私はとれるわけですね。

であるならば、あつてはならないんですが、もしこれが運営が厳しい状況になったときは、当然のごとく、国の施策を肩がわりしているんですから、国からの何らかのサポートが必要ではなからうか。そこで、先ほどから言つております公的な補助という問題につながるんですが、こういったことも、やはり公社がこれから国の施策を担っていくんだということになるわけですから、もし最善の努力をした結果厳しい状況になったときには、こういった政策料金の減免の維持のためにも公的な補助というものをぜひ考へていただきたいし、そのことを最後に大臣にお聞きして質問を終わりたいと思ひます。

○片山国務大臣 今度でございます公社は国営の公社です。法的には特殊法人でしょうね、やはり。公的な、公共性の強い特殊法人。したがって、その構成員も国家公務員、こういうことでございまして、そういうものが国策をやつても構わないわけですね。それを、法律上、そういう政策料金をやるということを書くわけですから、それには国営公社はこたえてもらつて、こういうことですけれども、ずっと将来、大変経営上の負担になるような事態になれば、私は公的助成も一つの選択肢だ、こういうふうにも思つております。

○横光委員 終わります。ありがとうございます。

○平林委員長 次に、小池百合子君。
○小池委員 保守党の小池百合子でございます。

原案を踏まえまして、そしてまた修正案の提出者として何点か押さえておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。最後の十分でございます。

まず、公社化でございますが、そもそもの目的、これは行革会議の最終報告を見ましても、公社化の目的は、企業的な組織、業務運営の実現にあるとされているわけでございます。やはり、これによってサービスの効率化、そしてまたユニバーサルサービスはもちろんのこと、これから国営の特殊法人の公社というふうにおっしゃいましたけれども、やはり国民とすれば、郵便局が、公社化することによって何らかサービスがよくなるのか、かつての国鉄からJRに変わったときの職員の意識の変化等々みんな肌で感じることもできたわけでございます。

そういったことも期待を込めたいところでございますが、一方で、今回の法案にしようちゅう出てくる言葉で、私は党内でそれを発言したんですが、結局受け入れられなかったんですが、そもそも総裁という名称も、これはまさに国家の権威というか、今どきソウサイという言葉が喜ばれるのはデバ地下で売っているお総菜ぐらいかなと思ったりもするわけでございます。だから、この総裁という言葉を選んだのは、そもそもやはりお役人の発想ではないかというふうに思うわけです。ましてや公社ですから社長とした方がいいわけですね。法案はこのまま総裁という形にはなっておりますけれども、しかしながら多くの国民が望んでいることは、公社化という、単にこの永田町の中と若干の関係者でわあわあやっているのではなくて、いかにこれによって国民が、利用者が、サービスがよくなったと感じるかどうかが、ここが最大のポイントだと思うんですね。

今この議論は、実際には国民、何やっているのと思つて、余り大きな広がりになっていると残念ながら私は思いません。その意味で、ああ、こういうことだったのかということを知らしめるということとは一番重要なポイントではないかと思うわけ

でございますまして、社長にするかどうかは別いたしまして、私が言いたいことはこれでおわかりいただけると思います。

それによってまた、職員の意識、これはまだ国家公務員のそのままでございますから、郵便に従事しておられる方々、大変使命感に燃えて一生懸命やっておられるというところはきょうの毎日新聞のコラムでも出ておりました。しかしながら、そこで、やはりもう一度生まれ変わるんだという意識を、発想を変えるということが実はこの一番大きなポイントではなからうかと思ひます。

この法案によってその項目がちゃんと読み取れるような形、それプラス、大臣からの、今私が申し上げました点についての御感想、そしてまた御決意を聞かせていただきたいと思います。

○片山国務大臣　そうですね。公社総裁というのは、やはり古いといえは古いかもしれませんね。私も、公社はもう基本法で決まっていますから公社という名前を使わざるを得ないんですが、総裁は何かもつといいのはないのかなと思って探したんですけれども、社長にすると民間になっちゃう。これはこれでまた抵抗があるものなんですから……（小池委員「公社だから別にいいじゃないですか」と呼ぶ）公社の社長、公社の社だから社長。そういうことで、やむなく総裁という言葉を使わせていただいたわけでありまして。

言い方はともかくとしまして、今、小池委員が言われますように、やはり公社になるんだから、国民から見えて変わったということじゃなきゃいかぬと思ひますね。職員も変わった、郵便局のあり方も変わった、サービスも変わった、ぜひそういう公社を我々は目指したい、こういうふうに思っております。

国鉄からJRになったのは、国鉄は公社だったんです、あのとき。JRは民間になったんです。完全民営化じゃありませんが、ほぼ民営化になった、こういうことでございます。この郵政公社の方は、国から公社になった、こういうことでございまして、今、小池委員の御指摘を体して、

国鉄がJRに変わって、国民の目から、変わった、よくなった、そう評価されたように、努力をいたしたい、こういうふうには思っております。

○小池委員　ぜひとも肌で感じられるように、そういう変革を職員の皆様にももう一度呼び起こして、そして新しくスタートしてほしいというのが、私どもの大きな願いでございます。

それからもう一点、ユニバーサルサービスの問題、それと相反するクリームスキミングの話なども出ておりますけれども、ちよつと違う観点で、各党もおっしゃっていただきましたけれども、例えば、盲人用の郵便物の無料制度、郵便法によって定められていてございまして。今後、民間参入がどの程度になるのかは別にいたしまして、郵便事業に参加する人たちは、例えば石油の輸入をし石油の精製をしたといった会社等々の民間会社は備蓄を条件づけられるわけですね、ですから、これはむしろの参入する人はみんなそうするんだというぐらゐのことをして初めて、日本の国土において郵便事業に参加できる、それぐらゐのことをすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐田副大臣　先生言われるように、政策的にやるもの、そしてまた電気通信なんかでも、これは今、ファンドをつくってユニバーサルサービスをきちつと確保していかなくちゃいかぬ、こういうことも言われているところであります。今回のことも、国民に対するサービスを向上させるという半面はありますけれども、また、民間参入する際におきましては、条件をしっかりと確立していく。そして、クリームスキミングにならないように、例えば、前から申し上げておりますように、全国一律料金であるとか、全国一通からの引き受け、受け渡しであるとか、送達であるとか、そしてまたポストのしっかりとした確保であるとか、こういうことによつて、クリームスキミングが行われず、なおかつ、ひいては、公的な要素を含めて、しっかりとユニバーサルサービスを確保していく。そしてまた、二万四千七百の郵便局の

ネットワークをしっかりと確保していく。こういうことが日本の政策としても非常に重要なことだ、私はこういうふうに思っております。

また、今言われました盲人用点字郵便物の問題でありますけれども、これは先ほど来から大臣が答弁していただきますように、郵便料金を認可するのが基本でありますけれども、これはしっかりと無料ということを確認していきたい、こういうふうにご考えております。

○小池委員　ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

先ほど、通信サービスの際のファンドをつくるという話がございますよね。そういったものを応用した形をつくつてもいいんじゃないかということと提案もさせていただきたいと思ひます。

また、政治というのは、歴史から学び、さらにはだれよりも先に将来を読むということが必要な職業だと思ひます。今、私がこの質問を終わりますと、この法案についての審議、四十五時間を超えるわけでございますが、いまだ、大もとに戻りまして、今後の郵政事業、特に郵便事業がどうなるのか、五十年後はどうなんだ、百年後はどうなんだ、前島密の百三十年前とは今や全く状況が違うわけでございます。

ですから、今、目の前の問題で、ポストを十万にするかどうかその一つではございますけれども、今の子供たちは信書と言われる部分はもうほとんどメールで済ませている。それから、最近出てきたいろいろなベンチャーの新しいソフトは、自分の字が、約二十字ぐらい書けば、全部その人の癖を取り入れて、自筆の書がすぐ書けちゃうんです。そういうものに信書と書くものが今後取つてかわられるのではないかと。結局残るのは、分厚いダイレクトメールだけになるのではないかと。そう言ったときに、公社もしくは郵便というものは一体どういう形になるんだろうか。実際にそういったことを、想像をうんと膨らませて、そして、あるべき姿から逆算した改革というのが本来は求められるものではないかな、私はこう思う

のでございます。
ちょうど四十五時間たった切れ目でございますが、いま一度、あすの総括の二時間に入る前に、頭の中をもう一回転させて、また、あすの総括に臨んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○平林委員長 次回は、明五日電曜日正午理事会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

日本郵政公社法案に対する修正案

日本郵政公社法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十二條」を「第二十三條」に、「第二十三條―第二十六條」を「第二十四條―第二十七條」に、「第二十七條―第四十八條」を「第二十八條―第四十九條」に、「第四十九條―第五十六條」を「第五十條―第五十七條」に、「第五十七條―第六十一條」を「第五十八條―第六十二條」に、「第六十二條―第六十八條」を「第六十三條―第六十九條」に、「第六十九條―第七十二條」を「第七十條―第七十三條」に改める。

第九條第三項中「第五十一條第三項」を「第五十二條第三項」に改める。

第二十條第一項中「郵便局を」の下に「あまねく全国に」を加える。

第三十五條を削り、第三十四條を第三十五條とし、第三十一條から第三十三條までを一条ずつ繰り下げ、第三十條第五項中「第三十條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同條を第三十一條とする。

第二十九條を第三十條とし、第二十八條を第二十九條とし、第二十七條を第二十八條とし、第二十六條第一項中「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、第三章第二節中同條を第二十七條とする。

第二十五條を第二十六條とし、第二十四條を第二十五條とし、第二十三條第三項第五号、第五項及び第六項中「第二十九條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同條を第二十四條とする。

第三章第一節中第二十二條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とし、第二十條の次に次の一條を加える。

(出資)

第二十一條 公社は、第十九條第一項第一号に掲げる業務の運営に特に必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

第七十二條を第七十三條とし、第七十一條第五号中「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項」に改め、同條第六号中「第二十九條第五項」を「第三十條第五項」に改め、同條第七号中「第三十一條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同條第八号中「第三十三條」を「第三十四條」に改め、同條第九号中「第三十四條」を「第三十五條」に改め、同條第十号中「第三十九條第一項」を「第四十條第一項」に改め、同條第十一号中「第四十條」を「第四十一條」に改め、同條第十二号中「第四十三條」を「第四十四條」に改め、同條第十三号中「第四十四條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同條第十四号中「第四十五條」を「第四十六條」に改め、同條第十五号中「第五十九條第一項又は第六十條第一項」を「第六十條第一項又は第六十一條第一項」に改め、同條第十六号中「第六十一條第一項」を「第六十二條第一項」に改め、同條を第七十二條とする。

第七十條中「第五十七條第一項」を「第五十八條第一項」に改め、同條を第七十一條とする。

第六十九條第一号中「第五十一條第一項」を「第五十二條第一項」に改め、同條第二号中「第五十一條第四項」を「第五十二條第四項」に改め、同條を第七十條とする。

第二十三條第一項、第三十七條第一項から第三項まで、第三十八條、第四十二條第一項(第四十四條第二項)を「第二十一條、第二十四條第一項、第三十八條第一項から第三項まで、第三十九條、第四十三條第一項(第四十五條第二項)」に、「第四十六條」を「第四十七條」に改め、同條第二号中「第四十五條第一号」を「第四十六條第一号」に改め、同條を第六十七條とする。

第六十五條第一号中「第二十一條第二項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第三十二條第一項、第三十七條第一項若しくは第二項、第三十八條、第四十二條第一項(第四十四條第二項)」を「第二十二條第二項、第二十三條第一項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十三條第一項、第三十三條第一項、第三十八條第一項若しくは第二項、第三十九條、第四十三條第一項(第四十六條)」に、「第四十六條」を「第四十七條」に改め、同條第二号中「第二十八條」を「第二十九條」に改め、同條第三号中「第二十五條第一項又は第二十六條第二項」を「第二十六條第一項又は第二十七條第二項」に改め、同條第四号中「第二十九條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同條第五号中「第五十九條第一項」を「第六十條第一項」に改め、同條を第六十六條とする。

第六十四條第一項第三号中「第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第四十二條第一項(第四十四條第二項)」を「第二十三條第一項、第二十四條第一項又は第四十三條第一項(第四十五條第二項)」に改め、同條第四号中「第二十四條、第四十二條第四項(第四十四條第二項)」を「第二十五條、第四十三條第四項(第四十五條第二項)」に、「第五十條第二項、第五十三條第二項又は第五十四條」を「第五十一條第二項、第五十四條第二項又は第五十五條」に改め、同條第五号中「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項」に改め、同條を第六十五條とする。

第六十三條第一項中「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同條第二項中「第二十九條第一項」を「第三十條第一項」に改め、

同條を第六十四條とする。

第六十二條を第六十三條とし、第六十一條中「第五十七條第一項」を「第五十八條第一項」に改め、第六章中同條を第六十二條とする。

第六十條第一項中「第五十七條第一項」を「第五十八條第一項」に、「第五十八條第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同條を第六十一條とする。

第五十九條第一項中「第二十五條第一項又は第二十六條第二項」を「第二十六條第一項又は第二十七條第二項」に改め、同條を第六十條とする。

第五十八條を第五十九條とし、第五十七條を第五十八條とし、第五十六條第二項及び第三項中「第五十三條第二項」を「第五十四條第二項」に改め、第五章中同條を第五十七條とする。

第五十五條を第五十六條とし、第五十二條から第五十四條までを一条ずつ繰り下げ、第五十一條第四項中「第六十九條第二号」を「第七十條第二号」に改め、同條を第五十二條とする。

第五十條を第五十一條とし、第四十九條を第五十條とし、第四十七條を第四十八條とし、第四十六條を第四十七條とし、第四十五條第三号中「第四十條第五号」を「第四十一條第五号」に改め、同條を第四十六條とする。

を第四十四条とする。

第四十二条第一項中「第四十条第十一号」を「第四十一条第十一号」に改め、同条第三項中「第四十条第十二号」を「第四十一条第十二号」に改め、同項第一号中「第二十三条第四項第二号」を「第二十四条第四項第二号」に改め、同条第四項中「第四十条第十二号」を「第四十一条第十二号」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十一条を第四十二条とし、第四十条第四号中「第四十五条第一号」を「第四十六条第一号」に改め、同条第十号中「第四十五条第二号」を「第四十六条第二号」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「第二十三条第四項第一号」を「第二十四条第四項第一号」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

(国庫納付金)

第三十七条 公社は、第二十四条第一項に規定する中期経営計画に係る期間以下この条において「中期経営計画の期間」という。最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理(以下この条において「整理」という)を行った後、公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額(以下この条において「基準額」という)を超える額の積立金(前条第一項の規定による積立金をいう。以下この条において同じ。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとする。

一 当該中期経営計画の期間(以下この条において「当該期間」という)の直前の中期経営計画の期間(次号において「前期間」という)の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超えないとき又は当該積立金の額が基準額を超えないとき又は当該

該期間が最初の中期経営計画の期間であるとき 当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超える場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額(当該前期間の最後の事業年度においてこの条の規定により国に納付した場合にあっては、その納付した額を控除した残額)を超えるとき その超える額に相当する金額

日本郵政公社法施行法案に対する修正案

日本郵政公社法施行法案の一部を次のように修正する。

第三条第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第八条第二項中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改める。

第十三条中「第三十条第五項」を「第三十一条第五項」に改める。

第十四条中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第十五条第一項中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条第三項中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改め、同条第五項中「第五十七条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第四十三条」を「第四十四条」に改め、同条第二項中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に、「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

第十七条中「第四十四条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第二十三条第三項第五号」を「第二十四条第三項第五号」に改める。

第十八条中「第四十四条第一項又は第四十五

条」を「第四十五条第一項又は第四十六条」に改める。

第十九条第三項中「第五十七条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第二十条中「第六十二条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。

第二十五条のうち災害対策基本法第百二条第二項の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第二十六条のうち激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第三項の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第二十八条のうち活動火山対策特別措置法第七

条第二項の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第二十九条のうち沖縄振興特別措置法第百十条

に一項を加える改正規定のうち同条第二項中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第四十一条のうち郵便法第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七十五条の六中「第二十二

条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第四十八条のうち簡易生命保険法第百一条の次に二章を加える改正規定のうち第百四条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十一条のうちお年玉付郵便書等に関する法律第九条第一項に後段を加える改正規定のうち同項後段及び同法本則に一条を加える改正規定のうち第十三条第二号中「第四十五条」を「第四十六

条」に改める。

第六十八条のうち公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条第二項の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第七十三条のうち郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第六条第一項に後段を加える改正規定のうち同項後段及び

同法第八条の次に一条を加える改正規定のうち第九条第一号中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第七十六条のうち郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第五条第一項に後段を加える改正規定のうち同項後段及び同法第七条の次に一条を加える改正規定のうち第八号第一号中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第二百七十七条のうち財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第三百三十六条のうち財務省設置法第七号第一項

第三号の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第三百七十三号のうち港湾整備促進法第五条の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四

条第三項第四号」に改める。

第四百七十六号のうち防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第八条第二項の改正規定中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第四百七十七号のうち明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置

法第六条に一項を加える改正規定のうち同条第二項中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

第四百七十八号のうち北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第八条に一項を加える改正規定のうち同条第二項中「第二十三条第三項第四号」に改める。

附則第三号第一項及び第五号第五項中「第五十

条第四項」を「第五十一条第四項」に改める。

附則第三十三号第一項中「第二十三条第三項第四号」を「第二十四条第三項第四号」に改める。

別表第一の一の項中「第二十二号第一項」を「第二十三号第一項」に改め、同表の二の項中

「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に
改め、同表の三の項中「第三十二条第一項」を
「第三十三条第一項」に改める。
別表第二の一の項中「第二十一条第二項」を
「第二十二条第二項」に改める。
別表第三の二の項中「第四十条第十一号」を
「第四十一条第十一号」に、「第二十三条第三項第
四号」を「第二十四条第三項第四号」に、「第四
十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第
四十四条第二項」を「第四十五条第二項」に改
め、同表の三の項中「第四十六条」を「第四十七
条」に改める。
別表第四の一の項中「第二十四条」を「第二十
五条」に改める。

平成十四年七月十六日印刷

平成十四年七月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

衆議院 総務委員会 議 録 第二十六号(その二)

(本号(その一)参照)

派遣委員の北海道における意見聴取に関する記録

一、期日 平成十四年七月二日(火)

二、場所

ロイトン札幌

三、意見を聴取した問題

日本郵政公社法案(内閣提出)、日本郵政公社施行法案(内閣提出)、民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出)及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 平林 鴻三君

大野 松茂君

吉田六左門君

松沢 成文君

石原健太郎君

重野 安正君

意見陳述者

(2) 全日本郵政労働組合北海道地方本部執行委員長

北海道大学大学院文学研究科教授

社団法人札幌消費者協会会長

(3) その他の出席者

総務委員会専門員

総務省郵政企画管理局参事官

総務省郵政企画管理局職員課長

大久保 昶君

伊東 敏朗君

栗田 純一君

午前十時開議

○平林座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院総務委員長であり、今回の派遣委員団長の平林鴻三でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしく御願い申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、日本郵政公社法案、日本郵政公社施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査を行っているところでございます。

当委員会といたしましては、各案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を開催しております。

御意見を述べいただく皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の方々からそれぞれ十分程度意見をお述べいただき、その後、委員からの御質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のままです。

それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の八代英太君、大野松茂君、吉田六左門君、民主党・無所属クラブの後藤斎君、松沢成文君、公明党の山名靖英君、自由党の石原健太郎君、日本共産党の矢島恒夫君、社会民主党・市民連合の重野安正君、以上でございます。

次に、各界を代表して御意見を述べいただく方々を御紹介いたします。

全日本郵政労働組合北海道地方本部執行委員長秋田喜美男君、北海道大学大学院文学研究科教授金子勇君、社団法人札幌消費者協会会長山本順子さん、以上三名の方でございます。

それでは、秋田喜美男君から御意見を述べいただきます。

○秋田喜美男君 おはようございます。全郵政北海道地方本部執行委員長の秋田でございます。

本日は、公聴会において、郵政関連法案に関する私どもの意見を述べる機会をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、北海道管内における郵便局のネットワークでございますけれども、北海道の広さは、皆さんも御存じのように、国土の二二%強を占めておりまして、東北六県に新潟県を加えた面積より大きく、道内人口は約五百八十八万人、二百十二市町村となっております。郵便局のネットワークは、千五百五十六局が管内に設置をされております。職員数は約一万五千八百人となっております。

す。文字どおり札幌を中心に広範な郡部、さらには離島を郵便局がカバーしている状況でございます。

二つ目は、北海道の郵便局の活動状況の特徴について、若干御説明をさせていただきます。

北海道経済は全国的に見ても大変低迷をしております。失業率も大変高くなっております。とりわけ過疎過密の差は大変大きく、過疎化が進んでいる状況でございます。郵便事業においては、管内の年間目標を一〇〇%の推進率で目標を達成しております。各郵便局の懸命な努力がうかがえるところでございます。

特に、北海道が発祥の地と言われる、地場産品をゆうパック、郵便小包で届けるふるさと小包は、地域産業の活性化に大変役に立っております。郵便局が地元の取扱業者とタイアップいたしまして、全国に直接届けている状況でございます。

特に、昭和五十八年度を取り扱い開始以来、地域の特産品の販売拡大、地方公共団体が推進する一村一品運動、町おこしや村おこし運動の地域振興に貢献をしております。全体の経済波及効果は約三百億とも言われておりまして、利用個数は平成十三年で四百万個を扱っております。

さらに、地域との連携を強化するための、地方公共団体が処理をする事務のうち特定の事務の取り扱いを開始、平成十三年十二月一日から郵政官署法が施行されております。証明書の交付、戸籍抄本や謄本、あるいは住民票の写しや印鑑証明等々でございます。市町村の公共機関の出入の窓口として、新しいサービスも現在提供しているところでございます。

さらに、住民の安全を守るための防災協定、あるいは子ども一〇番、道路情報提供、SOSネットワーク、土砂災害協定、ひまわりサービス等、外務労働に従事する職員が地方自治体に郵便

局を通じて情報を提供することを実施しておりまして、防災に大変大きな役割を果たしているところでございます。

特に、北海道は、過疎化が進む中で高齢者の地域が大変多くなっておりまして、ひとり暮らしの老人もふえ続けている状況でございます。SOS ネットワークによる、お年寄りが徘徊の末に死亡して発見されたのをきっかけに、平成四年の十二月でございすけれども、北海道の釧路市内で組織されまして、現在、全国にこの制度が広がっているという状況にございます。

また、ひまわりサービスや老人宅への一声サービスもだんだん定着をしております。郵便局の職員がお年寄りのお宅を訪問するのを大変楽しみに待っている、こういう国営企業としての持ち味が年々拡大をされてきている、このように思っております。

さらに、二百十二市町村に千五百五十六の窓口でサービスをいたしておりますので、自動車の運転のできない利用者にとっては、郵便貯金口座による年金の支給、あるいは郵便振替口座による送金のサービス、簡易保険の特約による入院費の補償など、文字どおり地域のコア、地域の核として、住民生活と一体化した機能を有していることを御理解いただきたい、このように思います。

三つ目は、郵政関連法案についての要望でございます。

郵政事業の公社化による自律的、弾力的経営を実現し、そのメリットをお客様に還元すること、また、郵便事業への民間企業の参入により、国民利用者にとって選択肢が大きく広がることを否定するものではございません。しかし、北海道の広範な地域における現在のユニバーサルサービスを確保する上には、その公社化のあり方、民間参入条件について、私は慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

私どもが郵便事業を推進する上においての苦勞は、郵便の利用の少ない地域を守りながら郵便事業を営むことにございまして、民間参入に当

たつてのポストの設置や、コンビニのない地域、現実に、私のふるさとであります道南の寒村ですけれども、コンビニはございません。今、私の母親、九十三歳になるおふくろがひとり暮らしをしているんですけれども、頼りは唯一郵便局しかない、こういう状況も現実であります。

公社法案については、過疎化が進む不採算地域にあっても郵便局ネットワークを維持していくには、私は、国庫納付は大きな懸念材料であると思ひますし、認めることはできません。また、公社の経営の自由度を高めるための法整備がもう少し必要だと考えてもおります。

信書便法案については、現在のクレジットカードやDM等を、信書の定義において、できれば明記することを求めたいと思っております。その基準が不明確なままでは、ユニバーサルサービスの確保に必要な事業収入を確保し、国営企業としての役割を果たすことができなくなることから、私は反対と言わざるを得ません。既に札幌等の大都市では、いわゆるグレイゾーンを拡大解釈した民間事業者によるクリームスキミングが起きていることも、信書の定義の明確化を求める大きな理由であります。

四つ目は、郵政三事業が一体経営についての要望を申し上げます。

郵便局の機能は、郵便、貯金、簡易保険事業が一体で初めて機能を発揮していると考えます。コスト面から見ても、一人の職員が内務事務の窓口で三事業を行います。総合担務の導入によって、多くの外務員の職員も同様の業務を行っております。利用者の少ない地域において、三事業が一体で運営されなければ、郵便局の経営は成り立たないことは明らかであります。

特に、郵便貯金事業、簡易保険事業は、資金の運用も自主運用となっているだけに、将来の地方の時代における社会資本の整備事業への活用、有効性ある資金の活用など、国営企業としてより地方に還元できるように改革を図ることも、私は検討に値するものと思っております。

また、郵便貯金は、小口、個人に対する基礎的な貯蓄手段、まさに勤労者が生活を守るための貯蓄であり、ペイオフが解禁されている中で、少しでも安心して利用できる金融機関が存続することは、私は、生活者のセーフガードとしての役割を果たしているものと考えます。

五つ目、最後でありますけれども、雇用と地域の活性化であります。

さきに北海道の雇用の厳しさを申し上げましたが、道内の郵便局では、常勤の職員約一万五千六百人と非常勤の職員で業務運営をしております。来年度の私も北海道における新規採用者の見込み数は、二百人でありまして、年々常勤の職員の定員は削減されております。支店の削減と業務の効率化がどんどん進んでいる状況であります。

私も働く者の立場からは、事業の健全経営を確保するには、郵政事業に携わるすべての関係者がひとしく痛みを分かち合う、このことなくしてなし遂げられないとの認識を強く持っておりますし、総務省、郵政事業庁にも郵政改革を私どもは強く求めているところであります。労働組合として、事業の健全化に向け精いっぱい努力をしているところでございます。

私たちは、地域住民、利用者にとって利用しやすい郵便局づくりを目指す努力は当然であります。が、郵便局の存続が成り立たない内容が万が一明記されるような郵政公社関連法案だけは何としても避けていただきたい、このことを重ねて要望を申し上げます。

市場万能主義の導入は、時には経済活動に活力を与えることもありますが、少子高齢化社会、過疎地域で暮らす先人たちが、これまでこれらの先人が日本国にひたすら貢献してきたことは事実でありますし、郡部に住むそのような多くの人々を少しでも守ることができるとしたならば、私ども郵便局で働く三十万人の職員は、郵便局の仕事をしてきたよかったですと心から感じているものと確信を申し上げます、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
○平林座長 ありがとうございます。
次に、金子勇君にお願いいたします。

○金子勇君 おはようございます。北海道大学で社会学を担当している金子でございます。こういう機会をいただいて、ありがとうございます。

私は、仕事は地域の少子化と長寿化の研究であります。私が、そこから、少し違った角度で郵政関連法案に対しての意見を申し上げたいと思ひます。

郵便局への関心がこれほど高まった時代はないので、これをいわばプラスに生かすためにはどうしたらいいかということをお願いしたいと思ひます。そのためには、今、お手元に、私が書いた資料が、とじて三ページ分ありますので、それを参考にしていただきながらお話をさせていただきます、と思います。

立場としては、郵便局の機能を、国民が利用する、そういう立場から考えていくとどういうことが言えるかということでございます。これからの二十一世紀は、少子化と長寿化がすべてのところで、つまり都市でも、地方の町村、農村でも進む時代でございます。それに対して何をどういうふうにするかということが一番大きな内政の課題でございます。それに對して郵便局がどのよう役を立つのか、あるいは役に立つためにはどういうことをすればいいのかという角度からの、郵便局も含めた郵政関連法案についての判断でございます。

この法案のねらいとされていることは、一番わかりやすく申し上げますと、民間にできることは民間に任せる、税金のむだ遣いをなくす、それから国民ないしは住民、ないしは消費者に対するサービスの向上を図る、こういうことでつくられたというふうに承知しておりますが、民間に任せたら、住民サービスが向上する場合もあるけれども、向上しない場合もあるというのが私の判断でございます。

なぜかと申し上げますと、今の郵便局が維持されて、そしてそれに対して民間が入ってくるこ

は、それだけ郵便の配送も含めたサービスが向上するので、確かに国民ないしは消費者に対してプラスになることが大きい、これは事実であります。そのかわりに、郵便局の数が徐々に減ってきて、この百年間、日本の地域の隅々まで張りめぐらされた郵便局のネットワークが緩んでくると、それは便利さと引きかえに、住民の間に不安感が強くなるというのが私の地域研究の一つの成果でございます。

したがって、判断をする場合には、郵便局としての目に見えて、つまり、郵便を受け付けて配達をする、貯金業務をする、簡易保険業務をするという、当然みんなが知っている、そういう目に見える機能と同時に、地域の中で郵便局が果たしている、これまで果たしてきた、例えばまとまりの機能、そこに国の出先機関があるという機能、そういうものの、つまり、通常は目に見えないわけですが、それが実に地域社会の安定に役に立っているということも、あわせてぜひお考えになっていただきたい。

そういう意味からすると、単に賛成、反対ということを超えて、もっと国土づくり、二十一世紀の社会づくりの手段としてこの郵便局、郵政の法案を考えてみたいと思います。

その補助線は三つあります。

一つは、私の仕事でありますコミュニケーションづくりの核として、郵便局プラス日本の地域社会の伝統的な良質の資産である警察・交番、それから地区センター・公民館、そして小中学校、これは二ページ目の資料に表の一という形でまとめてありますのでごらんになっていただきたいのですが、この表の「現代日本の地域社会における結節機関までの平均距離」というものをごらんになっておわかりのように、郵便局と小中学校と公民館・地区センター、それから警察・交番は、すべて歩いて十分、せいぜい十五分、一キロ圏内に、日本の地域隅々まで張りめぐらされている。これは、世界的に見ても非常に遜色のない地域のネットワークの核になってきているわけでござい

まして、そういうものをこれからつないでいかなと、少子化と長寿化には対応できない。政治の課題というのは、恐らく十年後、二十年後、三十年後を見越して手を打っていくことであるとすれば、ただ単に民営化することのみを判断基準にして郵便局の問題を議論すべきではないというふうに考えます。

二番目の補助線は、今申し上げましたように、高齢社会の情報センターとして郵便局を使いこなす。現在でも、子ども一〇番でありますとかひまわりサービス、過疎地域で歴史を持って行われてきているのでございますが、そういうものをもっと活用して、高齢者対策の一部にこれを転用する。この法律のバックグラウンドは、平成七年につくられました高齢社会対策基本法ないしは昨年閣議決定された高齢社会対策大綱、こういうものが補助線になるだろうと思います。

そして、もう一つは、北海道や大分県で実に七五%、過疎地域の指定を受けている、そういうところの自立、振興の核になる、あるいは核として位置づけ直していただきたい。これについての補助線は、平成十二年につくられました過疎地域自立促進特別措置法、こういうものとあわせてぜひ政治の世界では総合的に議論していただかないと、これからの地域づくり、日本づくりが十分見えてこない。政治というのは、そういうものを含めてぜひ考えていただければというふうなことをお願いしたいと思えます。

それから、資料の一ページ目の三番目、今申し上げましたように、したがって、目に見える、ただ単に郵便を受け付けて配る、貯金あるいは保険の仕事をするというところを超えて、目に見えない、今まで果たしてきた機能を、郵便局をもっとこれからつくり直すということを考えてこの問題を判断すると、ただ単に、速い、安い、仕事さっさとというコマースの話でいいですと、効率性だけで判断することは、やはり非常に危険ではないかというふうに思います。

それぞれの立場で将来の政治理念あるいは国家

目標をおつくりになった中で、この問題、地域のネットワークをどういうふうにつくり、そしてその中に、今申し上げた郵便局と、それから警察・交番、小中学校、地区センター・公民館、そういうものをITで結び合せて我々国民の生活の質を上げていくか、そういうようなことを次のステップとしてぜひお考えになって、そういう立場からこの問題について御審議、御判断をお願いしたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございます。(拍手)

〇平林座長 ありがとうございます。

次に、山本順子さんをお願いいたします。〇山本順子君 資料を拝見しますと、郵政事業は公社化によって、時代の変化に対応し、日常生活に不可欠なサービスをあまねく公平に、なるべく安く提供し、地域社会の発展に貢献するとしております。

この公社化の目的として次の点を指摘しているわけです。一に、実施主体を国から国営公社に改めることに伴って、組織、予算、定員等の国に係る制約を外して、自律的、弾力的な経営を可能にする。経営の効率化を図り、事業のより適切かつ確実な提供を実現する。二、自律的、弾力的な経営で以下が可能になる。柔軟な業務運営の実現、経営責任等の明確化、そして、国民利用者の視点に立った弾力的なサービスの提供。これは、言いかえれば、現状のさまざまな制約が郵政事業の弾力経営を阻害し、利用者の視点に立ったサービスの提供を困難にしているということではないでしょうか。

また、議論の中では、郵便事業に民間事業者の参入を図るべきである、民営化すべきである、貯金、保険の資金をこれまでのように財投資金として運用することをやめ、自主運用に切りかえるべきである等の多くの課題が提起されております。また、そうした役割を担う郵政公社の組織機構や運営はいかにあるべきかも大切な課題です。かつて、国鉄、電電、専売の三公社は既に民営

化されました。五現業、郵政、林野、アル専、造幣、印刷の現業も、時代の変化に対応していかなければなりません。巨大な組織と長い歴史を持つ郵政事業を、時代の変化と社会の変化に対応してどう変革することが望ましいのかが主要な課題です。

この半世紀、我が国社会は大きく変貌して、国民生活も変容を遂げました。国土総合開発計画は均衡ある発展をうたってきたにもかかわらず、高度経済成長と並行して過疎過密が進行、地域格差は増大しております。加えて、超高齢化社会を迎え、生活面での地域間格差はますます大きくなってまいります。

私は、百三十年の歴史的所産で、国民生活に深く根差している全国二万四千七百の郵便局のネットワークは、最も重要な国民的資産であると考えます。これは何としても存続、発展させて、時代のニーズに合った役割、機能を果たすようにすることを、ぜひとも第一義的にお考えいただきたいと思えます。郵政三事業の長い歴史によってつくられ、国民的資産として残すべきものは、全国津々浦々に張りめぐらしている郵便局のネットワーク機能と、それをベースにしたユニバーサルサービスだと思います。それは、従来の郵政三事業に限定せず、もっとも地域が求めているさまざまなニーズにこたえるものとして、多様で多面的な機能や役割を果たしてもらうような郵便局のネットワークを展望していただきたいものです。

二十一世紀は、知識・情報社会と言われております。科学技術の目覚ましい発展によって、交通、通信は大きな変革を遂げてきました。同時に、これらは地域社会をも大きく変えてきました。子供たちは都市に流れ、親たちは過疎、高齢の農村村に取り残されております。郵便局の消滅は、過疎に拍車をかけることとなります。過密化した大都市では、核家族、単身世帯の増大で、隣の人は何をする人ぞという人間関係の砂漠化が進んでいます。そうした地域に暮らす人々は、地域を支える

きずなどとして、郵便局の存在を大切にしたいと願っております。

ここで考えなければならないことは、社会経済の変化に伴って地域は変貌している、多種多様な地域が求めるニーズは多種多様であり、地域に根差した郵便局のあり方も多種多様でなければならぬということと、しっかりと地域のニーズに対応して、なくてはならない郵便局として発展していくことが求められていると思います。

それは、これまでの旧態依然の郵政三事業ではないということです。過疎、高齢化の進む地域のニーズと大都市の人口密集地域のニーズでは大きく違っております。求められるサービスの内容も方法も、千差万別、多種多様です。ユニバーサルサービスの維持のためには、郵便局が津々浦々になければなりません。それが、さらに、それぞれの地域に根差したニーズにこたえるさまざまなサービスを展開することによって可能になると考えます。郵便局は地域にあるのですが、それは全国のネットワークで結ばれた小さな巨人です。地域のニーズに沿ったサービスを縦横無尽に展開するならば、ユニバーサルサービスを確実にするでしょう。

全国二万四千七百店舗は、オンラインで結ばれたネットワーク機能で、いつでもどこでもだれでもというネットワーク社会を形成可能にしました。さらにこれを発展するために、見習うべきはコンビニエンスストアだと思っています。食品や生活雑貨の小売店から始まって、日本に上陸してから三十年余り、日本的な土壌、ニーズに適合して、すさまじい勢いで成長してきました。今では、コンビニエンスストアが生活に欠かせないインフラとなっており、わずかに百平米の異業種の店舗というだけではなく、政府や行政機関も秋波を送る。小さな巨人は、社会の仕組みをも変えつつあります。

沖縄県で行われたサミットのPRに告知機能として利用されたこととか、二〇〇〇年問題のときに、短い期間で国民に周知させるために三万四千

の全国のコンビニの店頭にポスターが張られたとか、それから、阪神大震災のときでしたけれども、災害時の機敏な営業体制は群を抜いていたわけですね。食品や生活物資を絶え間なく送り届けて、ライフラインの一翼を担ったことです。

今、東京都は、昼間の震災に備えて、帰宅できなくなった人々への飲食物の提供などをコンビニ業界と協議しているといえます。また、福祉の面では、徘徊痴呆性高齢者の発見、保護など、幅を広げた活動を進めているわけですね。コンビニの一日の来客数は約千人と言われているわけですが、銀行とか行政サービスに手を伸ばしてきていくわけですね。銀行とか、税金とか、選挙の面にもかわるようになってきました。

しかし、過疎地域には、コンビニすら来ない地域もございいます。そうした地域に合った、郵便局は何でも引き込めるプラットホームという発想や感覚が、郵政事業に求められていると思うわけですね。多様な地域のニーズにこたえられる郵便局、多様な地域の多様なニーズにこたえられる、存在意義のある、生活のライフライン、国民生活を支えていたいただきたいと思っています。

郵政三事業は、国民サイドから見れば郵便局とネットワークの総体ですけども、郵便局への期待や役割も大きく変わって、国民のニーズは多様化してきました。責任と権限をできる限り現場におろして、現場の判断、現場に近いところで自由な営業活動を展開できるようにしていただきたいものと思います。

国民の利益は一色ではございせん。時代の流れは速く、社会の変化とか地域の変化、ニーズの変化が進んでおります。地域にある郵便局も、その一つ一つの局についてのユーザーサイドのニーズに違いがあります。フレキシブルに対応可能にすることで、違ったさまざまなサービスの提供が可能にする郵便局が望まれているわけです。

郵便局の今までのイメージにとらわれるならば、どこにでもあるだけで、国民の利益の増進につながり貢献する郵便局のイメージがわかないように思えます。郵便局ネットワークは百三十年余

りの歴史を持つ国民共通の資産であり、生活のインフラです。もっと積極的にこのよきを活用させて発展していくべきだと思います。金子先生がおっしゃっていただきましたけれども、コミュニティの拠点として郵便局がこれからその役割を果たしていくことが必要だと思います。アメリカ前大統領のクリントンも、大事にすべきはコミュニティであると言っておりましたけれども、家庭やコミュニティの拠点にしていける必要があると思います。

秋田さんがおっしゃってございましたけれども、郵便局の機能と役割、仕事の内容を広げていくニューマーケットとかニュービジネスを考えていきますと、人員削減をしないで職種転換とか能力開発で雇用確保が可能になるのではないのでしょうか。雇用形態も画一的だと高齢者雇用や女性雇用を制約いたします。

それで、官と民という考え方ですけれども、私は、官も変われば民も変わると思っています。ただサービスをしていただけの民ではないと思うわけですね。私も札幌消費者協会では、消費者協会の多くはそうですけれども、今、啓発活動とか消費者教育、それから消費者、市民の苦情相談、こういう点において地方自治体より委託を受けた事業を展開しております。こういった場合で、本当に限られた人員で、限られた予算の中で、民のパワーを発揮して、行政の役割に両輪の力をもって活躍しているわけです。こういったコミュニティの活力を支えるために、新しい民のパワーというものがぜひとも必要だと思えます。そういう点で、郵便局のこれから、郵政のこれから発展の中で、こういった変わりつつある、変わってきている、今までの民の力を大いに活用して、地域のために発展させていただきたいものだと思えます。

終わります。(拍手)

○平林座長 ありがとうございます。以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○平林座長 これより委員からの質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野松茂君。

○大野(松)委員 自由民主党の大野松茂でございます。公述人のお三方には、貴重なお考えをお示しいただきまして、まことにありがとうございます。

郵政公社への移行という問題でございますが、百三十年に及ぶ郵政事業の歴史の大転換でございます。今日まで郵便局の果たしてきた国民との信頼は失ってはならないものであるということは一、番基本だろうと思っております。まさに郵便局は安心のネットワーク、そして信頼のネットワークであったと思いますし、また、今後ともそうあってほしいと願っている立場でもございます。このたびの改革に当たってこのことは最も大事にすべきことである、こう思っております。

民間企業との競争の中で、今までのネットワークを維持していく上には相当のコストがかかります。民間企業と郵政公社が担う役割は違うのではないかと、こうも思っております。今日まで築いてきたネットワークを駆使して三事業一体となった推進をしていくべきものである、こう思っているところでございます。

そこで、お三方に順次お尋ねをさせていただきます。

秋田公述人にまずお尋ねをさせていただきます。ただいまの御意見とはちょっと離れますが、せっかく労働組合のお立場でもございますので、過去のことでお尋ねいたしますが、お許しをいただきたいと思います。

たしか昭和五十年代でございましたが、長きにわたって特定局制度撤廃闘争というのが組合でございました。たしか全通だったと思うんですが、全郵政はどうであったかはありますけれども、ともかくこのスローガンを掲げて運動を展開された一時期があったように記憶いたしております。その当時、目標として掲げた背景というものはどう

いうものがあつたのか、あるいはまた、しばらくの後にそのスローガンを転換したわけでありませうけれども、そんな経緯もちょっと教えていただければと思います。そして、大事なことでございいますが、現在のこの特定局の事業にその運動がどんな形で生かされているのか、これをお示しいただければありがたいと思います。

○秋田喜美男君 簡単に申し上げます。

先生の御指摘のように、全郵政は、撤廃闘争じゃなくて、特定局存続改革闘争ということで、私有局舎も認めながら郵便局を整備していくという考え方でございましたので、一方の組合とは若干違ひます。

しかし、私は、当時の闘争の背景には、一つは、新しい時代に向けた郵便局づくりというものをすべきではないのか、国営企業であればやはり国営の局舎があり、あるいはまた、向こうの運動の説明をさせていただいているんですけれども、郵便局の中の小さな局であれば特定局長という存続を、ある意味で分局化した方がいいのではないのか、あるいは、官からの貸し付けを受けて局舎をつくって局舎料をいただくという制度について問題があるのではないのか、世襲制度が問題があるのではないのかというようなことで闘争を展開したように思います。

しかし、やっていっての結果でございませうけれども、一つは、郵便局が、大変古い時代の私有局舎であっても、やはりお客様のためのニーズに合わせた郵便局づくりをしようということで大変きれいに新しくなってきたことがあります。

もう一つは、世襲が、大変すばらしい方が局長になる場合もありますけれども、そうでない方もあるわけですから、そのことによって弊害が起これば困るということから、郵政省は一步乗り出して、試験制度の導入、あるいは選考する過程の厳しさというものをつくり上げてまいりました。

それから、郵便局はひとところ大変サービスが悪かった時代もございませうけれども、やはりそういうものを通して、新しい時代にふさわしい郵便局

だということ、いらっしゃいませとかありがとうございませうとか窓口で言うように、職員の意識の改革につながってきたわけです。

そういうことを考えまして、やはり現代の事業を競争化していくにはどうしても撤廃闘争だけでは改革ができないということから、現行の制度を改革するという運動に全通自身も転換をした、こういうことでございませう。

○大野(松)委員 現在、特定局は、二万四千七百七十八というところでございまして、この五年間で二百六十二局ふえております。このネットワークがまさに拠点になるわけでありませうけれども、地域に欠くことのできないものとなっております。この認識は共通だろうと私も思っております。

ところで、これからのことなんです、郵政事業、中でも郵便事業の厳しい経営状況からいいます、一段の効率化が必要となってくると考えられます。組織の中においてになりまして、どのような効率化が必要であるか、あるいはどのような事業体制の構築が必要と思われるか、その点をお示しいただきたいと思ひます。

○秋田喜美男君 お答えいたします。

私は、やみくもに郵便局をふやしていくということについては反対です。むしろ、効率性のあることが大事でありまして、実は、北海道においても十キロ範囲に二局あったりするところがございます。そういうところはやはり統合することが必要でございませう。そして、サービスの低下をしないような統廃合、効率化というのは、私は必要だと思ひます。

それから、どうしてもふえていっているのは都市部でございまして、郡部からの移転をするとか、あるいは都市部で、一局が建つのでなくて、ビルの中に郵便局をテナントとして入れていく、こういうふうな方が大きくふえている現状でございませう。

これらの効率化ですけれども、私どもは、当然、雇用を守らなかならぬという立場はありますけれども、先ほど先生がおっしゃったように、本務者が減ってまいります。そのために、短時

間職員とか非常勤とかいろいろな方が採用になってございまして、それぞれが機能を果たせる役割を、実は本務者だけじゃない、そういう人方によって運営をしていく、これが一つであります。

それから、効率的な運営というのは、当然、請負化、機械化等々も導入してございませうので、できるだけサービスは低下しないで効率運用を図っていくということで、労働組合としては効率化については真正面から取り組んでおりまして、五年間で一万五千人の定員削減も了承しているところなんです。

○大野(松)委員 ありがとうございます。時間の都合もございませうので、金子公述人にお伺ひいたします。

先ほど、幅広い分野で今当面している課題についてお話をいただきましたが、この法案を審議しておりますもあちこちで言われてまいりますことは、公社で何がどう変わるのかという問われ方があります。今よりどのような形でよくなるのか、あるいは民間参入というのはどのようなことなのか、それがはっきりと見えてこない、こういう疑問の声も実はあちこちで聞かれます。先生のお立場で公社化のメリットは何だとかお考えになりますでしょうか。

○金子公述人 一言で言う、周りから注目を受ける、つまり周りの視線がそれだけ多くなるということだろうと思ひます。したがって、それは逆に言う、情報公開と裏腹になる。それで、従来のやり方を一歩進めて、とにかくオープンにするというところが一番のメリットではないかと思ひます。

○大野(松)委員 民間参入をするユニバーサルサービスはどうなるのかと、不安や心配する声が随所で実は聞かれております。

だれもがこれからは公平、平等に郵便サービスを受けられるためには、クリームスキミングは何としても避けなければならないことである、こうも思ひます。このことは郵政公社を守るものでは

なくして、お話がございませうように、大都市と地方との地域間格差の拡大が懸念される中で、真に国民利用者の生活を守るために不可欠である、このようにも思ひます。

この点に關しまして、先ほど先生、関連のお話がございましたが、さらに詳しくお願いしたいと思ひます。

○金子公述人 ユニバーサルサービスの反対の言葉は、特殊な、パティキュラリスティックという言葉でございませうが、ユニバーサルのためには傾斜配分をしないといけない、つまり、公平さを維持するためには不平等でないといけない場合が出てくるわけです。これは現代社会の一つの特徴なので、公平イコール平等というわけではないところがこれから各部門で出てくる。恐らく、今お尋ねの問題も、大都市部の郵便局と過疎地域における郵便局ではその問題に直面するはずで、もっとはっきり言う、過疎地域を維持するためには不平等に、つまり、肩入れして傾斜配分をして支援しないといけないということは当然であると思ひます。

それが結局、全体としてユニバーサルサービスになるということでございます。

○大野(松)委員 ありがとうございます。

この郵政の事業を続けていく上で、殊に郵便業務の事業をさらに強化していく上で、実は事業に出資をする出資条項は今回の法案には盛り込まれておりません。このことについて、お考えがありましたら。

○金子公述人 これについては、ちょっと判断の材料がありませんので、発言を控えさせていただきますと思ひます。

○大野(松)委員 山本公述人にお尋ねいたしますが、先ほど来ずっと御意見をいただきましたように、今、全国各地で、既にワンストップサービスやひまわりサービスなど、郵便局が地域に密着したサービスを展開されております。

公社化によって、さらに地域社会に充実したサービス提供が期待されているわけなんです、

郵便局の機能の、言うなれば多機能化を求める上で、身近な郵便局に期待するものがありましたら、今のいろいろな事業に加えてさらに何かこんなものをやたらどうかということでも、あるいは今の郵便局を利用されている上での感じ方でも結構でございますが、お願いいたします。

○山本順子君 国会でも答弁されておりますように、コミュニケーションの特性、必要性に適合することなど何でもできるように、もっと前向きに郵便局の機能と役割、仕事の内容を広げるべきだという国会の御議論がございましたけれども、情報ネットワーク、オンライン化されて二万四千七百の郵便局があるということは、本当に国民の生活上の資産だと思います。こういう伝統を生活インフラとして大いに活用していくことが、私ども二十一世紀に生きる国民に求められていることだと思ふんです。そういう面で、本当に、地域でどういった郵便局の活用の仕方があるかということとは、やはりこれから住民参加の中で大いに議論をしていくべきではないかと思ふんです。

卑近な例を言いますと、北海道では北海道特産品を送っておりますけれども、そういったふるさと小包も北海道が発信地でございまして、北海道の郵便局の活躍は大変なものなんです。そういった北海道産の素材を全国ネットで配送する、プリミティブな見方ですけれども、こういったものもあると思ふます。

少子高齢化社会の中で、これから郵便局に期待されるものはたくさんあると思ふますので、ぜひ地域住民や代表といろいろな面で話し合ってみてはどうか、そういう参加形式を大いに望みたいものだと思ふます。

○大野(松)委員 郵便局が今までネットワークとして果たしてきた役割、これは極めて大きいわけなんです。これから公社という新しい対応をする中で、今まではできなかったんだけれどもこれからはできますよというものを、私は、郵政の関係者もいろいろな場面で知恵を出してもらおうと同時に、また利用する立場からいろいろな注文を

つけてくることの必要性を、今、さらに強くしたところなんです。くれぐれもよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○平林座長 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 まず、お三方の公述人の方、大変お忙しい中ありがとうございます。

まず最初に、金子先生にお尋ねをしたいと思ふます。

先生が冒頭お話をしました基本的な議論のスタンスというのは、あくまでも国民が利用する立場から郵便局の機能を考えるべきだと。まさにごもっともだと思います。その中で、先生に何点か御質問を申し上げたいと思ふます。

一点目は、先生の論を突き詰めていくと、公社という機能はある意味では逆に中途半端かなという感じが、お聞きをして思いました。

要するに、国家機関としての機能をもっとも充実しなければいけないという点で突き詰めていきますと、公社の一つの大きな経営の自由度というところで、企業会計原則を採用することになっておられます。これは、まさに民間の活力的なものを高めるという視点だと思ふます。コミュニケーションの機能という、この社会的な先生の論点に対応していくと、本当に郵便局にその機能が全部求められるのかなと。であれば、現行の、官、国家機関にもっと近い部分に置いておくべきだという点に戻ってしまう部分があるのかなと思ふんですが、その点、まづいかがでしょうか。

○金子委員 そういふ面はあると思ふますが、これは、大都市部と地方の都市、それから過疎地域において、私が申し上げた四つの、郵便局、小中学校、公民館・地区センター、警察・交番、どれを核にしてもよろしいと思ふので、郵便局が使えない場合は、ほかのところを重点的に、少子化と長寿化の支援情報センターに位置づけ直すということが考えられてよろしいだろうと思ふます。

お尋ねの、公社化は中途半端であるということ、つまりその先に民営化があると。民営化を一

直線にすると、今までの郵便局の持ってきた、隠された地域のまとめ役としての機能が低下すること、は、間違いないと思ふます。

つまり、民間企業の配送、運送関係の出張所では、やはり郵便局の肩がわりはできない。地域住民にとつての安心という問題や、それからまとまりという問題、私の資料の二枚目の図の一をくらべていただきたいたいのですが、そこに、郵便局と小学校と交番、それぞれの潜在機能と顕在機能を分けて書いてありますが、そういうものは恐らく民間企業では肩がわりできないということ、は、はっきりしております。

○後藤(斎)委員 もう一点先生に、今の点で、顕在的機能、これは三事業の実際のビジネス、仕事の部分であります。ですから、この部分を突き詰めていくと、民の部分に近くなる。それで、先生がおっしゃっている潜在的機能というものを突き詰めていくと、国家機関というものに近づく。これは、都市と地方という点でも分けられると思ふんです。

ですから、いずれ税金投入というものが、先生がおっしゃっておられます潜在的機能というものを、限りなく現行のネットワーク、ユニバーサルの部分も含めて対応していくと、その部分が多分発生してくると思ふんですが、最終的な税投入という点については、いかがでしょうか。

○金子委員 私が重視するのは潜在的機能の面でもありますが、それは、維持できるような形で支援するというの望ましいことであるというふうに思ふます。つまり、税投入もあり得るだろうというふうに思ふます。

○後藤(斎)委員 もう一点、金子先生にお尋ねをしたいと思ふます。

その場合でも、ネットワーク機能の末端の郵便局、現場に近い局が、人的な部分で本当にその機能にたえられるかどうかという点が、私は一番重要だと思ふます。秋田委員長からも山本会長からも同様の御趣旨のお話がありました。まさに人的な部分でそれがたえられるかどうか。これに

よって、先生がおっしゃっておられる基本的な、国民が利用する立場から、これはいろいろな、三事業にもありますし、それ以外の潜在的な部分もありますけれども、その人的な部分ということについては、先生、どのような考えでしょうか。

○金子委員 それは、特定局みたいには局長さん一人あるいは局員の方一人というところでは、十分でない場合があると思ふますが、それこそ地域の中の郵便局あるいは情報拠点という観点からすると、例えばボランティアの方をもっとオープンにして参入していただくとか、そういう人的な資源の面では、もっと工夫ができるのではないかと思ふます。

ただ、職員にそれもあるということでは必ずしもない。つまり、そこに拠点としてあることの意味の方が大きい。それを利用するのは職員であり、局長であり、そして地域の住民であるというような位置づけ方ではないと、例えば徘徊老人のためのITのネットワークセンターというのは、非常に難しいだろうと思ふます。

○後藤(斎)委員 秋田委員長にお尋ねをしたいと思ふます。

最後に、雇用と地域の活性化という点で、郵政事業に携わるすべての者がひとしく痛みを分かち合うことなくしてなし遂げられないということ、健全経営を確保するんだという御指摘がございました。

私も、先週の委員会での点について、まさに同趣旨、同じ思いなんです。いわゆる中間管理の部分、地方郵政局の部分ですね、この部分をどの程度現場に近づけることができるのかという点が、私は、全体の健全経営という点では、公社化スタートしてすぐその部分が求められていると思ふんですが、その点につきまして、秋田委員長の御見解をお伺いしたいと思います。

○秋田喜美男君 お答えいたします。先生のおっしゃることはごもっともだと思ふます。それは、中間管理機構が、今までの郵政の時代ですと、本省があり、地方郵政があり、

そして郵便局ということでございまして、すべからく画一的に、中央からおりてこなければ現場が動かない、こういう機構が実は現実にあります。今でもあります。そういうことでございまして、で、実は、頭でっかちの、大変な融通のきかない、そういう企業体になっていったことは御指摘のとおりでございますので、これを直していかなければ本物にはなりません。

したがって、現在、中間管理機構を見直すという作業が公社を進める上で一番大事なことではないかということで、最低限の中間管理機構なり指導部門を設置してはどうか、そして現場に判断をゆだねる、あるいは地方の郵便局に権限を持たす。こういうことでなければ、東京でやる仕事と北海道でやる仕事は全く違うわけですから、そのことをやはり生かしていかなければ、公社になっても自律的、弾力的な運営なんというのはいけないというところは、労働組合としても強く申し上げております。

○後藤(斎)委員 引き続きまして秋田委員長にお尋ねをしたいと思います。

冒頭に、ふるさと小包、これは北海道が発祥の地であって、地域産業の活性化に役立っておられるという御指摘がございました。

ただ、全国で見ますと、この小包郵便のシェアというのは、十年ほど前は二六％、三割弱だったものが、もう昨年度は一〇％を切ろうとしている。非常に、いわゆる宅配便を中心とした民間の事業者の方に、競争に敗れていると言っても、数字的に見ると過言ではないかなと。ただ、ふるさとという一つのキーワードで対応なさっている。

これからこの競争はまさにもっと熾烈になると思うんですが、北海道という視点で、ゆうパック、ふるさと小包を、どんな形で地域産業の活性化にもっとも近づけるべきかという点で、もしお考えがありましたら、お聞かせください。

○秋田喜美男君 お答え申し上げます。

クロネコヤマト、それから佐川急便、郵便局はもう三位以下に取り扱いが減っているというの

は、先生の御指摘のとおりです。

したがって、私も、北海道における地場産品をふるさと小包を通して売っていただく。今、郵便局ではふるさとフェアとか、全国の窓口いろいろなチラシを配って、お客様の管理と、それから継続してとっていただく、こういう計画を立てまして、年々ふえていくんです。

ですから、従来は三百万個から、今、ことは四百万個にふえてきています。このことが小さな町や村で、例えばの話ですけれども、アスパラを製造しているところがあります。そこにふるさと小包の固定客がどんどんふえて、一度食べていただいたら固定客でございまして。これを今まできちんと管理していなかったところにふえていかないう原因がございまして、それを管理して、継続してお客様をふやしていこう、こういうこともやっておりますし、東京中央郵便局いろいろな大きなところへ出向いて、ふるさとフェアをやったり、そういう宣伝をしていっているというのが実態です。

ただ、私も、小包はなぜ減っているのかと先生御指摘がありますけれども、これは、共存、競争しても、宅配便のシェアには全く勝てないというのが今日の事態です。それは小包の、十キロ以上は扱わないとか、制限が結構ございまして、宅配の場合は何でも持っている、ゴルフバッグや何かでも持っているという、全然シェアが違いますが、取り扱える種類が違うわけでありまして、ですから競争にならないですね、郵便局とは。一生懸命やっても競争にならない。

それに、小包は非常にコストがかかっておりまして、収入がたかさん上がつても、プラスに転じることが極めて大変なんです。一個当たりの小包のコストが、郵便局の場合は非常にかかっている。こういうところも改善しないと、幾ら個数をふやしても収入増にはつながらない、こういう一面もございまして。

○後藤(斎)委員 秋田委員長に引き続きお尋ねをしたいと思います。

最後のところで、郡部、地方に住む方々を少しでも守ることができたという御指摘、お話がございました。三十万職員だれも心から感じているというふうなお話がございました。

先ほどの中間機構とあわせて、これから公社になったときに、今の法律の構成では、企業会計原則、要するに自由度も高めて、三事業をそれぞれ部分で独立採算で対応するということになっております。今、現行では、大変言いにくいことかもしれないんですが、労働組合も幾つかに分かれて対応しております。労使という部分でこれから賃金決定をしていくという点になりますと、私は、ある意味では、働く、現場に近い方と、管理をされる方、この部分での大きなまとまりが双方あつて初めて、まさに三十万職員の方が仕事をしてくてよかったという部分につながっていくのではないかなと。

確かに、過去いろいろなことがあつたというお話は、先輩方を含めてお聞きをしておりますが、そういう方向性につきましては、委員長、いかがでしょうか。

○秋田喜美男君 明快なお答えということとは、なかなか、組織ですからできないまでも、労働損失力というものを職場に持つておつては新しい事業展開はできないということとは、先生の御指摘のとおりです。労働損失力は、労働組合が二つあることによつてかなり生まれております。同じ要求が二方所から出てくるわけですから、これは大変ですね。そういう意味での改善は、私は図る必要がある。

もう一つは、組織の統合という問題については、決して無関心ではないということなんです。あるいはまた、当時の、過去のいろいろな歴史はありますけれども、その歴史は乗り越えないと、労働組合が二つ職場に存在することで企業が弱体化するようであつてはならないと私は思っておりますので、これは全通と全郵政と、将来にわたつて真剣に考えるべき大きな課題だというふうに思っています。

○後藤(斎)委員 ありがとうございます。最後に、山本会長に一点お尋ねをしたいと思います。

官も変われば民も変わる、非常にいい、わかりやすいキャッチフレーズだと思んですが、先ほどもお話がございましたが、消費者団体という立場で、これからの郵便局はどう変わるべきかというふうにお考えでしょうか。

○山本順子君 この九月の下旬に、私も、市と協会と市民ネットさんなどと皆協力をしまして、三十五回目の消費者祭りというのを開くんです。それに北海道郵政局さんにも御参加を呼びかけましたところが、喜んで参加してくださいました。それで、こういう店舗展開ができるのか、とても楽しみにしているところなんです。

先ほど秋田さんからお話のあつたふるさと小包郵便もそうなんですけれども、これは競争の中でしていくことだと思ふんですけれども、やはり知恵だと思ふんですね。民の知恵も大いに加えていく。例えば、クリーンな北海道農業を大いにアピールするとか、アスパラの話がありましたけれども、それは、冷蔵庫の中に真つぐに立てておくとか何週間もちますよというような親切な情報とか、それからまたレシピをつけてあげる。ジャガイモは、おつゆにしりたりカレーライスに入れるだけではないんだよということを、レシピを添えてあげるというような、これから知恵の競争だと思ふんです。そういう点で、郵政局側と消費者側とが大いに切磋琢磨し合つていくところでございまして。

○後藤(斎)委員 ありがとうございます。

○平林座長 次に、山名靖英君。

○山名委員 山名靖英でございます。

お三人の陳述者の皆さん、大変御苦労までございまして、ありがとうございます。今までの議論の中で重要なテーマも大分出てまいりましたが、若干重複する部分もございまして、私も三人の先生方にお伺いをしたいと思います。まず金子先生にお伺いしたいと思います。

先ほど、郵便局、郵政事業が持ついわゆる顕在的機能、そして潜在的機能、これについてお触れになりました。私も、そういう意味では、百三十年の歴史を持つこの郵便局の持つ役割、機能というものを大変高く評価している一人でありますが、今後ともその機能をしっかりと維持し、またある意味では発展させていかなければならない、こういうことでございます。

とともに、それはどこに視点が あるかといえ、やはり利用者国民の目線といえますか、目の高さといえますか、この部分を抜きにして、単に公社のためだとかあるいは一部参入事業者のため、こういう視点では、私は片手落ちになってしまふ。その基本部分に、いかに国民のニーズにこたえるか、新しい時代にふさわしい郵便局がどうあるべきか、そして、顕在的あるいは潜在的機能をさらに高めるためにはどうするか、この部分のこれからの論議は、まだ必要ではないかと思っております。

先ほど先生が、効率化だけではよくならないんだ、それだけではまさに地域の活性化はない、こういう論旨でございました。

私もそう思いますが、現実問題として、公社に移行して、自主的、弾力的な経営、独立採算制、企業会計の導入、こういった行政と民間の中間的な立場になるわけであって、そうなりますと、どうしても経営の効率化というところにシフトせざるを得ない部分も出てくるのではないかと。

企業でもそうではありますが、やはり、そうなりますと、どうしても都市型に移行せざるを得ない。企業収益という企業性を考えれば都市型に、公共性を考えれば当然、今の維持ということでは採算に合わなくても、それを維持するためにはその不採算の部分もやはり見なければならぬ。このところのバランスですね。これがやはり、公社化後の経営論としては極めて大事なポイントではないか、こういうように思っております。

そういう意味で、公共性というものと企業性、

このバランスをどのように先生としてお考えになっているのか。果たして、今後の公社化後の経営の中でそういうことが可能なかどうか。その辺について、まずお伺いしたいと思います。

○金子勇君 公共性の一歩反対側には民間企業の企業収益性みたいなものがあると思いますが、その間にやはり二つばかり補助線がありまして、一つは共同性、公共性ではなくて共同性というものがあって、みんなで一緒にやるといふようなものがあります。それから、もう少し企業の側について、相互性、お互いさまみたいなところがありまして、パブリックという側面を考える補助線というの、実は、民間、私企業、私というもののだけではなくて、相互性と共同性というものを地域の中で見ていく。

その手段は、やはり先ほど申し上げたような、例えばボランティアであり、NPOであり、地域の各種伝統的な集団、町内会や老人クラブというようなさまざまな団体を間に挟んで、公社化あるいは民営化した郵便局も含めた、私が申し上げた、良質のコミュニティの資産はみんなで維持してみんなのために使いこなす、そういうことになるんだらうと思います。

したがって、公社化して、民営化して、企業内部の会計原則でいけばそれとおりだと思いますけれども、通常の企業と違うところを十分お考えになつていただきたい。その補助線が、先ほど申し上げた高齢社会大綱であり、過疎地域自立促進特別措置法であらうというふうに考えられます。

したがって、内向きは企業原則で効率性、しかし、その施設が持つ外への機能、地域社会への機能というのは、必ずしも効率性ではない。むしろ、むだといえますが、効率性の反対でも、やはりそれは、やるべきときはやった方がいいんだらうというふうなことでございます。

○山本委員 その点では、秋田委員長の側も、それから山本さんの方、消費者側の立場からも、これは総合的な検討といえますか、こういったものが必要であらうかと思えます。

一方で、いわゆる労働者側から考えて、要するに、今後公社になって、今までの立場は国家公務員のままでありますけれども、やはり一歩、思いついては下がった、後退した、こういう思いというものがあつては、今後の発展につながらない、郵政公社の発展につながらない。そこにはやはり、労働者側としての職員の皆さんの士気というか自覚というか、先ほどありましたように、社会の目にさらされるわけですから、今まで以上に郵便局のあり方というのは、国民、庶民の見る目は厳しい、そういう中で、公社化することによって士気が衰えていく、そういったものがあれば、これはもうとんでもない法案になってしまうわけです。

それなら初めからそんな改正をやる必要はないわけであつて、やはり少なくとも国家独占的な企業形態にしたのは、そこに郵政事業の占める機密性、公共性、こういったものを高く認識しているがゆえに独占ということを、当然、これは裁判で判決まで出たぐらいの、認めたわけですから。それを今回、公社化という形で大きく開いていくこととしていくわけですから、その辺の、いわゆる職員の皆様、組合員の皆様、そういった皆さんの思い、士気、こういったものをどう高めていくか。これは、成功するかどうかの大きな分岐点だと私は思っております。その観点から見ても、委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

とともに、同じ観点で、山本さんからは、消費者から見ても、先ほど出しましたけれども、ここで一層、いわゆるクリームスキミングを排してユニバーサルサービスを今まで以上に向上させて、地域のまさにコミュニティ拠点としての機能を果たしてもらつて、こういう思いから、いろいろな提言をまたお願いしたいと思えます。先ほどの御答弁もありましたが、それにつけ加えることがありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○秋田喜美男君 お答え申し上げます。私ども、効率性もつともなことでございます。私ども、効率はどういふふうに行けるかは、推移を見ないとわか

りません。しかし、どんな形態になつても、労働者を守ったり、雇用を守ったり、現場を守るのには当然我々の使命でございますから、どんな民間との競争の中でも、公共性を守りながら事業を守っていくという使命は、これは労働組合としても、私は郵政人としての使命だといふふうに思っております。

もう一つは、先ほどから人的な問題ということ言われておりまして、従来型であります、国家公務員であつて、決められたことをある程度やっておけば何とか無難に過ごせるという時代は、この百三十年の間、大半がそうだったといふふうに思います。

ところが、企業会計が導入され、あるいはコスト感覚をきつと位置づけ、赤字であれば企業はつぶれてしまふわけでありまして、当然、企業性をしっかりと持っていないとかならずならぬということになりますと、片方では効率化、当然です。片方では人材の育成が当然でありまして、今、本省と私どもの段階で人事制度を見直そう、今までの制度を見直して、能率的なあるいは成果配分主義的なそういうものををつくり上げて、今いる職員の意識を大幅に改革しよう、こういうこともあわせて公社に向かつていこうということで、現在、労使関係で話し合いが進んでいるということでございます。要は、結論は、職場を守るのはいくつかです。

ですから、とにかく、職員がその気でないければ、どんないい事業をつくつても衰退の一途しかありませんので、できるだけ頑張っていくという事です。

○山本順子君 効率的にとか効率化ということですが、経営である以上、効率を追求するのは当然だと思ふんです。ただ、それが利益追求、利益第一主義に陥らないということが基本だと思ふんです。

それで、公社化に向けて、郵政では、今、コンサルティングのお勉強であるとかあるいは税務のお勉強であるとかが進められていると聞きます。

それは、都会であろうと過疎地であろうと、やはり経営に参画する局員は本場に一生懸命やってもらわなければならないと思うわけです。

ただ、過疎地の場合など、北海道で見ておきますと、今、不況の中で、タクシー運転手さんが福祉業務の資格を取ってそして介添え役をするとか、建設業者が公共事業の衰退によって急遽変えて福祉の事業をしているとか、いろいろなニュー・スを聞くわけなんですけれども、郵便局でもやはり、そういった面で時代のニーズに合った、先取りした経営姿勢をとっていけば、過疎地といえども郵便局を核にして活性化の芽が出てくると思うんです。そういう意味で見ると、本当に効率化とか公共性というのは相対峙するものではないのじゃないかなと思います。

そして、今、秋田さんがお話しになりましたように、給与体系も変える、成果配分なども考えていってほしいということ、やはりそういった公社化の中で刻々と変わっていくものではないかと消費者は見えております。

○山名委員 ありがとうございます。

時間がありませんので、最後の質問として、これは金子先生にお聞きしたいと思うんです。

今回の関連四法案、特に信書便法、これについて、今、国会でいろいろな論議がされ、小泉総理との間でいろいろと信書をめぐる最終の詰めをやっているわけであります。一部、この指針に盛り込む信書の定義というか信書の中身について、いろいろ、多数に配布する、特定性が薄い、こういったもの、特定性の薄い広告なりチラシは信書から除外する、あるいは、いわゆるあて先の特定性が高いダイレクトメール、これは信書に定義づける、こういったことも言われております。

とともに、今問題として出ているのが出資の問題。郵政公社として、今後いろいろな意味で、新商品を開発したりサービスを向上させるためには、私は一定の出資というものは当然必要だというふうな認識をしておるんですが、それは法案に盛るかどうかということもございませう。

それから、国庫納付金の問題。国が、財務省がなかなかうんと言わないわけですが、利益もなしに納付できるはずがないし、一定の期間を設けた、中間計画のもとでの一定基準に基づく納付ということは将来の課題としては考えられるでしょうけれども、そこをがんじがらめにすることはなかなか難しいのじゃないかと思っております。

その辺をひっくり返して、先生の御見解なり御意見がございましたら、最後にお聞きしたいと思っております。

○金子勇君 なかなか、大きな問題なので。

一つだけ言えることは、国民の大半はダイレクトメールの送り手にはならない、受け手ではあるけれども送り手にはならないので、信書、非信書という議論は、恐らく国会で議論されておられるほど国民にとっては重要ではないと思っております。そうとうなことだけ申し上げます。送り手の場合には非常に大事だと思えますけれども、受け手ですから、どこが持ってくるかは構わないというふうな思っている方が大半です。

○山名委員 出資と納付金問題はどうか。

○金子勇君 公社化して民営化ですから、当然それは応用としては今後出てくるはずであろうと思っております。

○山名委員 どうもありがとうございます。

○平林座長 次に、石原健太郎君。

○石原健太郎委員 自由党の石原でございます。公述人の皆様には、御意見ありがとうございます。初めに、金子先生にお伺いしたいのです。

先生のお話はよく理解できますし、そのとおりだと思っておりますけれども、一方に地方分権とか地方自治とかということも強く言われているわけですね。今度の公社化の場合も、従業員の方が国家公務員という立場でおられるわけでありまして、その辺をどういうふうにとらえていらっしゃるかと、国が関与するからこその郵便局のネットワークは維持できるとお考えになっていらっしゃるのか。それからまた、三

事業を併合してやっているから存続可能なんだとお考えになっていらっしゃるのか。その辺をお聞かせいただけたらと思います。

○金子勇君 まず、地方分権につきましては、国と地方、特に自治体やあるいは住民各団体、そういうものとのせめぎ合いの中でそれぞれに情報発信し合って、最終的には、それこそ国民の立場から判断することによってございまして、分権ということをお決めになっていただいて、これは地方に住んでいる者としては非常にありがたいことであると思っております。それを生かさないといけない。

恐らく、日本を色に塗れないので、例えば、年をとった男女もいるし、若い男女もいるし、仕事をしている方も、しておられない方もいるし、健康な人も病気の人もいらっしゃるわけですから、そういうさまざまな事情を勘案して、地方からそれぞれの立場で物事を発信するというのが基本原則だろうと思っております。

そういう中で、三事業のみを問題にすれば、これは当然、郵便は宅配業、貯金は銀行、それから簡易保険は生命保険に移すということは時の流れとしてはあるだろうと思っております。移すというか、それは競合をする。つまり、それを広げていくということは当然だろうと思っておりますけれども、ただ、最初から申し上げているように、郵便局のこれまで果たしてきた機能はそれだけでは済まない面があるので、そのところをぜひ、別枠でもいいから位置づけ直して、もっと積極的にそれを活用していただきたいということを申し上げておるわけです。

したがって、そっちの方には、国もしくは行政としては応分の負担は当然だろうというふうな思っております。

○石原健太郎委員 ありがとうございます。

山本さんにお尋ねをいたします。

私が日ごろ感じていることは、郵便局は、預金はあちこちからいっぱい集めるけれども、小口の金融というのはですか、消費者ローンのようなものは商工ローンのようなもの、そういう分野がまだ

ちょっと不十分じゃないかというふうに私は考えているんですけれども、山本さんはどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○山本順子君 やはり郵政は、若干ずればありますが、郵便と貯金と簡保と三事業一緒に国民生活を支えてきたという点に役割があると思っております。

それで、今の御質問ですけれども、小口の貯金は集めているけれども消費者金融とか商工ローンとかの方は手薄だとおっしゃって……(石原健太郎委員「はい」と呼ぶ)そうですね、それはちょっと違うのではないかと承知しております。小口、大口もいろいろありますけれども、やはり、小口の貯金を郵便局が集められて、そしてその先どこに持っているかがかえって問題でないかと思っております。

今度、財投の方も改革されたようですけれども、やはり地域で集めたお金はぜひとも地域に回してほしいと思うんです。循環型の、静脈の、毛細血管型の金融システムというのがぜひ必要だと思っております。お願いしたいと思うんです。北海道の中小企業の方は本当に困っております。大手の銀行は本当に貸さないのです。中小企業の方は本当に苦しんでおりますので、地方で集めた資金はやはり地域で還元するという形にぜひ御考慮をお願いしたいと思います。

○石原健太郎委員 金子先生は、今の、金融についてはどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○金子勇君 郵便局がそういう小口の消費者金融みたいなこともということもございませうか。それは、なかなか難しい面があると思っております。やはり、そういう専門の業者も、それから銀行なんかもおやりになっているので、そこまで参入して守備範囲を広げなくてもよろしいのではないかとと思っております。

○石原健太郎委員 秋田公述人にお尋ねします。現場で業務に携わっていらっしゃる、いろいろ、地元の信用組合とか農協とかそういうところと競合する部分が出てくると思うんです。その競

合するときどういふふうなお考えになられるかということ、北海道は寒冷地域でありまして、北海道の御苦労とか、また郵政職員としての北海道での御苦労とかあると思うんですけれども、そういうことについてお話しただけだとは思いますが。

○秋田喜美男君 お答え申し上げます。

現実にお金を集める段階で、運用利回りがよかった時代とかあるいは信用組合が貸し付けをしたくてもなかなか預金が集まらないとか、そういうときに、地元の郵便局と競合するという場合は確かにありました。農協の関係もございました。郵便局の方にお金がシフトしてなかなか集まらないという時代もあったと思います。

ただ、大きな銀行はつぶれていますけれども、北海道は、信用組合も、古い信組で歴史のあるところが小樽とか旭川で破綻したわけなんですけれども、統廃合だとかいろいろなことで今しきております。

ただ、北海道特有の信組というのは、地元根差した貸し付けと取引というのが固定化しております。一般のサラリーマンが信組からお金を借りるというのではないのですから、郵便局に来るお客様の層と、それから信用組合、農協に行くお客様の層がちとすみ分けがされております。ですから、そういう面では、地方における同じお仕事をしております信用組合と郵便局が全く仲が悪いというところは、ほとんどないんです。郵便局が貸し付けをやっているわけじゃないので、自分のお金を自分で借りるだけが精いっぱいなんです。お客様の層が全く違う、こういう状況でございますので、そういう面では、余り郵便局とのトラブルはございません。

それから、寒冷の地域でございます。これはもう本間に、郵便の配達をしている方々を見ればわかるんですけれども、北海道で冬にバイクで走っているのは郵便局員だけです。あてかてかした道路を郵便配達しているのは、郵便局員だけ。稚内、今回大火がありましたけれども、年じゅうス

トープをたかないと寒い状況がございまして、真冬になりますと、ブリザードといって、前が見えないくらいふぶくわけです。零下何度と下がりまので、そして、家がぼつんぼつんとかない地域を配達しますので、それはもう組合員には大変苦勞をかけております。しかし、生まれが北海道の人がほとんどですので、なれといいますが、そういうのもあると思います。よくやっているなという感じです。

○石原(健)委員 今回は公社化ということですけれども、いずれ完全民営化という話もちろはあったりするわけです。

そういうことに関してどういふふうにお考えになっているかということ、今回、公社化されるということ、今までより仕事がやりやすくなるといってお考えか、仕事がどんどん発展していくとお考えか、その辺、お聞かせいただけたらと思います。

○秋田喜美男君 民営化に向かってはどうかという考え方ですけれども、基本的には、地方自治体のかわりの仕事や、それから防災協定なんかありますけれども、例えばSOSネットワークは、百九十五の市町村との提携をして、徘徊老人の情報とかをやっているわけなんです。今、公社になっても、すべて、自分で働いて、自分で独立採算で経営をしながら、そして一面、公共的な仕事がサービスできるという機関は、私は郵便局よりないと思っています。

役場は当然税金で食べなくちゃいけませんし、あるいは一般の民間企業であれば当然営利目的でやらないとできませんし、税金を投入して公共事業をやるというのは簡単なことでしようけれども、しかし、自前で働いて自前で地域に貢献する仕事というのは、私は郵便局よりないような気がしております。

そういう意味では、民営化というものについてはできるだけ避けていたでいて、より民営に近い運営をしながら公共事業のことをしっかりやれというところを、むしろ附帯事項としてつけていた

いた方が、私は、社会資本整備も含めて、社会のためになっていくんじゃないかというふうに思っております。

それから、仕事がやりやすいかどうかという問題は、絶えず民間の仕事との競争がありますので、これはもう、仕事もだんだん難しくなっているんです。

自主運用なんかも難しくなっていますし、貯金、保険の利回りが本当に利息がいくら低いんですから、今、郵便局にはお客様は金庫がわりに持ってくるという状況なんです。もう本当に、金庫だという感じなんです。それから、簡保については、運用利回りがだんだん下がっていつていますので、幾ら頑張っても、お客様に対する還元がだんだんできなくなって、保険料がどんどん上がらなくちゃいけない。

こういう現象も出ておまして、これは、私は、社会構造が変われば変わるほど、仕事は大変だ。むしろ、自律的、弾力的運営をするなんということを言っても、やはりかなり厳しくなっているかざるを得ないというふうな認識は持っております。

○石原(健)委員 どうもありがとうございます。

○平林座長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。三人の公述人の皆さん方、本当に御苦労さまでございます。貴重な御意見を拝聴いたしました。ありがとうございます。

そこで、私、まず最初に金子先生にお尋ねしたいんですが、御意見の中で、法案のねらいというところで、民間でできることは民間にということなんだと。小泉首相もよくこういうことを言うわけ、私もいろいろこの問題でやり合ったことありますが、結局、住民サービスという面から見れば、前進することもあるが後退することもあるんだ、こういうお話でした。

そこで、阪神大震災のときの先生のお書きになった、これは五月十四日の北海道新聞だと思

んですが、「私の発言」という欄、実はちょうどそのころ私も関西へ行きまして、震災の状況などを見てまいりました。

先生のこの記事の視点というのは、いろいろな官庁があるけれども、地域社会レベルで連携できるかどうか、いわゆる中央官庁の縦割りという問題を指摘されておるわけですが、私、見に行ったときに、郵便局に働く人たちが非常に懸命に、寝ないで努力され、そして自分の家も家族も被災しながら、特に、中央郵便局へ行ってみたんですけれども、局舎は大体半壊状態でしたけれども、皆さん方が一生懸命やっている。

その中で、特に、印鑑も、それから貯金通帳もなくなっちゃったけれども、何とかならないかというところで、二十万円まで身分証明なしでも近所の人が承認してくれば利用することができた、三千六百件もこの中で非常に助かった方がいるとか、あるいは小包の問題もそうです。六十一万個がそれぞれ配達されたとか、あるいはまた、すごい瓦れきの中を二十八万二千枚のはがきを配ったというふうな話とか、いろいろ聞いてまいりました。

そういう中で、民間ができることは何でも民間にというけれども、こんなことは民間がやるわけがない。大体採算は合いませんし、これはやはり、今の郵便事業というものが国営の中で進められてきた結果だと思ふんです。そこで、私、民間参入によってサービスというのは後退する、このように考えております。

先生が言われた中で、例えば郵便の送達の問題でも、結局、民間が入ってくることによっての問題点が指摘され、私が聞き間違えていないけれど、そういうことによって郵便局が減っていくんだというお話もあったかと思ひます。その辺について、お話しただけだかと思ひます。

○金子委員 民間に任せればすべてサービスが向上するというわけではないというのは自明でございます。国は貧しくてやらなきゃいけないことはたくさんあるということが、私たちの学問の根幹にあります。

今お手元に配付しております資料の二ページ目の「コミュニティ機能の新拠点としての郵便局」の「その一番上にあります「地域社会の一般的機能」の中の②、③、④、⑤というのは、基本的には民間でやりくりするものでございまして。特に②と③は、いわば次の世代を担う、あるいは社会の秩序を維持するわけですから、民間に任せられない、国の仕事の一部である。その次に、四番目と五番目、これも、特にコミュニティ機能の機能でいえば、先ほど先生がおっしゃったように、非常に危機的な状況の中でコミュニティ機能をどう維持するかというところは民間は難しいので、それは国もしくは国の機関が代表として取りまとめることとなります。

ただし、阪神・淡路大震災のことで申し上げると、国も兵庫県も神戸市役所も機能を低下させたときに、一番活躍したのは町内会であり、あるいはボランティアでありますから、そのあたりはやはり、排除するのではなくて、タッグを組まないといけない。

これは、全部が国がやる、あるいは全部が民間がやるという趣旨のものではなくて、まさに危機状態が出てきたように、市役所がやれなくても県庁がやれなくても、町内会である。民の力が、そこに出てくる。それには当然ながらいろいろな企業が応援をするわけでございまして、あらかじめそういう風通しのよさを、地域のレベルで、官民共同で、つまり、公共性を維持するために総合的に協力し合う。コラボレーションという言葉がございまして、それが一番ふさわしいのではないかと思います。

○矢島委員　さらに金子さんにお聞きしたいんですが、先ほどユニバーサルサービスの問題が出されました。このユニバーサルサービスと、それからいいとこ取り、いわゆるクリームスキミングというものは、両立するものなのかどうか。

これは、実は、国会で私が小泉首相に質問した中身なんです。そういうことは非常に難しいんじゃないかと私は思っています。先生

はどのようにお考えか。

○金子委員　ユニバーサルサービスというのは、まさしく普遍的でありますけれども、その普遍性を受ける条件は、各人あるいは各地域によって違うわけでございまして、先ほど申し上げたように、過疎のところもあるし密集した大都市もあるし、健康な方もいらっしゃるけれども健康を害しておられる方もいらっしゃるし、男女の違いもありましようから、一概に一色で塗れない。

そこで、ユニバーサルデザインあるいはユニバーサルサービスを利用するためには、やはり細かいところでは特殊化しないといけないということが原則になるかと思えます。それをやらないと、単に普遍化するというだけでは、多分それを受けられないところ、あるいは受けられない方々が出てくるはずで、そこは別枠で、先ほど傾斜配分と申し上げましたけれども、むしろ特別に扱うというように、あわせてそこに原則として取り入れられる必要があるかと思えます。

○矢島委員　同じことですけれども、秋田さんもユニバーサルサービスの問題とクリームスキミングの問題をお話しになりましたので、どんなお考えか、ひとつ。

○秋田喜美男君　お答えします。

よいとこ取りだけで競争をやれということであつても、今は、はがき五十円、封書八十円、離島やあるいは全国津々浦々まで配達をしているわけなんです。そういう状況から考えますと、絶対に競争はできないし、私は、守ることは不可能だということに申し上げます。

○矢島委員　続いて秋田さんにお尋ねするわけですが、先ほど郵便局に働いている皆さん方が、いろいろな面で懸命な努力をされている、このことはお話の中でも十分受け取ることができました。そういう中で、雇用と地域の活性化の問題をお話しになりました。私は、今、郵便局に常勤の職員の皆さん方がどんどん減っているという状況、非常勤の人、パートの人が非常にふえているとい

うことを、いろいろ見せてもらう中でつくづく感じました。

こういう中で、それでなくても厳しい、いろいろな労働条件だろうと思えますけれども、労働強化とかあるいは長時間労働というようないわゆる常勤の職員に求めているのか。また、こういう事態の中で、つまり常勤の職員が減るという状況の中で、これをどう改善すべきなのか。御意見が

あります。利用者の視点でのサービス、非常に重要なことだと思えます。先ほど、いろいろなお話がある中で、福祉タクシーのお話も出ましたけれども、今、郵便事業の中で、特に第三種、第四種という特別に減免措置をとっている、政策的な面あるいは福祉の面というあたりでの減免制度があるわけですね。これを公社化の中でどうするのか、こういうことが非常に大きな問題になっております。

○秋田喜美男君　お答え申し上げます。現実には、本務者はふえておりません。むしろ減少傾向でございまして。その反面、転力化といまして、非常勤への労働力の転力化がどんどん職場は図られておりまして、一人本務者を減らすことによって非常勤を確保する、そういうシステムをとっております。それから、短時間でできる仕事をこなすために、四時間だけの短時間職員というのを採用しております。この短時間職員というのは、トータルして、お給料制になって、非常勤とは若干身分も、国家公務員と同じ状況で採用されているということでございます。

そういう状況の中で、確かに、常勤の方々に対するウエートは高くなってきていることは事実でございますけれども、ただ、反面、従来の単なる非常勤、単なる短時間職員なんだという位置づけを職場ではしていません。

これは、公社に移行する段階で、非常勤にもランクづけをしよう、職種によって給与も変えようという提案が今出てきておりますし、あるいは、職種によっては、面談する仕事だけは本務者がお客様にしっかりとやろう、あとは陰の方、裏の仕事の方は、事務処理だけは非常勤でもいいのではないかと、そういうことをやっております。それぞ

れ、やはり本務者にかわる労働力としての機能を高めていくということ、ですから、雇用形態も労働契約をきちっと結んで、今までのようなあいまいな契約でない、そういう雇用をしているというのが実態でございます。

○矢島委員　それでは、山本さんにお尋ねいたし

たりわけ第三種につきましては、それぞれ、いろいろな障害者の団体の皆さん方とかあるいは文化的なサークルの皆さん方とか、非常に重要な情報提供手段としての三種の郵便の特例がなくなったら大変だということ。あるいは、目の見えない方々のための点字図書、第四種の方ですね、これは無料なんですけれども、この無料制度がなくなっちゃうんじゃないか。これは法律の中から落とされちゃいましたから、果たしてどうなるかはこれから政策の中で決まっていくことですが、けれども、多くの方々が心配しております。私は、引き続き、こういう福祉的なサービスとか、日本の文化的ないろいろな発展のために寄与してきた三種郵便だとか、こういうものを守っていくべきだと。

ただ、確かに非常に赤字なんです。これを運ぶということは、ですから、それをどう財政的にやるかは、これから国も一緒に考えていく、公社だけに任せるんじゃないかと国も一緒に考えていくのが必要じゃないかなと思うんですが、この点について、山本さんの御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○山本順子君　おっしゃるとおりで、ごもっともだと思えます。それで、ぜひ国会討議の中で、この線は守っていただきたいと思えます。

○矢島委員　最後に、一つだけ秋田さんにお聞きしたいんですが、改革改革ということ、私、郵政改革は必要だと思うんです。ただ、今の改革の方向というのは、必ずしも国民の願う方向じゃな

ので、それを発見したら自治体に報告しようとか、そういう郵便局の機能を必然的に生かせる部分があるわけです。一々お金をかけてやらなくても、Aさんというところまで行く間には、何軒もうちがありますし、道路を必ず走るわけですね。そういうときに見つかったものを情報提供するという自治体との協定が実はかなりのものがふえてきているわけです。

道路情報の問題であっても、北海道は、例えば百九十四市町村と郵便局が提携を結んでおりまして、あそこに穴があいていたりとか、橋が落ちそうだとか、あるいは木が倒れているとか、こういう情報を逐一役場の方に連絡をする、こういう社会的な役割を、実は郵便局として必然的に果たせる要件を持っている。これを生かしていくということですから、お金がかかるわけじゃありませんし、余分な仕事としてどんどんふえていくというものではないわけですね。

ですから、このことによって人をふやしたり、郵便局の経費がふえていくということではないわけでも、もっと考えていけばもっとあるんじゃないかということ、今、介護をするためのいろいろな研修もやっていまして、とにかく、何でもできるものをやっていくということ、一々お金を出してつくらなくてもいい、そういう機能を郵便局は持っているんだということを、労働組合としては積極的に進めていきたいと思っています。

○重野委員 ありがとうございます。

それでは、最後に山本さんに、今のことに関連をいたしますが、郵政事業の多様性、必然的に多様化していくと。ある意味では時代の要請だろうと思うんですが、そういう今後の郵政事業のあり方について、消費者運動をされている山本さんの立場としてどのような評価をなされるのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

○山本順子君 北海道では、炭鉱地帯が寂れて過疎化して、銀行もなくなる、出張所もなくなるといような状況が多いわけなんです。

そういう中で、例えばお葬式を出すときに、郵

便局がなくなったら大変だというような声も上がっているわけなんです。局員の方は、お葬式を全部取り仕切っていらっしゃるわけなんです。そういう場合、いやしのサービスといいますが、やはり公社化、民営化というような議論がなされたときに、刺激剤になって、どういったことがニューマーケットとして、ニュービジネスとしてできるのか、やはり地域に密着したニーズ、ウォンツに基づいた事業展開というものを真剣に考えていただきたいと思います。

○重野委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○平林座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。意見陳述者の皆様方におかれましては、御多忙の中、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

これにて散会いたします。

午後零時六分散会

派遣委員の熊本県における意見聴取に関する記録

一、期日 平成十四年七月二日(火)

二、場所 熊本ホテルキャッスル

三、意見を聴取した問題 日本郵政公社法案内閣提出、日本郵政公社施行法案(内閣提出)、民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出)及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)について

四、出席者
(1) 派遣委員
座長 川崎 二郎君
左藤 章君
新藤 義孝君
武正 公一君
黄川田 徹君
横光 克彦君
佐藤 勉君
安住 淳君
遠藤 和良君
春名 真章君

(2) 意見陳述者
大分県商工会議所女性会連合会会長 今川 敦子君
熊本県点字図書館長 西田 洋一君
福岡県添田町長 山本 文男君
その他の出席者 江崎 正邦君
総務省郵政企画管理局総務課長 安村 幸夫君
郵政事業庁郵務部運行課長

(3) 午前十時開議
○川崎座長 これより会議を開きます。私は、衆議院総務委員会派遣委員団団長の川崎二郎でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。この際、派遣委員団を代表いたしました一言ご

あいさつを申し上げます。皆様御承知のとおり、当委員会では、日本郵政公社法案、日本郵政公社施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査を行っているところでございます。

当委員会としては、各案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、御当地におきましてこのような会議を催しているところでございます。御意見をお述べいただく皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をおきたいと思っております。

次に、議事の順序について申し上げます。最初に、意見陳述者の方々からそれぞれ十分程度意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。それでは、本日御出席の方々を御紹介いたします。

まず、派遣委員は、自由民主党の左藤章君、佐藤勉君、新藤義孝君、民主党・無所属クラブの安住淳君、武正公一君、公明党の遠藤和良君、自由

党の黄川田徹君、日本共産党の春名真章君、社会民主党・市民連合の横光克彦君、以上でございます。

次に、各界を代表して御意見を述べいただく方々を御紹介いたします。

大分県商工会議所女性会連合会会長今川敦子さん、熊本県点字図書館長西田洋一君、福岡県添田町長山本文男君、以上三名の方々にございます。それでは、今川敦子さんから御意見を述べさせていただきますと存じます。

○今川敦子君 皆様おはようございます。

私は、大分県商工会議所女性会連合会会長の今川敦子でございます。きょうこうした場において発言の機会を得ることができましたことは、大変ありがたいことだと思っております。

私は、特別にこの郵政事業について専門的な知識があるわけでもないし、また勉強しているわけでもございませんが、私たち女性の集まりの中で、今まで非常に身近な空気のような存在であった郵便局、その他郵政事業に関する事柄が公社化されるとか、いろいろ変わってきておりますことに對して、非常に皆さん、普通の政治以上に関心をもちまして、一体どうなるんだらうか、こうしたいろいろな意見が出ております。

そうしたときに、こうした場での発言を得ることができました。それで、大変幼稚で稚拙な意見だとは思いますが、素直に、私たち女性あるいは民間の主婦みんな話した内容を少しまとめて今から申し上げさせていただきます。どうぞよろしく願います。

まず、郵政事業の公社化についてでございますけれども、国会では、郵政事業庁の公社化や郵便事業への民間事業者の参入について議論が大変なされております。ですが、今も申し上げた私たち女性仲間は、なかなかそれに対して理解できない点があり、また疑問があります。

その理解できない点というのは、なぜ公社化しなくてはならないのだらうかなということ、そして、今のままで何が悪いのか、公社になったらどういうふうに変ってくるんだらうか、あるいは民間事業者が参入することによって今までの私どもの郵便環境がどこか変化するんだらうか、本当にもっと今までの以上によくなるのだから。そして、これからの具体的な姿が見えないということ、非常にみんなは不安な気持ちを持って疑問を持っております。

今までも郵政事業は独立採算で、税金を一切使わずに運営されていると聞いておりました。また、全国一律に安い料金で手紙やはがきをきちんと届けてもらっております。郵便貯金についても、身近で手軽に利用できますし、何の不自由も感じていない。むしろ、今さき申し上げたように、非常に身近な空気のような存在の事業体と思っております。郵便局は私どもにとっては大変なくてはならない生活の拠点になっているんだということ、こうした政府の論議が出てきて非常に感じているようなことでございます。

私たち民間の者も、無論、長い歴史の中で培われてきたノウハウというものがすべてよいものではないと思っております。よいものは残し、弊害があるものは当然、時代の流れに応じて改革すべきだとは存じております。でも、これほど身近にあり、きちんとしたサービスがなされている事業体の郵政事業を今なぜあえて変えていかなければならないのかということが、もう少し私たちにわかりやすい説明があってもいいのではないかなということでございます。そして、国民の立場で議論をしていただければいいのではないかなと思っております。

公社化になってその後どうするのか。一部には、すぐに民営化という話も漏れ聞いておりますけれども、これはやはり、私たちから見ればとんでもない暴論だと思っております。また、民営化になっても郵便局はなくなるんだよと言う方もおられるようですが、これはやはり少しややかしの言葉ではないかなという感じがして、皆さんだれもそのことに對しては信じてはおりません。

私も民間事業を、ささやかですがやっております役員でございます。そして、民間事業というのは営利を目的としたしますので、やはり営利上、平た言葉で言えば、もうからないことは当然切り捨てていって、いわゆる経営の正常化というものをしています。これが民間企業の経営ということの鉄則なんですけれども、民間企業ということになってきますと、営利を目的とした、一番にそれを挙げていきますときに、私たちの不安はまた非常に募るわけでございます。

そして、近い例として、現にJRが民間、半民のような感じでしょうけれども、サービスがよくなったと言われておりますけれども、大分においては、赤字路線というものはことごとく廃線になりました。そして、ある町名を申し上げますと、佐賀関町というのがございます。関サバ、関アジの町です。それから大分市坂ノ市を結ぶJR九州の定期路線バスも、赤字を理由に来年の春に廃止することが決定されております。

こういうことになりますと、今までの通勤通学だけじゃなく、どんどん高齢化していくお年寄りの足も奪われることになり、ああ昔の国鉄の方がよかったのになというふうな、繰り言ではございませんけれども、皆さんにそういう不安と不便を大変与えることになると思っています。さらに、第三セクターで運営されているところは、自治体が多額の予算をつぎ込んで運営しているというふうな状況でございます。

それからNTTも同じじゃないかと思えます。携帯電話の普及で公衆電話のボックスがもう町中から割合引き揚げられております。ですが、携帯電話というのは、若い人あるいは本場にビジネス、用事で持つ人以外、そんなにだれもかれもが持っているものでもございませんし、どっかというところと高齢の人たちは、使い方のややこしさもあって持たないというふうなことがございます。そうすると、やはり公衆電話というものが絶対に必要じゃないかなと思っております。

少子高齢化がどんどん進んでおりますが、もう

交通の利便さから見放され、そしてそういう通信手段さえも奪われてしまふ、そんな人たちが大分県にもどんどんふえていくのではないかなというふうな感じがいたしております。

次に、ペイオフ騒ぎでいろいろな銀行の淘汰があり、ペイオフも解禁されて、そんな中で、私たちは普通の感覚として、郵便局に多くの期待を持っております。それはなぜかというところ、官営、国営だから、郵便局に預けておけば大丈夫だわ、みんなそういう感覚でございます。まして地方の田舎の方に行きますと、貯金や保険の相談ができるというのは郵便局だけでございますし、しかも、近いところどころでも郵便局があるということ、効率の悪い金融機関は、ペイできなかつたらもうどんどんシャッターを閉めて撤退をいたしております。そうすると、なお郵便局の存在というものが大事な庶民の窓口になるのではないかなと思っております。

私たちは、周囲には、郵便貯金の国際ポランティア貯金に加入しておられる方がたくさんいらっしゃるんです。それは、汗を流したりあるいはたくさんのお金を出したりして日ごろポランティア活動ができないという人たちが、わずかな利息でそれが積み重なって山となるという感じになるんだという説明を受けて、そういうポランティア貯金にも加入したりして、そういう話が気軽にできるのも身近に郵便局があるからではないのかなというふうに思っております。

そして、郵便局のPRをするわけじゃないんですけれども、私も職業柄、いろいろな県、市の委員になったりいろいろなところに代表として出ていくんですけれども、郵便局というのは地域に大変貢献しているネットワークではないかと思えます。

例えば、ひまわりサービスとか道路情報提供サービスを始め、福祉関係でも地域住民の生活のよりどころになっております。

そしてまた、大分は、ことし初めて九州で唯一のワールドカップの開催地でございます。今回

私も民間事業を、ささやかですがやっております役員でございます。そして、民間事業というのは営利を目的としたしますので、やはり営利上、平た言葉で言えば、もうからないことは当然切り捨てていって、いわゆる経営の正常化というものをしています。これが民間企業の経営ということの鉄則なんですけれども、民間企業ということになってきますと、営利を目的とした、一番にそれを挙げていきますときに、私たちの不安はまた非常に募るわけでございます。

そして、近い例として、現にJRが民間、半民のような感じでしょうけれども、サービスがよくなったと言われておりますけれども、大分においては、赤字路線というものはことごとく廃線になりました。そして、ある町名を申し上げますと、佐賀関町というのがございます。関サバ、関アジの町です。それから大分市坂ノ市を結ぶJR九州の定期路線バスも、赤字を理由に来年の春に廃止することが決定されております。

こういうことになりますと、今までの通勤通学だけじゃなく、どんどん高齢化していくお年寄りの足も奪われることになり、ああ昔の国鉄の方がよかったのになというふうな、繰り言ではございませんけれども、皆さんにそういう不安と不便を大変与えることになると思っています。さらに、第三セクターで運営されているところは、自治体が多額の予算をつぎ込んで運営しているというふうな状況でございます。

それからNTTも同じじゃないかと思えます。携帯電話の普及で公衆電話のボックスがもう町中から割合引き揚げられております。ですが、携帯電話というのは、若い人あるいは本場にビジネス、用事で持つ人以外、そんなにだれもかれもが持っているものでもございませんし、どっかというところと高齢の人たちは、使い方のややこしさもあって持たないというふうなことがございます。そうすると、やはり公衆電話というものが絶対に必要じゃないかなと思っております。

少子高齢化がどんどん進んでおりますが、もう

の大会の実施に当たっても、県内の約四百の郵便局がそのネットワークをフルに活用して、ポスターの掲出やそれから記念切手の販売に大変力を入れ、そして会場であるビッグアイの場所で大変イベントを実施するなどして前景気を大いに盛り上げ、大会を盛会に導いたと思っております。私、ワールドカップの推進委員になっておりまして、知事を初め皆さん、郵便局には今度は本当によくしてもらったというようなことを言っておられました。

それからほかには、毎年大分で国際車いすマラソンというのが開催されます。二十二回目を迎えるわけですが、郵便局は、この大会においても毎年、県内各地から郵便局を挙げてお客様の募金活動を行って、そしてその活動の成果を県の施設に全部寄附をするなどして、いわゆる車いすの国際大会にも貢献をなさってたりすること、私も何遍も出席して聞いております。

新しい公社は民間手法に近い形になると伺っておりますが、私としては、こうした民間手法になって、真に地域住民の声を聞いて、そして今までのような、こういう郵便局がなされていたようなことができるのだろうかというようなことを、さらにさらに本当に不安に疑問に思っております。ぜひ、こういうことも踏まえて国会でも慎重な御検討をお願いしたいと思っております。

次に、大変関心のあることについては、郵便の民間参入でございます。

郵便関係では、私は民間参入に反対はいたしておりますが、一つお願いしておきたいと思うことは、ユニバーサルサービスはきちんと確保していただきたいと思えます。全国どこに住んでいても国民一人一人が平等にそうしたサービスを受ける権利があると思えます。

確かに、都市部では効率的に配達ができるかも知れませんが、しかし、田舎ではかなり非効率になるのは明白です。田舎に出す郵便は高い、都会間の郵便は安い、それでは大変地域格差を生じ、不公平になるのではないかと思います。ポストに

気軽に出せる今の制度はやはり維持していただかなくてはいけないのではないかと思っております。

もう一つ郵便で忘れてならないのは、ふるさと小包というものがございます。大分県では特に、特産のカボスを初め一村一品運動が活発に行われておりますが、このふるさと小包を通じての全国の方々の展開、流通というのが地域振興に大いに役立っていることは、郵便局が地域振興の役目も大いにしているのではないかと思います。

まず、私どもが見ていることは、郵便局の皆さんたちも地域のために、そしていろいろの自分たちのPRあるいは営業に本当に一生懸命なさっております。こうしたことは一朝一夕ではなかなかできることではないと思えますので、いいものはやはり残すということをお頭に留めていただきたいと思います。

終わりにになりましたが、私どもが住む大分県というのは、平松知事という大変素晴らしい名知事さんはいらっしゃるんですけれども、道路事情は大変おくれでございまして、その部分でかなり過疎化も進んでいる地方でございまして、こうした過疎化をやはり過疎化にしない郵便局の存在というのが大変大事じゃないかと思っておりますし、もし民営になり、いろいろなことがどんどん進んでいきますと、過疎化はますますおこれる状態になるのかな、そういう心配もいたしております。

どうぞ日本全国がすばらしい国でありますように、今こそ地方に目を向けていただきたいと思えます。二十一世紀は確実に高齢化の波が押し寄せてきますし、私たちは、お年寄りや弱者に優しい心の通ったサービスを、やはり今までのように郵便局から享受したいと思っております。そのためにも、国民共有の財産である郵便局のネットワークを大事にしていきたいなと思っております。以上、私の意見を申し上げます、大変不届き届きではございますが、この意見が全然不毛の提

言とならないように、少しでも何かお取り上げいただいたらと祈念いたしまして、私の意見発表を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〇川崎慶長 ありがとうございます。

次に、西田洋一君にお願いいたします。〇西田洋一君 おはようございます。今回、このように私どもの意見を聞いていただける場を設けていただき、また私に発言の機会を与えていただきましたことに関しましては、心より感謝を申し上げます。

私も、専門的なことにつきましては本場に恥ずかしいぐらい無知で、何もわかりません。ただ、私自身が視覚に障害のある者として生をうけ、弱視ということで、極端に言えば点字も余り読めない、普通の字も小さいのはほとんど見えないというところで、全国に仲間が約四十万人おられるわけですが、そういう方々の少しでも福祉の向上なり、あるいは後でいろいろ述べさせていただきますが、ひいては知る権利さえこの改正によって奪われようとするならば、私は、きょうは声を大にして、この現実を皆様に理解していただければならないことで、つたないレジュメもつくったつもりです。これは、私が点字を知っていたということ、きのう十時半までかかってパソコンをいじりながらできたものです。読みにくいと思えます。自分で書きながら、実際全文読むことも不可能かと思えますが、私の気持ちの一端を感じていただければありがたいと思っております。

私は、現在、熊本県には約一万人おられるという視覚障害者の方々の自立と社会経済活動への参加を促進すべく、援助、サービスを目的に昭和四十五年に設置されました熊本県点字図書館におきまして、三百名を超える多くの点訳あるいは音訳ボランティアの方々との絶大な協力をいただきました。情報提供と支援サービスに毎日専念していただいております。これは、きょうお持ちいただいております私どものパンフレットを見ていただければありがたいと思えます。

さて、今回の郵政関連法案の改正に関しましては、今お話もありましたように、あちこちで身近な庶民の問題として議論されておりますが、今回、特に私ども視覚障害者にとりましては、この第三種郵便、第四種郵便の取り扱いに関して非常に関心も深く、また重要な意味があると思っております。これは大きな不安と危機感もあわせて持っております。

それは、改正案によりまして、現行の郵便法第二十六条第三項で規定されている点字郵便物、盲人用郵便物といいますが、これが改定案の条文から外されているということです。これは、将来、公社化あるいは民営化とか、今お話がありましたように、営利目的に企業、民間というのはいられるわけですが、それが進みますと、この種の扱いについては有料化への道を認めてしまうということに危機感を持っているところでございます。

私ども、全国で約四十万人視覚障害者がありますが、このことを受けまして、関係機関、団体、施設におきましては丸と丸と、この点字無料扱いの現行維持、これしか私どもが情報を得る手段はない立場から、現行の維持を強く求めておるところでございます。どうしても改定が必要であり、されるとなれば、削除されました現行の条文をぜひそのまま生かしていただきたいと思っております。

このことは、先月の十九日だったと思えますが、きょう先ほど名前を伺いますと全部聞いたことがある名前の総務委員会の先生方、衆参両院の事務所をお訪ねしまして、この陳情の意をお願いし、私ども日盲連の会長名あるいは点字図書館を束ねる理事長名連名をもちまして、この実情をお願いしに上がったところでございます。お許しを得まして、そのときは、この資料には先生方お一人お一人に切にお願いしたいということで名前を記してお届けしたところですが、きょうはあえてこの先生方へということそのコピーを持ってきたところでございます。ぜひ御一読いただき、私どもの事情を御理解いただきたいと思います。

全国の視覚障害者の自立と社会参加を促進すべく、この事業、施設は、身体障害者福祉法の第五、第三十四条に規定されておりますところの更生援護施設であり、視覚障害者の情報提供施設として位置づけられております。この事業が遂行できるのは、車の両輪とも言われる郵便法第二十六条の、今申し上げました盲人用郵便物の無料取扱規定と、著作権法第三十七条の、視覚障害者のための複製、録音についてはその著作権の適用を除外する、いわゆる著者の方々、本当は本がたさん売れてその利を生活の糧としておられるわけですが、見えない人が読むことについては点字化、録音化することはどうぞやってください、見えない人が鑑賞する分については著作権の適用を除外しますという規定、この二つの規定によって、私ども点字図書館、視覚障害者の方々の知る権利、これは言いかえますと、このように高度情報化社会の中では、まさに生きる権利を保障する任務に我々携わっていると自負するところもあるわけがございます。

そして、この身体障害者福祉法の二十七条には、国にその施設の設置を義務づけております。いわゆる我々の知る権利というものは、国はこれを義務としておるところです。国民一人一人に知る権利は当然あるわけですが、私どもの実態は、さっき言いましたように、点字になるかあるいは声になるか、こんなに字を大きく書いても弱視の方はやはり見ることができないという事実において、この郵便法と著作権法は、私どもにとって知る権利を保障されているものと考えるわけです。視覚障害者にとって、必要なときに必要な情報を即時に提供することができることは、まさに生きる権利にも直結しているものだと思います。この即時という部分については、お手元に点字資料を準備しました。これは昨日の日経新聞の朝刊を午前うちに東京で点字化いたします。もちろん、全部じゃございません。ポイントだけです。これをインターネットに載せまして、私ども熊本におりまして、午後になりますとそれをダウンロード

し、点字化し、見えない人が閲覧できるというすばらしいシステムです。でも、点字図書館に視覚障害者、見えない人が訪ねてくるということは、非常に行動の不便さがある我々にとっては厳しいものがありまして、これを即私どもは点字郵便として県内の利用者にお届けをしておるところでございます。

余談になりますが、先生方皆様、点字というもののについてはもちろん御存じかとは思いますが、実際目をつぶられて、左の人さし指で左からそつとこの点を触れられて、見えない人がどういう思いで、必死に、この書かれたものを自分の知識なり情報として得ようと努力をしているかというところも、きょう理解していただければありがたいなと思っております。

今言いましたように、情報障害者とも言われている視覚障害者にとって、点字図書館の果たしている役割は重要不可欠なものとあると言っても過言ではないと私も思っております。もし今回の改正に伴い、将来に郵送の経費が有料化とかそういう問題が起ったときには、私どもの現在の施設経営はともできなくなります。これは先ほあの陳情書にも記しているところなんです。いわゆる視覚障害者の知る権利さえ保障されなくなるといふ危機感を感じております。

よって、今回の郵政関連法案の改正につきましては、現行のままでいかれますことを切望するものであります。どうしても改正がなされるとすれば、さっき言いましたこの無料化という条文を改正案の中に明文化していただきたいと思っております。

これは、明治二十三年に日本点字というのがつくられました。これによって、何百万の先輩方の情報、知る権利が保障され、あるいは学ぶ、楽しむというものが自分の手で確認されてきた、日本の点字制定以来の最大の危機であると先日新聞にも私どもの日盲連の笹川会長は述べておられます。

私ども、身近なのは熊本ですけれども、点字図書館の点字による、あるいはカセットによる蔵書はそこに示しているのとおりです。この大半が点訳、音訳ボランティアの方々によってつくられているということも御理解いただきまして、せっかくつくられた本がもし有料にでもなれば、これは読者への手渡しに非常に阻害され、利用者の半減にもつながるということもあるわけです。

また、その他、先ほども出しましたが、ユニバーサルサービス、行政ほかいろいろな情報が今刊行物として点字化、録音化され、それを私どもは県内の方々に提供しているわけがございます。この辺がもし今の法案の中で条文が削除されて将来有料化にでもつながるとすれば、私どもの経営ができなくなるだけではなくて、やはり見えない方々の知る権利も奪ってしまうということも含んでいるというのをぜひ御理解いただきまして、このままの制度での存続、あるいはどうしても改定されたとすれば、今の条文を改定の中にも明記していただきたい。そういうことを切にお願いいたします。本当に意を尽くせなく、無学でございます。この気持ちの一端、半分も表現することができなかつたわけですが、現場で働く者の切実な気持ちとして御理解いただければありがたいと思っております。

まとまりのない話になりましたが、私の意見を終わりたいと思います。(拍手)

○川崎座長 ありがとうございます。

次に、山本文男君にお願いいたします。

これは、先生方には平素から国政に対して大変な御尽力をいただいております。そういう御苦勞をかけておる先生方がわざわざこの地までおいでになりました。今回の郵政四法案に対しまして私どもの意見を聞いていただく機会を設けていただきます。心からその御熱意と御好意にお礼を申し上げます。心からその御熱意と御好意にお礼を申し上げます。

さて、その法律案に対して私の考えていますことを少し申し上げさせていただきますので、お聞きいただければ幸いです。

さて、郵便局というのは、ちょっと古びたことを言うようで恐縮でございますけれども、私どもの小さいころは、地域の中心的存在でした。郵便局と小学校、これが地域をつくり上げていたのです。物理的なものでなくて、精神的なよりどころでもあったんです。ですから、先生方御存じのように、今中山間部と言うと怒られますけれども、地域の方に行かれますと、大体小学校が郵便局が中心になって集落ができております。最近は大分集落形成も変わってまいりましたけれども、かなり長い期間、郵便局や小学校が中心になってまいりました。これだけは事実だと思えます。

それから、その次にできたのが税務署、法務局なんです。これはもう我々の生活と密接な関係がございますので、いつも私は思っているんですけども、郵便局、小学校、それから法務局と税務署、これはもうなくてはならない、地域の生活と関連の深い国の機関である、こういうふうな思っております。

ですから、地域の人たちも大事にすると同時に、また国側もこういう機関については十分な配慮をしてきて今日に至っているのではないかと思います。その点を最初に、何か少し精神論で申しわけありませんけれども、申し上げさせていただきます。思います。

さて、郵便でございますけれども、郵便で一番大事なことは何かといいますと、信書の秘密を守ることだということです。これが守られない

ならば、郵便というものの、言うなら事業というのはあり得ない、こういうふうに昔から言われてきたと私は思っています。ですから、信書の秘密は何人もこれを侵してはならない、こういうこととございます。

したがって、国営でやっているからこそ、国民の皆さんは安心をして郵便局へ信書を託してきたんです。これはもう、百年有余の歴史を持っていることは御承知のとおりです。どうぞひとつこれを念頭に置かれて今回の法案の御審議をしていただければ、おのずからこの法案のあり方がわかりになっていただけるんじゃないかな、そういうふうに思います。

さて、私自身でございますけれども、平成十二年の半ばごろまででしたけれども、郵便局と市町村との協力のあり方について検討委員会を設けました。私もその委員の一人として参加をさせていただきまして、約一年間の検討をしてまいりました。そのときにも私は意見として申し上げたんですが、どうせ郵便局は公社化されるんだから、もうそれが決まっているのに、どうして今こういう検討をしなきゃならないのかということを疑問に思っておりまして、同時にまた、そういう意見も申し上げました。

ところが、公社化されてから市町村との緊密な連携がなければ、郵便局の信頼性を失っていくことになりかねない。同時に、もう一つは、都市部の郵便局は現行のままでも運営ができるかもしれないが、中山間地域の郵便局というのは、唯一、金融も郵便も簡保もやっている。ほかにはない。だから、そういうところがもし公社化されていって、だんだん民営化という方向へ進んでいきますと、もう消滅する以外たどる道はない。こういうことを考えるときに、市町村との協力関係はかくあるべきだということをつくり上げていくことこそ、郵便局の将来への存続を保障することになる、だからこの検討委員会で検討するんだ、こういう話でございます。

その検討委員会で決められたのは、例えば市町村が行っている極めて簡略な事務を郵便局に代行していただくということをお願いしたわけです。言葉は、ワンストップサービスと言っておりますけれども、住民票をいただくのも郵便局の方が住民の方には近い、そこからとっていただく、あるいはまた、印鑑証明にしても、あるいはまた、一番大事なものは、都市では余り考えられませんが、中山間地域に行きますと、年配いた老人の方が多いんです。高齢化率が非常に高いんです。

これが一つの問題でもございますけれども、そういう人たちの連絡、今いろいろなこととやってあります。電話を直接つないだり、あるいはプザーを持っていただいて、何かあったときにプザーで知らせるというようなことをやっておりますけれども、やはり一番大事なのは、いつも見て、お元気ですか、おじいちゃん、おばあちゃん、こういうふうな声をかけられるのが、そういう老人の方々にとっては一番楽しみであるし、生きがいでもあるんです。そういうことを郵便局の外務員の人にしていただくこと。

あるいは、子供さんがよそへ出ている。そのよそへ出ている子供さんから手紙が来た。その手紙を届けてあげて、そのときに一言、おじいちゃん、返事を書くならば書きなさい、私がまたそれを郵便局から出してあげますよ、こういうふうな言われると、非常な喜びを感じるんです。ですから、そういうような世話もしてあげたらどうだということなどで、これは郵便局の方が考えたんですが、先ほどもお話が出ておりました、ひまわりサービスということを言われている。

あるいはまた、中山間地帯になりますと、山間部の方の道路などは、今ちょうど梅雨期で、このあたりは大雨が降ったようですけれども、御承知のように、大体三十分で四十ミリの集中豪雨が来ますと災害が発生することになっております。それで、山間部の方の道路というのは災害がよく起こりやすい状況下でございます。そういう

ときにすぐ連絡をしていただくと、それを最小限度に食い止めることができること、そこら付近に住んでいる皆さんの利便を確保することができると。こういう仕事も郵便局の外務員の皆さんに頼む。

こういう市町村との協力をやることによって、先ほど申し上げた、郵便局が今後その運営をしていくことができる、それを保障することができ、こういうことで、私も、その結論を出して答申をさせていただきます。それが先生方の御努力によりまして法制化されましたことは、御承知のとおりです。

そこで、お手元にこの新聞記事を、大変失礼と思いましたが、お配り申し上げております。私はそういう立場でございますので、できるだけ早く、私の町には、市町村合併を三十年代に行いましたので、その昔の、言うなら村が二つありましたが、そこに役場がございまして、それを出張所に変えて運営をしておりました。だから、もう今の時代です。出張所もだんだんその業務内容が変わってまいりまして要らなくなってきた。そういうときにこれができたもので、それから、そこに郵便局がございましたので、早速郵便局とそういうことで協定をすることにしまして、今実施をしているところでございます。

皆さんに大変喜ばれております。役場の人に頼むよりも郵便局の方が、頼んだにもかかわず、逆に、ありがとうございましたとお礼を言ってくれた。役場の職員なら、礼など言ってくれない。また来たかという顔をしているというふうな地域、皆さんは喜んでおられるんですね。そういうことで、郵便局に対する地域の皆さんとの間柄というのは、もう自分たちの家族というふうな感じで、そういうところの郵便局は皆さんたちが利用しているんです。その点をひとつ先生方に特に強調しておきたい、そういうふうに私は思っているところでございます。

さて、その次でございますけれども、よく国鉄の赤字ローカル線と対照されるんですね。赤字

ローカル線は廃止をして国鉄は再建をすることができた、そういうことを報道されております。当時、この赤字ローカル線が私のところは日本一番でございます。一番と一番。一番が例の、私どもの町と姉妹町を結んでおります北海道の美深町に美幸線というのがございます。これはもう建設途中でやめてしまったんですけれども、私どものところは私の町、添田町ですけれども、添田町の名前をとって添田線といって、一市三町をつないでいたローカル線です。長い歴史を持っておりまして、けれども、時代の波に勝てず赤字日本一から二番、いつも一番か二番になっておりました。廃止対象の路線になりました。

そして、私は、今の財務大臣、塩川大臣がそのときの運輸大臣でございましたが、何回も大臣室に行って、廃止するのは反対だと随分言いました。あるいはまた大臣に、では、現地にきて皆さんに話してくださいと言って、現地にも来ていただきました。東京で二、三回、大会も開きました。関係する多くの皆さんたちが集まって、ローカル線の廃止反対を唱えたものでございまして。

ところが、そのうちに、私どもの意見を吸収していただけることなくして、国鉄の再建法というものができ上がりました。それが成立したので、もう私は、法律ができた以上は抵抗するのはむだである、やることではない、だから、後はもう法律の趣旨に従って粛々とこの整備をすべきである、こういうふうな思っていて、私も、今、その添田線というのは道路に変えてしまいました。かつて道路に止めた方がよかったなと、今はそう思っております。

さてそこで、では、国鉄の再建というのはこのローカル線廃止で成功したのかな、そういうふうな私には思いませんけれども、当時随分私自身も苦勞しまして、悪くも言われました。何でおまえは反対ばかりするんだ、こういうことばかり言われました。

それですと関心を持って今日まで至っております。

ますが、私は今でもローカル線を廃止して国鉄の再建がなったとは決して思っておりません。すなわち、ローカル線を廃止することによって国鉄の再建の一つのきっかけを見つけて出そうという考え方があったに違いない。ですから、職員を大量に解雇していった。いまだに片づいておりません。御承知のとおりです。結局は、そういうような経費の切り捨てを行っただけであって、では、当時の乗客の数と現在が大幅に伸びていったのか、あるいはコストダウンになったのかということについては、いささか疑問があるんじゃないでしょうか。

ですから、郵便局も、下手をしてこの赤字ローカル線の整理のようなやり方をすると、決して将来、郵便はこのためによくなつたとは言えないと私は思いますから、第二の国鉄の、言うならば縮小論あるいはまた廃止方式にならないようにぜひひとつと考えていただきたいというふうに思います。私は当時そういう体験をしてきて、しかも、多くの皆さんに呼びかけて東京で三回も四回も大会を開いた責任者の一人でございますので、そういうふうな思いです。

だから、郵便局は、国鉄と違った意味での住民との密着性があるということでございます。国鉄のローカル線を廃止してよくなつたんだという、そういう論拠はないと私は思いますので、どうぞその点、大変失礼なことを申し上げようですが、御理解をいただければと思います。

さて、その次でございます。さっきお話が出ておりましたユニバーサルサービスのことについては、もう私が申し上げる必要もないと思っておりますけれども、私の町は大分県と境を接しております。面積の非常に広い町でございます。福岡県では二番目に広い。北海道と比べるとちょっと狭いんですけれども、百三十二平方キロメートルございます。ですから、非常に広いと私は思うんですが、山の中にも人々が住んでおります。そこへ郵便を持っていったらきまして、非常に安く、今の料金は、都市部に配達する料金と山間僻

地に運ぶ料金は違ひはございません。同じ切手でちゃんと届く、こういうことでございます。

したがって、私は、離島も同じことだと思えます。離島も同じである。だから、同じ料金で同じようなサービスをさせていただいているのが現在の郵便局ではないでしょうか。これはもう、明治四年の郵便の創設以来の実績ではないでしょうか。どうぞひとつ、これをお忘れのないようにしていただければと思います。ユニバーサルサービスこそ郵便局の本来の使命である、私はそういうふうに思います。

さてそこで、今度は民間参入の話になってまいりましたけれども、この民間参入がどうなのかというところでございます。例えば民間が参入することによって競争原理が働く、この競争原理が働くことによってサービスが向上し、かつ料金が安くなってくる、こういう言い方をなさっている方もおられる。

それは、地域によってはそういうこともあり得るかもしれませんが、例えば大都市ならばあり得るかもしれませんが、大体、大都市というのはそんなに日本の国にはたくさんありません。きのうも、大都市というのはたくさんあるべきかという議論をすることが地方制度調査会で提案をされました。ですから、大都市というのはそんなにたくさんあるものでないわけですから、そういうところでは、さっき言ったように、料金が安くなつたり、サービスが向上したりすることはあり得ると思えます。これは、競争原理が働いてまいりますから、当然出てくる、出てこなければうそだと思えます。

ところが、それ以外の地域は、我が国では、そんなに料金が安くなつたり、競争原理が働いたためにサービスがよくなつたということはないと私は思います。むしろ逆の現象が出てくるんじゃないでしょうか。これでは不採算になるから料金を少し上げていただく。

ちょうど私、きのうは地方制度調査会と介護保険の分科会の二つに出たんですが、よくヒアリン

グをやりますと、すぐ出てくるのは、今の介護費用ではとてもやれませんという言葉が必ず出るんです。私どもは保険者側ですから、それをまともに聞いて、ああそうですか、それでは値上げしましょうなんて言ったら、立っていきません。

だから、そういうことで、恐らく大都市以外の地域で民間がこういう郵便事業を行うということになってまいりますと、すぐこれはとても大変です。すからというのが出てくると思えますから、料金が安くなつたり、サービスがよくなつたりする点とはないと私は思いますので、その点は重々先生方に御認識をいただければ、そういうふうな思っておるところでございます。

同時にまた、民間参入しても、このユニバーサルサービスというのは絶対に守っていただかなければならないというふうに思っておりますのでございまして……

○川崎座長 山本さん、ちょっと時間が経過してありますので、そろそろ結論をお願いいたします。

りますと、あの三百三十兆円はあつという間になくなっていくだろう、そういうふうには私は思いません。

ですから、信頼の確保というのは、もちろん民間でもできないことはありません、十分できると思いますが、国であればこそ信頼を持つものである、だから公社も国が運営するのと同じということ、そういう認識で公社をこれから守り立てていってあげれば、安心をして喜ぶのは国民じゃないでしょうか。国民のためにも、これからの郵便局というものをぜひひとつつくってくださることをお願い申し上げます、私の意見とさせていただきます。どうも、時間超過して申しわけありませんでした。(拍手)

○川崎座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○川崎座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。左藤章君。

○左藤委員 自由民主党の左藤章でございます。参考人の方々、御苦勞までございます。座って質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今、るるお三方のお話を聞きながら、まことに恐縮ですが、順番にひとつ御質問させていただきます。

それではまず、西田参考人をお願い申し上げます。

実は、三種、四種の問題、いろいろ我々の中でも非常に問題になっておまして、きのうも実は身体障害者団体連合会の児玉さん初めたくさんの方が陳情にいられて、三種、四種の郵便制度に対しての要望がありました。今、西田さんから特に点字郵便物の盲人用のこれがございましたけれども、御存じのようにこれは無料ではございません。今いただいた中で、ちょっとただけでもこ

れだけのすごい量になるわけでありまして、これは、現実有料になるとかなりの重さになって、郵便料金にするとかかなりになるんじゃないかなという懸念もあるわけであります。

その中で、今四種についてはいろいろ御説明をいただきましたけれども、それ以外に三種では、一般の身体障害者の関係の方々、また新聞というのがありますけれども、四種でも、盲人用、点字物以外に通信教育のものとかこういうものもございいます。このほかの三種ですね。障害者全体の方々の御意見というのは、西田さんから見て、これも当然御希望どおりだと思いますが、ひとつ御意見を賜りたい、このように思うわけであります。

○西田洋一君 おっしゃるとおりでございます。私には視覚障害と、私自身がそういうことで感情的になりましたが、やはり不便な部分が少しでもそうでないように配慮された部分、おっしゃるように共通の目標で、現行の維持というのには切望するところです。

済みません、質問とはちよつとあれかしれませんが、先ほど言い落とした点、二点ほどよろしいでしょうか。

外国における、国際郵便条約の中で、もちろん日本も批准していると思うんですが、すべてとは言えませんが、私も資料不足かもしれませんが、この間サミットが行われたようです。少なくともその関連各国におきましては、当然無料化で維持されている、国際条約の盲人用郵便物については無料になっているということも踏まえると、日本の立場もぜひこれを維持していただきたいということです。

○左藤委員 ありがとうございます。

その中で、私も、障害者の方々というのは、別に都市部だけでなく田舎と言ったら、過疎地も含めて離島も含めてたくさんおられると思うんです。それについて、特に無料化だけでなくユニバーサルサービスについて、これは私どもも必要じゃないかと思うんですが、西田さ

ん、その辺は障害者の立場から見てもどのようなお考えでしょうか。

○西田洋一君 この最後に私どもの所蔵の部分若干紹介しておりますが、これはあくまでも点字化あるいはテープ化された数であって、今御指摘のように、大体四分の一、普通の字を点字、テープにしますと四倍の量になるということを考えたときに、今熊本県の場合でも県立図書館には四十万冊の本が所蔵されている。

本が当たったら、知る権利が一緒であれば、これが全部点字化、音声化されるべきであろう。そうしないと、視覚障害者はその中を選ぶことができない。今はたまたまこれを読みみたいという部分を申し出ていただいて、点字化あるいはテープ化をしておりますが、まさにユニバーサルサービスの観点からいうと、すべての資料がだれもがわかる状況であり、それが今の制度の中で安価で全国どこにいうところにおつてもそれが届けられるというのが当然だろう、いわゆる知る権利が保障されているのだからと思ひます。

そういう意味で、現実的にはならないにしても、少なくとも利用したい、知りたいという情報については、体の不便な人、例えば手が悪くて字が書けない、でも形は見えているという部分は確かにあります。そういうことも含めてぜひ現行の推移と、やはり民間参入になりますと、先ほどから話が出ておりますように、これが有料化のことを認めるとなると、そこに不平等性が生じてきかないかという心配をしております。

よろしいでしょうか。

○左藤委員 ありがとうございます。その辺のことを参考にさせていただきながら、三種、四種、いろいろ検討させていただきたいと思ひます。

それでは、まことに恐縮ですが、今川参考人にお尋ねを申し上げたいと思ひます。

今、いろいろ公社化の問題で、民間参入したときどうなるのか、いろいろ御不安もあると思ひます。特に、今川さんはお仕事をなさっていますけれども、一般の主婦の方々、また農業をしてい

る方もおられると思ひますけれども、そういう方々は、このように、今おっしゃった普通の感覚で、この郵便局というものの接し方、そしてまた郵便物が毎日届けていただけているこの現状というの、どうしても必要かどうか。また、先ほど空気がみえたとおっしゃっていましたが、その辺はもう一度ちよつと参考に教えていただきたいと思ひます。

○今川教子君 別にこれは、事業、起業しているとか商売、農業をしているとかにかかわらず、一般の主婦として、私は大方八割ぐらいが一般の主婦としての感覚で申し上げているんですけれども、現状で不都合を感じていないということは、いわゆるいい政策なんじゃないのかなと思うわけ

です。

それで、いろいろな心配、そうじゃなくていろいろな面でストレスも大変多い世の中ですけれども、もし民間にかわつたときに、果たして着くのか。どうも郵便配達をするあの人は、今までの局なんかでいわゆる公務員扱ひされていた人

とちよつと違つて、何かすぐ頭が切れてばつとやめてしまふような無責任な人が途中でどこかへ捨ててきちゃつて、いつまでたつても届かないなんということがあるのかもわからないなんて思ひながら、日々自分のうちの郵便受けの中を調べるとか、そういうような気持ちを持つようでは皆さんやはり大変心配だと。信書に対してはそういうこととですね。

そして、その他いろいろな簡易保険とかござい

ますけれども、そういうものの郵便局の恩典というのが非常に長く皆さんにもしみついていて、今の今まで国営、まづ国がついていて、よその何とか銀行だろうが何信用組合がひっくり返つても郵便局だけは絶対大丈夫だわということで、大体一人頭一千万という、もう郵便局は規定をしておられますけれども、そういう面でも、皆さんで名分けをしつたりして大変なにしてありますから、その点の安心感というの、郵便局の人たちも、公社化されても絶対大丈夫ですよとは言つても、

公社化の内容をちよつと見ると、やはり営利を主体にするような感じになってくると、今までの郵便局の郵政省の感覚と違ふのかなとか、そういう不安は皆さん持っていないから、たまたまきょう取りとめのない、まとまりのないことでしたけれども、一般主婦の声として聞いていただけたらと思つております。

以上です。

○左藤委員 ありがとうございます。

今おっしゃつたように、郵便局の方が安心、公務員だということもあるんだらうと思ひますが。その中で、ひまわりサービスという、先ほど添田の山本町長さんもおっしゃいました。皆さんおっしゃいましたけれども、これの、地元で、今川さんのところはやつておられるのかどうか知りませんけれども、それについては、町長さんは皆さん喜んでいておっしゃつてはいますけれども、実際どうなんでしょうか。

○今川教子君 私は、大分市のだ真ん中に住んでいるものですから、その点についてはもう少し人数が少ないところで、ちよつと私は理解できないんですけれども、私から言わせれば、ふるさと宅急便とかボランティア貯金ですね。百円について昔は幾らかついていて、そういう利息をもう当てにしないで全部利息だけを寄附しよう、そしてどこか、まとまったら国際的にも役に立つかわからないし、いろいろなところにというので、非常に力を入れて一つの活動も、自分もその委員になっておりましたので、体験していただいたので、そういうほかの面のことについての従来の郵便局のよさというものを十分知っていますけれども、今のひまわりという部分はちよつとお答えできません。

○左藤委員 ありがとうございます。

それでは、山本町長さんにひとつお尋ねを申し上げます。

先ほど九州で第一番目にワンストップサービスをなさつたと。きょうたまたま熊本日日新聞で見ましたら、また同じように、県内初の代行交付と

いうことで百済来局でなされているということでございます。昨年の十一月に通った法案でございますけれども、その進捗状況、そして百済来局の方は何かそれによって出張所の業務は六月で停止ということ、はっきり言ったら役場の業務を出張所が郵便局に委託をしたというような格好になりますけれども、添田町の方はその進捗状況とそういう方向性はどうかでございますか。

○山本文男君 私どもの出張所が二つあったんですね。そこへ郵便局があるわけです。だから、出張所で行っている事務を全部郵便局へお願いしたわけです。ですから、言いかえると、今まで出張所でやっていただけただけの量はきちんとしておる。さっき言ったように、全然愛想が違うわけですね。役場の職員ですとつんけんとしている、片一方はありがたいとございますと礼を言っている、と。喜ばれているんですね。件数も、日を追うごとにだんだん多くなってきております。

もう一つは、その出張所そのものよりも、もう直接本庁に行った方が早いという人たちが多くいたものですから、その出張所を飛び越えておいたこともあるんですね。今度それを委託することにしましたものですね。飛び越えをなくして郵便局でお願いしようということに皆さんが考えていただいておりますから、これからはどんどん伸びていくと思えます。

○左藤委員 ということは、いずれ出張所も含めて合理化ということになるわけですね。

○山本文男君 そうでございます。

○左藤委員 そうすると、非常に行政コストが下がってくるということですね。お互いにいいことということになりますね、住民にとっても。それと、そういうことで、市町村合併もあります。そうすると、そういう郵便局の役割というのは今の出張所の統廃合も含めてますます出てくると思うんですが、その辺の考えはどのように考えておられますか。

○山本文男君 合併をしていきますと、どうしても周辺部のところは行政の目が届かなくなる。顔が見えなくなってきたから、郵便局の存在はだんだん大きくなっていくと思えます。ですから、市町村合併の一助には確かになると思えます。もう今合併が避けて通れない状況下にありますから、これから郵便局の存在が合併を促進していく、言うならば力になっていくんじゃないでしょうか。私はそういう認識をしています。

○左藤委員 どうもありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○川崎座長 次に、安住淳君。

○安住委員 民主党の安住です。

きょうは、三参考人、大変御苦勞さまでございます。私も時間がありませんので、疑問といいますが、ちょっと形を変えた質問をさせていただきます。

○今川敦子君 物によりましてね。やはりクールとか、あるいは産地に毎年お願いして、できたサクランボとかリンゴとか、そういうのを送ってもらう場合は、これはもう宅急便になりますけれども、宅急便は宅急便の使命で、それが破損したり何かしていたら早速申し上げて、そしたらちゃんと弁償してもらいますし、郵便の小荷物というのは、やはり昔ながらの郵便小荷物ですので、私たちがとしては、それなりの扱いで見ているから何の疑いもございませんけれども、そういうふうに分の頭の中で選別しております。

○安住委員 今川参考人に伺いますけれども、宅急便の中に、例えば、たまに家族なんか添え状を添えて送られることもあると思うんですね。私なんか、例えば田舎の母から来たときなんか。信書の信頼性は国でないとできないという意見もあるんですが、本当だろうか。もし民間会社があるのなら、信頼を裏切るようなことをすれば、民間は成り立っていないわけですね。ですから、そういう点では、宅急便がここまで浸透しているということは、意見陳述にありました、郵便局でなければできないところと、そういう今の世の中の流れというのはどこが違うのか、ちょっとわからなかったものですから、もし端的に説明

できるのであれば、教えていただければと思うんですね。

○今川敦子君 私たちの息子ぐらの年齢ではないかと、今発言されている方のあれも見ておりますけれども。

要は、時代の変化で、私たちは、郵便局、郵便の小荷物というのが一番でしたけれども、流通経路あるいは交通アクセスの関係で、非常に全国くまなく宅急便が随分あちこちにできまして、そして宅急便も、本当にこんな人が宅急便を扱っているんだらうかというような人までもが個人的に引き受けて持ってきてはおりますけれども、やはりそういう人のものに対しては注意深く見ます、あけられていないかなとか。ちょっと荷物が崩れているときに、そんな荷姿で来たのかなと思ったりはしております。

郵便局の場合には、そんなようなことは今まで一切ございません。先入観と言われればもうそれまでですけども、そういうことでござい

○安住委員 山本参考人に伺いますが、衆議院にヤマト運輸の有富社長がいらっしやいます、そこで意見陳述をした意見を私がこれから申し述べますから、それに対する感想を聞かせていただきたいと思っております。

先ほどユニバーサルサービスの件でJRの例をお使いになりました。それで話をなさいましたね。有富参考人はそのときに、委員会に来てどういうことを言ったかという、もうからないところをやらない、もうからないところは商売であればもうやらないから、だから田舎は切り捨てられるんだという意見にはくみしない、なぜならば、ネットワークをきっちり結んで、赤字のところであらうと、つまり、本当に小笠原諸島のもう何百人しか住んでいないところにも宅急便会社は全部そのネットワークを張っていると言っている。それは、その信頼、つまりネットワークの信頼があるからこそ大都市圏での集配もうまくいって、結果的にそれが利益を出しているそうです、宅急便会社というのは。

それからいうと、クリームスキミングという、いいとこ取りだけ民間がするんじゃないかという意見が国会の中でも随分出ているんだけれども、それは民間会社を非常にばかにした話であって、我々も、今見ていただければわかるように、十万の拠点を持った郵便局と同じように宅配をしているので、やろうと思えば民間会社も責任を持ってそれはやっていけるということを言っているんですけれども、これについてどういう御感想をお持ちでございますか。

○山本文男君 郵便事業だけならそういう論理はあると思いますよ。例えば、さっきの宅急便にしても、郵便局で小包で扱っているものとそれから宅急便で送るものはおのずからやはり変えていまして、利用者の方は、いわゆる国民の皆さんたちの方が。

ですから、郵便だけで言うならば今おっしゃるようなことも通用すると思うんですけれども、郵政はそれだけじゃないと思うんですね、三事業ありますから。問題は、郵貯と簡保だと思っております。これは民間になると、もう私がここで申し上げる必要もございません、さっき申し上げたように、やはり信頼の問題が出てくるんですね。ですから、そう一概にいいなと思うんです。

ただ、問題は、郵便局がやっているコストと民間がやっているコストの差があると思えますよ。これはもうやむを得ない。公社になったから、完全に考え方を變えて、民間がやるような考え方で公社は運営しないと、今おっしゃる通りに、民間との競争に負けてしまうということになりかねないと思いますから、これは今回の切りかえで公社側が十分配慮すべきことじゃないでしょうか。

○安住委員 大きな話をさせていたくと、やはり山本参考人がおっしゃる通りに、今我が国で最も問題なのは、戦後、国土の均衡ある発展という政策の大きな共通の認識があつて、地方と都市の、都市部というか、格差を縮めていくということをやってきたわけですね。その政策が、道路

にしてもこの郵便局の問題にしても、もしかしたら、大きな曲がり角に來た時点で問題になっているということはあると思うんですね。そういう中で、郵便局をより公共性の高いものというふうな位置づけて、山本参考人の町ではワンストップサービスなんか始めていらっしゃる。

今後、より公共性の高いものとして郵便局を位置づけた方がいいのか、それとも経済合理性の中でより多くのサービスやコスト軽減に向けてやっていった方がいいのか、そこが非常に国会の中で議論を呼んでいるところなんです。このことについていかがお考えでございますか。

○山本文男君 私どもの一番望んでいるのは、信頼と、それから業務のあり方なんです。ですから、コストが一番問題になるわけですから、公社になっても、国営であろうとも、やはりコストダウンだけは努力をしていかなきゃならぬと思えます。

それをしないで、今までのような、言うならば役所方式の業務を進めていきますと、どうしてもコストが高くなると私は思います。だから、そこあたりの切りかえは必要でしょうね。よく言われる、バランスシートを出せ出せという、そこあたりを頭の中に入れた公社としての運営をすることが必要じゃないでしょうか。

それからもう一つは、公社が仕事をしていく上で、これは自分の方の子会社にやらせた方がコストダウンになるというようなこともあり得ると思えます。そういうのはほとんど取り入れていっていいんじゃないでしょうか。だから、競争力を高めていくということが一番大事なことだと思います。

それから、大都市と我々のような中山間地帯の格差をどうして埋めていくかというのは大変難しい。これはいつも議論になるんですけども、都市では成功するけれども、中山間地帯では成功しないということはあると思います。そこを成功するようにするためにはどうしたらいいかというの、さっき言ったように、信頼と、いわゆる

コストダウンをやっていくことで私は解決すると思えますから、そう余り深刻にとらえて考える必要はないんじゃないかな、そういうふうな思いです。

○安住委員 すると、郵便事業に競争原理をもつと入れてもいいというお考えですね。

○山本文男君 郵便事業でしょう、それは当然働きますから、出てくると思います。

○安住委員 それでは、ちょっと今川参考人にも一度、もう一点だけ伺いさせていただきたいと思います。

ゴルフバッグの往復便とか、先ほどおっしゃいましたクール宅急便、それから深夜の集配、こういう国営で今まで郵便局がもう及びもつかなかったことを宅急便会社はできるようになった、そういうことでいかに国民に便利になったか、もう少し目を開いてみんな見るべきだというふうな意見があるんですね。これは紛れもなく、実は小泉総理が本会議で言ったことなんです。

この意見からいうと、どんどん今後公社からさらに民間の自由な発想でやった方が、英語で言うところクリエティブな事業展開というのができるんじゃないかという意見もあるんですね。これは利用者の側から見ていかがでございますか。

○今川敦子君 私のところは別に業者ではないんですけれども……(安住委員「利用者」と呼ぶ)利用者、はい。

ゴルフバッグとか海外行きのトランクをとりに来て、持って行って、また持ってきてくれるとか、今までは重いのを提げていくとかいろいろしていた、そういう便利さというのはありますけれども、では、郵便局がそれをできないから不便だとかいのように並列して考えたことはありません。

利益を生む手段でやっているわけです。ですから、私たちは、その人たちがそれを行っているから非常に便利だとか、では、郵便局だけだったら郵便局がそれをできないから困るとか、そう極端には考えていません。

大体、宅急便屋なんというのは、何遍も言うように、今のいわゆる道路網の整備によってこういうことができたんであり、また非常に自由競争というものの対しての参加ができるようになったからこでできているんであって、そういう点、価値観を一緒に考えておりませんが……。

以上です。

○安住委員 最後に、西田参考人にお伺いをさせていただきます。

我が党にも、また私のところにも随分要請をいただきました。本当にありがとうございます。今回、点字郵便一部録音物の無料扱いというところは、確かに政府は削除したわけですね。皆様方に対して法案の説明等々あったと思うんですけども、そのときに総務省側は、公社が発足した後、例えばこれを今後有料にする可能性があると、そういう話を西田さんの側になさったんでしょうか。そういう話を伺っていらっしゃいますか。

○西田洋一君 いや、それはありません。ただ、では、今まであったのがなぜ外されたのかというところに、そういう不安がどうしても起こるわけです。

さっきから出ておりましたように、民間参入とかいろいろなことになりますと、今は、どこかほかのところでも少し黒字が出て、こっちは損ですが、押しなべてちょうどいいあんばいということになっているようです。そういうふうな聞きましただ。直接は聞いていませんが、今言いましたように、では、そのままにしておいていただけなかったのかということを感じするわけです。

○安住委員 このことについては、法案の修正で盛り込むべきだという意見も非常に強くて、我々

も何とかそうしたいとは思っているんですね。ですから、きょうのお話を聞いて、東京に戻りまして、皆様方の御要望をぜひかなえられるよう最大限頑張っていくたいなと思いますので、また何かありましたら御要望いだきたいと思います。

きょうは、皆さんありがとうございました。

○川崎座長 次に、遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 公明党の遠藤和良です。私も座ったまま失礼します。

きょうは、お三人の意見陳述をしていただきまして、本当にありがとうございます。

最初に今川敦子さんにお聞きたいんですけれども、郵便局は空気のような存在で、国民の皆さま

んに愛されているし、今のサービスで十分満足をしているのに、何で変えなきゃならないの、国民を忘れたところで何かやっているみたいだという

ふうに、何かおしかりを受ける気持ちがあったんです。やはり今のこの法案の論議、私どもは一生懸命議論しているつもりなんですけれども、大多数

の国民の皆さんから見ると、直接国民のための改革であるというものが具体的に胸をつかないとい

いますか、心に刺さらないというか、何か国民を忘れたところで議論がされているんじゃないのというふうな印象をお受けになっているというふうに理解してよろしいんでしょうか。大変テーマの大きい質問で申しわけないんですが、確認の意味でちょっとお聞きしたいと思います。

○今川敦子君　まことにそのとおりでございます。

らない年賀状など要らないので、そういうようなお便りを、いや、別に大分のことを言っているわけじゃないんですよ。そういうような、今、こうした、こうした、こういうふうになっていますよという、国会便りというようなことはいつもありますけれども、選挙が近くなったらそうすることじゃなしに、やはり平生非常に関心を持っています。特に郵便とか、あるいは道路なんかは県の知事さん初めいわる行政体が関心を持っていますけれども、私たちは、情報公開もさることながら、この郵便というのは本当に関心を持っているわけです。二年ぐらい前に入った十年掛けの簡易保険はどうなるのかなとか、もうとにかくみんな本当に、言っちゃおかしいんですけども、自分のことに関しての不安は全員がそういうことで不安なんですね。

ですから、今遠藤議員さんがおっしゃったようなことを、私もお返しさせていただきます。

本当はこの改革は、ある意味では明治以来の大改革なんですね。前島密という人がこの国に郵便制度をつくられてもう百年以上たつわけですけれども、ずっと国家独占でやってきた事業に対して、条件つきですけれども、国家独占を一切認めないで、民間の方にも、ユニバーサルサービスをできるのであれば参入しても結構ですよ、それからもう一点は、経営主体も、国が直接やるのではなくて、公社という形で、国と別の経営主体で行いましょう、そこで自己責任できちっとやっていただきますように。

そういう意味では本当に大改革法案なんですけれども、それが国民の皆さんにとってみれば、今で十分にやっているのに何でそんなに急いで改革をしなきゃならないのというのは、やはり具体的に何を目指しているのかというものは、はっきり国会の方から国民の皆さんに示さなければいけないということだと思っんですね。

この改革ができ上がった姿というものはいろいろにイメージできるんですけど、一つは、独

占ではないというふうに、みんなで郵便事業を国民のためにサービス競争しましょう、そしてさらに今のサービスよりもいいサービスになるようにしましょうということですね。

それからもう一点は、公社という形になるわけですから、より民営化に近い経営手法でもって、効率のよい、そして今まで以上の成果が上がるような方法を考えましょう、公社と民間事業者がお互いに切磋琢磨し、国民のためのよりよい競争戦をしましょう、こういうふうなところにねらいはあるんですけれども、そういうねらいは、今ま

での国会審議の中では心の方には伝わっていない
ということでしょうかね。

○今川敦子君　そうですね。いつも興味を持って審議の成り行きを見ていればともかくですけれども、私は平凡な主婦として、主婦の感覚で申し上げ

げれば、恐らく、今そちら側でおっしゃっているようなかみ分けた内容というのはわかっておりません。ですから、とにかく入り口がまだ全然わかってなかったら、中身も少しまだ見えにくいんじゃないかなと思っております。

○遠藤和委員　ありがとうございます。
次に西田さんにお伺いしたいんですけれども、いわゆる点字郵便物の無料扱いを初めとする第三种・第四種郵便を現行どおり公社になっても扱ってほしい、これは私は当然のことだと思えます。また、国会の審議でも総務大臣がするように答弁されております。

私は今回の信書便法案の方で、例えばこの信書便を扱う、全国展開できる事業者を認めているわけですけども、この事業者にも第三種、第四種ということをユニバーサルサービスの一環として、みずからの経営判断として実行していただいた方がいいんじゃないかなという考え方を持っているんですね。

は、日本全国で展開する信書便を取り扱う民間事業者が参入された場合、公社が行っている第三种・第四種郵便の扱いのようなものをみずからも会社の経営方針として採用されてもいいのではないかな、このように思っていますけれども、あなたはそのように感じておられますか。

○西田洋一君 私は、あえてそれは、現行が守られればいいのかなということで、民間の方へ託すというのは、先ほど両方で出ておりますが、やはり信頼性あるいいいろいろなことからして余り思いつきません。

むしろ、これまでやはり安心と信頼の中で、しかもサービス、知る権利を保障していただいている、国の法律のもとに保障されているというスタイルをぜひ継続、維持していただきたい、そういうことしか今考えておりません。

○遠藤和委員 私は、法律で義務づける話をしているんじゃないくて、民間の事業者がみずからの経営方針としてそういう方針をされると、国民の皆さんはその会社に対して多大な信頼を増すのではないかと、こういうふうに思うわけです。

それは、現に飛行機の会社にしても鉄道の会社にしても、自分の持ち出しで身体障害者に対する割引をしておりますね。これに対して国は補助金を出していません。こういう仕組みがあるわけですから、その程度のサービスはされてもいいのではないか、皆さんの方からもそうしたことを民間の事業者に対しても御要望されてはいいかな、こんなふうに思ってたわけです。

○西田洋一君 わかりました。ちょっと聞き違い、勘違いがあつたようです。それはもうおっしゃるとおりだと思います。信書使と言われますと、どうしてもやはり大事な部分というのが意識にありましたので。

今おっしゃっていたいたのは、本当に、まさに建設的で、私どもにとっては今後ぜひ考えたい問題です。

といいますのが、先ほどの郵送件数に書きまして、点字の図書あるいはカセットというの

はかなり場所をとる。郵便を現在のものでやったら、郵送、大きな袋にでも三冊ぐらいしか入らないですね。多くて四冊ぐらいしか入りません。ところが、やはり業務上大きなものを何十冊、あるいは選挙公報も含めて、まとまったものをお願いするときは、さすがにやはり郵便局に申しわけないという気はいたします。そういう折に、宅配関係を含む民間の方々へのユニバーサルサービスの一環として考えていただけないだろうかというの、今後、具体的に私どもからの要望という形も含めて前向きに考えて、もし対応していただければありがたいという思いを今しました。

○遠藤和委員 ちょっと勘違いされているようです。今の、現行の宅配便事業者に対するお話ではなくて、今度の信書便法案の中で全国に展開する信書便を取り扱う事業者が参入できるようにしてあるわけですね。その方々に対してそういうふうな三種・四種郵便のような扱いを会社の方針として採択されることを陳情されてはいかがかなと。まだその参入事業者が確定しておりませんから、これは将来の話ですけれども、そういうことをちょっと申し上げてみたかったです。

(座長退席、佐藤(勉)座長代理着席)

○西田洋一君 はい、わかりました。

○遠藤和委員 山本さんにお伺いします。

山本さんは、地元の町長さんであるとともに、日本全国の町村会の会長さんを現在もしていただいております。本日に日本全国の町村の実情を詳しくお知りだと思ふんですね。

私は、郵便局とワンストップサービスというのが国と地方全体の大きな行政改革になるのではないかとこの視点からお伺いしたいんですけども、国民に対する行政のサービスの窓口、これを郵便局に集約することによって、市町村も県も、あるいは国もその窓口を集約化できるのではないかと思ふんですね。

今はまだワンストップサービスの業務の形態が

数が少ないです。これからさらにたくさん、国の各省庁が行っている業務とか県が行っている業務とかそういうものを郵便局で取り扱えるようになっていけば、それぞれの住民への窓口を集約化できますよね。こういうふうな意味で、このワンストップサービスというのを国全体の行政のシステム化というものに考えて行うことはできないのか、このように考えますけれども、どのような御意見をお持ちでしょうか。

○山本文男君 ごもっともなことだと思ふんですけれども、ただ、問題があるんです。その委託をする郵便局側に能力が求められるわけですね。私のところでやったのは、そんなにたくさんのものでやるだけの能力のある郵便局ではないわけ

です。ですから、これから、さっきもお話がありましたように、合併が進んでいきますと、どうしても郵便局というものの利用価値が高まってくることは確かです。だから、今先生がおっしゃるように、そういうワンストップのような事務事業が国

にも県にもたくさんあると思いますから、そういったものを、郵便局を選択して、これを例えばABCぐらいのランクにして、Aのところにはこれだけの事務をやってもいい、Bのところはこれだけ、Cのところはこれだけということ、そういう委託をやっていきますと、行政のコストダウンは、これは、とても今の状態で地方自治体が運営することは不可能ですから、だんだん縮小して

いかなきゃならぬ時代に入ってきておりますから、そういうふうな郵便局が側面的なそういう行政の一端を担っていただけたらということになれば大助かりじゃないでしょうか。これは活用すべきです。

○遠藤和委員 どうもありがとうございます。○佐藤勉座長代理 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。

私は東北出身であります。そして、中山間地のさまざまな現状でありますけれども、これは九

州も東北も共通の悩みがあるのではないかと思っております。

そこで、先ほど町長さんから、過疎地域を含めまして全国津々浦々に展開する郵便局が地域に果たす基本的な役割をお話いただいたわけでありますけれども、その中で、法務局と郵便局ですか、国の機関として最も身近なものといえば法務局と郵便局です。法務局については、であったと言った方がよろしいかもしれません。市町村の事務として人の関係は戸籍あるいは住民基本台帳というところで行政をやる、国の方は土地であるとか家屋とか法人とかそういうものの戸籍とい

か、そういうことで登記簿でやる。本日に身近な国の機関であった法務局の方は、多分九州においてもこの何十年と国の行政改革の中で統廃合が進んでおる。その中では、市町村との連携の事務というのは、これは別な仕事だということ、なかなか難しい形になっている。

郵便局については、本日に全国二万四千七百余というところで、住民にとっては物すごく身近なものなのでありますが、公社化の中で、さて郵便局はどうあるべきか、そして、昨年郵政官署法案を通じまして連携という形になりました。今、遠藤委員からもお話しのとおり、市町村との連携あるいはワンストップサービス、さまざまなあるわけなんです。また一方で、合併推進する中で郵便局の果たす役割も町長さんからお話をいただきました。しかしながら、私、東北の人間であります。合併しやすい地域もあるわけなんです。周

りを見れば五千人とか三千人の町村であります。一緒になれば面積が広がって、確かに五万人ぐらいの地理的に広い面積の市というものができるとは思ふけれども、果たしてそれが行政として成り立つのか、そういう課題もまた一方であるわけなのであります。

そこで、まず第一に基本的な話なんです。もう一度、公社化の流れにあって市町村にとって郵便局のあり方といいますか、全国町村会でも論判されておりますでしょうし、これがまず第一点。

それからもう一つは、先ほどお話ししたとおり、町村合併の中で、熊本城を見ますと、一層、二層、三層としっかりしております。今、行政は国、県、市町村と三層構造になっておるわけなのであります。市町村と三層構造の中で、その部分も合併できない事務は県がやるべきではないかと、あるいはまた道州制であるとかさまざまなところ、町村会長さんとしてかわっておられると思うのであります。その部分とあわせて御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○山本文男君 郵便局を行政の一端として我々が活用していくということについては、一つは時代の要請かもしれません。それから、合併をして行政区域が広がることは確かですから、そうしますと、広くなった上に、しかも合理化を推し進めていくのが合併なんです。ただ一緒にしただけじゃありませんから、いろいろな面が合理化されてくることになります。これがやはり合併の効率化をねらうことになるわけですから、やむを得ないと思ふます。そうしますと、そういうときに、郵便局というのはますます必要性を高めていくということになっていくんじゃないでしょうか。私はそんなふうには思ふます。

それから、あとの部分で、今の合併に対していろいろ垂直、水平を言われておりますけれども、垂直は、これは少しおかしいと私は思ふます。なぜかといいますと、地方分権で対等、協調の間柄にしましょうと言っているわけでしょう。それをまた改めて垂直を設けるんじゃないのは少し逆行しているんじゃないでしょうか。だから、これはどんなことがあってもやるべきでないと私はきのうも申し上げたんですけれども、垂直をやるなら地方分権の必要がなくなってくるわけですよ、逆にやるわけですから。

だから、そういうやり方をするというのはやめるべきだと思います。むしろ、言うならば、まず権限縮小する、削減するというそれそのものが私は住民の自治権とか団体自治権の侵害になる

と思うんです。だから、それも私は余り賛成できませんけれども、ただ、メニューをこしらえておく、それを選択するのはその自治体、その市町村に任せるというようにやれば抑えつけにないわけですから、そういう選択をする中に郵便局の存在もあっていいんじゃないかな、私はそういうふうに思いました。

だから、これからの地方自治体の、いろいろな言葉を使っておりますけれども、基礎的なとか小規模とか使っておりますけれども、そういうことなしに合併というのはどんどん進んでいくわけですから、合併というのは合理化じゃない。合理化をやっていくためには、そういうような弊害が出てくるから、そこでまた郵便局というものを活用していったってその弊害を除去していくというやり方もある。

それからもう一つは、垂直なんということは、これはもう完全におかしいと私は思いますから、水平線の上にまた事務の展開をしていくということと考え、かつその中に郵便局というのを見ていけば郵便局の存在価値はまだあるんじゃないでしょうか、私はそういうふうに思います。ちょっと答弁にならなかったかもしれませんが。

○黄川田委員 二〇〇五年三月までに合併ということで、今、総務省の一番重要課題ということでこれから議論されるところでありますので、それで御意見をいただきたいと思ひまして質問しました。ありがとうございます。

それでは、残り時間半分ぐらいになりましたので、次は今川さんをお願いしたいと思ひます。

お話の中で、ふるさと小包ですか、これが全国津々浦々のネットワークを使ひまして全国に届けられる、地域おこしに大変役立っておりますと高い評価をされております。そこでまた、大分といえ一村一品運動ということで、本当に知事さんが頑張られて、何を植えてハワイに行こうではないか、東北の者ですから、情報が来るまでに

ちょっと勘違いがあるかもしれませんけれども、いずれ、地域おこしには本当に元気な県だと思っております。

そこで、地域振興あるいは観光振興の中で、これまでもいろいろ活用されてきたと。公社化の流れの中で、さらに何か求めるものといえますか、ふるさと小包みたいな形の中心であるとか、あるいはまた、それと別個に、こういうものも観光振興あるいは地域振興の中で活用したいという何かあればお話しただければと思います。

○今川敦子君 まず、郵便事業というのは明治時代以来国がしてきたんですけれども、もう今や国民共有の事業だろうと思ふんです。それで、それがいろいろな経済的な相乗効果とか、政府の方々の話を聞くところというところで、あえて公社化にしていく、あるいは民営化、民間参入もしようというふうな事柄であり、私たち国民が一応抵抗しても恐らくむだな抵抗という形になって、何かの形で決着していくのかなと思つてあきらめはしておりますけれども、あえて言えば、やはり公社化になつても現状の体制が大きく崩れないようにしてほしい。恐らく当分そういうことでいくというふうにおっしゃられるかもわかりませんが、それではもう詭弁のような感じがします。

そしていろいろ、この間の北海道の飛行機会社じゃないですけども、とにかく何か悪くなつたときには雇われ経営者が頭を下げて、国民の皆さんに御迷惑をおかけしました、申しわけありません、そういうことで非常にやりいいわけですね。ですから、公社になれば、今の国営よりは、今のまま郵政大臣ですか、総務大臣というんですか、その人が、国が頭を下げるよりは公社の方がよっぽど軽いですよ。公社のそのとき選ばれたその人が、このとおりでございますと三、四人が頭を下げて陳謝する。それで事を片づけるような事態にならないように、というのは、私たち国民が目を見てちゃんと見ているわけですから。

そして、何だか知らないけれども、何が何でも変えると言うのなら、やってみるしかないじゃないかと。それを実行に移すのは政府ですから。ですから、それはそういうふうにならざるを得なかつたら、そうなたたとしても、今言ったことのそれぞれの、私を初めあなたと二方の意見は全体の意見としてぜひ反映をさせていただいて、そして実際の話、それが反映するような公社化であるのならもう、自分だけ嫌だと言つたてしようにないです。だから、そういうことでいけるものならばいいと思ひますし、あえてそれ以上に望みません。現状が崩れないことを望みます。それだけです。

○黄川田委員 それでは次に、西田館長さんにお尋ねしたいと思ひます。

先ほど来の質疑の中で、意見陳述、我が党もよく理解いたしました。それで、かんばの宿とか、今後の宿泊施設なんかのバリアフリー化ということと取り組むということなんですけれども、現状の郵便局、いろいろあるわけなんですけれども、障害者の方々にとってバリアフリー化について何か御意見があれば、個々の郵便局にお話が何かあるか、バリアフリー化へのかかわりの中で。

○西田洋一君 郵便局は、バリアフリー化については本間に郵政行政の中で取り組んでいただいていると思ひます。

郵便貯金の点字表示、預金口座の点字化ということもやっていたいております。また、これまでできなかった部分で、仕組み上ちょっと違うかもしれませんが、どうしても家族とか知人の方に私どもが送った郵便物の返却については郵便局の窓口ということになっておたわけですが、最近では、集配の方に依頼してその返却についてももちろん無料で協力していただいている。そういうことを思うと、やはり我々の立場に立つた考え方でそのバリアフリー化には努めておられる。

また、施設あたりでも、スロープ化とか、これはもうハートビル法とかも含めて率先して取り組んでおられるように聞いております。前向きに取り組んでおられると思ひます。

りますので、最後に山本町長さんにまたお伺ひいたしたいと思ひます。

市町村、例えば学校をつくる、あるいは公民館をつくるとなれば、単独のお金じゃできないですから、補助金であるとかまたその補助裏に地方債を発行いたします。発行すれば、その引受先として、特に学校とか公民館は簡保資金ということになると思ひます。それで、縁故資金と比較すれば優良な財源だということで、これまた果たした役割は大きいわけでありまして、そしてまた郵政の方でも、皆様方からいただいたお金がこのように使われているということで、還元融資の看板でありますか、そういうものも立っていると思ひますけれども、公社化後のそういう資金の融資とか簡保資金の関係に何か御意見なり要望なりがあればいただきたいと思います。

(佐藤(勉)座長代理退席、座長着席)

○山本文男君 今までのそういう制度で随分つくらせていただきました。ですから、より緊密感を持つていくんです。もしそれがなくなつていきますと、我々のような、言いかえると、町村あたりでは、そういうような施設をどんどんつくっていくことはもう不可能でしょう。また、つくるべきものは全部つくっているかもしれませんが、それらも、もっとほかの利用がございますから、それらがうまく活用できないということになりますと、どうしても事務の、言うならば縮小化を行わざるを得ない。そうしますと、それによって住民へのサービスが低下するということになりますから、それはこれからずっと持続していくことが必要だと思ひます。今の簡保の貸し出し、これはやはり持続すべきだ、継続すべきだと私は思ひます。その点、御努力をお願いいたします。

○黄川田委員 時間でありまして、終わります。

○川崎座長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございます。

きょうは、三人の陳述人の皆さん、本当にありがとうございました。

最初に、今川さんと山本さんにお伺いしたいと思っています。

今川さんの方から最初に、なぜ今さら公社化しなきゃいけないのかと非常に根本的な意見を言っていたのだと思うんですが、お二人が、今の郵便事業あるいは郵政事業で一層ここを改善してほしい、それから一層こういう部分を改革してほしいということ、それで頭に浮かぶことがありましたら、その点について、まず最初にお二人から伺いたいと思います。

○今川敦子君 少し不満に思うのは、いわゆる営利団体でないということで、公務員的な、應對の場合そういう要素が少し出ていることもあって、御近所のお年寄りの人たちなんかは、何かこのころ郵便局の人が威張っているななんという話もあるみたいなので、今回のこの話は、もう一回自分たちを見直す起爆剤になって、そして従来の、私たちが信頼している郵便局のようなことであってほしいな、そういうふうな思いです。

○山本文男君 郵便局の経営は、それに携わっている人たちがやはり使命感と責任感を強めなきゃいけないと思うんです。これは郵便局に限らず、そんなことを言うところ怒られるかもしれませんが、大体公はそうなんです。公はそうなんです。これは変えなきゃいかぬと思います。例えば、我々町村でも、むだなことをやってつづけることはないや、こういう感覚は皆持っているんです。だから、やはり経営感覚というものを持っていくことが必要だと思います。郵便局は、特にこれからは経営努力というものをやっていく必要があると思います。

○春名委員 続いて、西田さんにお伺いします。今、無料化条項の削除ということについて、どうしても復活してほしいという切実なお話を聞かせていただきました。無料化条項を削除するということは、次は有料化するという選択肢しかないわけですから、もし有料になった場合は、図書館

の経営上、どんな事態が想定されるか。それから、皆さんが点字などを郵送されていらっしゃる視力障害者の皆さんの生活にとってどんな事態が想定されるのか、このあたりをもう一度お聞かせいただきたいと思っています。

○西田洋一君 ちょっと現実的な数字には遠いかもしませんが、私の一番最後に、年間に何万件という件数の数字を挙げております。

その前に、私どもが今点字図書館を運営するための委託料、これははっきり申し上げまして、標準七名の賃金分しかありません。これは調べていただければすぐわかります。事業費というのが実は図書館運営管理の中には全然入っていないんですね。

では、どうしているかというと、私たちは、平たく言いますと、広報とかその他の事業で、点字印刷物、ユニバーサルサービスを目標ず、普通の文字を点字にしていただいた、テープにしていただいたというところで、最近、行政関係あるいは公共関係の資料が点字化、音声化が少しずつ進んでおります。そのわずかな委託料から原材料を引いた部分で事業を展開しているのが現実なんです。そこにもし将来有料化とか、発送に関して幾ばくかの経費が要するとすれば、もう全然経営は成り立たないというのは明らかであります。

また、仮にこれを、どこかの話で、国が補てんして、税金補てんがあるやにも聞きますが、これは今度は送ったときに、返す人がまた経費が要するとなりますと、御承知と思いますが、最近の視覚障害の大半の方々は、きゅう、マッサージの三療業を、大半といえどもパーセントでいえば二十数%だそうなんです。あと高齢化で、ほとんど年金、あるいは無職なんですね。そういう方々のことを思うと、将来有料化になった場合にはもう本が読めなくなる、情報とれなくなる。一方的にこちらから刊行物とかは流すにしても、自分の好きな分野についてはもう全然読めなくなるという状況が予想されます。

○春名委員 ありがとうございます。

そういう深刻な状況が想定されるにもかかわらず、無料化条項が削除されるということを実施しようとしている理由として、私たちが国会で質問しますと、公社になるので、自由裁量の経営がやられなければならないんだ、裁量があるんだ、そこまで無料化条項をそのまま残して縛ることは国としてはできないんだという答弁がずっと返ってくるんですね。私は、それはおかしいと言っているんです。これは自由裁量の枠外に置くべきものなんだ、だから、公社になるからこそ、余計に意図的に残すべきなんだということを私は言っているんですね。

この今の政府の答弁、自由裁量になるから無料化条項は削除しないとまずいんだ、経営を圧迫するからまずいんだというこの見解は私は承服できないんですが、西田さんはどうお考えですか。

○西田洋一君 おっしゃるとおりです。まさに有料化を認めざるを得ない、将来公社が経営が苦しくなったら、今まで無料化したものを少し取ってもいいんじゃないのというのがもう見え見えだと思っています。

一方で、そういう施設を、さっきも言いましたように、義務づけなきゃ、設置しなきゃ、知る権利が保障されているといながら、一方でそれと逆のことをしておられるのかな、非常にその辺は危惧しておるところで、公社であればこそ、やはり法の上でそれをこれまでのとおり、無料化という部分を動かさないようにしていただきたいというのが私たちの切実な願いです。

○春名委員 公社になっても、アメリカ、カナダ、フランスは、無料化にしても構わないという法律と政令をちゃんとつくっているんですね。公社になったから無料化条項を削除しなきゃいけないといういわれは全くありません。そのことをぜひ、さらに声大きくして私たちが頑張りますので、そういう方向になるように努力をしていきたいと思っています。

します。ユニバーサルサービスの維持、確保についてです。

今、郵便局、郵政事業庁が行っているこのサービスの水準を、民間業者がもし参入することになったとしても、やはりこれを守ることが私は大事だと思うんですね。もしこの法律、私たちはこの法律に余り賛成じゃないですけども、信書便法で参入することになっても、その水準を守るというのがユニバーサルサービスだと思うんです。

二点、私は疑問があるんですよ。御見解を聞きたいんです。一つは、ポストのことなんです。民間の業者が参入するとして、全面参入で。差出箱については、随時かつ簡易に差し出すことを可能とするものを置きなさいという規定だけなんです。この法律の中では、それから、その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものじゃないとだめだ。何のことやらようわからぬことが書いてあるんですよ。基準で。ポストは、例えば郵政事業庁は十七万七千本設置しているわけですね。どこでも随時、簡易にいつでも一通から出せる。しかし、その本数もこの法律には明記されていないわけです。政令で後で具体化していこうということなんです。そうすると、本当に大丈夫なんだろうかと不安になりますね。それから、信書の秘密を守るような随時かつ簡易な差出箱というのは一体どういうものだろうかとこのも疑問になりますね。持っていかれりしたら困りますので。

それから、もう一つは料金なんです。料金は、二十五グラム以下の場合には、総務省令で定める額を超えないものであること。こうなっているんですよ。これは八十円以下というのを想定されているようですが、法律にはないんですね。その料金が一体どうなるのか。小泉総理大臣の答弁、私たちの同僚議員の質問で、将来は地域間で料金格差が出てくることもあり得るんじゃないか、そういう議論もあり得るというような答弁を小泉総

理大臣はされているんですね。それも非常に心配している。

つまり、本当にユニバーサルサービスをきちっと守っていくというその基準をこの法律の中で十分示し切れていない。私たちは、そこはきちっとしないとだめだというふうに感じるんですね。私も高知県出身で、過疎の県ですので、そのことは非常に心配をしていることなんです。その辺についてお二人から御見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○今川敦子君 あなたがおっしゃるとおりであります。でも、小泉内閣が発出して以来、だんだん何か私たち地方に住んでいる者は、地域の切り捨ての政策が少しずつ出ているんじゃないかというふうな不安がちょっとよぎるようなことがたまたま発言されたり、あるいは取り上げられたりしてあります。

きょうは郵政の方の話なので、今言いましたように、あくまでもユニバーサルサービスというのは、これは本当に国民ひとしく、都会に住んでいる方が山間の僻地に住んでいる方が、そういう条件というものは最初から議論されないでみんなが同じように受けてきた利益です。ですから、今さら町の真ん中に住まなくてはいけなとかあるいは都市部ではどうかというようなことでは、非常に、明治以来の、江戸の飛脚の時代から文明開化で発展してこうなったわけですから、原点に返って、その原点の意思というものは、みんなが平等にひとしく受けられるようにそういうことは絶対守ってほしい、たとえ民間がしようがどがしようが。

それと、やはり信書の秘密というのは絶対にあります。要らぬことをしゃべられたら困る人もあります。要らぬことをしゃべられたら困る人もあります。要らぬことをしゃべられたら困る人もあります。要らぬことをしゃべられたら困る人もあります。

とにかく、最初に申し上げたように、私なんかとしては、信用、信頼というものはまだ大いに欠けるものがたくさんあるので、そういう点をどのようにに私たちに補ってくださるんだろうかという

ことの答えも欲しいと思っています。以上です。

○山本文男君 一つ心配なのがあるんですね。おっしゃるとおりで、ユニバーサルサービスがちゃんと守られるかという担保をしていなければ、そういうことが言えると思いますね。

もう一つは、民間が入ってきて事業を行う場合に、これをやられたら困ると思うんですね。独立採算制で全部グローバルでやる場合、例えば、九州はもう半分半分にしておいて支社みたいなのをずっと置く、そして独立採算でやれ、こういうことになってきますと、さっき言ったように、サービスだとか料金だとかというのは、上がった悪くなったたりすることはあり得ると思うんですね。その場合に、例えばこの地域に支社を置いてやっておいたけれども、もう採算に合わないから、不採算だからやめますといっても、ユニバーサルサービスを侵害することにならぬわけですね。そこらあたりがやはり心配な点だと思います。だから、それをさせないようにすることこそ大事じゃないでしょうか。それを一つ私は思います。

○春名委員 三人の皆さんの貴重な声をしっかり国会議論にも反映できるように努力していきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○川崎座長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。きょうは三人の陳述者の方、本当に御苦労さまでございます。

きょう、お三方のお話を伺っておりまして、やはり郵便局というものが、生活あるいはハンディを持つ人々あるいは自治体、いろいろなところにかかっている生活として密着しているかということに改めて強く感じんですが、実は今度の公社化法案がこうして国会で審議されておりますが、五年前、行革のときに、郵政三事業の民営化ということが大変大きな議論になったんですね。そのときには、国民の方から郵政三事業を民営化してほしいという声はそんなに高くなかったんで

す。ですから結果的に、公社ということ、事業庁を経て国営三事業一体ということで、今度の法案が今審議されているんですね。

それから五年たった現在、小泉総理が総理になった。そしてあの方は以前から郵政三事業の完全な民営化論者ですね、激しい民営化論者。そういう政治家が総理大臣になってしまったんですね。そのことによって、さらにこの問題が改めて国民の議論の的になった。そして、民営化すべしという声も五年前に比べてかなり高くなっているんです。小泉さんの考えに賛同する人がふえたということもあるでしょう。しかし、ふえた人たちというのは都市部の人たちだと私は思うんですね。

今お話を聞いてみると、やはり地方の人たちからの民営化してほしいという声は五年前と変わらないうちと私は思う。ふえたのは恐らく都市部の人たち。都市部の人たちは、たとえ民営化されても、それこそ競争原理が働いて便利になる、料金は安くなる、そういった可能性が高いですよ。ですから、そういったことでは、民営化すべしという声は当然上がるでしょう。しかし、先ほどから言われているように、何といっても国民全員が利便を受ける権利、シビルミニマムというのがあるわけですから、そういったことから皆さん方の意見は非常に貴重だと私は思うんですね。

それで、今川さんにまずお聞きしたいんですが、本当に、先ほどのお話の中で、なぜ今のままで悪いんだらうという御意見がございました。それが私はすべての人たちの声を代弁しているんじゃないかと。今のままでいいじゃないかという声が地方の方が多い。しかし、これが今度公社化になるわけですが、でも、公社化になっても、いわゆるすべての権利だけは、これまで享受しているものだけは維持してほしい、その体制を維持してほしいという声でございました。

これから公社化になったとして、そしてまた、さらにこれをきっかけにして、小泉さんは民営化の一里塚だという発言もしていますし、小泉さん

が総理大臣でいる間に、もう一段階、もう一段階進む可能性が有ります。いわゆる郵政三事業の民営化に対してどのようなお気持ちでしょうか。

○今川敦子君 もう全くお話をならぬと思えます。

信書の民間参入というの、今言ったように、それぐらいの危惧と心配を持ってありますけれども、一応あの方のメンツということでいけば、信書の民間参入、だれか受け手があれば、だれも嫌だと言えませんが、やはり今の状態を維持しながら、そこは損しようが得しようが、いわゆる一律な今までのような料金であり、そしてこうした視覚障害の方たちのための福祉の方の厚い手も変わらないようにしてほしいとは思いますが、信書の二事業は、これはもう根本からちょっと信頼できないですね。

ですから、銀行でさえ、預けたら担保をくれと言う人があったと言って銀行員さんは笑っていましたけれどもね。本当に大丈夫か、おまえ担保を出せと言ったというぐらいに、やはり今すべてに對して私たちは疑心暗鬼です。

ですから、それがどういいう立派な企業だろうが何だろうが、今まで大きな倒産を見えていますけれども、えっ、あそこがここがというところどころでございますので、この二つを民営化するというのは、恐らくささと皆さん入れているものは出すとか、そういうことになって、アブハチ取らずになるんじゃないかなという感じに、そこに手を挙げたところはそういうふうになりはせぬかなとは思いますが、私は絶対、百歩譲っても、信書だけはどうしてもやらせたいのならば、小泉さんもあれだけ言っているんだから、それ以上は言いませんけれども、それで落ちついてくれればまあまあだけれども、落ちつく内容をきちっとそういうふうな形で整えてほしいと思ってここにきて来ております。どうぞよろしく願います。

○横光委員 ありがとうございます。

民営化そのものはもう論外であると。恐らく民営化ということは、ユニバーサルサービスなんかは全然取っ払われてしまうわけですからね。そういった意味で、やはりただただ競争がすべてだという考えでは、いろいろな権利を奪われる人たちが出てくるということだと思います。

西田さんにお伺いしたい、後から山本さんにもお尋ねしたいんですが、一つは、強者と弱者の関係、あるいは都市と地方の関係、これがこれまではその格差を埋めよう、あるいは強者と弱者の面、福祉の面でいえば、その福祉というところで補って、いわゆる法のものと平等を少しでも保とうというこれまでの福祉国家であつたと思うんですね。それがだんだん競争原理の導入によって弱肉強食の姿が徐々にあらわれつつある、その端的な例が今度のこの郵便物の無料削除というところに出てきているんだと私は思うんです。

これは時代の流れとはいえ、公的な分野で守っていかねばならない部分、そういったものを守りながら守って初めていわゆる法のものと平等というものが成り立つんであろう、このように私は考えております。

実はこの前、民間事業者の方々に国会で私も聞きましたんですが、要するにこういうった郵政三事業が今いろいろな分野で、福祉の面でも貢献をしているわけですね。こういったところはもう一切やる気がないと断言しているわけです。つまり、民間が参入しても、声かけとかふれあいとか盲人用の郵便物の無料化とか、こういったことを民間ができるわけがないし、そもそもやる気がないわけですね。

そういった意味で、今回この法案の審議に入るに当たって皆さんの陳情が一番多かったのは、盲人用郵便物の陳情でございました。それほどやはり情報源を奪われかねないという大きな問題でございまして、私たちは何としてもこの無料化を継続していくという形をこの審議の中でしっかりと打ち得ていかなきゃならないという気がとても強くしているんです。

それで、改めてもう一回お聞きしますが、いわゆるこれは公社化です。さらに小泉さんは民営化と言っているんです。この民営化についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○西田洋一君 今おっしゃったとおりです。あえてなぜ今改革かという原点に返った部分で、私もうんとうなずいて、本当に同感でございます。ましてや、公社化あるいは民営化になった折になぜこの条文を外したのかというのは、繰り返しですが、やはり非常に不安と危機感を持っております。片や知る権利を保障しながら、片や知るためにはお金を払いなさい、極端に言えばそういう論法かなと。

民営化の一つの大きなプラス、いい面は、やはり生産活動、その部分については、これを繁栄のためにされているのは本当にわかるわけですが、最低限必要である、最低限生活権にも直結するような情報を知る、あるいは知らないという部分では、これは非常に大きなウェイトがある中で、将来の有料化にもつながりかねないというこの改革の骨子というのは私は非常に疑問であるわけなんです。

いろいろな面での議論の中であらうかとも思いますが、なぜ削除したかということにはぜひ答えたいですし、当然、どこでしていただくにしろ、やはり知る権利、最低これだけはという保障されている部分については継続、維持ということをお願いしたいところです。

○横光委員 ありがとうございます。

山本陳述人にお聞きしたいんですが、山本さんは、先ほどから、やはり公社化になったとしてもユニバーサルサービスが第一だと。それで、郵便局員は家族みたいなものだというお言葉がございました。その上に、自治体の長として、郵便局との提携にも取り組んでおられる、いろいろな意味で、信書を配るだけではない、プラスアルファの郵便物の価値というものを非常に認識されている立場だと私は思うんですね。

そういった中で、公社化になりますと、先ほどから言われていますように、これから経営は責任が伴ってきます。これから一万五千人の削減にも取り組む、効率化、効率化ということになっていくわけですね。そうしますと、先ほどから言われている災害のときとかあるいはひまわりサービスとか、今自治体で郵便局と提携しているいろいろな業務とかそういったものが、だんだん局員の、とりわけ外務員のそういうことをしているようなゆとりがなくなってくるんじゃないかと私は非常に心配しているわけです。

せっかく自治体と郵便局との連携、協力関係ができつつある中に、今度は公社化になってそういったことが逆に停滞してしまうのではないかと気がいたしておりますが、その点はいかがでしょうか。

○山本文男君 そういう点は心配されますね。

ですから、私が思うのは、郵便局も、公社化になったから、そのまま横滑りをするというような考え方で公社化したら、これは私どもの言っているような郵便局にはなれないと思います。こういう機会に体質改善を当然行わなければならないと思います。そして、いかなる民間の人と競争しても競争力が高いものは培っていかねばならぬと私は思うんですね。

だから、あれだけ郵便局は仕事をやっているのに、民間は入れないよというぐらゐの郵便局の体制を整えることが必要であらうと思ひますね。そういう仕事をしないと、すき間だらけの仕事をやっておりまうと、あそこに入っていくこう、ここに入っていくこうということになるんじゃないでしょうか。だから、その点をまず一つ申し上げておきたいと思ひます。

その次は、市町村との協力の関係なんですが、これはさっき申し上げましたように、私どももさらにこの合理化を進めていかなければならぬと、その有効な最大の手段が市町村合併なんです。合併をしていきますと、どうしても辺地のデメリットの面が出てきます。それらを郵便局が活用して、そのデメリット部分を抑えていくというやり方をするのが非常に求められると思ひますね。

その場合に、郵便局は体質改善のために余裕の人材がない、こういうことを言われると、なるほどそうかなとは思ひますけれども、ところがそうじゃなくて、今一人の外務員が朝八時半から夕方の五時まで働いている間に、それこそゆとりの時間というよりも、言うならば時間の間があるわけですね、それを活用していただくというわけですね。だから、八時間のうち詰めて六時間働いていると言われればそれまでかもしれませんが、そこをひとつ自身自身の努力のあり方を考えていただいて、十分でも二十分でも三十分でもそういうものに使っていただく、そういう改善をしていただかなきゃ競争には勝てない、こういうことですから、私は、決して余裕がなくなってしまうということにはならないと思ひます。

○横光委員 本当にありがとうございます。非常に私はいい提言だと思ひます。ちょっと時間が来ましたので、最後に一言。お二人にも聞きました、山本さんにお聞きしたいんですが、さらにこれからいわゆる民営化という動きを今小泉さんは考えているわけですが、民営化ということにつきまして、最後、一言御意見を。

○山本文男君 私は賛成ではありません。反対です。

○横光委員 ありがとうございます。

○川崎座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。この際、一言ごあいさつを申し上げます。意見陳述者の皆様方におかれましては、御多忙の中、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました。

いただきました関係各位に対しまして心から感謝申し上げ、御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

平成十四年七月十六日印刷

平成十四年七月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局